

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成27年5月29日
- 【発行者名】 ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）  
リミテッド  
（Goldman Sachs Management (Ireland) Limited）
- 【代表者の役職氏名】 取締役 セオドア T. ソティア（Theodore T. Sotir）
- 【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー70  
（70 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland）
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造  
弁護士 大西 信治
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ -  
GS新成長国通貨債券ファンド  
普通（米ドル建て）クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、日  
本円クラス受益証券  
（Goldman Sachs Global Funds -  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Ordinary Class, Euro Class, Yen Class）
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズのサブ・ファンド  
であるGS新成長国通貨債券ファンドの普通（米ドル建て）クラス  
受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券に  
ついて、下記の募集金額を上限見込額とする。  
普通（米ドル建て）クラス受益証券 50億米ドル（約6,009億円）  
ユーロ・クラス受益証券 50億ユーロ（約6,516億円）  
日本円クラス受益証券 5,000億円
- （注）特段の記載のない限り、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成27年3月31  
日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1  
米ドル＝120.17円）による。また、ユーロの円貨換算は、便宜上、平成  
27年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場  
の仲値（1ユーロ＝130.32円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ - G S 新成長国通貨債券ファンド (Goldman Sachs Global Funds - Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder) (なお、ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ - G S 新成長国通貨債券ファンドの愛称として、「ザ・プロフェッショナル エマージング・カレンシー・ボンド」を用いることがある。)

(以下、ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズを「ファンド」ともいう。)

### (2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、ファンドのサブ・ファンドであるG S 新成長国通貨債券ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)の受益証券により構成される。受益証券は、普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、日本円クラス受益証券および普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券がある(以下総称して「ファンド証券」という。)

このうち日本では、本書によりG S 新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券(以下総称して「受益証券」または「クラス受益証券」という。)が募集される。

届出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。各サブ・ファンドは追加型である。

個々のサブ・ファンドについての記録および会計処理が保持されるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドに適用される投資目的に従って投資される。サブ・ファンド毎の単独の監査報告書が作成され、ファンドの年次報告書に記載される。

サブ・ファンドのファンド証券の発行および買戻しは当該サブ・ファンドの取引日においてのみ行われる。ファンドの規則は、受託会社、管理会社および全受益者を拘束する信託証書において定められている。ファンドおよびサブ・ファンドは、信託証書に定める方法により解散されるまで存続する。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるG S 新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券について、下記の募集金額を上限見込額とする。

普通(米ドル建て)クラス受益証券 50億米ドル(約6,009億円)

ユーロ・クラス受益証券 50億ユーロ(約6,516億円)

日本円クラス受益証券 5,000億円

(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、平成27年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.17円)による。また、ユーロの円貨換算は、便宜上、平成27年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=130.32円)による。

(注2)ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されているが、G S 新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行い、ユーロ・クラス受益証券は、ユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロをもって行い、日本円クラス受益証券は、円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り日本円をもって行う。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

**(4)【発行(売出)価格】**

各受益証券についての各申込がゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)により受諾された取引日に適用される1口当り純資産価格  
発行価格の照会先は、下記(8)の申込取扱場所である。

取引日とは、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルクおよび日本における銀行営業日ならびに  
ニューヨーク証券取引所の営業日をいう。

ただし、( )12月24日、( )各サブ・ファンドまたはそのマスター・ファンドの純資産価格の決定が目論見書に記載された理由により中止されている場合および( )管理会社が受託会社の同意を得て  
随時これと異なる決定をし、事前に受益者に知らせる場合はこの限りではない。

(注)ファンド証券1口当たり純資産価格については、下記(8)申込取扱場所に照会することができる。

**(5)【申込手数料】**

申込金額の3.24%(税抜き3.0%)を上限として販売会社(以下に定義する。)の裁量により決定される  
率を乗じて得た額とする。

サブ・ファンドの異なるクラス受益証券間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課  
される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近の各  
クラス受益証券の純資産価額の上限1.08%(税抜き1.0%)が、日本における販売会社または販売取扱会  
社により計算され、賦課される。スイッチング手数料は販売会社により異なる。疑義を避けるため付言  
するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社ま  
たは販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

**(6)【申込単位】**

販売取扱会社により異なる。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会することができる。

**(7)【申込期間】**

平成27年5月30日(土曜日)から平成28年5月31日(火曜日)まで

**(8)【申込取扱場所】**

ファンドの申込取扱場所(以下「日本における販売会社」または「販売会社」という。)について  
は、下記に照会のこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号: 03-6437-1000

**(9)【払込期日】**

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」という。)から起算して日本での  
4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。販売取扱会社により、  
申込受付日に申込金額および申込手数料の引落としを行う事としている場合がある。各申込日の発行価  
額の総額は、販売会社によってファンドの買付注文を受領した日から起算して4取引日以内(以下「払  
込期日」という。)に受託会社の各サブ・ファンドの口座に各クラス受益証券の基準通貨で払込まれ  
る。

**(10)【払込取扱場所】**

前記(8)申込取扱場所と同じ。

**(11)【振替機関に関する事項】**

該当なし。

**(12)【その他】**

(i) 申込証拠金は課されない。

(ii) 申込の方法

ファンド証券の申込を行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。こ  
のため、販売取扱会社は外国証券取引口座約款その他所定の約款(以下「外国証券取引口座約款」と  
いう。)を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込  
書を提出する。申込金額はG S新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)クラス受益証券の場  
合は米ドルまたは円貨で、ユーロ・クラス受益証券の場合はユーロまたは円貨で、日本円クラス受益

証券の場合は円貨で支払うものとする(詳細は販売会社に参照のこと。)。円貨により支払われる場合、米ドルまたはユーロと円貨との換算は、各申込についての申込日または払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

(iii) 日本以外の地域における発行

日本における募集に並行して、海外で、募集が認可されていないか募集を行うことが適法でない国を除き、受益証券の販売が行われることがある。アイルランド居住者は管理会社の裁量により、受益証券を買付けることができる。

(iv) 引受等の概要

(1) 各販売会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約(ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の更改契約により更改済)に基づき受益証券の募集を行う。

(2) 販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社(以下販売会社と併せて「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(3) 管理会社は、日本における管理会社の代行協会員(注)としてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を指定している。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格(以下「純資産価格」という。)の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

G S新成長国通貨債券ファンドの投資目的は、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準の投資トータル・リターンである。サブ・ファンドはフィーダーUCITSであり、その資産の最大100%を対応するゴールドマン・サックス・ファンズ ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(以下「マスター・ポートフォリオ」という。また、場合によって「マスター・ファンド」ということもある。)のクラス投資証券に投資することにより、その目標を追求する。

信託金の限度額については定められていない。

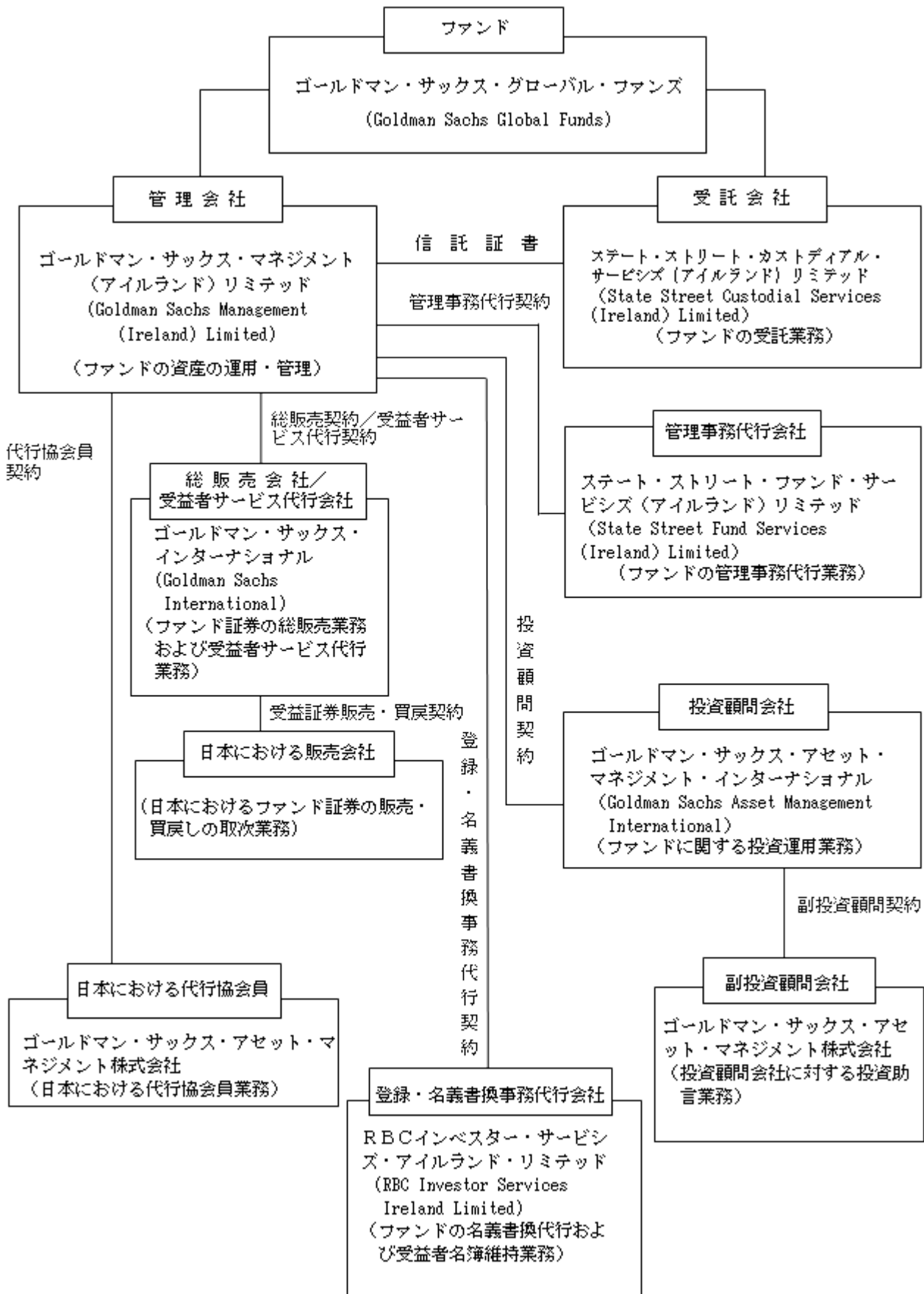
後記「2 投資方針 (1) 投資方針」記載のとおり、サブ・ファンドの投資目的は、マスター・ファンドの投資証券へ投資するものであり、サブ・ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」に該当する。

##### (2)【ファンドの沿革】

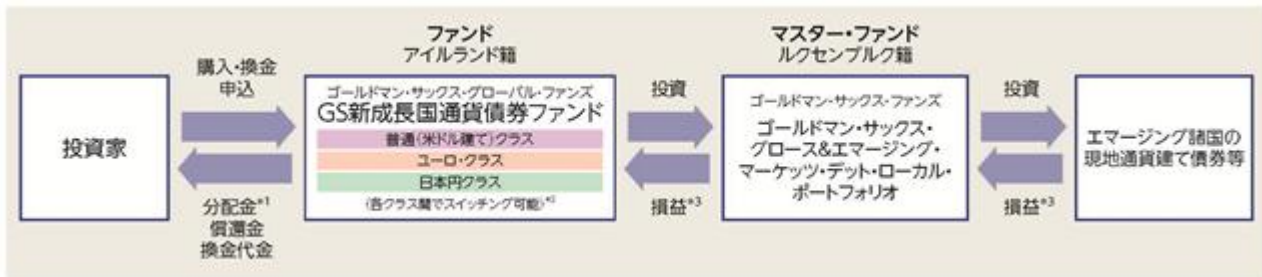
1999年1月4日	旧管理会社の設立
2001年10月24日	ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ信託証券締結
2001年11月14日	ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)の運用開始
2001年11月14日	ゴールドマン・サックス・ユーロ債券ポートフォリオ(ユーロ建て)の運用開始
2003年8月31日	受託会社の退任・任命証券締結
2007年5月22日	管理会社の退任・任命証券締結(2007年5月31日効力発生)
2007年8月17日	ゴールドマン・サックス・ユーロ債券ポートフォリオ(ユーロ建て)の運用終了
2008年1月31日	G S新成長国通貨債券ファンド 普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券の運用開始
2009年7月27日	G S新成長国通貨債券ファンド 普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券の運用開始
2010年11月19日	ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)の運用終了
2014年5月29日	ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ改訂・再録済信託証券締結

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



- \* 1 普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券は分配を行わない。
- \* 2 販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合がある。
- \* 3 損益はすべて投資家である受益者に帰属する。

マスター・ファンドで組入れる現地通貨建て債券等について、原則として、サブ・ファンドの各クラス受益証券の通貨に対する為替ヘッジは行わない。したがって、サブ・ファンドへの投資は、各クラス受益証券の通貨(米ドル、ユーロまたは日本円)と各現地通貨との為替変動の影響を受ける。

## 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド (Goldman Sachs Management (Ireland) Limited)	2001年10月24日付で管理会社および退任受託会社の間で締結された信託証書(2003年8月31日付受託会社の退任・任命証書、2007年5月22日付(2007年5月31日効力発生)管理会社の退任・任命証書および2014年5月29日付改訂・再録済信託証書により補足済。)により拘束される。
受託会社	ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド (State Street Custodial Services (Ireland) Limited)	2001年10月24日付で管理会社および退任受託会社の間で締結された信託証書(2003年8月31日付受託会社の退任・任命証書、2007年5月22日付(2007年5月31日効力発生)管理会社の退任・任命証書および2014年5月29日付改訂・再録済信託証書により補足済。)に基づく、ファンドの受託業務。
管理事務代行会社	ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited)	2001年11月7日付管理事務代行契約(2007年5月22日(2007年5月31日効力発生)付更改管理事務代行契約により更改済および2014年5月29日付で改訂・再録済。)に基づく、ファンドの管理事務代行業務。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	2001年11月7日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約(2007年5月22日付更改契約(2007年5月31日効力発生)により更改済および2014年5月29日付で改訂・再録済。)に基づく、ファンドに関する投資運用業務。
総販売会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	2001年11月7日付で管理会社との間で締結された総販売契約(2007年5月22日付更改契約(2007年5月31日効力発生)により更改済および2014年5月29日付で改訂・再録済。)に従いファンド証券の総販売者を務める。
受益者サービス代行会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	2007年5月22日付(2007年5月31日効力発生)(更新・改訂済)で管理会社との間で締結された受益者サービス代行契約に基づくファンドのための受益者サービス代行業務。
登録・名義書換事務代行会社	RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド (RBC Investor Services Ireland Limited)	2007年5月22日付(2007年5月31日効力発生)で管理会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約(改訂・再録済)に基づく、ファンドの名義書換代行および受益者名簿記帳業務。
日本における代行協会員	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	2007年12月19日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(修正・再録済)に基づく、日本における代行協会員業務。

(注1) 信託証書とは管理会社と受託会社の間で結ばれたファンドの運営に関する契約書で、管理会社、受託会社、その他の者を拘束する。



- (注2) 管理事務代行契約とは、管理会社と管理事務代行会社の間で締結された、管理事務代行会社が管理事務代行業務を行う事を約する契約である。
- (注3) 投資顧問契約とは、管理会社と投資顧問会社の間で締結された、投資顧問会社がファンド資産の投資顧問に関する役務の提供を行うことを約する契約である。
- (注4) 登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行会社と管理会社の間で締結された、登録・名義書換事務代行会社がファンドに関する名義書換代行業務を行う事を約する契約である。
- (注5) 総販売契約とは、総販売会社と管理会社の間で締結された、総販売会社がファンド証券の総販売業務を行う事を約する契約である。
- (注6) 代行協会員契約とは、日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行う事を約する契約である。
- (注7) 受益者サービス代行契約とは、受益者サービス代行会社と管理会社との間の契約である。

### 管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド				
1. 設立準拠法	管理会社は、1963年 - 2013年アイルランド共和国会社法に従いアイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社であり、2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(改訂済。以下「UCITS規則」という。)に基づき、ファンド等のスキームに管理業務を提供する目的でアイルランド中央銀行の許可を受けている。			
2. 事業の目的	投資信託等の管理会社として活動することである。			
3. 資本金の額	授權資本金は100万米ドル(約12,017万円)であって1株あたり1米ドルの普通株式100万株に分割されている。そのうち50万株が2015年3月末日現在発行済かつ全額払込済である。			
4. 沿革	2007年3月16日設立。			
5. 大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (The Goldman Sachs Group, Inc.)	米国、ニューヨーク州、 ニューヨーク市、ウェスト・ストリート200番地	株 495,000	% 99

管理会社は2015年8月31日付でゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド(以下「新管理会社」という。)に変更される。新管理会社の概要は以下のとおりである。

新管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・グローバル・サービス・リミテッド				
1. 設立準拠法	新管理会社は、英国金融行為監督機構により、2000年金融サービス・市場法(随時改正済)に基づき管理会社としての業務を行うことを承認されている。			
2. 事業の目的	新管理会社は、他のUCITSの指定された管理会社としての業務、また、本ファンドに類似するまたはそうではない投資プログラムを有する他のファンドのオルタナティブ投資運用者(オルタナティブ投資運用者指令2011/61/EUに定義される)としての業務を行う。			
3. 資本金の額	発行済資本金は25,000,000米ドルである。(2015年4月末日現在)			
4. 沿革	2013年12月13日に設立され、存続期間は無期限である。			
5. 大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	ゴールドマン・サックス・グループ・UK・リミテッド (Goldman Sachs Group UK Limited)	英国、ロンドン市、EC 4A 2BB フリート・ストリート 133、ピーターバラ・コート	株 25,000,000	% 100

#### (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

##### (1) 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、UCITS規則である。

##### (2) 準拠法の内容

ファンドは、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書(以下「信託証書」という。)によって設定され、ユニット・トラストを構成するオープン・エンド型のアンブレラ型の投資信託である。

ファンドは、UCITS規則に基づきアイルランド中央銀行により認可・監督されている。

アイルランド中央銀行はアイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またファンドの債務不履行に起因してこのファンドに関する法律により与えられる機能をアイルランド中央銀行が執行することを理由として、責務を負うものではない。ファンドの認可は、ファンドの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではない。また、アイルランド中央銀行による認可は、アイルランド中央銀行によるファンドの推奨または保証を意味するものではなく、アイルランド中央銀行が目論見書の内容に責任を持つということでもない。

UCITS規則により、契約型投資信託の管理会社または投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合には、当該投資信託は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

アイルランド中央銀行は、管理会社および受託会社を認可し、投資顧問会社を承認しなければならないが、またかかる当事者が適正な存続状態を満足することを要求する。

アイルランド中央銀行は一定の場合、認可を取り消すことができる。

受益証券の販売に際し使用される目論見書およびその追補、刷新または追加を、アイルランド中央銀行に提出しなければならない。

ファンドは、独立監査人の監査を受けなければならない。

## (5) 【開示制度の概要】

## (1) アイルランドにおける開示

## (イ) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求される。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければならない。ファンドの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパースである。ファンドは、アイルランド中央銀行諸通達に基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されている。

## (ロ) 受益者に対する開示

受益者は毎年11月30日に終了する期間のファンドの監査済財務書類を含む年次報告書を受領する。

監査済年次報告書および未監査半期財務書類を含む毎年5月31日に終了する6ヶ月間に関する半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4ヶ月以内および半期末後2ヶ月以内に送付される。年次報告書および半期報告書に加えて、受益者には関係ポートフォリオに関する個別の月次報告書が提供される。また受益者は要求により販売会社から各取引の印刷された確認書およびその口座の年初来の明細書を受領することができる。販売会社はまた要求により、受益者のために口座管理サービスを提供することもできる。(日本国内では本段落に記載された取扱いとは異なる取扱いが行われる。)

販売・買戻価格の決定が後記「ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止」に記載される状況において停止されている場合を除き、各サブ・ファンドの販売買戻価格はブルームバーグに各営業日に報告される。

## (2) 日本における開示

## (イ) 監督官庁に対する開示

## ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

## ( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。改正済。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

## (ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知っている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知っている受益者に送付される。

## (6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、アイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

## (1) 認可の届出の受理

UCITS規則の下でアイルランドに所在する認可投資信託(以下「認可投資信託」という。)は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

## (2) 認可の拒否または取消

管理会社、投資会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否される。

アイルランド中央銀行が、( ) 認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、( ) 投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または( ) (前記( )に反することなく) 認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がUCITS規則の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはUCITS規則により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがある。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取り消すことができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利がある。

## (3) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行の承認を得なければならない。

## (4) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、UCITS規則に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければならない。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

G S 新成長国通貨債券ファンドの投資目的は、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準の投資トータル・リターンである。サブ・ファンドはフィーダーUCITSであり、その資産の最大100%を対応するマスター・ファンドのクラス投資証券に投資することにより、その目的を追求する。

運用実績を比較する目的のためにのみ用いられるインデックス

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの参考指標となるインデックスを長期的に上回ることを目指すが、疑念を避けるために述べると、管理会社には、当該インデックスの構成に従ってサブ・ファンドを運用する義務はない。サブ・ファンドの実績または収益性は保証されず、サブ・ファンドのリスク・コントロールおよびリスク管理またはサブ・ファンドに適用される目標収益が達成されるという保証はない。どのような期間においても、サブ・ファンドの実績が当該インデックスを上回るか、またはこれに沿ったものとなる保証はない。

サブ・ファンド	参考指標
G S 新成長国通貨債券ファンド	J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド・インデックス(注)

(注) J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド・インデックスとは、グローバルな新興市場の包括的な指標であり、国際的投資家がエクスポージャーを取得できる定期的に取り引され流動性のある固定利率の現地通貨建て国債により構成される。

インデックスのバリエーションによって、投資家はそれぞれの目的にもっとも適切な基準を選択することができ、これによって国ごとの重点をよりインデックス内で均等に割り振ることが可能となる。

G S 新成長国通貨債券ファンドの代表的な投資家のプロフィール

G S 新成長国通貨債券ファンドは、主にエマージング諸国に本拠を置く発行体の証券に投資することにより(その場合、当該証券は、当該エマージング諸国の地域通貨建てである。)、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンを追求する投資家に適している。

投資目的および投資方針の変更

管理会社は、サブ・ファンドの投資目的および投資方針の策定と、政治的または経済的な状況に鑑み行われるこれらの目的および方針の以後の変更に対して責任を負う。

各サブ・ファンドの投資目的に関しては、サブ・ファンドの全受益者の書面による事前承認またはサブ・ファンドの総会における過半数の投票総数に基づく承認なく変更を加えることはできない。サブ・ファンドの投資方針または投資目的のいずれかの変更の場合にも、当該変更の実行前に当該サブ・ファンドの受益者が自己の受益証券の買戻しを請求することができるように管理会社から当該サブ・ファンドの受益者に十分な通知期間が与えられなければならない。

### (2)【投資対象】

G S 新成長国通貨債券ファンドのそれぞれのクラス受益証券の発行価額の全部またはその大部分(およびあらゆる状況においてサブ・ファンドの純資産価額の少なくとも90%)は、投資顧問会社はその単独裁量により決定するマスター・ポートフォリオのクラス投資証券(マスター・ポートフォリオの分配型クラス投資証券を含む可能性がある。)に投資される。サブ・ファンドの純資産の一部は、流動性確保およびサブ・ファンドの費用支出のために、現金で保有されるか、または主に公認取引所において上場もしくは取引されている流動性商品に投資されることがあるが、かかる投資がサ

ブ・ファンドの純資産価額の10%を超えることはない。サブ・ファンドがその投資目的を達成する保証はない。投資家はファンドへの投資に関連するリスクを慎重に評価すべきである。

#### マスター・ファンドの投資目的および投資方針

ゴールドマン・サックス・ファンズ(以下「マスター・ファンド」という。)は、ルクセンブルク大公国の投資信託に関する2010年12月17日付法律(以下「2010年12月17日法」という。)の意義における可変資本を有する投資会社としての資格を有する株式公開会社である。マスター・ファンドは、1992年11月5日に設立され、ルクセンブルク大公国の商業会社に関する1915年8月10日付法律(随時改正されたもの)およびルクセンブルク大公国の投資信託に関する2010年12月17日付法律に準拠する。マスター・ファンドは、ルクセンブルクの地方裁判所のRegistre de Commerce et des Sociétés(商業および会社の登記簿)に番号B41 751で登録され譲渡性を有する有価証券に投資する投資信託として認可されている。

マスター・ファンドは、2015年4月27日現在、26の株式ポートフォリオ(内訳は、グローバルおよび地域株式ポートフォリオ16、グローバルおよび地域CORE®株式ポートフォリオ6、グローバルおよび地域G I V I株式ポートフォリオ3、グローバル・マネジャー戦略株式ポートフォリオ1)、債券ポートフォリオ21、スペシャリスト・ポートフォリオ8、セレクト・ポートフォリオ2およびオルタナティブ・ポートフォリオ8に分類される65のポートフォリオを有する。

マスター・ポートフォリオの投資目的は、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンである。マスター・ポートフォリオは、通常の市況において、少なくとも、その資産(現金および現金同等物を除く。)の3分の2を債券に投資し、資産の3分の1以下をその他の証券および金融商品ならびに債券以外に関連する投資信託に投資し、さらにその資産の4分の1以下を転換証券に投資することを通じてその目的の達成を追求する。また、短期金融市場で通常取引される短期金融市場商品と一貫し、流動性があり、かつ、適用法令に従い随時正確に決定される価額を有するローン・パーティシペーションおよび/またはローン譲渡に投資する可能性がある。

#### マスター・ポートフォリオの投資目的

##### ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオの投資目的は、容認投資対象への投資を通じて、収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンである。マスター・ポートフォリオは、通常の市況において、その資産(現金と現金等価物を除く)の少なくとも3分の2を債券に投資し、3分の1未満をその他の有価証券や金融商品および債券と関連のない投資信託に投資し、4分の1未満を転換証券に投資する。マスター・ポートフォリオは、その資産の10分の1を上限として、株式および株式関連証券に投資することができる。通常の市況において、マスター・ポートフォリオは、その資産(現金と現金等価物を除く)を主にエマージング市場に本拠を置く発行体の証券またはエマージング市場から収入および収益の大部分を得ている発行体の証券(その場合、当該証券は、当該エマージング諸国の地域通貨建てである。)に投資する。したがって、マスター・ポートフォリオが、そのすべての資産を、エマージング市場の発行体の証券またはエマージング市場を構成する各国に投資しない可能性があることを、投資主は承知する必要がある。上記の原則に常時従うことを条件として、以下に詳述される金融派生商品の利用の結果、エマージング市場ではない国またはエマージング市場の通貨ではない通貨へのエクスポージャー(純ロングと純ショートのエクスポージャーを含む)が存在することがあることをマスター・ファンドの投資主は承知する必要がある。

マスター・ポートフォリオは、特に、リターンを生み出すためないしヘッジ目的のために、マスター・ポートフォリオに保有される資産に関連する通貨リスク、信用リスクおよび金利リスクの管理に関わる金融派生商品の利用による一定の手法を用い、また純ロングと純ショート双方のエクス

ポージャーをもたらしうる金融派生商品の取引およびその一般的投資方針の一環としてその他容認された投資対象の取引を行うことがある。マスター・ポートフォリオの投資制限に従い、証券の空売りは行われぬ。

ショート・ポジションは証券化および非証券化派生商品を用いて達成される。本書中の下記「3. 投資リスク」と併せて「マスター・ファンドのポートフォリオ運用手法」を参照されたい。

マスター・ポートフォリオの容認された投資対象には、上記の制限に従い、ルクセンブルクの法律および当該マスター・ポートフォリオの投資方針の下で適用される制限が課されるあらゆる種類の債券(固定金利または変動金利の優先社債または劣後社債(担保付きまたは無担保の債券、ノートおよびコマースナル・ペーパー等)、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券、債務担保証券、ローン担保証券、短期金融市場商品、ブレイディ債および政府、政府の機関または中央銀行により発行されたその他の債券、転換可能債券、ローン・パーティシペーション、優先株式、ならびに政府および中央銀行により発行された証券に係るリバース・レポ取引を含むが、それらに限らない。)が含まれる。マスター・ポートフォリオは、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券にその資産の20%超を投資する可能性がある。

特定の証券が格付けを有しない場合、マスター・ポートフォリオは、当該マスター・ポートフォリオが投資を許された格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断した場合に、当該証券に投資することができる。

あるマスター・ポートフォリオの全体的投資方針の一環として、また債券市場に対するエクスポージャーを生み出すために利用される容認された投資対象の範囲内の一部として、マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスが運用する債券関連の投資信託の受益証券または投資証券に投資することがある。ただし、マスター・ポートフォリオはその純資産の10%以上を投資信託に投資しない。

#### マスター・ポートフォリオの投資目的および投資方針の変更

マスター・ポートフォリオの投資目的および投資方針は、投資主の投票なしで変更することができる。マスター・ポートフォリオの投資目的および投資方針に変更がある場合、投資主は、マスター・ポートフォリオが、当該時点における財務状況および需要に照らして、適切な投資を維持しているかどうか考慮すべきである。マスター・ファンドは、マスター・ポートフォリオの投資目的および投資方針の変更を反映するため、マスター・ファンドの目論見書を変更する。マスター・ポートフォリオの投資が成功するか、または、マスター・ポートフォリオの投資目的が達成されるかについての確証はない。マスター・ポートフォリオの投資に関連する特定の要因についての説明として、下記「3. 投資リスク」参照。

#### ファンドのポートフォリオ運用手法

ファンドは、アイルランド中央銀行が発行する通知およびアイルランド中央銀行の要件に基づき、効率的なポートフォリオ運用のため、下記「マスター・ファンドのポートフォリオ運用手法」の「効率的なポートフォリオ運用(EPM)手法および商品」に記載されているマスター・ファンドが用いるファンド運用の手法および手段と同一の手法および手段を用いることができる。ただし、このような手法および手段を用いる前に、投資顧問会社は、かかる手法および手段が、それらが使用されるファンドの効率的なポートフォリオ運用にとって適切であるという十分な確信を有していなければならない。疑義を避けるため、サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて当該ポートフォリオ運用手法を使用しない。

#### マスター・ファンドのポートフォリオ運用手法

マスター・ポートフォリオの主たる力点は、マスター・ポートフォリオの投資目的に合致する投資を行うことに置かれる。

加えて、また、マスター・ポートフォリオの投資方針の一部として、マスター・ポートフォリオは、ヘッジまたはリスク管理目的のみならず、トータル・リターン増加および投資目的のために、

金融派生商品および特定の通貨戦略の使用を含む投資運用手法を用いることがある。金融派生商品に関しては、後述の投資制限が適用される。

### 通貨取引

マスター・ポートフォリオは、予想される為替レートの変動に鑑み、トータル・リターンを増加を図らんとし、またヘッジ目的やリスク管理目的で直物または予約の通貨契約を締結することができる。

マスター・ポートフォリオが通貨取引を行う範囲内で、当該マスター・ポートフォリオは、特定通貨建ての有価証券やその他投資対象へのマスター・ポートフォリオによる投資を前もってヘッジするための特定通貨の売付けやマスター・ポートフォリオの基準通貨の買付け等の旧来の通貨ヘッジ取引の利用を含む数々のヘッジ手法を用いることができる。

マスター・ポートフォリオはまた、特定通貨建ての有価証券やその他投資対象の買付けを予定する場合は、予測ヘッジ取引を利用することがある。予測ヘッジ取引に関しては、ファンダメンタル要因の変化により、ポートフォリオが当該通貨建て証券やその他投資対象への投資を行わない決定を下す可能性がある。

マスター・ポートフォリオは、別の通貨の変動に対するヘッジのためにある通貨の予約契約を利用することによってプロキシー・クロス・ヘッジを行うこともある。マスター・ポートフォリオは、投資顧問会社がクロスレートの変動を予想する場合は直物および予約の通貨契約を使用することもある。マスター・ポートフォリオはまた、ある通貨と別の通貨との関係に鑑みマスター・ポートフォリオの通貨ポジションの管理を図らんとし一連のクロス・ヘッジ取引を行うこともある。これらの取引は、マスター・ポートフォリオの債務をヘッジし、また資産をヘッジするために用いられることがある。

複数の通貨建ての証券に投資するマスター・ポートフォリオは、当該マスター・ポートフォリオの基準通貨と当該マスター・ポートフォリオの通貨ポジション全体に関連する通貨リスクを管理するために通貨取引を行うことができる。マスター・ポートフォリオは、通貨を発行している国々の財政・金融政策や、外国為替レートに影響を及ぼしうるその他の経済的要因(予測を含む)など、外国為替レートの変動に影響を及ぼす基礎的な要素を考慮に入れる。投資顧問会社によるこれらの取引および手法の利用は経時的に変化する可能性があり、また、投資顧問会社がマスター・ポートフォリオの基準通貨と異なる通貨建ての証券またはその他投資対象に係る通貨リスクの管理に努める保証はない。

マスター・ポートフォリオは、マスター・ポートフォリオの資産構成に関わらず、先渡通貨契約の買付けないし売付けを通じて投機的な通貨ポジションに関わる積極的な通貨管理手法を使用することもある。

マスター・ポートフォリオは、投資対象に関連して受領した通貨につき、関係為替レートの予想される変動に基づき、投資顧問会社の判断において当該通貨を後日マスター・ポートフォリオの基準通貨に転換することが有利であると考えられる場合、これを保有することができる。

マスター・ポートフォリオは、当該マスター・ポートフォリオの基準通貨以外の通貨で価格が付けられている各クラスの株式の購入、償還および交換に関連して、現物または先渡の通貨契約を締結することができる。

### 通貨オプション

マスター・ポートフォリオは、その投資方針実施の一環として、または通貨間の相対的価値変動および投資対象の価格または費用の基準通貨相当額の後発的変動に対するヘッジのため、基準通貨または他の通貨を対象としたプット・オプションおよびコール・オプションを基準通貨または他の通貨のいずれでも売却および購入することができる。マスター・ポートフォリオは、通貨オプションを用いてクロス・ヘッジを行うことができる。クロス・ヘッジは、ある通貨を対象としたオプションの売却または購入により、相関パターンを有する別の通貨の為替レートの変動をヘッジすることを伴う。マスター・ポートフォリオは、通貨クロス・オプションを使用することができる。通貨クロス・オプションは、ある通貨を対象としたオプションであって、別の通貨での行使価格を有するオプションを



売却または購入することを伴う。しかしながら、他の種類のオプション取引と同様、ヘッジとしての通貨オプションの売却は、受領するプレミアム(オプション料)を上限とする部分的なヘッジに過ぎない。マスター・ポートフォリオは、不利な為替レートで通貨を売買することを要求され、これにより損失を被る可能性がある。通貨を対象としたオプションの購入は利益を生む場合がある。しかし、マスター・ポートフォリオのポジションに対して不利な方向に為替レートが動く場合、マスター・ポートフォリオはプレミアムの全額に加え関連取引費用を失う可能性がある。

マスター・ポートフォリオは、当該マスター・ポートフォリオが購入することを意図し、または将来購入する可能性のある証券の価格の基準通貨相当額の予想される増加または減少に対する防御のため、基準通貨以外の通貨を対象としたコール・オプションまたはプット・オプションを購入または売却することが(当該通貨建ての証券が当該時点で魅力的な投資機会を表さず、当該マスター・ポートフォリオにより保有されていないときに)できる。マスター・ポートフォリオにより売却または購入される通貨オプションは、取引所または店頭で取引されている(店頭オプションの場合、下記「証券または証券指数のオプション」に規定される基準を満たした当事者との間の)オプションでありうる。以下の「証券または証券指数のオプション」に記載されるリスクは通貨オプションにも同様に該当する。

#### 証券または証券指数のオプション

マスター・ポートフォリオはいずれの証券についても、またはそれらの証券から構成されるいずれの証券指数についても、これを対象としたコール・オプションおよびプット・オプションを売却または購入することができる。

取引所で取引されているいずれの個別のオプションに関しても、またいずれの特定の時点においても、オプション取引所において流動的な流通市場が存在するという保証はない。マスター・ポートフォリオが、自己が売却したカバード・オプションに関して手仕舞いの購入取引を行うことができない場合、当該マスター・ポートフォリオは、当該オプションが失効または行使されるまで、原証券を売却することができず、または分離口座に保有されている投資対象を処分することができない。同様に、マスター・ポートフォリオが、自己が購入したオプションに関して手仕舞いの売却取引を行うことができない場合、利益を実現するためには当該オプションを行使する必要があり、原資産の購入または売却により取引費用が発生する。手仕舞いの購入または売却の取引では、マスター・ポートフォリオは、当該マスター・ポートフォリオが当該時点で保有するオプションのポジションを相殺または消却するポジションを取得する。

オプションの売却および購入は高度に専門的な活動であり、投資リスクを伴う。オプションは、ヘッジ目的もしくはクロス・ヘッジ目的のため、またはトータル・リターンを増加のため(投機的活動とみなされる)に使用される。オプションの使用の成否は、将来の価格変動に関する投資顧問会社の管理能力およびオプション市場と証券市場の相関度により左右される。市場価格の変動予測において、またはオプションの売付や買付け対象の投資対象もしくは指数とマスター・ポートフォリオの投資ポートフォリオ中の投資対象との間の相関度の判断において投資顧問会社が不正確であった場合、マスター・ポートフォリオは本来被らなかつたような損失を被ることがある。マスター・ポートフォリオは、そのオプション取引に関連して委託売買手数料およびスプレッドを支払う。

マスター・ポートフォリオは、オプション取引所で取引されているオプションを購入または売却することができるとともに、店頭取引されているオプションを、店頭市場に参加している金融機関およびその他の適格者であるブローカー・ディーラーを相手として、購入または売却することができる。店頭オプション取引を終了させる能力は取引所で取引されているオプションに比べ限定されており、当該取引に参加しているブローカー・ディーラーが自己の義務を履行しないリスクを伴う。

#### 先物契約および先物契約のオプション

マスター・ポートフォリオは、その投資目的と投資方針に従い、金利、証券価格、その他投資価格、指数価格の変動に対するエクスポージャーによるリターンの拡大のため、またはかかる変動に対するヘッジのため、または外国証券、為替レートへのポートフォリオ投資の拡大のため、または期間

構成、セクター選別、存続期間を別途管理するために、様々な種類の先物契約(単一銘柄株式先物を含む)を購入または売却し、このような先物契約のいずれに関してもコール・オプションおよびプット・オプションを購入または売却することができる。ポートフォリオは、かかるいずれの契約またはオプションについても手仕舞いの購入または売却の取引を行うことができる。先物取引は様々な投資対象に基づくものでありうる。

このような取引は委託売買手数料を伴い、委託証拠金を必要とする。

先物契約および先物契約を対象としたオプションは一定のリスクを低減しうるが、一方でかかる取引はそれ自体が他の一定のリスクを伴う。したがって、マスター・ポートフォリオは、先物および先物のオプションの利用から恩恵を受けうるが、金利、証券価格または為替レートの予期しない変化により、マスター・ポートフォリオの全般的パフォーマンスが、先物契約およびオプション取引を行っていなかった場合に比べ劣ったものになる場合がある。先物契約の締結および先物オプションの売却においてマスター・ポートフォリオが被る損失は可能性としては無制限であり、後者の場合には受領されたプレミアムの額を超えうる。

先物のポジションと保護されるように意図されたマスター・ポートフォリオのポジションの間の相関関係が不完全な場合、期待された保護が得られず、マスター・ポートフォリオが損失のリスクにさらされることがある。また、先物契約や先物オプションがヘッジ目的で使用される場合、異なる通貨建ての証券の価値に影響を及ぼす通貨の変動に対して充分かつ完全なヘッジを行うことは不可能なことがある。これは、かかる証券の価値が通貨の変動とは関係しない独立の要因によっても変動する可能性が高いためである。したがって、マスター・ポートフォリオの先物ポジションとポートフォリオ・ポジションとの間の完全な相関を達成することは不可能である。

先物市場は非常に乱高下するもので、先物の使用はマスター・ポートフォリオの純資産価額のボラティリティを高めることがある。先物契約および先物オプションは非流動的なことがあり、取引所は一日中の先物契約価格の変動を制限することがある。さらに、先物取引に通常必要とされる委託証拠金が低い結果として、先物契約の相対的に少ない価格変動はマスター・ポートフォリオに多額の損失をもたらすことになりうる。

#### 金利スワップ、通貨スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワプション

マスター・ポートフォリオは、金利スワップ、通貨スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワプションを締結することができる。金利スワップは、マスター・ポートフォリオによる他の当事者との各自の金利の支払および受取の約束の交換(固定金利の支払と変動金利の支払の交換など)を伴う。通貨スワップは、指定された通貨での支払を行う/受ける権利の交換を伴う。トータル・リターン・スワップは、指定された基準となる資産、指数または資産バスケットのトータル・リターン(クーポン(利息)にキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを加算したもの)を受領する権利と、固定支払または変動支払を行う権利との交換を伴う。

マスター・ポートフォリオが金利スワップまたはトータル・リターン・スワップを純額ベースで締結する場合、2つの支払フローが互いに相殺され、マスター・ポートフォリオが2つの支払の差額のみを受取る/支払う(適宜)ことを意味する。純額ベースで締結された金利スワップまたはトータル・リターン・スワップは、投資資産、その他の原資産または元本の物理的受渡しを伴わない。したがって、金利スワップに係る損失のリスクは、マスター・ポートフォリオが契約上行うことを義務付けられる金利支払の純額(トータル・リターン・スワップの場合は、基準となる資産、投資対象、インデックスまたは投資バスケットのトータル・リターン率と、固定支払または変動支払の差)に限定されるように企図される。金利スワップまたはトータル・リターン・スワップの相手方が不履行に陥った場合、マスター・ポートフォリオの損失リスクは、通常の場合、マスター・ポートフォリオが契約上受取る権利を有する金利またはトータル・リターンの純額から構成される。対照的に、通貨スワップは、通常、別の指定通貨と引き替えに行われる特定の指定通貨の元本の全額の引渡しを伴う。

したがって、通貨スワップの元本の全額が、当該スワップの他方当事者が自己の契約上の引渡し義務を履行しないリスクを負う。

マスター・ポートフォリオはクレジット・デフォルト・スワップを使用することができる。クレジット・デフォルト・スワップは、対象発行体の信用事由を受けて、一方の取引当事者(プロテクション買主)がプロテクション売主による偶発的支払の見返りとして定期的報酬を支払う二者間の金融契約である。プロテクション買主は、信用事由(破産または支払不能等)の発生時に、対象発行体の発行した特定債務を額面価格(またはその他なんらかの指定基準価格もしくはストライク価格)で売却するか、または市場価格と当該基準価格との差額に基づく決済金を受領しなければならない。

マスター・ポートフォリオは、ポートフォリオ中の一部発行体の一定の信用リスクをプロテクションの買付けによりヘッジするためにクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。さらに、マスター・ポートフォリオは、原資産を保有することなく、クレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを買付けることができる。ただし、買付けられるクレジット・デフォルト・スワップに関連して支払われるべきプレミアム合計の時価を含めて支払われるプレミアム総額は、関係ポートフォリオの純資産を超えないものとする。

マスター・ポートフォリオはまた、特定の信用エクスポージャーを得るためにクレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを売付けることができる。かかるクレジット・デフォルト・スワップに関連する約定総額はどの時点にてもマスター・ポートフォリオの純資産価額を超えてはならない。

マスター・ポートフォリオは、レシーバー金利スワプションまたはペイヤー金利スワプションを購入することができる。金利スワプションは、予め設定された金利で指定された期間にわたり金利スワップを実行する権利(義務ではない)をその購入者に与える。金利スワプションの買手は、この権利に関して売手にプレミアムを支払う。レシーバー金利スワプションは、その購入者に、変動金利の支払と引き替えに固定金利の支払を受ける権利を与える。ペイヤー金利スワプションは、その購入者に、変動金利フローの受取と引き替えに固定金利を支払う権利を与える。

金利スワップ、通貨スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワプションの利用は、高度に専門的な活動であり、マスター・ポートフォリオの通常の証券取引とは異なる投資の手法およびリスクを伴う。投資顧問会社による市場価格、金利および為替レートの予測が正しくない場合、マスター・ポートフォリオの投資パフォーマンスは、このような投資手法が使用されない場合に比べ悪くなる可能性がある。

#### 差額決済取引

マスター・ポートフォリオは差額決済取引に投資することがある。差額決済取引とは、利用者が株価の動きを推測して、株式または指数の所有を必要とすることなく、低率の株式または指数取得コストで取引株式または指数について利益を得ることができる株式派生商品である。差額決済取引は、短期の取引戦略の機会をもたらすものである。差額決済取引は店頭市場で売買される。差額決済取引は、対象資産の価格に直接連動しているため、差額決済取引に表示される資産の市況に応じて変動する。

#### 仕組み債

マスター・ポートフォリオは仕組み債に投資することができる。このような証券の元本および/または利息は、特定の通貨の価値、金利、コモディティ、指数またはその他の金融指標(「対象指標」)の変動または複数の対象指標の相対変化を基準にして決定される。満期または償還により支払われるべき利息または元本の金額は、対応する対象指標の変化により増減する。仕組み債の条件には、一定の状況下では、満期に元本が支払われず、ゆえにマスター・ポートフォリオの投資対象の損失が生ずることが規定されている場合がある。仕組み債は、対象指標の値上がり及利息および満期時の当該証券の価値を増加または減少させる形で、指標に対してプラスまたはマイナスに関連付けられる。また、金利または満期時の証券の価値の変動は、対象指標の価値の変化の倍数となりうる。こ

の結果、仕組み債は、他のタイプの債券よりも大きなリスクを伴う。さらに、仕組み債は、より単純な証券に比べ、変動性が大きく、流動性が低く、かつ正確な値決めが難しい可能性がある。

#### 発行時および先渡契約ベースの証券

マスター・ポートフォリオは、証券を「発行時」ベースで購入することができる。発行時ベースの取引は、契約締結時に当該マスター・ポートフォリオにとって有利と考えられる価格および利回りを確保するために、支払および引渡し将来発生する形で当該マスター・ポートフォリオが証券を購入する場合に発生する。マスター・ポートフォリオは、先渡契約ベースで証券を購入することもできる。先渡契約では、当該マスター・ポートフォリオは、証券を確定された価格で通常の決済期間を超える将来の日付に購入する契約を締結する。購入の代わりに、当該マスター・ポートフォリオは、自己が保有する証券の先渡売りの形での相殺的契約を締結することもできる。発行時ベースまたは先渡契約ベースの証券購入は、購入される証券の価格が決済日前に下落した場合の損失のリスクを伴う。マスター・ポートフォリオは、一般に、自己のポートフォリオのために実際に証券を取得する意図をもって、発行時ベースまたは先渡契約ベースで証券を購入するが、当該マスター・ポートフォリオは、投資顧問会社が適切と考える場合、発行時ベース証券または先渡契約を処分することができる。

#### 効率的ポートフォリオ運用(EPM)手法および商品

マスター・ポートフォリオは、ヘッジを含む効率的ポートフォリオ運用目的および投資目的のための手法および商品を用いることがある。

##### a) レポ取引およびリバース・レポ取引

リバース・レポ取引において、マスター・ポートフォリオは、証券を、合意された将来の日付に当該証券を指定された再売買価格で買戻すことを約束している売手から投資対象を購入する。一般に、再売買価格は、リバース・レポ取引の期間の合意された市場金利を反映する金額分、購入価格を超過する。レポ取引の下で、マスター・ポートフォリオは、証券を相手方に売却し、同時に当該証券を相手方から合意された日付に合意された価格で買戻すことに同意し、売却価格と買戻し価格との差額は当該マスター・ポートフォリオの取引費用となる。

マスター・ポートフォリオは、以下のようなレポ取引およびリバース・レポ取引を締結することができる。

- ( ) レポ取引またはリバース・レポ取引の取引相手方は、適用法令により定められる適格取引相手方でなければならない。
- ( ) レポ取引およびリバース・レポ取引に対するエクスポージャーは、マスター・ポートフォリオが常時その償還義務を履行する能力を損なわないものとし、当該取引はマスター・ポートフォリオの投資方針に従う。
- ( ) マスター・ポートフォリオは、随時、レポ取引もしくはリバース・レポ取引(場合に応じる。)を終了することができ、または、レポ取引もしくはリバース・レポ取引の対象である証券もしくは現金全額をそれぞれ回収することができる。ただし、当該取引が7日間以下の固定期間で締結されている場合を除く。
- ( ) レポ取引およびリバース・レポ取引の一部として、マスター・ポートフォリオは、以下の要件を満たす担保を受けなければならない。

##### b) 証券の貸借

マスター・ポートフォリオは、証券を貸付し、または借りることができる。マスター・ポートフォリオは、下記の規則に従うことを条件に、証券貸借取引を行うことができる。

- ( ) マスター・ポートフォリオは、証券の貸借を、欧州連合の法律の定めと同等とルクセンブルグ金融監督委員会考える慎重な監督規則に服する公認決済機関により組織され、標準化されたシステムを通じてのみ、またはこのタイプの取引を専門とする金融機関を通じてのみ行うことができる。
- ( ) 貸付契約の一環として、マスター・ポートフォリオは、以下の担保要件を満たす担保を受けなければならない。

- ( ) マスター・ポートフォリオは、証券貸付契約のみを締結することができる。ただし、マスター・ポートフォリオは、随時、当該契約の条件に基づき、貸し付けられた証券の返還を要請し、または契約を終了する権利を有する。

#### 効率的ポートフォリオ運用に伴うリスク

証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引に関与する場合の主なリスクは、支払不能となったか、または、その他取引条件により要求されるとおり自己の証券もしくは現金をマスター・ファンドに返還する義務を履行できないかもしくはその履行を拒否する取引相手方による、債務不履行リスクである。取引相手方リスクは、マスター・ファンドのための担保の譲渡または設定により軽減される。ただし、証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引は、完全には担保されない可能性がある。証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引に基づきマスター・ファンドに支払われる手数料およびリターンは、担保されない可能性がある。さらに、担保の価額は、担保リバランス日と担保リバランス日の間に減少する可能性があり、または不正確に決定もしくは監視される可能性がある。かかる場合に、取引相手方が債務不履行に陥ったときは、マスター・ファンドは、普及した市場価格で受けた現金以外の担保を売却する必要が生じる可能性があり、これによりマスター・ファンドに損失が及ぼされる可能性がある。

マスター・ポートフォリオはまた、受領した現金担保の再投資において損失を被ることもある。かかる損失は、実施された投資の価額の減少により発生するおそれがある。かかる投資の価額の減少は、取引の条件により要求されるとおり、マスター・ファンドから取引相手方への返還に利用できる担保の金額を減少させうる。マスター・ファンドは、当初受領された担保と取引相手方に返還できる金額との差額を負担しなければならず、これによりマスター・ファンドに損失が及ぼされる可能性がある。

証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引は、指示が処理されないことまたは処理の遅延といったオペレーショナル・リスクおよびかかる取引に関して使用される文書に関連する法務リスクも伴う。

マスター・ポートフォリオは、投資顧問会社と同じ会社グループ内の他の会社と証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引を締結することができる。関連取引相手方(もしあれば)は、マスター・ポートフォリオと商業上合理的な方法で締結された証券貸付、レポ取引またはリバース・レポ取引に基づく義務を履行する。さらに、投資顧問会社は、最良執行に従い、かつ、常にマスター・ポートフォリオおよびその投資主の最善の利益にかなうよう、取引相手方を選択し、取引を締結する。ただし、投資主は、投資顧問会社とその役割と自己または関連取引相手方の利益との間の相反に直面する可能性がある点に留意すべきである。

#### 効率的ポートフォリオ運用手法に起因する手数料および経費

効率的ポートフォリオ運用手法に起因するすべての収益(直接的または間接的運営経費を除く。)は、マスター・ファンドに返還される。

マスター・ファンドは、レポ取引、リバース・レポ取引または証券貸付取引の取決めにおけるサービスに関して代理人またはその他の仲介人に対する手数料および経費を支払うことがある。かかる者は、適用ある証券法および銀行法により認可されるとおり、マスター・ファンド、管理事務代行会社または投資顧問会社に関連している場合と、関連していない場合がある。

#### 許可された担保の種類

マスター・ファンドが受領する担保は、当該担保が適用法令およびルクセンブルグ金融監督委員会が発行する通達に定められる基準を満たしている場合、マスター・ファンドの取引相手方リスクへのエクスポージャーを減らすために使用される。特に、担保は、以下の条件に従わなければならない。

- ( ) 現金を除き、受領する担保は、質および流動性が高く、先行販売価格に近い価格で速やかに売却されるよう、規制された市場または価格設定に対して透明性を有する多面的取引システムにおいて取引されなければならない。

- ( )担保は、利用可能な市場価格を用い、マスター・ファンドがヘアカット方針に基づき各資産クラスに関して決定する適切な割引を考慮して、日次ベースで評価されるべきである。当該方針は、特に、担保の発行体の信用度、価格変動性、およびマスター・ファンドが一般のおよび例外的な流動性条件下で実施する流動性ストレステストの結果を考慮に入れる。ルクセンブルグ金融監督委員会の通達13/559に従い設定される当該方針は、価格変動性、担保の発行体の信用度、資産の満期、資産の通貨またはストレステストの結果といった様々な要因(受領する担保の性質による。)を考慮に入れる可能性がある。
- ( )担保は、取引相手方から独立しており、取引相手方の実績と高い相関関係がないと予想される機関により発行されなければならない。
- ( )担保は、国、市場および発行体に関し、十分に分散されていなければならない。
- ( )担保は、いつでも、取引相手方を考慮することなく、または取引相手方からの承認を得ることなく、マスター・ファンドによって完全に実行されるものでなければならない。

担保の水準は、適用法の規制および本項に記載される規定に合致する。

適用法令に従い、OTC金融派生取引および効率的ポートフォリオ運用手法の文脈において、マスター・ファンドの取引相手方リスクを軽減するため、マスター・ファンドは、取引の性質および特徴、取引相手方の信用性および身分、ならびに一般的市況を考慮に入れて、OTC金融派生取引および効率的ポートフォリオ運用手法のための要求される担保の水準を決定する。

権原の譲渡が行われる場合、受領する担保は、マスター・ファンドの保管銀行(または副保管会社)により、マスター・ポートフォリオのために保有される。他の種類の担保の取決めに関して、担保は、慎重な監督に服し、担保の提供者に関係していない、第三者保管銀行により保有される可能性がある。

受領する現金以外の担保は、売却、再投資または質権設定することができない。受領する現金担保は、

- 適格金融機関に預託される。
- 高格付の政府債に投資される。
- リバース・レポ取引のために使用される。ただし、当該取引は、慎重な監督に服する金融機関と行われ、マスター・ファンドは、いつでも、発生主義ベースで現金全額を回収することができる。
- 適格短期金融市場ファンドに投資される。

上記の規定は、欧州証券市場機構(以下「ESMA」という。)が随時発行する、2012年12月18日付ESMAガイドライン2012/832を修正および/もしくは補足するより詳細なガイドラインならびに/または上記に関連してルクセンブルグ金融監督委員会が随時発行する追加的指導に従い、適用される。

マスター・ポートフォリオが採用する運用手法についての追加的な記載およびこれらに関連するリスクについては、「3 投資リスク」参照。

## (3) 【運用体制】

管理会社の取締役は、2015年4月末日現在、セオドア・T・ソティア氏、マーク・ヒーニー氏、キャサリン・ユニアック氏、ユージーン・レーガン氏およびフランク・エニス氏の5名である。

管理会社の会社秘書役はマツアック・トラスト・リミテッドである。管理会社の従業員はいない。

管理会社は、信託証書に従い、ファンドの管理運営に関する一般的な事項について責任を負っている。管理会社はまた、計算書類の作成、受益証券の販売・買戻の執行、分配および受益証券1口当たり純資産価格の算定について責任を負っている。

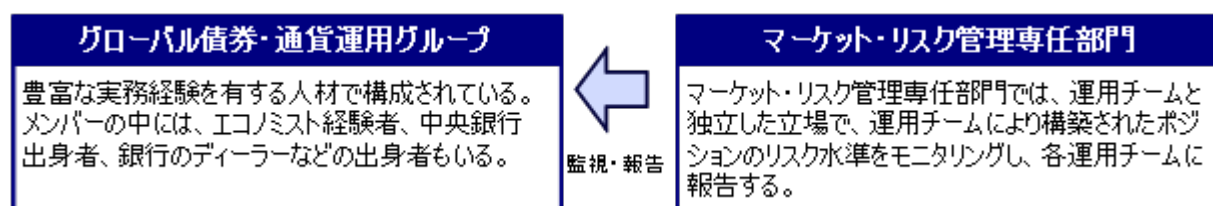
信託証書に基づき、中央銀行の要件に従って、管理会社はその運用業務を他の者に委託することができる。

管理会社は、投資顧問会社にファンド資産の運用を委託している。

投資顧問会社は、中央銀行の要件に従って、その責務をゴールドマン・サックスの関係会社を含む第三者に委託することができる。ただし、投資顧問会社は、当該会社がファンドの投資対象資産の取引に関する権限を含むその委託された責任を適切に実行することについて引き続き責任を負っている。

投資顧問契約の規定に従い、投資顧問会社は、ファンドに対して、管理会社の取締役の監督および統制の下、統計およびその他の業務とともに、ファンドの資産の日々の投資運用業務を提供する。投資顧問会社は、ファンドに代って行動することができ、また、代理人、ブローカーおよびディーラーを選定し、これらを通じて取引を執行し、管理会社の取締役に対して彼らが要求する報告を提供することができる。

ファンドの投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「GSAMロンドン」という。)、副投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「GSAM東京」という。)である。マスター・ファンドの投資顧問会社はGSAMロンドン、副投資顧問会社はGSAM東京、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー、ゴールドマン・サックス(アジア)エル・エル・シー香港支店、ゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(以下、マスター・ファンドの投資顧問会社および副投資顧問会社を総称して「GSAM」という。)である。ファンドの実質的な運用は、GSAMの「グローバル債券・通貨運用グループ」が担当する。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。



上記は今後変更されることがある。

## (4) 【分配方針】

信託証書では、分配を行う場合、分配の対象期間中の純収益および実現利益から実現損失および未実現損失を控除した額から、管理会社の見解において信託証書の規定に基づき適切である調整を行い、分配を行うことができることが規定されている。

GS新成長国通貨債券ファンドに関する分配は、管理会社が、決定する時期および金額で行われる。GS新成長国通貨債券ファンドは、日本円クラス受益証券を保有する受益者に対して、日本円クラス受益証券に帰属する純利益、および/または実現および未実現損失を控除した実現利益から、1月、3月、5月、7月、9月、11月の各15日(当該日が取引日でない場合、翌取引日)(それぞれを「分配日」という。)に、当該期間についての分配を行うことができる。また、普通(米ドル建て・毎月

分配型)クラス受益証券を保有する受益者に対しては、普通(米ドル建て・毎月分配型)クラスに帰属する純収益、および/または実現および未実現損失を控除した実現利益から、毎月15日(当該日が取引日でない場合は、翌取引日)(それぞれを「分配日」という。)に、当該期間についての分配を行うことができる。さらに、管理会社は、単独の裁量で、あらかじめ受益者に通知したその他の日に分配を宣言することができる。ただし、かかる場合においては常に、受益者に対して、当該分配が宣言される日より前に通知される。かかる分配宣言を行うかどうかの決定に際し、管理会社は、日本円クラス受益証券または普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券の当該時の純資産価格を含むが、これに限定されず、管理会社が適切であるとみなす要因について考慮する。

現在のところ、GS新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)クラス証券およびユーロ・クラス証券について分配金が宣言される予定はない。かかる分配方針が変更される場合には、これが効力を発生する前に受益者に対して通知され、英文目論見書の本項目が更新される。

分配金は、受益者が受託会社に対して、管理会社が単独の裁量で要求する事前の通知により、特定の分配金を現金で受領することを選択する旨を書面で知らせない限り、GS新成長国通貨債券ファンドの追加受益証券に再投資される。宣言された分配金は、通常、各分配日から起算して4営業日以内か、または、その後可能な限り早急に支払われる。GS新成長国通貨債券ファンドの受益証券保有者に対し分配金が宣言されると、ファンドの受益証券の純資産価額は、かかる分配金の額だけ減額される。

いずれかの受益者に支払うことのできる分配の金額が25ユーロ(または他の通貨の同等額)未満の場合、管理会社は、このような分配を行う権利を有しないが、その代わりに、管理会社は、当該日付にかかる受益証券1口当り純資産価格で計算された当該金額に対応する受益証券数を当該受益者の口座に貸記する。

支払期日から6年以内に請求されなかった分配金は消滅し、関連するファンドに返戻される。

#### 普通(米ドル建て)クラス受益証券/ユーロ・クラス受益証券

分配を行う予定はない。

#### 日本円クラス受益証券

奇数月の15日(ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日)に収益の分配を行うことができる。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合がある。

詳細については、販売取扱会社に照会することができる。



\* 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。



## 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がる。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間<sup>(注)</sup>中に発生した収益(投資対象資産から生じる利息および配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合がある。その場合、当月分配日(分配宣言後)の1口当たり純資産価格は前回分配日と比べて下落することになる。  
また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではない。

(注) 分配期間とは、分配日の翌日から次の分配日までの期間を指す。



\* 上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではないため留意する必要がある。

G S 新成長国通貨債券ファンドは以下の収益を分配対象とすることができる。

分配期間中に投資対象資産から生じる利子および配当等収益（インカム収益）\*

分配期間中に投資対象資産から生じる売買益（キャピタル収益）

分配期間中に投資対象資産から生じる評価益（キャピタル収益）

当該分配期間より前から繰り越されたインカム収益またはキャピタル収益

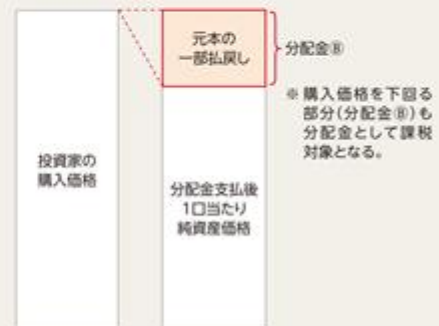
\* インカム収益には、GS新成長国通貨債券ファンドが投資する他のファンドから支払われる分配金も含まれる場合があり、かかる分配金は当該他のファンドの元本から支払われることがある。したがって、GS新成長国通貨債券ファンドは、上記のキャピタル収益に該当しない元本部分から実質的に収益分配金を支払う場合がある。

投資家のサブ・ファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となる。サブ・ファンド購入後の1口当たり純資産価格の値上がりだが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがある。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



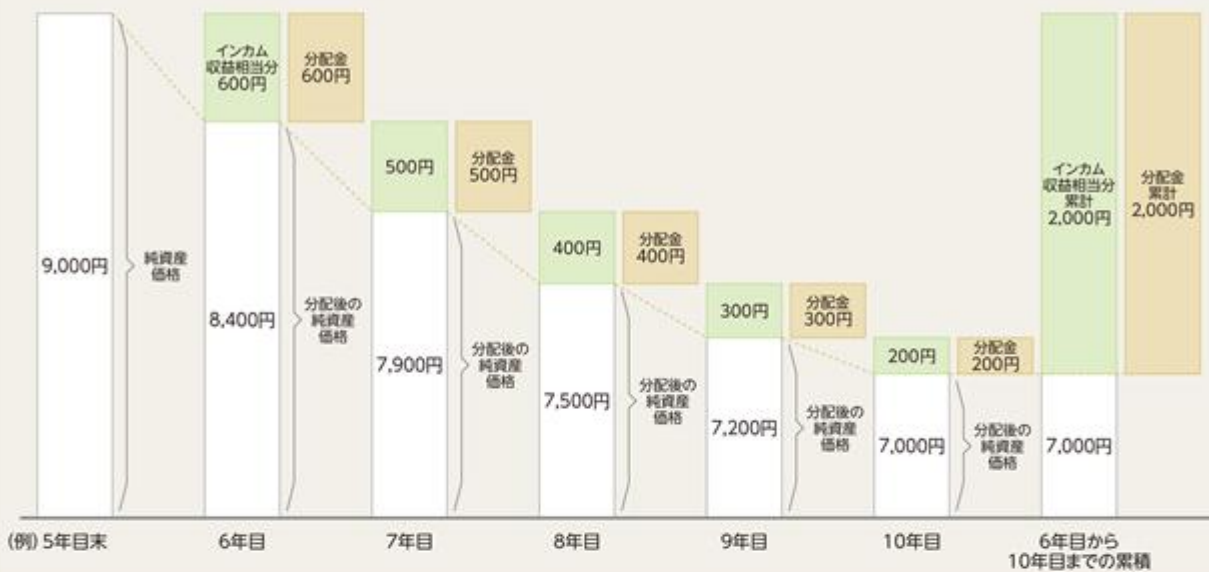
(注) 分配金に対する課税については、後記の「課税上の取扱い」を参照のこと。

## 数年間にわたって純資産価格が下落した場合

## ①インカム収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定しているが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動するため留意する必要がある。

※設定時：1口=1万円



## ②インカム収益に加え、キャピタル収益等も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定しているが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動するため留意する必要がある。

※設定時：1口=1万円



(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や純資産価格を示唆するものではないため留意する必要がある。

上図は①インカム収益を中心に分配した場合と、②インカム収益に加えてキャピタル収益等も分配した場合の純資産価格の変動を示している。例えば、①の6年目では1年間に得たインカム収益を中心に分配を支払ったため、その分純資産価格が下落している。一方、②では、インカム収益に加えてキャピタル収益等相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに純資産価格が下落している。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円(インカム収益相当分2,000円+キャピタル収益等相当分4,000円)の収益分配を受領し、純資産価格は3,000円になっている。

上図の②において、キャピタル収益等を支払わなかった場合、累計してみた分配落ち後の純資産価格は7,000円(3,000円+4,000円)になる。

インカム収益相当分
キャピタル収益等相当分
分配金
分配後の純資産価格

## (5) 【投資制限】

日本の規制の目的のためのファンドの投資制限

ファンドは、以下の投資制限を遵守しなければならない。

- ( ) マスター・ファンドに対する投資を除き、ファンドおよび管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが、一発行会社の議決権総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することとなる場合には、ファンドは当該会社の株式を取得しないものとする。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

- ( ) ファンドおよびマスター・ファンドは、私募証券、非上場株式または不動産等、すぐに現金化できない流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時改訂または修正されることがある。)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合はこの限りではない。

(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

- ( ) ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、いかなるときもファンドの純資産価額を超えないものとする。

- ( ) 管理会社は、ファンドのために金銭を借り入れず、融資を提供せず、または第三者のための保証人として行わない。ただし、ファンドが一時的にファンドの純資産の10%を超えない金額の借入れを行い、その資産をかかると担保に変更する場合はこの限りではない。かかる借入れは、その未払総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合は禁止される。

- ( ) 管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

「利益相反」の項に、管理会社が事業を行う際に生じる可能性のある利益相反についての記述がある。かかる行為は、管理会社の事業がファンドの受益者の利益保護に反する場合を除き、本投資制限により禁じられることはない。

管理会社は、ファンドに関して任命された投資顧問会社またはいずれかの販売会社の助言により、随時、ファンドの投資対象が保有されている国々またはファンドの受益証券が販売されている国々における法規を遵守するために、または管理会社またはその関係会社がいずれかの受益者との間で締結した契約を遵守するために(ただし、受託会社からの承認およびアイルランド中央銀行の承認の要求に従ってのみ、かつ当該投資制限が全体としてとらえられた当該ファンドの受益者の利益を損なわないものと管理会社にとって思われることを条件として)追加的な投資制限を設けることができる。ファンドに適用されるこれらの投資制限のいずれの変更も、目論見書の変更に反映され、当該ファンドの受益者に通知されなければならない。

## 投資制限

各ファンドの資産は、UCITS規則に含まれる投資制限(以下に概説される。)および管理会社があらゆるファンドにつき採用する追加の投資制限(もしあれば)に従い、投資される。以下のファンドに対する言及は、関連あるファンドの勘定のために行う管理会社を意味する。

- ( ) 認可された投資対象

ファンドは、以下に投資することができる。

- (a) EU加盟国もしくはEU非加盟国の公認市場に正式に上場されているか、またはEU加盟国もしくはEU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- (b) 発行後間もない譲渡性のある証券で、公認市場への正式上場が1年以内に認められる予定の証券
- (c) UCITS規則で定義されている証券で、公認市場で取引されるもの以外の短期金融市場証券
- (d) UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- (e) 中央銀行の指針書2/03に規定されるNON-UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- (f) UCITS規則に規定される金融機関における預金

(g) U C I T S 規則に規定される金融派生商品

( ) 投資制限

(a) ファンドは、第( )項に記載されたもの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。

(b) ファンドは、発行後間もない譲渡性のある証券で、公認市場への正式上場が1年以内に認められる予定の証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。本制限はルール144 A 証券として認知される特定の米国証券に対するファンドによる投資については適用されない。

- 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。

- 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がファンドによって評価される価格でまたはおおよそその価格でファンドにより7日以内に換金されることができるところ。

(c) ファンドは、同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、ファンドがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、純資産総額の40%未満とする。

(d) ( ) (c)項の10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国もしくはその地方公共団体またはEU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。

(e) ( ) (d)項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、( ) (c)項に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。

(f) ファンドは、純資産の20%を超えて同一金融機関における預金に投資することはできない。同一金融機関( ) 欧州経済地域(EEA)(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可されている金融機関、( ) 1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国)によって認可されている金融機関または( ) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関を除く。)において付随的流動資産として保管される預金は、純資産の10%を超えてはならない。かかる制限は、受託会社における預金については20%まで引き上げられることがある。

(g) 店頭市場派生商品の取引相手方に対するファンドのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。

かかる制限は、( ) EEAで認可されている金融機関、( ) 1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)によって認可されている金融機関または( ) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関については10%まで引き上げられる。

(h) 上記の( ) (c)項、( ) (f)項および( ) (g)項にかかわらず、同一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券への投資、または同一機関により行われた預金および/または同一機関により実行された店頭派生商品取引から発生する取引相手方に関するリスク・エクスポージャーの二種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。

(i) 上記の( ) (c)項、( ) (d)項、( ) (f)項、( ) (g)項および( ) (h)項に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。

(j) グループ会社は、( ) (c)項、( ) (d)項、( ) (f)項、( ) (g)項および( ) (h)項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。

(k) ファンドは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の100%まで投資することができる。

個々の発行体は、目論見書に記載されなければならない、また以下のリストから引用されることがある。

O E C D加盟国政府、インド政府およびブラジル政府(関係銘柄は投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジニー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレートAファンディング・エルエルシー

ファンドは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。

( ) 投資信託(「C I S」)への投資

(a) ファンドによるNON - U C I T Sへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。

(b) C I Sは純資産の10%を超えて他のC I Sに投資することを禁止されている。

(c) ファンドが、管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のC I Sの受益証券に投資する場合、管理会社または他の会社は、当該他のC I Sの受益証券に対するファンドによる投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。

(d) ファンドが他のC I Sの受益証券への投資により手数料(割戻し手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料は関連あるファンドの資産に払い込まなければならない。

( ) 一般条項

(a) 管理会社は、ファンドのために、発行体の経営に重要な営業を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

(b) ファンドは、以下を超えて取得することはできない。

(1) 同一発行体の無議決権株式の10%

(2) 同一発行体の債務証券の10%

(3) 同一C I Sの受益証券の25%

(4) 同一機関の短期金融市場証券の10%

上記( ) (b)項(2)、(3)および(4)の制限は、取得時において債務証券の総額または短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(c) ( ) (a)項および( ) (b)項は以下については適用されないものとする。

(1) E U加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券

(2) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券

(3) 一または複数のE U加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券

(4) あるE U非加盟国の法律に基づき当該保有がファンドが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登記上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にファンドが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、E U非加盟国の会社とその投資方針において( ) (c)項ないし( ) (j)項、( ) (a)項、( ) (b)項、( ) (a)項、( ) (b)項、( ) (d)項、( ) (e)項および( ) (f)項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の( ) (e)項および( ) (f)項に従うものとする。

(5) 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中にファンドが保有する株式

(d) ファンドは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。

- (e) 中央銀行は、最近認可されたファンドに対しその認可日から6ヶ月間( ) (c)項ないし( ) (k)項、( ) (a)項および( ) (b)項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるファンドはリスク分散原則を遵守するものとする。
- (f) 管理会社が支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、ファンドは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。
- (g) 管理会社は、以下について担保を付さずに販売しない。
- 譲渡性のある証券
  - 短期金融市場証券(UCITSによる短期金融市場証券の空売りは禁止されている。)
  - CISの受益証券、または
  - 金融派生商品
- (h) ファンドは付随的に流動資産を保有することができる。
- ( ) 金融派生商品
- (a) FDIに関するファンドのグローバル・エクスポージャー(UCITS規則で規定される。)は、その純資産総額を超えてはならない。
- (b) FDIの裏付資産(譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたFDIを含む。)に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、UCITS規則で規定された投資制限を超過してはならない。(本項は指数型FDIについては適用されないが、裏付指数はUCITS規則で規定された基準を満たすものであることを条件とする。)
- (c) UCITSは店頭市場(OTC)で取引されるFDIに投資することができる。ただし、OTC取引の取引相手方は、慎重な監督に服し、中央銀行が承認するカテゴリーに属する機関とする。

FDIへの投資は、中央銀行が定める条件および制限に従う。ファンドは、中央銀行が承認するリスク管理プロセスに記載される派生商品のみを利用する。

管理会社は、中央銀行の承認を得て、関連あるファンドの認可日から6ヶ月を上限として、ファンドの特定の上記投資制限の適用除外を許可することがある。ただし、かかるファンドは、別途リスク分散原則を遵守するものとする。

いずれのファンドも、そのあらゆる投資対象の発行体について、法律上または経営上の支配を獲得することを求めてはならない。

#### 借入方針

ファンドは、以下の場合を除き、金銭を借り入れず、融資を提供せず、または第三者のための保証人として行為しない。

- ( ) 外国通貨がバック・ツー・バック・ローンにより取得される場合
- ( ) ファンドが一時的にファンドの純資産の10%を超えない金額の借入れを行う場合。ただし、当該目的上、かかる借入れおよびリバース・レポ取引に関する未払総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えない。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

##### 主なリスク

##### エマージング市場への投資に伴うリスク

エマージング市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点がある。例えば、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が小さいことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられる。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もある。また、エマージング諸国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなる。エマージング市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要である。

##### 債券投資リスク(金利変動リスク・信用リスク)

ファンドは、外国債券を投資対象とする投資信託証券を組入れるため、ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになる。一般的に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇する。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴う。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向がある。

##### 為替リスク

ファンドは外国債券を投資対象とする投資信託証券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行わない。したがって、ファンドへの投資には為替変動リスクが伴う。為替レートは短期間に大幅に変動することがある。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定される。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性がある。ファンドでは、エマージング諸国の債券に投資するため、先進国の通貨建債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられる。

##### ファンドのリスクの留意事項

投資者が考慮すべきリスクには、( )ファンドに特有のものであり、投資者が投資するファンドのすべてのサブ・ファンドに適用されるリスク、および( )サブ・ファンドに特有のものであり、投資者が投資を希望するサブ・ファンドの受益証券に特有なもので、当該サブ・ファンドおよびマスター・ポートフォリオに関して採用される投資目的、方針および戦略に関し、また投資対象から発生するリスクが含まれる。各投資予定者は、ファンドおよびサブ・ファンドの受益証券に投資する前に、こうしたリスクについて慎重に考察するべきである。

投資対象の価額およびこれらから生じる収益は、上昇することも下落することもあり、投資家は、ファンドまたはサブ・ファンドに投資した元本を回収できないことがある。

課税：投資予定者は、ファンドへの投資に関連する税金リスクに注意しなければならない。(下記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」参照)

非基準通貨建てクラス証券への投資：サブ・ファンドは、その資産を、当該クラスの基準通貨以外の通貨で表示されているマスター・ポートフォリオに投資する。ヘッジされていない範囲において、かかるクラスの受益証券1口当り純資産価格は、マスター・ポートフォリオの価格変動とともに、当該クラスの基準通貨の為替レートによっても変動する。

通貨リスク：受益証券は基準通貨以外の通貨建てである場合がある。その場合、1口当り純資産価格は、当該評価日における当該為替レートを用いて計算される。したがって、当該受益証券の純資産価額は、為替レートの変動により有利または不利になることがあり、必然的に外国為替リスクの影響を受ける。



支払代理人リスク：E E A加盟国における現地の条例により、支払代理人を任命し、当該代理人が口座を維持することが求められ、当該支払代理人を通じて申込金および買戻金が投資家に支払われることがある。仲介人に対して申込金を支払うおよび/または仲介人を通じて買戻金を受領することを選択する、あるいは現地の条例に基づきそのように義務付けられている投資家は、(a) ファンドの口座へ送金する前の申込金および(b) 当該仲介人が当該投資家に支払うべき買戻金について、当該仲介人に対して信用リスクを負う。

## マスター・ファンドのリスクの留意事項

マスター・ポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオにより保有される種類の投資対象に主に投資することに関連するリスクを受け入れることのできる長期の投資向けに意図されている。マスター・ポートフォリオに投資する投資家は、信用リスクおよび金利リスクを含む債務証券に関連するリスクならびに高利回り債、ローン・パーティシペーションおよび派生証券に関連する付加的なリスクを負う。マスター・ポートフォリオが他のファンドに投資する限りにおいては、投資家はかかるファンドおよび対象となるファンドに伴うリスクを負う。

また、投資家は、通貨リスクおよび当該マスター・ポートフォリオが用いるものと予想される運用手法に関連するリスクも承知すべきである。マスター・ポートフォリオは、特定の投資運用目的で特別な投資手法を用いることがある。かかる特別な投資手法は、投資家が承知しているべき一定の追加リスクを伴うことがある。

マスター・ポートフォリオの投資証券への投資は完全な投資プログラムとなるものではない。投資家は、あるマスター・ポートフォリオへの投資を他の種類の投資によって補完することを望む可能性もある。

下記はマスター・ファンドへの投資に伴う特定のリスクについて詳述するものであり、投資家にはそれらリスクについて自身の専門アドバイザーと相談することが推奨される。以下の記述は、マスター・ファンドへの投資に伴うあらゆるリスクについて網羅したものではない。

### 一般的リスク

発行体は、一般に、国により様々な会計、監査および財務報告に係る基準に服する。取引量、価格の変動性および発行体の流動性は、証券取引所、証券ディーラーおよび企業に対する政府の監督および規制のレベルと同様に様々である。一部の国々の法律は、マスター・ポートフォリオが当該国に位置する一部の発行体の証券に投資する可能性、または投資額を本国送金する可能性を制限することがある。

また、市場によって清算および決済に関する手続も異なる。決済の遅れは、マスター・ポートフォリオの資産の一部が投資されず、当該資産上でいずれの利益も稼得されず、またはマスター・ポートフォリオが魅力的な投資機会を逸しうる一時的な期間をもたらしうる。決済上の問題により、マスター・ポートフォリオ証券を売却できない場合は、その後の当該マスター・ポートフォリオ証券の価格下落により当該マスター・ポートフォリオに損失が生ずる可能性があり、当該マスター・ポートフォリオが証券を売却する契約を締結していた場合は、購入者に対する損害賠償責任が生ずる可能性がある。一部の市場では、証券の引渡し前に支払が必要な場合があり、マスター・ポートフォリオは信用リスクを負うことになる。

投資(特に、新興市場への投資)は、収用課税もしくは没収課税、配当金もしくは利息の支払に対する源泉徴収課税、マスター・ポートフォリオの資金もしくはその他の資産の撤収・移動に対する制限、または政治的もしくは社会的な不安定性によって悪影響を受けることがある。証券の発行体は、当該証券の基本通貨を通貨とする国以外の国に本拠を置いている場合がある。異なる国々の証券市場における投資対象の価額および相対利回り、ならびに関連リスクは、互いに影響し合う形で変化すると予想される。

### 通貨および集中のリスク

多国籍発行体への投資は、通常、様々な国々の通貨に関係するため、マスター・ポートフォリオの基準通貨で測定されたマスター・ポートフォリオの資産の価額は、為替レートの変動の影響を受け、これによりマスター・ポートフォリオの投資対象証券のパフォーマンスとは関わりなくマスター・ポートフォリオのパフォーマンスに影響が及ぶ可能性がある。マスター・ポートフォリオは、当該マスター・ポートフォリオの投資目標および投資方針に従い、その投資対象を、投資顧問会社により選択された単数もしくは複数の通貨の組合せに集中させることができる。特定の通貨への投資の集中は、当該通貨の価値に悪影響を及ぼす動向(当該国での不利な経済・政治動向を含む)からマスター・ポートフォリオが影響を受ける度合いを増大させる。

為替レートは短期間に大幅に変動する場合があります、他の要因と共に、マスター・ポートフォリオの純資産価額も変動させうる。為替レートは、政府もしくは中央銀行による介入もしくは介入の失敗を含む多くの要因により、または世界中の通貨管理もしくは政治的動向によって、予期しない形で影響されうる。マスター・ポートフォリオは、その外国為替エクスポージャーの全部または一部についてヘッジを行ったり、行わないことがある。ただし、マスター・ポートフォリオがかかるヘッジ手法を試みても、証券の価格は為替変動には関係していない個別の要因の結果として変動することがあるため、基準通貨建てでない証券の価格に影響する為替変動に対しては十分にまたは完全にヘッジできないことがある。

マスター・ポートフォリオは、ユーロで運用されることができ、かつ/またはユーロならびに/もしくはユーロ建ての債券およびその他の債務を直接もしくは担保として保有することができる。ユーロは、ユーロ圏を形成する複数の主権国家の参加を要件としていることから、かかる国家の信用、一般的な経済および政治状況(当該時点でEUを形成しており、特にユーロ圏内にあるその他の主権国家に対する各主権国家の実際のもしくは意図された継続中の関わりおよび/または支援を含む。)に影響されやすい。これらの要因に変化が生じた場合、マスター・ポートフォリオが投資した証券の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

特に、ユーロ建て債務について、あるソブリン発行体が不履行となった場合、その取引相手およびかかる取引相手に投資しているマスター・ポートフォリオに重大な影響を及ぼす可能性がある。一または複数の国がユーロ圏を脱退した場合、投資主は、マスター・ポートフォリオのユーロ建ての資産および債務が新たな国の通貨またはヨーロッパの新たな通貨単位のいずれかに変換されるリデノミネーション・リスクにさらされることを認識しておくべきである。リデノミネーション・リスクは、該当する金融商品の準拠法、一または複数の国がユーロ圏を脱退する方法、各国政府およびその規制機関ならびに国際機関によって課せられるメカニズムおよび枠組み、ならびに異なる裁判所による解釈を含む多くの要因の影響を受ける可能性がある。また、かかるリデノミネーションは、支払い規制および/または資本取引規制を伴う可能性もあり、企業は、契約上、支払い義務を負う場合においても、ユーロ建てで支払いを行う能力および/または意思に関し重大な悪影響を受ける可能性もあり、かかる債務の履行が法律上の条件が良好であるように見える場合においても実際は難しいこともあり得る。

マスター・ポートフォリオの投資が特定の国々に集中することは、そのようなマスター・ポートフォリオがかかる国々において生じる不利な社会的、政治的または経済的出来事の影響をより強く受ける可能性があることを意味する。

マスター・ポートフォリオは、特定のセクターの会社にその投資を集中させる可能性があり、したがってかかる集中に関連するリスクを負う可能性がある。さらに、マスター・ポートフォリオ中の多くの会社が小さな時価総額の会社であり、新規設立企業の性格を有する場合、マスター・ポートフォリオは、より分散化された投資証券のポートフォリオの場合に一般に想定されるよりも高い水準の変動性とリスクに直接的にさらされる。かかるリスクは、投資目的がより一般的である場合であっても、特定のセクターに投資するマスター・ポートフォリオに影響しうる。

## コーポレート・アクション

その時々、マスター・ポートフォリオの保有する証券の発行体は、当該証券に関するコーポレート・アクションを開始することがある。持分証券に関する会社行為には、とりわけ、一定の価格での

当該証券にかかる新規株式の購入または既存株式の公開買付の申し出を含むことがある。債務証券に関するコーポレート・アクションには、とりわけ、債務証券の期前償還または債務証券の株式への転換の申し出を含むことがある。一部のコーポレート・アクションは任意のものである。すなわち、マスター・ファンドは、時宜を得たその実行を選択する場合にのみコーポレート・アクションに参加することができる。一定のコーポレート・アクションへの参加は、マスター・ポートフォリオの価値を高めることがある。

マスター・ファンドまたは投資顧問会社が任意のコーポレート・アクションについて保管銀行から事前に十分な通知を受けている場合、投資顧問会社は、(商業上合理的な方法で情報を入手することができない故に)マスター・ファンドが当該コーポレート・アクションに参加するか否かを決定するため誠実にその裁量権を行使する。マスター・ファンドまたは投資顧問会社が任意のコーポレート・アクションについて事前に十分な通知を受けていない場合、マスター・ファンドは、当該コーポレート・アクションに参加することを適時に選択することができないことがある。任意のコーポレート・アクションへの参加または不参加の結果、マスター・ポートフォリオの価値にマイナスの影響を及ぼすことがある。

### 通貨取引

マスター・ポートフォリオは、前記「マスター・ファンドのポートフォリオ運用手法」に記載されている様々な通貨取引を行うことができる。通貨取引に関しては、直物または予約の契約および店頭オプションは、取引所または決済機関による保証を欠くため、相手方が義務を履行しないリスクを負う。従って、契約上の不履行が生じた場合、マスター・ポートフォリオは未実現利益、取引費用および当該契約のヘッジ効果を失う可能性があり、また、購入約束または売却約束がある場合は、これを時価でカバーすることを余儀なくされる可能性がある。同時に通貨ポジションを維持しつつ全面的に証券にマスター・ポートフォリオが投資される限りにおいては、当該マスター・ポートフォリオは、(通貨ポジションを保有することなく)全額投資されたマスター・ポートフォリオへの投資と比較してより大きな複合リスクを負う可能性がある。通貨取引の使用は高度に専門的な活動であり、通常のポートフォリオ証券取引に関わるリスクとは異なるリスクを伴う。投資顧問会社による市場価格および為替レートの予測が正しくない場合、マスター・ポートフォリオの投資パフォーマンスは、このような投資手法が使用されなかった場合に比べ悪くなる可能性がある。

マスター・ポートフォリオが通貨ヘッジ取引に従事する場合、当該取引に関する費用は、通常、各通貨ヘッジされる投資証券クラスが負担する。ある投資証券クラスに関する通貨ヘッジ取引は、通貨ヘッジ取引から発生する債務が、マスター・ポートフォリオの他の投資証券クラスの純資産価額に影響を及ぼしうる潜在的リスクを含んでいる。

通貨取引は、一般的に、各通貨の買値と売値との間に存在する差額、すなわちスプレッドを使用して行われる。かかるスプレッドは、関係仲介業者により管理され、マスター・ポートフォリオに対する経費とされる。投資家は、保管銀行が、マスター・ファンドを代理した通貨取引を実行するために様々な状況において責任を有し、かかる取引の一部または全部において、スプレッドが取引自体に発生する可能性があることにつき留意すべきである。

### ノンデリバラブル・フォワード

現地通貨を自由に交換することができない特定の新興市場においては、ノンデリバラブル・フォワード(NDF)を使用することができる。NDFは、満期において2種類の通貨の現物決済が行われないという点で通常の為替先物予約とは異なる為替デリバティブである。その代わりに、2種類の通貨の移動に基づき、一方の当事者による他方当事者に対する正味現金決済(通常、米ドル建て)が行なわれる。NDF市場における取引高は少ない可能性があり、価格の変動が激しくなり、幅広い要因による影響を受ける可能性があり、その結果、価格が対象通貨の為替レートと大きく異なる場合もあり得る。さらに、投資証券クラスがNDFから得ることができる利回りは、かかる投資証券クラスが対象通貨を保有することによって得られる利回りを大幅に下回る可能性もある。NDF取引の取引

高は少ない可能性があるため、マスター・ファンドがマスター・ポートフォリオの投資証券クラスに関し、NDF取引を行うことができるという保証はない。

### 派生商品のリスク

派生商品への投資は投資家にとって追加のリスクを伴うことがある。かかる追加のリスクは、次のいずれかまたはすべての結果生じうる。即ち、( )マスター・ポートフォリオの取引に関連するレバレッジ要因、および( )当該派生取引の取引相手の信用性、ないし( )派生商品の市場の非流動性の可能性。派生商品が投機目的で使用される限りにおいては、マスター・ポートフォリオに対する全体的な損失リスクは増大することがありうる。派生商品がヘッジ目的で使用される限りにおいては、マスター・ポートフォリオに対する損失リスクは、当該派生商品の価格とそのヘッジする証券またはポジションの価格の連関性が十分ではない場合は増大しうる。

しかしながら、特定の投資証券クラスに関し、マスター・ポートフォリオによって派生商品取引が行なわれた場合、かかる取引によって生じた一切の損失は、管理事務代行会社によって当該投資証券クラスに計上される。

特定のデリバティブは、他方当事者に対する譲渡のため、担保の提供が必要となる可能性があり、当該当事者により追加担保の提供が求められた場合、投資顧問会社は、マスター・ポートフォリオにおいて構成される、追加担保の譲渡または設定の要請がなければ現金化することのなかった資産を、現金化しなければならない場合がある。

### ISDA基本契約

マスター・ポートフォリオは、ISDA基本契約に準拠する類の派生取引を行うことがある。ISDA基本契約は、OTC派生商品市場で通常使用される標準的契約であって、契約当事者各々の権利、責務、義務を含む契約当事者間の契約上の関係を定める規定を記載している。投資顧問会社がマスター・ポートフォリオのために、金利スワップといったISDA基本契約に基づく取引を実施する場合、投資顧問会社は、ISDA基本契約の付属書であって、ISDA基本契約により規定される取引の当事者間の相互のクレジット・サポート取決めの文面化に使用されるクレジット・サポート付属書を当該マスター・ポートフォリオのために締結することが必要となる。特定取引相手との合意後、投資顧問会社がマスター・ポートフォリオのために、外国為替取引、通貨オプション、または関係ある場合は金利スワップを含む、ISDA基本契約に基づく当初または追加の取引を実施するのに応じ、合意された商取引上ないし法律上の事項を反映するように改訂されたISDA基本契約が直ちに、当該マスター・ポートフォリオと当該取引相手との間で締結されるものとみなされ、当該契約に基づき行われる取引(当初の派生商品取引を含む)に関する確認書は、ISDA基本契約を補遺し、その一部を構成する。

あるマスター・ポートフォリオのために派生商品取引が執行される各日に、マスター・ファンドは、当該マスター・ポートフォリオに代わって、ISDA基本契約が当該マスター・ポートフォリオのために締結される先の各取引相手に対し一定の表明事項および約束事項を提供したものとみなされる。かかる表明事項および約束事項には、当該マスター・ポートフォリオに係る適法な設立、良好な財務状況、法人としての権限、当該マスター・ポートフォリオによるあらゆる所定の承認の取得および適用法の順守、ならびに関係ISDA基本契約および関連する契約と取引に基づく当該マスター・ポートフォリオへの拘束力ある債務の内容に関するマスター・ファンドからのマスター・ファンドに関わる表明および約束が含まれるが、それらに限定されない。マスター・ファンドは、かかる表明に違反していること、またはかかる約束の順守を継続できないことを承知するに到った場合は、投資顧問会社に通知しなければならない。かかる違反は、その他潜在する結果的影響に加えて、関係する各取引相手が当該マスター・ポートフォリオのためのマスター・ファンドとのISDA基本契約を一方的に解約し、かつマスター・ファンドとの未決の契約を決済すること可能にすることになりうる。

### 取引相手方リスク

マスター・ポートフォリオは、取引相手方もしくは他者の支払不能、破産、市場の非流動性もしくは混乱またはその他の事由によるかを問わず、また、システムその他の理由によるかを問わず、取引相手方が取引を履行できないリスクにさらされる。

マスター・ポートフォリオがその取引を実行する市場の一部は、「店頭」市場(または「ディーラー間」)市場である。このような市場への参加者は、通常、「取引所ベース」の市場のメンバーのように信用評価および規制当局の監督の対象とはならない。さらに、かかる「店頭」取引に関しては、取引所の決済機関の履行保証といった、一部の組織化された取引所で参加者に与えられる保護の多くを受けられない可能性がある。これは、(善意か否かにかかわらず)契約の条件に関する紛争が生じたため、または信用もしくは流動性の問題のため、取引相手方がかかる契約条件に従って取引を決済せず、その結果としてマスター・ポートフォリオが損失を被るというリスクに当該マスター・ポートフォリオをさらすこととなる。満期までの期間が長い契約ほど、何らかの出来事が決済を妨げる可能性が高く、このような「取引相手方リスク」は大きくなる。また、当該マスター・ポートフォリオが少数の取引相手方に集中して取引を行う場合も同様である。さらに、マスター・ポートフォリオは、適格取引相手方のみと取引を行うものとし、金融派生取引の取引相手方はそれぞれ、2010年12月17日付ルクセンブルグ法に基づき適格でなければならず、かつ、C S S Fにより認可されていなければならない。

マスター・ポートフォリオが原資産へのエクスポージャーを得るために使用する店頭金融派生商品(トータル・リターン・スワップおよび同様の特徴を有するその他の派生商品を含む。)は、慎重な監督に服し、C S S Fが承認する取引相手方のカテゴリーに属する、関連ある種類の取引を専門とする一流の金融機関の中から選択された取引相手方との間で取り扱われる。

#### 店頭市場派生商品に特有のリスク

原商品、権利行使日、取引単位および権利行使価格について標準化されている取引所で取引される商品とは異なり、店頭市場派生商品の条件は、他方当事者との交渉によって設定されるのが通例である。このような取決めによってマスター・ポートフォリオはより柔軟にその要求に合わせて商品を調整することができるが、店頭市場派生商品は、合法的に実行できないとみなされまたは正確に文書化されない場合の損失リスクのように、取引所で取引される商品よりも大きな法的リスクを伴うことがある。

一部の派生商品の取引は、適用法および規制当局の監督に基づく決済要件の対象となることがあるが、他の派生商品は、店頭市場における取引のリスクにさらされる。派生取引に影響を及ぼす特定の規則案および最終規則により、マスター・ポートフォリオの事業および運営の重大な変更が要求される可能性があり、または、マスター・ポートフォリオにその他の悪影響が及ぼされる可能性がある。

EUにおいては、このような義務は欧州市場インフラ規制(E M I R)の施行により発生し、また、米国においては、このような義務は主に、ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法(ドッド・フランク法と称される。)の制定により発生するが、他の法域においても、マスター・ファンドに影響を及ぼしうる制定法を実施しているか、またはその提案がなされている。派生商品を決済する義務は、多種多様な要因(特に、原資産クラスならびに取引相手方、投資主および投資顧問会社の法域)により変化する傾向にある。いずれの義務も、様々な地域によって異なる中央決済規則が施行された時期および方法に左右される。

決済要件に加え、当該規則には、取引の報告といった他の義務および決済されていない派生商品に関するその他の要件も含まれる。最終的に、かかる要件には、( )取引費用を増加させ、投資リターンに影響を及ぼしうる、当事者ら(マスター・ファンドを含む。)による担保の交換および分離ならびに( )証拠金提供要件の増加(後述の「ポートフォリオ資産の使用」を参照のこと。)が含まれるが、これらに限らない。かかる要件の影響により、マスター・ポートフォリオが派生商品を利用する場合、マスター・ポートフォリオにより大きな影響が及ぼされる。

E M I R、ドッド・フランク法ならびに関係するC F T CおよびS E C規則ならびに他の法域での規制に基づく義務の一部が効力を発生しているが、多くの要件は、経過期間の対象であり、特定の主要事項は、本目論見書の日付までに最終決定されていない。店頭市場派生商品市場が新たな規制制度

を採択する方法、また、UCITSに関する通達がかかる要件を反映するために修正されるか否かは、未だ明確になっていない。EMIRに基づく担保および報告の要件、ドッド・フランク法の遵守、ならびにこれに基づき公布された規則および規制、ならびに他の法域における他の制定法は、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオの経費を増加させ、パフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある。さらに、かかる規則に関しては、著しい不確実性が存在する。したがって、かかる制定法がマスター・ポートフォリオならびにマスター・ポートフォリオが取引および投資を行う市場に最終的に及ぼす全影響は、完全には把握されていない。かかる不確実性自体は、市場の効率的な機能および特定の投資戦略の成功に対して、損害を与える可能性がある。ゴールドマン・サックスおよびマスター・ポートフォリオに適用される現行の規制の変更または新たな規制は、マスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼしうる。

### 保管リスク

マスター・ファンドの資産は、その保管銀行により保管されており、保管銀行の帳簿においてマスター・ファンドが保有するものと確認されている。マスター・ポートフォリオの資産は、保管銀行の他の資産から分離される。これにより、保管銀行が破産した場合の資産が返還されないリスクが軽減されるが、防止されるわけではない。一方で、現金預託はこのように分離されず、したがって、マスター・ファンドが保管銀行の一般債権者である場合に保管銀行が破産したときはより高いリスクにさらされる。

保管銀行は、マスター・ファンドが投資を行う国で資産を保有するため副保管会社を任命することがあり、また、それゆえに、保管銀行が自己の法的義務を遵守していることにかかわらず、当該副保管会社の破産リスクにさらされる。副保管会社の法域における資産の保有を対象とする法律上および規制上の保護は、脆弱である可能性がある。マスター・ポートフォリオは、保管または決済システムが完全に発達していない市場に投資することがあり、その場合、資産は、脆弱な法律上および規制上の保護しか受けていない副保管会社が保有し、また、保管銀行が当該資産の返還に関しても責任を負わないというリスクが存在しうる。

### 新興市場への投資

新興経済または新興株式市場を有する国々の政治・経済構造は、重要な進化と急速な発展の過程にあり、このような国々は、上記「通貨および集中のリスク」に記載されている通貨変動の大きなリスクを含めて、より発展した国々の特徴である社会的、政治的および経済的な安定性を欠く場合がある。このような不安定性は、権威主義的な政府や憲法外の手段による政府の変更もしくは変更の試みを含む政治・経済意思決定過程への軍の関与、政治的、経済的または社会的状況の改善要求に関連する民衆の動揺、国内暴動、近隣国との敵対関係、および民族的、宗教的および人種的不満または対立などから生ずる可能性がある。このような国々の一部は、過去に私有財産権を認識せず、時として私企業の資産を国有化または収用することがあるかもしれない。この結果、このような国々への投資のリスク(資産の国有化または収用のリスクを含む)は高い水準にある可能性がある。さらに、予期しない政治的または社会的動向が、マスター・ポートフォリオのこのような国々における投資対象の価値、およびマスター・ポートフォリオにとってのこのような国々における新たな投資対象の利用可能性に影響を及ぼしうる。

このような国々の一部諸国における証券市場の規模の小ささと経験の浅さ、および限定された証券取引高のため、マスター・ポートフォリオの投資対象は、より確立された市場における投資対象に比べ、流動性を欠き、変動性の高いものになる可能性があり、また、マスター・ポートフォリオがこのような国々で投資を行う前には、特別の保管契約またはその他の取決めを確立することが必要になりうる。このような国々の一部諸国に位置する発行体に関しては、利用可能な財務情報または会計情報がほとんど存在しないことがあり、それゆえかかる発行体への投資の価値または見込みを評価することは困難でありうる。

また、決済システムは、より確立された市場に比べ未発達であることがあり、このため、マスター・ポートフォリオは、ポートフォリオ取引を実行することを妨げられる可能性があり、また信用

リスクの増大を伴ったより限定的な範囲の取引相手を介してマスター・ポートフォリオの投資が決済されることをもたらすことがある。その上、マスター・ポートフォリオで買戻代金の支払が遅れることがある。一部諸国ではまた、取引の証拠金または決済金の全額が決済日前に預託されるべき証拠金制度または先払い制度を運営していることがあり、こうした制度が、信用リスクおよび運営リスクならびにマスター・ファンドの潜在的借入れ費用を生じる可能性がある。

さらに、特定の市場では、当該国の条例により適格外国機関または投資家に対しても、投資に関する認可の制限、投資の割当ての制限などを課する可能性がある。潜在的投資家は、マスター・ファンドがかかる適格機関に認められた割当てから利益を上げる保証がなく、利益を上げたとしても、マスター・ファンドが常に割当てを受けるとは言えない点に留意する必要がある。投資割当量の撤回または更新ができないことによりマスター・ファンドに重大な不利益な影響を与える可能性はある。かかる投資割当額を通じて投資することの結果として、マスター・ファンドないし外国投資家全体による特定の会社の自己資本所有可能額に制限があることにもなる。そのため、マスター・ファンドと無関係の外国投資家の行為が、マスター・ファンドのポジションに影響を及ぼし得る。投資割当額の利用の場合、資金の移動が政府の指定したサービス・プロバイダーおよび口座を通じて行われることが要求されることが度々ある。かかるプロバイダーを強制的に利用することにより、一般的な市場において選択された場合に利用できる程度に有利な条件をファンドに提供することができない場合がある。

## ロシアへの投資

ロシアへの投資については、現在、証券の所有および保管に関する特定のリスクが高まっている。ロシアの証券の所有は、会社またはその登録事務代行会社(保管銀行の代理機関でもなくまた保管銀行に対し責任も有しない。)の帳簿記入によって証明されている。ロシアの会社の所有を表章する証明書は、保管銀行もしくは現地取引代行機関、または効力ある中央預託機構によって保有されていない。このようなシステムならびに国家規制の効力および執行に関する不確定性の結果、マスター・ファンドは、詐欺、過失その他によりロシアの証券の登録および所有を失う可能性がある。さらに、ロシアの証券は、当該資産が保管されている間の盗難、破壊または債務不履行による損失を補填するための十分な保険付保を行っていない可能性のあるロシアの機関が、市場慣行に従い保有しているため、当該証券に伴う高い保管リスクを有している。

前記「投資制限」の( )項 a ) ないし d ) に記載されるもの以外のマスター・ポートフォリオによる譲渡性のある証券および短期金融市場商品への投資は、マスター・ポートフォリオの純資産の10%を超えない。本制限の目的上、ロシアの譲渡性のある証券および短期金融市場商品は、ロシア取引システムおよびモスクワ銀行間通貨取引所において上場しているかまたは取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場商品を除き、通常、この10%の制限に従う。ロシア取引システムは、個別の地域証券取引所を、統一かつ規制されたロシアの証券市場に統合するため、1995年に設立された。ロシア取引システムは、特に、主要なロシア証券を上場させている。ロシア取引システムは、幅広い株式および債券の市場価格を設定している。取引情報は、ロイターやブルームバーグといった金融情報サービス会社を通じて世界中に配信されている。モスクワ銀行間通貨取引所は、モスクワおよびロシアの最大の金融・産業の中心地をカバーする、金融市場の通貨、株式および派生商品のセクターにおける取引の国家的なシステムの基盤として働く。M I C E X - R T Sグループ(M I C E X - R T S証券取引所、M I C E X - R T S決済機関、国家保管機構、地域の取引所その他)のパートナーと共同して、M I C E X - R T Sは、株式市場において約1,500の機関および参加者のために清算および決済サービスならびに保管サービスを提供している。

## 不確実な租税状況

予定投資主は、税法および租税規則は恒常的に変化し、しかも遡及的効力をもって変更されうることを承知しているべきである。さらには、一部税務当局による税法や租税規則の解釈および適用は明確ではなく、一貫性も透明性もないことがありうる。過去の実現利益または未実現利益に関わるものを含めたマスター・ファンドの潜在する租税債務およびマスター・ポートフォリオが行う投資に伴い生じ、その評価上は租税債務を反映していない債務に関わる不確実さの結果として、ある取引日のマ

スター・ポートフォリオの純資産価額はかかる債務(遡及的な効力をもって賦課されるものを含む)を正確に反映していないことがある。さらに、ある取引日のマスター・ポートフォリオの純資産価額は、事後に納税されないかもしれない潜在する租税債務の見越し計上額を反映していることがある。会計基準も変更されることがあり、それまでは見越し計上を必要としていなかった潜在する租税債務を計上する義務をマスター・ファンドにもたしたり、または最終的にはかかる租税債務が課税対象になるとはマスター・ファンドが予想していない状況が発生させることがある。

マスター・ファンドが租税債務の見越し計上を事後に決定する場合、ないし事前に見越し計上されていなかった租税債務に係る金額の支払を必要とされる場合、ないしマスター・ポートフォリオの投資(過去の投資を含む)によってその評価には反映されていなかった租税債務がもたらされる場合、かかる決定または支払に係る金額は原則として、当該租税に係る利益の獲得時または取引の発生時ではなく、当該決定または支払の時期にマスター・ポートフォリオの投資主間に割り当てられる。また、潜在する租税債務の見越し計上額が当該租税の債務を上回るか、上回ることになるとマスター・ファンドが事後に判断する場合、かかる判断による受益は原則として、当該租税の見越し計上に関わる利益の獲得時または取引の発生時ではなく、当該判断の時期にマスター・ポートフォリオの投資主間に割り当てられ、マスター・ポートフォリオの投資証券を既に償還していた投資主は、追加の補償を受けられず、または別途かかる受益の一部を受けることにはならない。投資主には上記の決定または支払について通知されない。

租税にかかる債務が見越し計上されていない時にマスター・ポートフォリオの投資証券に投資する投資主は、当該投資時にかかる債務が計上されていた場合に投資していたよりも高い純資産価格でマスター・ポートフォリオの投資証券に投資することになる。また、マスター・ポートフォリオのリターンは、かかる付加的資産がマスター・ポートフォリオの通常の投資方針に従って投資されていた場合において予期せぬレバレッジ効果を受けていたものとみなされることがある。他方、潜在する租税債務が見越し計上されている時にマスター・ポートフォリオの投資証券を償還する投資主は、当該償還時にかかる債務が計上されていなかった場合よりも低い純資産価格でマスター・ポートフォリオの投資証券を償還することになる。かかる場合、マスター・ポートフォリオは、当該租税計上額が事後に納税されない場合には予期せぬ過少投資効果を受けたものとみなされることもある。

#### 政府による投資制限

政府による規制および投資制限は、マスター・ポートフォリオにより購入または売却されうる証券の金額および種類を制約する場合がある。マスター・ポートフォリオが一部国々の企業または政府の証券に投資する可能性は制限されたり、ある場合には禁止されることがある。よって、マスター・ポートフォリオの資産の大部分は、かかる制限が存在しない国々に投資される。このような制限は、証券の時価、流動性および権利にも影響を及ぼす可能性があり、マスター・ポートフォリオの費用を増大させる可能性がある。さらに、投資の利益および元本の本国送金は、政府の一定の同意の必要などの制限の対象となることが多く、直接の制限が存在しない場合でも、本国送金の仕組みは、マスター・ポートフォリオの運営の一部の側面に影響を及ぼしうる。特に、いくつかの新興諸国の証券市場に投資するマスター・ポートフォリオの能力は、外国投資を制限する法律によって、様々な程度に制限または管理されている可能性があり、このような制限は、マスター・ポートフォリオによる直接投資を禁じている場合がある。

#### 特定のE R I S Aに対する留意

マスター・ポートフォリオの資産が、E R I S A法タイトルIまたは歳入法第4975条に服する「年金資産」を構成する可能性がある。その結果、ファンドは、当該マスター・ポートフォリオ(以下「E R I S Aマスター・ポートフォリオ」という。)のために、とりわけ、本書に記載される活動を行う能力に一定の制限を受ける可能性がある。例えば、E R I S Aマスター・ポートフォリオは、E R I S Aマスター・ポートフォリオのために行われる投資に関する、ゴールドマン・サックスおよびその関係会社との取引ならびにこれらを経由した取引を禁じられる可能性がある。同様に、E R I S A法タイトルI上の従業員年金である投資主は、年金スポンサーおよび/またはその関係会社の特定



の証券を購入または保有する能力に一定の制限を受ける可能性がある。その結果、一定の状況下において、E R I S Aマスター・ポートフォリオは、当該証券の購入または保有を禁じられる可能性があり、これはかかる禁止がなければ当該証券がE R I S Aマスター・ポートフォリオにとって適切な投資機会である可能性がある点にかかわらない。当てはまるとは予想されないが、上記の制限がマスター・ファンド全体に適用されないという保証はない。

#### 証券の指数への組入れ

マスター・ポートフォリオが保有する証券が指数に組み込まれる(または以前に組み込まれていた指数から除かれる)場合、投資家は当該指数の構成に基づきその投資の決定を行うため、当該マスター・ポートフォリオの純資産価額が変動する可能性があることを投資家は承知しているべきである。多額の投資の追加または投資の引揚げが、マスター・ポートフォリオの基本費用に不利な影響を生じることがある。

#### 担保エクスポージャー

マスター・ファンドは、金融派生商品を取り扱うことができる。当該契約から受領される担保は、マスター・ファンドが直接保有する。かかる場合、当該担保は、U C I T Sに関する通達に記載される投資制限の範囲に算入されず、したがって、当該金融派生商品に対する一定の取引相手方へのエクスポージャーを増加させる可能性がある。

#### 仕組み商品

マスター・ポートフォリオは仕組み商品に投資することがある。これには、一定の他の投資対象の投資上の特徴を再構成することのみを目的に組織された法主体(エンティティー)の持分を含む。かかる投資対象は法主体により購入され、法主体はその後、原投資対象により担保されるかまたは原投資対象における持分を表象する仕組み商品を発行する。原投資対象からのキャッシュフローを、異なる投資上の特徴(様々な満期、支払優先順序または金利条項等)を持つ有価証券を設定するため新規発行仕組み商品に割り振ることができる。その場合、また仕組み投資対象について行われる支払の範囲は、原投資対象からのキャッシュフローの額に依拠する。

仕組み商品は、投資先市場または証券に関連するリスクを負っており、投資先市場または証券への直接投資を上回るボラティリティを有することがある。仕組み商品は、投資先市場または証券の変動により元本ないし利息を失うリスクを伴うことがある。

マスター・ポートフォリオはまた、裏付け証券、金融商品、証券または指数のバスケットを基準とするクレジット・リンク証券に投資することがある。かかる証券は、カウンター・パーティー・リスクと原投資対象に内在するリスクの両方を負うことがある。カウンター・パーティー・リスクは、投資顧問会社が投資を目的にマスター・ファンドに代わり契約する相手の各当事者(「カウンター・パーティー」)にある。原投資対象リスクは、商品に基づく支払の際の参照先となる国または法人にある。

仕組み商品は、一般的市場に照らし適切であるとみなされる特定の市場/セクターに対するエクスポージャーを得るため利用されることがある。仕組み商品は、ある商品/指数/市場についての見解を実行するか、またはある分野と別の分野を対比した見解を表すことがある。商品は、元本保護の要素を提供するか、または提供しないことがある。購入される仕組み商品は、ゴールドマン・サックスにより創設され得るが、発行体は第三者またはゴールドマン・サックスのことがある。

#### 大量買戻しのリスク

限られた期間内の投資証券の大量の買戻しは、本来の望ましいとされるよりも急激にポジションを清算することがマスター・ファンドにとって必要となり、このことは買い戻される投資証券とマスター・ファンドの残存投資証券双方の価値に悪影響を及ぼしうる。投資証券の大量買戻しのリスクは、固定存続期間の仕組み商品の一部としてマスター・ファンドに投資がなされる場合にかかる仕組み商品がヘッジ手法を用いる場合には増幅されうる。ゴールドマン・サックスは、金融派生商品に関

わる取引の設定、買付け、売付け、発行を行い、かかる取引の発行代理人もしくは販売会社として行為し、または別途当事者であることがあり、マスター・ファンドに関わる、または元の証券、通貨、もしくは投資対象に関わるかかる仕組みは、マスター・ファンドの投資先のもの、またはマスター・ファンドのパフォーマンスに別途基づくものであることがある。かかる金融派生商品の仕組みまたはその他の特質は、マスター・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。買戻しの発生期間に関わらず、それに伴うマスター・ファンドの純資産価額の減少は、マスター・ファンドにとって利益の創出または損失の回復を一層困難にすることがありうる。

#### ポートフォリオ間および投資証券クラス間の相互的悪影響

相互的悪影響のリスクの排除を図る法律がルクセンブルクでは施行されている。よって、ルクセンブルク法上、マスター・ポートフォリオは「リング防護」されており、単一の資産負債プールを成すとみなされ、従って、マスター・ポートフォリオに関係する投資主および債権者の権利は当該マスター・ポートフォリオの資産に限定されるべきとされる。しかし、他の法域の裁判所でマスター・ファンドに対し訴訟が提起された場合に、マスター・ファンドおよびマスター・ポートフォリオの分離性が必ず尊重されると保証することはできない。

あるマスター・ポートフォリオの各種の投資証券クラスに帰属する資産と負債間には法律上の分離は存在しない。各投資証券クラスの資産と負債は、管理事務代行会社が内部的に各投資証券クラスに帰属させる。かかる分離は、請求権がルクセンブルク法上もたらされるか否かに関わらず、第三者債権者によって容認されないことがある。

#### 評価過誤の是正に関わる重大性方針

適用法令に従い、マスター・ファンドは、マスター・ポートフォリオの純資産価額の計算上の誤りに対しては重大性方針を適用する。つまり、当該方針により重大でないとされる誤りによっては、マスター・ポートフォリオの特定投資証券クラスの再発行およびその純資産価額の是正はもたらされない。重大性方針が適用された日に投資家が影響を受けるマスター・ポートフォリオに関わる投資証券を買い付けた、または買い戻したことにより、投資主は、純資産価額の計算上の誤りが発生しなかったならば受領していたものとは異なる実利的結果を受けることがある。

#### 「適正評価値」価格の見直し

ゴールドマン・サックス&カンパニー内の一グループである評価監視グループは、マスター・ファンドの管理事務代行会社が証券または商品の価格を設定できない場合、一部の証券および商品について「適正評価値」価格の提供を要求されることがある。かかる場合、投資家は、マスター・ファンドの管理事務代行会社がマスター・ファンドの純資産価額の計算にかかる価格を含む前にかかる価格に関する「適正さ」のテストまたはその他のテストを行わないことがあることを承知すべきである。かかる場合、証券の推定見積り換金価格が高ければ高いほど投資顧問会社に支払われる報酬が高くなるため、利益相反が生じうることを投資家は承知すべきである。

#### 時価総額の小さい会社

相対的に小規模で知名度の低い会社の証券への投資は、より大規模で、より成熟し、より知名度の高い会社への投資よりも大きなリスクを伴い、ポートフォリオの資産価格のより大きな変動性を伴いうる。このような小規模な会社および歴史の浅い株式の大きな価格変動性の理由には、小企業の成長見通しの相対的不確かさ、このような株式の市場の流動性の相対的低さ、および小企業が経済状況変化による影響を受けやすいことが含まれる。たとえば、これらの企業は、小規模であることや、限定された商品系列、市場、販路および財務・経営資源に関わるより大きな事業リスクゆえに、より大規模な企業に通常関連するリスクよりも高い投資リスクを伴う。

このような証券(より新しい会社もしくは最近リストラクチャリングを経た会社または財務上の困難を経験した会社の証券を含む)は、より時価総額の大きな投資証券に比べて価格変動性が高い可能性がある。

## ファンド

マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスが後援する、またはゴールドマン・サックスに關係する機関を含む他の投資可能なファンドの証券に投資する場合がある。

マスター・ポートフォリオが自ら利用する能力を必ずしも有しない特別な投資分野または経済セクターへのアクセスをかける投資が提供すると取締役会が考える場合、かかるファンドおよび/またはその投資顧問会社は、当該マスター・ポートフォリオの投資先のファンドの募集文書に基づく報酬を受領する権利を有する。

投資顧問会社は、このような投資を行うことがマスター・ポートフォリオの投資主の利益に最も適うと投資顧問会社が自己の裁量で判断した場合にのみこのような投資を行う。

これらの取決めは、関係当事者間取引の公正性確保に関する関係規則に従い実行される。

マスター・ファンドはファンドに投資することができるため、マスター・ファンドの投資主は、かかるファンドへのエクスポージャーに関連するリスクを負う。さらに、マスター・ファンドが投資するかかるファンドによって代表される投資の価値は、かかるファンドが投資する国の外国為替に関する規則または当該国の様々な税法(源泉徴収税法を含む。)の適用、当該国の政府による金融および経済政策の変更による当該国の為替の変動による影響を受ける可能性がある。

## 第三者が運用するファンドへの投資

マスター・ファンドは、第三者が運用するファンドに投資することがある。かかる第三者は、ゴールドマン・サックスの監督または管理に服さず、投資顧問会社は、当該ファンドによるその適用法令の遵守を検証する機会を得ないことになる。

## ゴールドマン・サックスと關係するファンドへの投資

マスター・ファンドは、投資顧問会社により、または共同での運用もしくは、支配または資本金もしくは議決権の10%超の直接もしくは間接保有に基づき投資顧問会社の関連会社である別の会社により直接または間接に運用される容認ファンド(「ゴールドマン・サックス容認ファンド」)の受益証券または株式に投資することがある。マスター・ファンドがかかるゴールドマン・サックス容認ファンドに投資する場合、当該投資に対し、販売、転換または買戻しの手数料は課されない。しかし、当該ゴールドマン・サックス容認ファンドおよびその投資顧問会社は、關係するゴールドマン・サックス容認ファンドの募集書類に従い当該ゴールドマン・サックス容認ファンドのレベルで報酬および費用を請求する権利を有する。マスター・ファンドが、マスター・ファンドの投資に関して投資運用報酬を請求するゴールドマン・サックス容認ファンドに投資する場合、マスター・ファンドの投資家もまた、マスター・ファンドのレベルで報酬および費用を負担する。

ただし、適用法により要求される限度で、マスター・ファンドは、ゴールドマン・サックス容認ファンドが運用するものでかつその資産がE R I S Aのタイトル1に従うべき「制度資産」(E R I S Aおよびこれに基づく規則で定義する。)であるかまたは「制度資産」とみなされる容認ファンド(かかる容認ファンドを「E R I S Aファンド」と称する。)に投資することがある。このため、マスター・ファンドは、ファンドの資産をE R I S Aファンドにどの程度投資するかについて制限されることがあり、これには、マスター・ファンドが、当該E R I S Aファンドに対するその配分を確定すること(当初資産配分目標および当該資産配分の定期的リバランスのための客観的公式の設定を含む。)、および当該配分目標または公式の変更について事前にマスター・ファンドの投資家に通知を行わずに変更を実施する投資顧問会社(またはその関連会社)の能力を制限することを要求されうる点を含む。

## 議決権および株式閉鎖

マスター・ファンドはその裁量により、マスター・ポートフォリオによって保有される投資対象に關連して行使可能なすべての議決権またはその他の権利を行使することができ、または行使を手配することができる。かかる権利の行使に關連して、マスター・ファンドは議決権またはその他権利の行

使のための指針を定めることができ、またマスター・ファンドはその裁量で、かかる議決権またはその他権利を行使しないこと、または行使の手配をしないことを選択することができる。

一部の投資対象は「株式閉鎖」の対象となることがある。かかる閉鎖は、影響を受ける投資対象に対する実質的権利を有する者の委任代理人として行為する関係保管人による議決権またはその他権利の行使に資するため、投資対象が保管システム上「凍結される」時に発生する。株式閉鎖は概して、予定される関係投資対象の投資者総会の1日ないし20日前に発生する。かかる投資対象は、それらが「凍結されている」間は取引されない。従って、かかる非流動性を軽減するために、マスター・ファンド(またはその代理人)は、「株式閉鎖」の対象となりうる投資対象に関わる議決権の行使を控えることがある。

ルクセンブルグの金融監督委員会の公報12/546に従って、投資家は、マスター・ファンドの資産に関する議決権の行使についての戦略の概要をマスター・ファンドのウェブサイトにおいて入手することができる。投資家は、かかる戦略に基づき行なわれる措置の詳細に関する文書をマスター・ファンドの登記上の事務所において、請求により、無料で入手することができる。

### 転換証券

マスター・ポートフォリオは、社債または優先株を含みうるが、一定の交換比率で当該発行体の普通株式に転換されうる当該発行体の通常の長期債務である、転換証券に投資することができる。すべての債務証券の場合と同様、転換証券の時価は金利の上昇と共に下落し、金利の低下と共に上昇する傾向がある。一般に、転換証券は、同程度の信用度の非転換証券に比べ、利息または配当利回りが低い。しかし、転換証券が転換されうる普通株式の時価が転換価格を上回る場合、転換証券の価格は当該普通株式の価格を反映する傾向がある。転換先普通株式の時価が下落するにつれ、転換証券は次第に利回りベースで取引されるようになり、ゆえに転換先普通株式と同程度には値下がりしない可能性がある。一般に、転換証券は、発行体の資本構成において普通株式に優先し、ゆえに当該発行体の普通株式に比べて信用度が高く、リスクが小さい。ただし、このようなリスクが低減される程度は、当該転換証券が債券としての当該証券の価値よりもどれだけ高い価格で販売されるかによって大きく左右される。転換証券の評価において、投資顧問会社は、転換先普通株式の魅力をも最も重視する。

### 債務証券一般

社債は、発行体または保証人が当該債務上の元利返済を履行できないリスク(信用リスク)を負い、金利への感応性、発行体の信用度に関する市場の見方および市場の全般的な流動性(市場リスク)などの要因による価格変動にもさらされうる。非投資適格証券は、主に一般的な金利水準に反応するより高い格付けを有する証券に比べ、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす動向に反応する可能性が高い。投資顧問会社は、マスター・ポートフォリオのための投資意思決定において信用リスクおよび市場リスクの両方を勘案する。

前記の「マスター・ポートフォリオの投資目的」の部分において明確に記載されない限り、マスター・ポートフォリオにより取得される債券に関して最低限の格付けは要求されない。したがって、マスター・ポートフォリオは、非投資適格証券に投資する可能性がある。非投資適格証券のリスクは、「非投資適格格付の債券」の部分に記載されている。仕組み証券は、より単純な証券に比べて、変動性が高く、流動性が低く、正確な価格設定が難しい可能性がある。債券の価格は一般に実勢金利に反比例する形で変動するため、債券の購入取引または売却取引の時期により、投資元本の価値は減少または増加する可能性がある。

マスター・ポートフォリオは、私募証券であり特定の適格機関投資家(当該用語は1993年米国証券法において定義される。)にのみ再販売が可能な規則144A証券に投資することができる。かかる証券は、限られた数の投資家の間で取引されるため、一部の規則144A証券は、流動性の低下およびマスター・ポートフォリオがかかる証券を迅速にまたは厳しい市場環境の中で処分できないといったリスクを伴う可能性がある。

### 債券および金利および為替レートの変動

マスター・ポートフォリオの投資証券の純資産価額は、金利および為替レートの変動に応じて変化する。金利の変動とは独立に為替レートの変動によって価額が影響される範囲を除き、金利が下落する場合、債券の価値は一般に上昇すると予想することができる。逆に金利が上昇する場合、債券の価値は一般に下落すると予想することができる。特定の通貨建ての債券への投資のパフォーマンスは、当該通貨の発行国の金利環境によっても左右される。マスター・ポートフォリオの純資産価額は、基準通貨で計算されるため、非基準通貨建ての投資対象のパフォーマンスは、当該通貨の対基準通貨価値および当該通貨の発行国の金利環境によっても左右される。非基準通貨投資対象に影響を及ぼしうる他の事象(政治環境や発行体の信用度の変化など)が存在しない場合、非米国通貨の価値上昇は、一般に、当該マスター・ポートフォリオの非基準通貨投資対象の基準通貨相当額を増加させると予想できる。金利の上昇または非基準通貨の対基準通貨価値の下落は、一般に、当該マスター・ポートフォリオの非米ドル投資対象の価値を低下させると予想できる。

#### モーゲージ担保証券および資産担保証券

マスター・ポートフォリオは、モーゲージのプールに対する権益を表章する証券(「モーゲージ担保証券」)および(適用法を条件として)クレジットカード債権またはその他のタイプの貸付金のプールに対する権益を表章する証券(「資産担保証券」)に投資することができる。基礎をなす貸付金上の元利支払は、かかる証券の残存期間を通じてかかる証券の保有者に移転される。大半のモーゲージ担保証券および資産担保証券は、元本の期前償還(これは、市場金利の下落局面に加速すると予想される)の影響を被る。このような期前償還金は、通常、当該時点の低下した市場実勢利回りでしか再投資することができない。したがって、金利低下局面において、このような証券は、値上がりの可能性が他の固定収入債務に比べて低く、また特定の利回りを確保する効果において劣る。他方、モーゲージ担保証券および資産担保証券は、金利上昇局面では、他の債券と同様の価値低減リスクにさらされる。

マスター・ポートフォリオの投資戦略では、モーゲージ担保証券の先渡しパススルー・ベースまたは「配分予定」(「TBA」)ベースの取引を伴うことがある。TBA取引において、売り手と買い手は、取引の時点で証券の種類、クーポン、額面金額、価格および決済日(通常、少なくとも1ヶ月先渡し)について合意しているが、決済日の直前まで、取引される実際の証券プールを特定しない。取引日から決済日までの期間、ポートフォリオは、相手方の信用リスクにさらされ、TBA買付約定額に相当する現金または準現金資産の額を維持する。反対に、TBA証券を売却する場合、等価の引渡し可能証券または相殺を行うTBA買付約定(売却約定日までに引渡し可能)が、取引のカバーとして保有される。

資産担保証券は一般にモーゲージ(譲渡抵当)資産と同等な担保に対する担保権の恩恵を受けないため、資産担保証券はモーゲージ担保証券には伴わない一定の信用リスクを伴う。場合によっては、このような証券に基づく支払を保持するための占有回復された担保上での回収が不可能である可能性がある。

#### ゼロクーポン債および利息繰延型債券

マスター・ポートフォリオは、額面価額から大きく割り引かれた額で発行される債務である、ゼロクーポン債および利息繰延型債券に投資することができる。当初の割引額は、満期日または最初の利息発生日までの期間に、発行時点の当該証券の市場金利を反映する利率で、当該債券に複利で発生する利息の総額におおよそ等しい。ゼロクーポン債は定期的な利息支払を要しないが、利息繰延型債券は、一般に、定期的な利息支払が開始されるまでの遅延期間を規定している。このような投資対象は、債務に対する支払に要する当初の資金を低減することにより発行体に恩恵を与えるものであり、このような資金受領の繰延を受け入れる投資家を引き寄せるために利回り率を高めているものもある。金利の変動によるこのような投資対象の時価の変動は、定期的に利息を支払う債務の場合に比べて大きく、マスター・ポートフォリオは、現金を受取らない場合でも、このような債務上で損益を計上しうる。

## デリバティブモーゲージ担保証券

デリバティブモーゲージ担保証券(元本オンリー(「PO」)や、利息オンリー(「IO」)、逆変動金利債券など)は、モーゲージの期前償還の影響をより受けやすいため、一般に、より大きなリスクを伴う。期前償還の小さな変化がこのような証券のキャッシュフローおよび時価に重要な影響を及ぼしうる。予想よりも早いペースでの期前償還は、一般に、IO、スーパー・フローター、およびプレミアム値付けされたモーゲージ担保証券に悪影響を及ぼす。予想よりも遅いペースでの期前償還は、一般に、PO、金利上限を付された変動利付き債、サポート・トランシュおよび割引値付けされたモーゲージ担保証券に悪影響を及ぼす。さらに、特定のデリバティブ証券は、金利リスクおよび/または期前償還リスクへのエクスポージャー(すなわち、価格感応度)が増幅されるようにレバレッジ設定されうる。

## 変動金利デリバティブ証券

変動金利デリバティブ証券は、複雑な種類の金利リスクを伴う。たとえば、レンジ・フローターは、指定された金利が指定された金利範囲または金利カラーを超えて変動した場合、クーポンが市場金利未満に減じられるリスクを負う。デュアル・インデックス・フローターまたはイールド・カーブ・フローターは、2つの指定金利間のスプレッドが不利な形で変動した場合、より低い価格となるリスクを負う。

## 非投資適格格付の債券

非投資適格格付の債券は、伝統的な投資基準では多分に投機的とみなされており、投資格付地位に到達する見込みが薄い。非投資適格格付および同等の信用度の無格付証券(一般に「ジャンク債」と呼ばれる)は、発行体が元利返済義務を履行できないリスクをより多く負う。このような証券は、高利回り(ハイ・イールド)債とも呼ばれ、個別の企業動向、金利への感応、ジャンク債市場一般に対する否定的な見方または報道(ファンダメンタル分析に基づくか否かに関わらず)、および流通市場における流動性の相対的低さなどの要因により、より大きな価格変動にさらされうる。

非投資適格格付の債券は、会社更生もしくはリストラクチャリングに関連して、または合併、買収その他の事象の一環として発行されることが多い。非投資適格格付債券は、拡大を求める、経営基盤の確立度の低い企業によっても発行される。このような発行体は、借入金依存度が高い場合が多く、一般に、経営基盤の確立度が高く借入金依存度の低い企業に比べ、不利な動向または事業環境が生じた場合に予定通りに元利を返済する能力において劣る。

非投資適格格付の債券の時価は、主として一般的な金利水準に反応するより高い格付けの証券の時価に比べ、個別企業の動向をより大きく反映する傾向がある。このため、マスター・ポートフォリオの投資目標達成能力は、当該証券の発行体の信用度に係る投資顧問会社の判断により左右されうる。非投資適格格付の債券の発行体は、より一般的な資金調達方法を利用できない可能性があり、このような発行体が債務に対して元利支払を行う能力は、より高い格付けの証券の発行体の場合に比べ、景気悪化、個別企業動向、または発行体が事業上の予想値を達成できない事実によって、より大きな悪影響を受けうる。

非投資適格格付証券は通常、無担保であり、一般に、当該証券の発行体の他の債権者の権利に劣後するため、非投資適格格付証券の保有者が不履行から損失を被るリスクは、他の負債証券の保有者に比べ相当に大きい。不履行証券への投資は、元利の不払いが続いた場合、新たな損失リスクをもたらす。当該証券が満期まで保有される場合でも、マスター・ポートフォリオによる初期投資の回収および予想される利益または値上がりは不確定である。

非投資適格格付証券の流通市場では、比較的少数のマーケット・メーカーへの集中が生じており、機関投資家が支配的な存在となっている。このため、このような証券の流通市場は、より高格付の証券の流通市場ほど流動性がなく、より高格付の証券の流通市場よりも変動性が大きい。また、一般に高利回り債券の取引高は相対的に低く、このような証券の流通市場は、特定の発行体の状況の不利な変化とは独立に、不利な市場環境または経済環境の下で収縮しうる。このような要因は、市場価格およびマスター・ファンドのポートフォリオが特定の投資対象を売却する能力に悪影響を及ぼしうる。

流通市場の流動性の低さは、マスター・ポートフォリオがそのポートフォリオ中の高利回り証券の正確な評価額を得ることも困難にする可能性がある。

格付機関により発行される信用格付は、格付対象証券の元利支払に関する安全性を評価するように意図されている。しかしながら、このような信用格付は、非投資適格格付証券の時価リスクを評価せず、したがって投資対象の真のリスクを十分に反映していない可能性がある。さらに、信用格付機関は、当該証券の時価や流動性に影響する経済の変化または発行体の状況の変化を反映するようにタイムリーに格付けを変更する場合も、変更しない場合もある。したがって、信用格付は、投資クオリティの仮指標として使用されるに過ぎない。非投資格付債務または同等の無格付債務への投資は、投資格付の債務への投資の場合に比べ、投資顧問会社の信用分析に依存する度合いが大きい。投資顧問会社は、独自の信用リサーチおよび信用分析(既存債務、資本構成、債務の元利を支払い、配当を支払う能力、経済環境の発行体への影響度、発行体の営業歴および現在の利益動向の調査・研究を含む)を行う。投資顧問会社はマスター・ポートフォリオの投資対象を継続的に注視し、信用格付または信用度が変化した非投資適格格付の証券および同等の無格付証券を売却するか保持するかを検討する。

### 非流動性資産

マスター・ポートフォリオは、その資産の10%までを、譲渡可能な非上場証券や短期金融市場商品に投資する権利を有する。当該マスター・ポートフォリオは、かかる証券を即時に売却できないことがある。制限付の非流動性証券の購入および事後の評価は、流動性市場が存在する相応の証券の市場価格に対し大幅となりうるディスカウントを反映することがある。

2010年12月17日法第28条(1)(b)によりルクセンブルグ国内で施行されているUCITS通達第84条の順守要件(同要件により、UCITSファンドは投資主の請求に応じて英文目論見書の要項に従いその受益証券を買い戻す義務を負う)に従うとしても、マスター・ファンドの一部投資対象は、流動性が低い資産または購入時には流動性があるが、前兆なしに突発的に起こりうる市況の変化に伴ってその後非流動的になりうる資産であることがありうる。対象となる組入分の清算がマスター・ファンドにとって必要となる投資主による買い戻し請求は、結果的に下記をもたらしことになりうる。

- マスター・ファンドがより流動のある証券の大部分を換金し、その結果マスター・ファンドはそれ以前よりも比較的流動性の低い持分への集中度が高まった保有となり、それによりマスター・ファンドの投資構成が相対的に流動性の低い証券に偏向することになりうる。
- マスター・ファンドが不利な時期および/または不利な条件で流動性の低い資産を換金し、そのことは、かかる資産の換金価格および/またはマスター・ファンドがその通常の決済サイクルで買い戻し請求を決済する能力に悪影響を及ぼすことになりうる。

### 借入金利の変動リスク

マスター・ファンドは、一時的に借入れを認められている。マスター・ファンドは、保管銀行である可能性のある単一体からのみ借入れを選択することができ、かかる単一体により課される借入金利は、市況により変動することがある。その結果、かかる単一体により課された借入金利が最も競争力のあるものではないことがある。

### 決済サイクルの不一致

マスター・ポートフォリオは、マスター・ファンドのものとは異なる決済サイクルの市場、または決済金の先払いもしくは証拠金の預託を要するため事実上より短期の決済サイクルの市場に投資することがある。その結果、マスター・ファンドは、当該市場における取引で借入れ費用を負担することがある。

### リスク管理の外注

マスター・ファンドは、適用法令ないし会計基準に基づき、そのリスク管理プロセスの一部要素を第三者のリスク管理サービス提供者に外注することがある。かかる提供者は、マスター・ファンドと

の契約により実行される商取引上の取決めの一貫として、提供サービスについて、マスター・ファンドに対するその責任に上限を設けることがある。マスター・ファンドの一部ポートフォリオに関わるリスク対策の処理、算定、投資顧問会社への報告を行う責任者として第三者を任命することがある。ただし、マスター・ファンドはマスター・ポートフォリオのリスク管理について全責任を負う。マスター・ファンドは、上記に関連してかかる主体に対して支払われるべき報酬について責任を負っている。

#### 銀行持株会社としての規制

ゴールドマン・サックスは、1956年米国銀行持株会社法(改正済)(以下「BHCA」という。)の下での銀行持株会社(以下「BHC」という。)であり、連邦準備制度理事会(以下「連邦準備制度理事会」という。)の監督および規制に従っている。また、ゴールドマン・サックスは、一定の基準を充たすBHCには取得可能な地位であるBHCAの下で金融持株会社(以下「FHC」という。)として扱われている。FHCは、FHCではないBHCよりも幅広い活動に従事することができる。ただし、FHCおよびその関連会社の活動は、BHCAにより課される一定の制限および関連する規制の対象とされる。現在、ゴールドマン・サックスはBHCAの趣旨内ではマスター・ファンドを「支配する」とみなされるため、上記の規制はマスター・ファンドに適用されることが見込まれる。従って、BHCAおよびその他の適用ある銀行法、規則、規定、指針、ならびに連邦準備制度理事会を含むがそれに限定されない所管監督機関によるそれらの解釈および運用は、投資顧問会社、取締役会、ゴールドマン・サックス、およびそれらの関連会社を一方としマスター・ファンドを他方とした取引およびそれらの間の関係を制限することがあり、またマスター・ファンドによる投資や取引およびマスター・ファンドの事業運営を制限することがある。さらに、一部のBHCAの規定は、関連主体により所有、保有または支配されるポジションの合算を要求することがある。従って、一定の場合にはゴールドマン・サックスとその関連会社(投資顧問会社を含む)が顧客勘定や自己勘定で保有するポジションは、マスター・ポートフォリオにより保有されるポジションとの合算が必要とされることがある。かかる場合においてBHCAの規定が保有ポジション額の上限を課す場合は、ゴールドマン・サックスは自己勘定または他の顧客勘定で投資を行う上で利用可能な機能を利用することがあり、それによりマスター・ファンドは一部投資を制限ないし清算しなければならないかもしれない。投資家は本書「利益相反」の項も参照すべきである。

上記の規制は、中でも投資顧問会社がマスター・ポートフォリオの投資プログラム内で一定の戦略を追求したり、一定の証券の取引を行うことができる可能性に影響することで、マスター・ポートフォリオに重大な悪影響を及ぼしうる。さらに、ゴールドマン・サックスが将来においてFHCの資格を停止されることがあり、そのことがマスター・ポートフォリオに対し追加的制限を課すことになりうる。さらには、ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法(その後の改正を含み、同法に基づき発布された新たな規制も含み、以下「ドッド・フランク法」という。)ならびに新たな法律を施行する監督および監視官庁により今後発布される新たな規則および規制によりゴールドマン・サックスまたはマスター・ファンドが受ける影響またはかかる新たな法律による影響が、マスター・ポートフォリオに対し重大な悪影響を及ぼさないとの保証もない。

ゴールドマン・サックスは、投資主への通知を行うことなく独自の裁量で、将来において投資顧問会社を再編することがありうる。あるいは、ゴールドマン・サックス、マスター・ポートフォリオ、または投資顧問会社およびその関連会社が管理運用するその他の投資信託および口座に対する銀行監督当局の規制の影響または適用性を軽減または除外するために、マスター・ファンドを再編することがある。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスのマスター・ファンドへの投資額(もしあれば)を縮小することにより、または独自の裁量で判断するその他の手段により、かかる目的の達成を追求することができる。

#### CFTC

投資顧問会社は、要求される範囲内で、適用可能な多くのCFTCへの登録免除の一つに従い、マスター・ポートフォリオの運用を行う。どの免除規定が適用されるかによって、特定のCFTCの商



品プール運営者(以下「CPO」という。)の規制がマスター・ポートフォリオに対して適用される。

投資顧問会社は、商品取引法の下において、その運用する他の資産プールに関するCPOとしてCFTCに登録されているが、商品取引所法の規則第4.13(a)(3)に基づくCPOとしての登録を免除されている(以下「規則第4.13(a)(3)免除」という。)ものとして、マスター・ポートフォリオを運営する。投資顧問会社は、当該免除の要件を充足していることを根拠に、かかるマスター・ポートフォリオに関して規則第4.13(a)(3)免除に依拠することができるものと考えている。当該免除の要件には、( )投資証券の募集および販売が随時改正される米国1933年証券法の下での登録を免除されており、米国において公衆に対する販売活動が行われないこと、( )マスター・ポートフォリオがいかなる時も「商品持分」に関して規則第4.13(a)(3)( )の取引制限を遵守していること、( )マスター・ポートフォリオに参加する者が規則第4.13(a)(3)の下での適格要件を充足するものと投資顧問会社が合理的に考えていること、および、( )商品先物または商品オプション市場における取引のためのピークルとして投資証券の販売が行われるものではないことが含まれている。規則第4.13(a)(3)免除に依拠するために、マスター・ポートフォリオは、限られた分量の商品持分取引しか行うことが許容されておらず、当該取引には先物取引およびスワップが含まれる。このような制限の結果として、マスター・ポートフォリオは一定の取引しか行うことができず、そのことがマスター・ポートフォリオのパフォーマンスに不利に影響する可能性がある。

また、マスター・ポートフォリオの投資証券は、現在、非米国人に対してのみ募集され、かつ、販売されており、投資顧問会社はCFTCによる規制に従うか登録が免除されることにより「商品プール」としてマスター・ポートフォリオを運用することが要求されていないことにも留意すべきである。将来、マスター・ポートフォリオが米国人に対してマスター・ポートフォリオの投資証券の募集を行う場合、事前に、適用されるCFTCによる規制を遵守するか、かかる規制からの適切な免除に依拠することになる。

投資顧問会社が、CPOとしての登録を免除されるか、または、CFTCによる規制に従う「商品プール」ではないものとしてマスター・ポートフォリオを運営する場合、投資顧問会社は、CFTCに準拠した開示書類および認証済年次報告書をマスター・ポートフォリオの投資主に交付することは要求されない。

#### ポートフォリオ資産の利用

派生商品取引においては、一般に、マスター・ポートフォリオ資産の一部(該当する場合)を証拠金もしくは決済資金の支払い、またはその他の目的に利用することが要求される。例えば、マスター・ポートフォリオは、特定の派生商品の利用に関し、随時、証拠金、決済資金またはその他を支払うことを要求される可能性がある。派生商品取引の取引相手方が急に支払いを要求する可能性もある。その結果、投資顧問会社は、現在もしくは将来の追加証拠金、決済資金もしくはその他の支払金を支払うためにまたはその他の目的のために利用可能な現金を保有すべく、かかる要求がなされない場合より早期にマスター・ポートフォリオ資産を清算し、および/またはかかる要求がなされない場合より多い資産の一部(多額である可能性もある。)を現金およびその他の流動性のある証券で保有しなければならなくなる可能性もある。投資顧問会社は、一般に、マスター・ポートフォリオが現金で保有する金額について利息を得ることを期待するが、かかる現金は、マスター・ポートフォリオの投資目的により投資されないため、マスター・ポートフォリオのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、市場のボラティリティおよび市場環境の変化により、投資顧問会社が将来の証拠金率を正確に予測することができない可能性がある。その結果、マスター・ポートフォリオは、かかる目的上、過剰なまたは不十分な現金および流動性のある証券を保有することになる可能性がある。マスター・ポートフォリオがかかる目的のために利用可能な現金または資産を保有していない場合、マスター・ポートフォリオは契約上の債務を履行することができなくなる可能性がある(追加証拠金もしくは決済資金またはその他の支払い義務を満たすことができない場合を含むがこれらに限定されない。)。マスター・ポートフォリオが契約上の債務を履行することができなくなった場合、マスター・ポートフォリオおよびその投資主は、重大な悪影響を受ける可能性がある。マス

ター・ファンドは、特定のヘッジ対象投資証券クラス(例えばヘッジ対象投資証券クラス)に関するヘッジ目的でマスター・ファンドのポートフォリオ中の特定の投資証券クラスに関して派生商品取引を行うことができるが、かかる派生商品取引に関する上記の悪影響は、マスター・ポートフォリオおよびヘッジされていない投資証券クラスの投資主を含むマスター・ポートフォリオの投資主全体に影響を及ぼすことになる。

## 利益相反

マスター・ファンドの取締役会、投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、保管銀行、登録・名義書換代行会社およびこれらの各関係会社はそれぞれ、随時、マスター・ファンドと類似の投資目的を有する他の投資信託に関して取締役、投資運用者、販売者、管理事務代行者、名義書換代行者もしくは保管者を務めることができ、または別途にかかる投資信託に関与することができる。したがって、これらの者のいずれも、業務の過程において、マスター・ファンドとの間での潜在的な利益相反を有しうる。このような場合において、それぞれの者は、常に、マスター・ファンドに対する自己の義務を顧慮する。また、投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社、保管銀行、登録・名義書換代行会社およびこれらの各関係会社はそれぞれ、取引が独立の当事者間で取り決められた通常の商業的条件で実行されたかのように行われることを条件として、随時、本人または代理人としてマスター・ファンドとの取引を行いうる。取引は、( )保管銀行(または、保管銀行もしくは保管銀行の関係会社が関与する取引の場合は取締役会)により独立した適格者として承認された者による取引の証明付評価が入手され、もしくは( )取引が組織化された投資対象の取引所において当該取引所の規則に従い最良の条件で執行され、または( )( )もしくは( )が可能でない場合は、独立の当事者間で取り決められ、取引日において投資主の最善の利益に従う通常の商業的条件であると保管銀行(または、保管銀行もしくは保管銀行の関係会社が関与する取引の場合は取締役会)が認める条件で取引が執行された場合に、独立の当事者間で取り決められた通常の商業的条件で実行されたとみなされる。

マスター・ファンドの取締役会は、あらゆる利益相反が、マスター・ファンドの利益相反方針に従い、公正に、かつ、投資主の最善の利益に従う形で解決されることを確保するよう努める。マスター・ファンドは、マスター・ファンドに対する多くのサービスを提供するようゴールドマン・サックスを任命し、また、その利益相反方針に従い行為するゴールドマン・サックスに依存する。ゴールドマン・サックスが複数の機能を果たすことにより発生しうる相反は、以下に要約される。

### マスター・ファンドに係る利益相反の概要

ゴールドマン・サックス(本「利益相反」の項において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、投資顧問会社およびその関係会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員を総称していう。)は、世界中でフルサービスを提供する投資銀行、証券会社、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、ゴールドマン・サックスは、幅広い金融サービスを大きくかつ多様な顧客基盤に対して提供する。ゴールドマン・サックスは、かかる資格およびその他の資格において、あらゆる市場および取引において顧客に助言を行い、また、顧客の勘定ならびに自己が援助し、運用しおよび助言を行う関係および商品(かかるゴールドマン・サックスまたは他の顧客の勘定(ファンドを含む。))、関係および商品は、以下総称して「アカウント」という。)を通じて、自己ならびに顧客およびそのスタッフのアカウントのための多岐にわたる投資対象を購入し、売却し、保有し、および推奨する。同社は、マスター・ファンドが直接、間接を問わず投資を行う世界の債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、銀行ローン市場およびその他の市場ならびに証券および発行体において、直接的または間接的な利害関係を有する。その結果、ゴールドマン・サックスの活動および取引は、マスター・ファンドに対し、マスター・ファンドに損害を与えるかもしくはこれを制限し、および/またはゴールドマン・サックスもしくは他のアカウントに利益を与える可能性のある形で、影響を及ぼす可能性がある。

以下は、投資顧問会社およびゴールドマン・サックスが、マスター・ファンドにより実行される取引、マスター・ファンドと実行される取引およびマスター・ファンドのために実行される取引において有しうる金銭的その他の利益に係る特定の利益相反および潜在的利益相反の概説である。当該概説は、発生しうるすべての潜在的利益相反を完全に列挙し説明するものではなく、また完全に列挙

し説明することを意図していない。投資顧問会社およびゴールドマン・サックスに係る潜在的利益相反に関する追加の情報は、各投資運用会社のフォームADVに記載されている。フォームADV、パート およびパート の写しはSECのウェブサイト(www.adviserinfo.sec.gov)で入手することができる。フォームADV、パート の写しは請求に応じて投資主または潜在的投資主に提供される。投資主はマスター・ファンドに投資することによって、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反およびこうした利益相反に直面しながらマスター・ファンドは運営されることを承諾したと見なされる。

#### 投資証券の販売および投資機会の配分

**ゴールドマン・サックスの金銭上およびその他の利害関係がゴールドマン・サックスが投資証券の販売を促進するインセンティブになる可能性**

ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフは、マスター・ファンドの投資証券の販売の促進において利害関係を有し、当該販売の報酬は、他のアカウントの持分の販売に係る報酬よりも多額である可能性がある。したがって、ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフは、マスター・ファンドの投資証券を他のアカウントの持分よりも販売促進することにつき、金銭上の利害関係を有しうる。

投資顧問会社は、投資顧問会社がマスター・ファンドに関して受けるものよりも多額の手数料その他の報酬(実績ベースの手数料および割当を含む。)を受ける本アカウントを同時に運用することがある。より多額の手数料その他の報酬を支払うアカウントとファンドの同時運用は、投資顧問会社がより多額の手数料を受ける可能性のあるアカウントを有利に取り扱うインセンティブを有しうるため、利益相反を生み出す可能性がある。例えば、投資顧問会社は、実績ベース手数料を支払うアカウントからより多額の手数料を付与された状態で少ない投資機会を配分する場合、利益相反に直面する可能性がある。この種類の利益相反を処理するため、投資顧問会社は、自己の投資顧問会社としての義務に合致すると考える方法で投資機会を配分するための方針および手続を採用した。下記「マスター・ファンドおよび他のアカウントにおける投資機会の配分」を参照のこと。ただし、ファンドによる投資の額、時期、構成または条件が他のアカウントの投資およびパフォーマンスと異なる可能性があり、他のアカウントと比べて投資およびパフォーマンスが低くなる可能性がある。

**ゴールドマン・サックスの仲介業者との金銭上およびその他の関係に起因する販売インセンティブおよび関連する利益相反**

ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフ(投資顧問会社の従業員を含む。)は、販売会社、コンサルタントおよびその他マスター・ファンドとの取引またはマスター・ファンドのための取引を推奨し、またはこれに関与する者との関係(マスター・ファンドが関与するか否かを問わず、募集、仲介、顧問および取締役会との関係を含むが、これらに限らない。)を有しうる。かかる販売会社、コンサルタントおよびその他の者は、ゴールドマン・サックスまたはファンドから、かかる関係に関連して報酬を受け取る可能性がある。かかる関係の結果、販売会社、コンサルタントおよびその他の者は、マスター・ファンドの販売を促進するインセンティブを生み出す利益相反を有することがある。

ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドは、マスター・ファンドを販売促進するため、授權されたディーラーおよびその他の金融仲介業者ならびに営業担当者に対する支払いを行うことがある。かかる支払いは、ゴールドマン・サックスの資産またはゴールドマン・サックスに支払われる金額から行われる。かかる支払いは、かかる者がマスター・ファンドを強調し、宣伝し、または推奨するインセンティブを発生させうる。

**マスター・ファンドおよび他のアカウントにおける投資機会の配分**

投資顧問会社は、マスター・ファンドと同様の投資目的を有し、マスター・ファンドと同様の有価証券またはその他の商品、セクターもしくは戦略に投資することもしくはかかる投資を売却することを追求する、複数のアカウント(ゴールドマン・サックスまたはそのスタッフが利害関係を有するアカウントを含む。)を運用し、またはこれに助言を行うことがある。これにより、特に投資機会の利用可能性が限られる場合(例えば、地域市場および新興市場、高利回り債、確定利付き証券、規制された業界、不動産資産、オルタナティブ投資ファンドにおける一次的利益および二次的利益、ならびに新規株式公募/新発債)または投資機会の流動性が限られる場合に、潜在的利益相反が発生しうる。

かかる潜在的利益相反を処理するため、投資顧問会社は、アカウントのためのポートフォリオ決定を行うゴールドマン・サックスのスタッフが、投資顧問会社の信託義務に従うアカウントのための売買決定を下し、かかるアカウントの間で投資機会を配分することを定めた、配分方針および手続きを策定した。かかる方針および手続きの結果として、限られた機会を特定のポートフォリオ運用チームが運用する適格アカウントの間で(投資顧問会社が決定する基準に基づき)比例配分することになる場合もあるが、下記の様々な要素を織り込んだ配分となる場合も多々ある。異なるポートフォリオ運用チームが運用するアカウントは、配分の目的上別個とみなされることがある。特定のアカウントが、マスター・ファンドが配分を受けない場合に投資機会の配分を受けることもある。

マスター・ファンドおよびその他のアカウントに関する配分関連の決定は、一以上の要素を踏まえて下すことができる。これらの要素は、アカウントのポートフォリオならびに投資期間、投資目的、投資ガイドライン、および投資制限(特定のアカウントまたはアカウント間の保有に影響を及ぼす法律上および規制上の制限を含む。)、戦略ごとの様々な希望投資水準を含む戦略の適合性およびその他のポートフォリオ運用の問題、ファンドおよび関係するアカウントの予想される将来の規模、投資顧問会社の仲介に係る裁量の制限、現金および流動性に関する問題、ならびにその他の適当な投資機会の利用可能性を含むが、これらに限らない。適合性、評判またはその他の問題も検討の対象となることがある。かかる検討事項の適用は、マスター・ファンドのものと同様の戦略を有するアカウントのパフォーマンスに差異を生み出す可能性がある。さらに、投資顧問会社は、アカウントが投資顧問会社から独立して投資を行う場合に、アカウントに投資対象の推奨を行う場合もある。投資機会の利用可能性が限られている状況において、アカウントがマスター・ファンドよりも前に投資機会に投資した場合、マスター・ファンドの投資機会の利用可能性は、投資顧問会社の投資配分に関する方針にかかわらず、減少する。投資顧問会社の配分方針に関する追加情報は、投資顧問会社のフォームADV第6項(「実績ベース手数料および並行運用 並行運用」)に記載されている。

投資顧問会社は、随時、新たな取引戦略を開発し、実行することができ、新たな取引戦略および投資機会への参加を追求することができる。かかる戦略または機会がアカウントの目的と一致する場合であっても、これらの戦略および機会がすべてのアカウントに利用されたり、利用されるアカウントの間で比例的に用いられたりしない可能性がある。

市況が異常な期間中は、投資顧問会社は通常取引配分慣行から逸脱することがある。例えば、レバレッジを掛けられているおよび/またはロング・ショートアカウントと通常は並行して運用されるレバレッジを掛けられていないおよび/またはロング・オンリーのアカウントの運用に関してこうした逸脱が発生することがある。

GSAMIおよびマスター・ファンドは、投資機会に関する通知を受け取り、または投資機会への参加の申込みを受ける可能性がある。関連ある投資顧問会社は、その単独裁量により、マスター・ファンドがかかる投資機会に参加するか否かを決定し、また、投資家は、マスター・ファンドがかかる投資機会に参加するものと予測すべきではない。上記にかかわらず、マスター・ファンドは、GSAMI以外のゴールドマン・サックスの部門や関係会社が見つけた投資機会を提供される場合もあれば、提供されない場合もあるが、いずれの場合も投資機会に対する権利は有しない。マスター・ファンドが参加しない投資機会またはその一部は、他のアカウント、ゴールドマン・サックス(GSAMIを含む。)、マスター・ファンドの全部もしくは一部の投資者またはゴールドマン・サックスがその単独裁量で決定するその他の個人もしくは団体に提供される可能性がある。マスター・ファンドはかかる投資機会に関する報酬を受け取らない。

#### 投資顧問会社によるマスター・ファンドの運用

##### ゴールドマン・サックスが保有する情報に関する潜在的な制限および問題点

ゴールドマン・サックスは、その様々な事業部門の間での情報共有に関して特定の情報バリアおよびその他の方針を設けている。情報バリアが作られたことにより、投資顧問会社は原則としてゴールドマン・サックスの他の分野の情報およびスタッフを利用することはできないかまたは制限されており、原則としてゴールドマン・サックスのかかる他の部門が保有する情報の恩恵を受けながらマスター・ファンドを運用することはできない。かかる他の部門(ゴールドマン・サックスのプライムブローカレッジ業および事務管理業を含むがこれらに限られない。)は、投資顧問会社には入手できな

い詳細な情報(もし投資顧問会社が知ったら、投資顧問会社がマスター・ファンドにより保有される投資対象の処分、留保もしくは利益拡大またはマスター・ファンドのための特定のポジションの獲得またはその他の措置を試みる動機となり得る市場および投資対象に関する情報を含む。)への広範なアクセス権を有する。ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社またはマスター・ファンドのための意思決定に關与する投資顧問会社のスタッフがかかる情報を入手できるようにする義務または受託者その他の職務を有しない。またゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドのために、ゴールドマン・サックスの売買活動、戦略もしくは見解または他のアカウントのための活動、戦略もしくは見解に関する情報を入手できるようにする義務も有しない。投資顧問会社内の複数のポートフォリオ運用チームが、マスター・ファンドにとって不利な方法によって、当該チームが助言を提供するアカウントに関して、情報に基づく決定を行うまたは措置を講ずる(もしくは講ずるのを控える)ことがある。かかるチームは、特定の情報バリアおよびその他の方針等によりマスター・ファンドのポートフォリオ運用チームとは情報を共有しない可能性があるが、そうする義務は有しない。

#### マスター・ファンドの投資対象の評価

投資顧問会社は、マスター・ファンドにおける証券および資産に関する特定の評価サービスを行う。投資顧問会社は、本書に記載する評価方針に従ってマスター・ファンドにおける証券および資産を評価する。投資顧問会社は、同一資産について、当該資産を評価するゴールドマン・サックス内の他の部門または部署とは異なる評価をすることがある(かかる他の部門または部署が投資顧問会社とは共有しない評価手法およびモデルに関する情報またはその他の情報を有する等の理由による)。これは特に評価するのが難しい資産の場合に該当する。また投資顧問会社は、複数のアカウントにおける同一資産について異なる評価をすることがある(例えば、アカウントによってその準拠契約に基づき従うべき評価ガイドラインが異なるから、アカウントによってその評価職務の遂行のために雇用された第三者ベンダーが異なるから、またはアカウントによってその運用または助言を担当しているGSAMI内のポートフォリオ運用チームが異なるからといった理由による)。投資顧問会社は、投資顧問会社の報酬に影響する評価に関して利害の対立に直面する可能性がある。

#### ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社による他のアカウントのための活動

投資顧問会社によるマスター・ファンドのための決定および活動は、投資顧問会社による他のアカウントのための決定および活動とは異なる可能性がある。一または複数のアカウントに提供される助言または当該アカウントに関して行われる投資もしくは議決権に関する決定は、マスター・ファンドに提供される助言またはマスター・ファンドに関して行われる投資に関する決定にとって、競合する、影響を及ぼす、異なる、利害が対立する、または時間差を伴うものである可能性がある。

ゴールドマン・サックスの世界の金融市場での活動範囲が、マスター・ファンドに潜在的悪影響を及ぼす可能性がある。ゴールドマン・サックス、ゴールドマン・サックスが助言を提供する顧客およびゴールドマン・サックスのスタッフは、マスター・ファンドの投資目的もしくは投資ポートフォリオと同様もしくは反対の投資目的もしくは投資ポートフォリオを有するおよび/またはマスター・ファンドと同じ種類の証券その他の商品の取引に従事および競合するアカウントに持分を有し、当該アカウントに助言を行う。かかるアカウントによる取引は、マスター・ファンドが投資する証券その他の商品と同一のまたは関連するものを伴うことがあるため、マスター・ファンドまたはファンドの取引の実行価格もしくは実行条件に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、アカウントが従事する戦略はマスター・ファンドが採用するものと同様または異なる戦略であることがあり、これがマスター・ファンドにとって直接または間接的に不利益となる可能性がある。またマスター・ファンドおよびアカウントは、同一の証券に関して異なる票を投じるまたは異なる措置を講じるもしくは控えることもあり、これがマスター・ファンドにとって不利益となる可能性がある。ゴールドマン・サックスまたはアカウントを一方とし、ファンドをもう一方として、これらは異なる種類の証券または同一発行体の資本構成の異なる部分に投資または信用供与することもあり、結果的にゴールドマン・サックスまたはアカウントがマスター・ファンドに悪影響を及ぼす措置を講ずる可能性がある。更に、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)はアカウントに対し、マスター・ファンドが投資を行う同一発行体の資本構成の異なる部分または劣後証券もしくは優先証券といった証券の種類に関して助言を行うことがある。そのため、ゴールドマン・サックスは、ファンドが投資した特定の発行

体に関してアカウントのために権利もしくは活動を追求もしくは実施するかまたは権利もしくは活動の追求もしくは実施を控えることがある。ファンドは、ゴールドマン・サックスおよび他のアカウントが利益を得る間に損失を被るおそれがある。上記の悪影響は、小型株、新興市場、または逼迫しているもしくは流動性の低い戦略における取引またはマスター・ファンドによるこれらの利用に関連してより顕著になる可能性がある。

ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフは、マスター・ファンドの利益および活動に矛盾するまたは悪影響となる調査もしくは評価に関し、投資の決定または推奨をする、異なる投資見解を提供する、または何らかの見解を有することがある。同様に、投資顧問会社の投資チームは、発行体または証券に関して異なる投資見解を有することがあり、マスター・ファンドに関してマスター・ファンドの投資チームが取るポジションは、投資顧問会社の他の投資チームが助言を提供するアカウントの利益および活動と矛盾するまたはその悪影響を被る可能性がある。顧客または潜在的顧客はその時々において調査、分析または見解を入手することができる。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスによる一般への配布よりも前にマスター・ファンドが調査または分析を入手できるようにする義務を有しない。投資顧問会社はマスター・ファンドのために投資決定をすることに責任を負っており、かかる投資決定はゴールドマン・サックスによる他のアカウントのための投資の決定または推奨とは異なる可能性がある。ゴールドマン・サックスは、一または複数のアカウントのために、かつ、ゴールドマン・サックスによるかかるアカウントの運用に沿って、マスター・ファンドのために行われる何らかの投資の決定もしくは戦略に先立って、これと同時に、またはこれの後に、同様の投資の決定または戦略を実施することができる。アカウントのための投資の決定または戦略とファンドのための投資の決定または戦略の相対的な実施時期により、マスター・ファンドは不利益を被る可能性がある。特定の要因(例えば、市場への影響、流動性の制限または他の状況)により、ファンドが、不利な売買益の結果を得る、またはかかる投資の決定もしくは戦略の実施に関連して増大した経費を負担する、またはその他に不利益を被るおそれがある。

適用法に従い、投資顧問会社はマスター・ファンドをして、ゴールドマン・サックスの関係会社である会社もしくはゴールドマン・サックスが助言を提供する会社もしくはゴールドマン・サックスがアカウントが株式、債券その他の持分を有する会社の証券、銀行ローンもしくはその他の債務に投資せしめることまたは他のアカウントが義務を免除されるもしくはその他に投資を処分されることとなる投資取引に従事せしめることができ、これにより、ゴールドマン・サックスまたは他のアカウントによるかかる会社への投資およびかかる会社に関する活動の利益性が高まる可能性がある。

#### ゴールドマン・サックスのインソースまたはアウトソース

適用法に従い、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、随時、投資者に通知することなく、事務管理人またはその他の立場でサブ・ファンドに提供する様々なサービスに関する一部の作業または職務を社内処理または外注することができる。かかるインソースまたはアウトソースは更なる利益相反を引き起こす可能性がある。

#### ゴールドマン・サックスによるマスター・ファンドの投資顧問会社以外の立場の行為 自己取引およびクロス取引

適用法および投資顧問会社の方針により認められる場合、マスター・ファンドの代理を務める投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスとの間でもしくはゴールドマン・サックスを通じてまたは投資顧問会社が運用するアカウントにおいて、証券その他の商品の取引を行うことができ、また、マスター・ファンドをして投資顧問会社が自らのために本人として行為する取引に従事せしめること(自己取引)、取引当事者双方に助言を提供すること(クロス取引)、取引の一方の当事者であるマスター・ファンドと取引の相手方当事者である取引アカウントの両方のブローカーを務めて両方から手数料を受け取ること(代理人クロス取引)ができる。マスター・ファンドのためのこれらの取引への従事に関する投資顧問会社の決定を制限するおそれのあるこれらの取引に関する潜在的な利益相反または規制上の問題が存在する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、かかる取引の両当事者に対し潜在的に利害の対立する責任分担を負う可能性があるため、かかる取引および対立に関して方針および手続を策定している。自己取引、クロス取引または代理人クロス取引は、受託者責任および適用法(開示および承諾を含む。)に従って実行される。マスター・ファンドに関する当初口座契約を締

結することにより、投資主は、適用法に認められる限りにおいて、マスター・ファンドが自己取引、クロス取引および代理人クロス取引を行うことを承諾することとなる。

#### ゴールドマン・サックスによる複数の商業的立場の行為

ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドまたはマスター・ファンドが保有する証券の発行体に関してブローカー、ディーラー、代理人、貸し手もしくは顧問またはその他の商業的立場を有する者として行為することができる。ゴールドマン・サックスはかかるサービスの提供に関連して報酬を受け取ることができるが、マスター・ファンドはかかる報酬を受け取る権利を有しない。ゴールドマン・サックスは、自己にとって有利なかかるサービスに関連する手数料その他の報酬を受け取る権利があるため、マスター・ファンドにとって悪影響となるかかるサービスの提供に関連してゴールドマン・サックスの利益のために商業的措置を講じる可能性がある。例えば、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドに履行を怠らせる、その資産を清算させる、または望ましい時機よりも急速に(かつ著しく低い価格で)ポジションを買い戻させる可能性がある。また、自己のプライムブローカレッジその他の事業に基づくファンド、市場および証券の利用および知識により、ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドにとって不利な方法によって、マスター・ファンドが直接もしくは間接的に保有する類の投資対象における持分に関して、情報に基づく決定を下すまたは措置を講ずる(もしくは講ずるのを控える)ことがある。またゴールドマン・サックスは、ファンドまたはファンドが投資する証券の発行体に様々なサービスを提供することもあり、これにより、ゴールドマン・サックスに手数料、報酬および他の利益がもたらされる可能性、ゴールドマン・サックスと様々な相手との関係が強化される可能性、更なる事業開発が促進される可能性、ならびにゴールドマン・サックスが追加の取引を取得して追加の収益を上げられる可能性がある。

更に、ゴールドマン・サックスは、投資主の投資証券に設定する質権または担保権により保証される投資主に対する貸付または同様の取引を行うことができる(かかる投資主が自己の債務の履行を怠った場合はゴールドマン・サックスにかかる投資証券の買戻しを行う権利が付与される。)。こうした取引および関連する買戻しは、規模が大きくなる可能性および受益者に通知することなく行われる可能性がある。

適用法に従い、ゴールドマン・サックスまたはアカウント(ゴールドマン・サックスのスタッフによる投資促進のために設けられるアカウントを含む。)は、マスター・ファンドに対してまたはマスター・ファンドと並行して投資を行うこともできる。かかる投資は他の投資主の条件よりも有利な条件に基づいて行われる可能性があり、またマスター・ファンドのかなりの割合を構成する可能性がある。契約にその他に反対趣旨の規定がない限り、ゴールドマン・サックスまたはアカウントは、いつでも、投資主に通知することまたはマスター・ファンドのポートフォリオへの影響(悪影響となり得る)を顧慮することなく、マスター・ファンドにおける持分を買い戻すことができる。ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドに関係するデリバティブ商品またはマスター・ファンドの投資対象である証券もしくは資産に関係するデリバティブ商品またはその他にマスター・ファンドのパフォーマンスに基づくかもしくはマスター・ファンドのパフォーマンスの再現かヘッジを目指すデリバティブ商品に関して、これを設定する、引き受ける、販売する、発行する、これに投資する、またはこの募集代理人もしくは販売店として行為することができる。かかるデリバティブ取引および関連するヘッジ活動が、マスター・ファンドの利益に違い、悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、マスター・ファンドの投資証券以外の顧客の資産または持分により保証される顧客に対する貸付または顧客との間の資産その他に基づく信用供与もしくは同様の取引を行うことができる。ゴールドマン・サックスは、自己の貸し手としての権利に関連して、借り手に悪影響を及ぼし、ひいてはマスター・ファンドに悪影響を及ぼすかもしれない措置を講ずることがある(例えば、マスター・ポートフォリオが貸付の担保をなす同種の証券その他の資産を保有する場合、当該マスター・ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスが講じた措置に応じて借り手が資産を清算したときに不利益を被る可能性がある。)。

#### 投資顧問会社による議決権の代理行使

投資顧問会社は、助言を提供する顧客(マスター・ファンドを含む。)に代わって投資顧問会社が下す議決権の代理行使に関する決定に利益相反が影響を及ぼすことを防止するとともに、かかる決定

が投資顧問会社の顧客に対する信認義務に則していることを確保するために策定された方針および手続きを採用した。しかし、かかる議決権の代理行使に関する方針および手続きにかかわらず、マスター・ファンドが保有する証券に関して投資顧問会社が下す議決権の代理行使に関する決定が、ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンド以外のアカウントの利益となることがある。

#### ゴールドマン・サックスおよびマスター・ファンドの投資機会および投資活動に関する潜在的制限および規制

投資顧問会社は、適用される規制要件、ゴールドマン・サックスが保有する情報、ゴールドマン・サックスの社内方針および/またはアカウント(ファンドを含む。)に関連する潜在的評判リスクを含む様々な状況を受けて、マスター・ファンドのために行う投資顧問会社の投資決定および投資活動を制限することがある。そのため、投資顧問会社は、マスター・ファンド以外のゴールドマン・サックスの活動を考慮して、マスター・ファンドのための取引を行わない可能性がある(例えば、投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスにポジション制限を超過させることとなるまたはゴールドマン・サックスに追加の開示義務を負わせることとなる投資を控えることがあったり、ゴールドマン・サックスが引受けその他の販売に従事する証券の買付または売却を制限することがあったりする。)。また、投資顧問会社は、入手可能性が制限された投資機会におけるマスター・ファンドの利益を低減させて同様の投資戦略を遂行する他のアカウントが当該投資機会の利益を得られるようにすることもあつる。更に、投資顧問会社は、マスター・ファンドのための公募証券取引における買付または売却を実行する際に重大な非公開情報を取得または使用することを禁止されている。また、投資顧問会社は、評判その他の理由(ゴールドマン・サックスがかかる活動もしくは取引に関与する事業体に助言もしくはサービスを提供している(もしくは提供する可能性がある)場合、ゴールドマン・サックスもしくはアカウントがかかる活動もしくは取引もしくはマスター・ファンドのために検討される関連取引に従事しているもしくは従事する可能性がある場合、ゴールドマン・サックスもしくはアカウントがかかる活動もしくは取引に関与する事業体の持分を有する場合、またはかかる活動もしくは取引もしくはかかるマスター・ファンドのためのかマスター・ファンドに関する権利行使がゴールドマン・サックス、投資顧問会社もしくはこれらの活動に影響を及ぼすおそれがある場合を含む。)から、マスター・ファンドが従事する活動および取引を制限することや、マスター・ファンドのために行うその権利行使を制限することもある。投資顧問会社は、他のアカウントのためでなくマスター・ファンドのために、投資顧問会社の投資決定および投資活動を制限することがある。

#### 仲介取引

投資顧問会社は、投資顧問会社、マスター・ファンド、これらの関係会社および他のゴールドマン・サックスのスタッフに専用または第三者の仲介・調査サービス(総称して以下「仲介・調査サービス」という。)を提供し、投資の意思決定過程において投資顧問会社を適切に支援すると投資顧問会社が判断する証券会社(関係会社を含む。)を選ぶことができる。そのため、投資顧問会社は、当該仲介・調査サービスに対し「ソフト」ダラーまたはコミッション・ダラーで支払を行うことがあるが、提供を受けたかかるサービスが、マスター・ファンドへの投資サービスの提供において支援となることおよび関連証券会社が最良執行の提供に同意することを条件とする。

投資顧問会社が仲介・調査サービスを受けるために顧客のコミッションを利用する場合、投資顧問会社は自ら仲介・調査サービスを行うまたは支払う必要がないため、投資顧問会社にとって有益なこととなる。そのため、投資顧問会社は、最も有利な執行を受ける際にその顧客の利益にのみ基づくというより、当該証券会社から仲介・調査サービスを受ける際に投資顧問会社の利益に基づいて証券会社を選ぶまたは勧めるというインセンティブを持つことがある。証券会社に支払う「コミッション」(適用規制による広義の定義のとおり、マークアップ、マークダウン、コミッション同等物またはその他の報酬を含む。)が投資顧問会社に提供する仲介・調査サービスの価値に関連して合理的であると誠意を持って判断しなければならない投資顧問会社の義務に従い、投資顧問会社は、マスター・ファンドをして、ソフトダラーの利益と引換えに他の証券会社により請求されるものよりも高いコミッションの支払をせしめることがある。

証券会社から提供された仲介・調査サービスに関する投資顧問会社の評価は、取引を実行するために証券会社を選ぶ際に重要な要素となることがある。この目的のため、投資顧問会社は投票プロセス



を設けており、特定のポートフォリオ運用チームがこれに参加し、これに基づいて投資顧問会社のスタッフが仲介・調査サービスを提供する証券会社を評価している。投資顧問会社は、最良執行を追求するという自らの職務に従い、投票プロセスの結果に応じて証券会社間の取引を配分する。

仲介・調査サービスは、マスター・ファンドおよび他の一部または全てのアカウント(仲介・調査サービス契約に関連して証券会社にコミッションの支払をしないアカウントを含む。)へのサービス提供に利用されることがある。そのため、仲介・調査サービス(ソフトダラーの利益を含む。)は、マスター・ファンドが支払を行う関連コミッション額に基づくとマスター・ファンドに比べて他のアカウントに不均衡な利益をもたらすことがある。投資顧問会社は、ソフトダラーの利益を比例按分で顧客間に配分しようとする試みも、特定のアカウントまたはアカウントグループに関連するコミッションに対する仲介・調査サービスの利益を追跡しようとする試みもしない。

#### 投資顧問会社による取引の統合

投資顧問会社は、複数のアカウント(ゴールドマン・サックスが持分を有するアカウントを含む。)のために同一証券の買付注文または売却注文を集約または統合(「バンチング(一括処理)」と呼ばれることもある。)することができるという方針および手続に従い、当該注文が同時に執行されるようにする。投資顧問会社が注文の統合を適切かつ顧客全般の利益になると判断する場合、投資顧問会社は注文を統合する。また、特定の状況において、マスター・ファンドのための売買が、ゴールドマン・サックスの資産を含むアカウントと統合されることがある。

一括処理注文が完全に執行された場合、投資顧問会社は、通常、買付注文または売却注文に基づき、参加アカウント間に買付証券または売却代金を比例按分で配分する。特定の証券会社に対する注文が、複数の売買を通して、複数の異なる価格で執行される場合、通常、すべての参加アカウントにおいて、端数、四捨五入および市場慣行に従い、平均価格が受領され、平均コミッションの支払が行われる。一括処理または統合された注文において、すべてのアカウントに同額のコミッションまたはコミッション同等物レートが課されるとは限らない場合もある。

投資顧問会社は、通常、個々のポートフォリオ運用チームが注文に関するポートフォリオ運用の決定を下した場合、投資顧問会社の運営上その他の見通しから一括処理、統合もしくはネッティングが適切または実行可能ではない場合、または適用規制を考察してそうすることが適切でない場合、異なるアカウント(マスター・ファンドを含む。)の注文を一括処理または統合したり、マスター・ファンドの買い注文または売り注文をネッティングしたりしないが、特定の状況下でそうすることもある。投資顧問会社は、統合された売買について統合されていないアカウントの売買よりも有利な価格およびより低率のコミッションを交渉することや、ネッティングされた売買についてネッティングされていない売買よりも低い取引経費を負担することができる。マスター・ファンドのための取引が他の注文と統合されない場合またはマスター・ファンドの注文に関してネッティングが行われなかった場合、マスター・ファンドはより有利な価格およびより定率のコミッションまたはより低い取引経費からの利益を得ることはできない。

## 税制

投資予定者は、マスター・ファンドへの投資に関わる税制上のリスクに注目しなければならない。

## 利益相反

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、日本における販売会社、総販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換代行会社は、随時、ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドもしくは投資信託に関して管理者、受託者もしくは保管者、管理事務代行者、投資運用者、顧問もしくは販売者を務めることができ、または別途にかかるファンドもしくは投資信託に関与することができる。したがって、これらの者のいずれも、自己の業務の適切な過程において、ファンドとの間での潜在的な利益相反を有しうる。このような場合において、それぞれの者は、常に、信託証書に基づく自己の義務または自己がファンドに関してその当事者になり、もしくはその拘束を受けるその他の取決めに基づく自己の義務を顧慮し、特に利益相反が生じうる場合に投資を行う際に受益者の最善の利益に従い行為する自らの義務(ただし、これに限らない)に顧慮し、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するように努める。また、上記のいずれの者も、当該取引が受益者の最善の利益と矛盾せず、独立の当事者間で取り決められた通常の商業的条件で実行されることを条件として、随時、本人または代理人としてファンドとの取引を行いうる。

管理会社は、利益相反が公正に解決され、受益者にとって最善の利益となることを確保するように努めるものとする。( ) 下記に定める義務が関係当事者との全取引に適用されることを確保する取り決めがあり、( ) 期間中に実行される関係当事者との取引が下記に定める義務に従っていることについて、管理会社が満足しているかどうかにつき、年次報告書および半期報告書において記載されるものとする。

取引は、(a)受託会社により独立した適格者として承認された者による証明付評価が入手され、もしくは(b)取引が組織化された投資対象の取引所において当該取引所の規則に従い最良の条件で執行され、または(c)(a)もしくは(b)が可能でない場合は、独立の当事者間で取り決められた通常の商業的条件での執行の原則に適合すると受託会社(または、受託会社が関与する取引の場合は管理会社)が認める条件で取引が執行された場合に、独立の当事者間で取り決められた通常の商業的条件で実行されたものとみなされる。

信託証書は、管理事務代行会社が、非上場証券の推定売却価値を決定する際に、受託会社の承認を伴う形で取締役会により承認された適格者による見積を受け入れることができることを規定している。管理事務代行会社は、このような目的のために、投資顧問会社、副投資顧問会社または投資顧問会社もしくは副投資顧問会社の他の関係会社により提供された見積を用いることができる。投資家は、このような状況においては証券の推定売却価値が高ければ高いほど投資顧問会社または副投資顧問会社(場合に応じて)に支払われる手数料が高くなるがゆえに利益相反が生じうる点に留意するべきである。

マスター・ファンドに関する利益相反については、上記を参照のこと。

### (2) リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行う。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

サブ・ファンドは、本書に記載のとおり、マスター・ファンドレベルでヘッジ目的および/またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブを利用している。マスター・ファンドは、デリバティブについて、UCITSに係るEU指令の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

上記リスク管理体制は今後変更されることがある。

### (3) リスクに関する参考情報

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較<sup>(注)</sup>



グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(注)

- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよびその他の代表的資産クラスについて表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株:MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株:MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債:NOMURA-BPI 国債

先進国債:シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド  
(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

G S 新成長国通貨債券ファンドの場合、申込金額の3%以下。

日本国内における申込手数料

G S 新成長国通貨債券ファンドの場合、申込金額の3.24% (税抜き3.0%) を上限として販売会社の裁量により決定される率を乗じて得た額とする。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、投資者が購入時に支払う。

サブ・ファンドの異なるクラス受益証券間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1.08% (税抜き1.0%) が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。スイッチング手数料は販売会社により異なる。スイッチング手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびにスイッチングに関する事務手続きの対価である。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

また、スイッチングが行われる場合、換金時と同様に税金(課税対象の場合)がかかる。

### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

### (3)【管理報酬等】

G S 新成長国通貨債券ファンドに関する投資顧問会社報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、総販売会社報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、日本における代行協会員報酬は、純資産価額の年率0.03%を超えないか、または管理会社が合意するそれ以下の金額でなければならない。管理会社は、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、または日本における代行協会員がそれぞれの義務の履行において負担したすべての合理的な現金支出費用に関してファンドの資産から弁済を受ける権利も有するものとする。ファンドは、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社に対して/によって、その任務の遂行において、支払われるべきあらゆる報酬またはその他の金額に適用されるあらゆる付加価値税の費用を負担するものとする。

管理会社は、各サブ・ファンドに関して当該サブ・ファンドの資産より支払われるべき、当該サブ・ファンドの毎日の平均純資産価額を基準として、日々発生し、毎月後払での支払義務が生ずる管理報酬および管理事務報酬を受領する権利を有する。管理会社は、各サブ・ファンドの年間報酬および費用(マスター・ポートフォリオのレベルの報酬および費用の影響を含む)を各サブ・ファンドの純資産価額の年間2.5%または管理会社が同意するそれ以下の金額に制限することに同意している。受益者の事前同意なくこの2.5%制限を引き上げてはならない。投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、および受益者サービス代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、ならびに日本における代行会社の報酬は、上記の2.5%制限を条件として、管理会社がその報酬から支払い、またはファンドの資産から直接支払われる。

受託会社は、各サブ・ファンドに関して、各サブ・ファンドの資産から支払われるべき、信託証書に基づく受託会社の任務の遂行に対する各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%にあたる金額か、または管理会社が随時合意するその他の金額の年間報酬を受取る権利を有するものとする。ただし、常に、上記各サブ・ファンドの総費用限度額に従うものとする。

受託会社に対して支払われるべき報酬は、各暦月末に後から発生し、支払義務が生じる。受託会社は、取引手数料の支払を標準的な商業レートによるもので、かつサブ・ファンドのために負担した適切な証拠を有する現金支出費用の弁済を当該手数料および費用の負担に関わるサブ・ファンドの資産から受ける権利を有するものとする。

各報酬の支払先および役務の内容は以下のとおりである。

報酬	支払先	役務の内容
管理会社報酬	ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(管理会社)	ファンド資産の運用・管理
投資顧問会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(投資顧問会社)	ファンドに関する日々の投資運用業務
副投資顧問会社報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(副投資顧問会社)	投資顧問会社に対する投資助言業務
管理事務代行報酬	ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(管理事務代行会社)	ファンドの純資産総額、1口当たりの純資産価格の計算等の日々の管理事務代行業務
受託報酬	ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド(受託会社)	ファンドの資産の保管業務等の受託業務
総販売会社報酬	ゴールドマン・サックス・インターナショナル(総販売会社)	ファンド証券の総販売業務
販売会社報酬	(日本における販売会社)	日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびファンドの投資環境に関する説明および情報提供業務
受益者サービス代行会社報酬	ゴールドマン・サックス・インターナショナル(受益者サービス代行会社)	受益者からの問い合わせへの対応、受益者の口座開設等の受益者サービス代行業務
代行協会員報酬	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(代行協会員)	目論見書の配布の手配、1口当たり純資産価格の公表、ファンドに関する文書の配布、およびこれらに付随する業務
登録・名義書換事務代行報酬	RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド(登録・名義書換事務代行会社)	ファンドの名義書換代行業務および受益者名簿記帳業務

2014年11月30日に終了した会計年度にG S 新成長国通貨債券ファンドが支払った報酬は以下のとおりである。

G S 新成長国通貨債券ファンド

管理会社報酬	4,993 米ドル
投資顧問報酬	1,903,708 米ドル
管理事務代行および受託報酬	36,000 米ドル
販売および代行協会員報酬	1,975,098 米ドル
登録・名義書換事務代行報酬	19,323 米ドル
受益者サービス代行会社報酬	10,000 米ドル

（４）【その他の手数料等】

各サブ・ファンドは、訴訟に関して、各サブ・ファンドが被った費用およびファンドが被った費用にかかる各サブ・ファンドの比例負担分に責任を負う。ファンドは、信託証書に記載されている規定に従い、一定の状況において（ファンドのために訴訟において負担された費用を含む）受託会社に補償を行うものとする。管理会社は、管理会社がファンドもしくは当該サブ・ファンドによるか、またはそのための訴訟において被った費用をファンドまたは当該サブ・ファンドから回収する権利を有するものとする。

各サブ・ファンドは、管理会社により負担される分を除き、適宜、そのすべての費用、または特定の単数または複数サブ・ファンドに帰属させることのできないファンドのすべての費用にかかる当該ファンドの（純資産価額の相対額に基づく）比例負担分を支払う。費用は、取締役の見解において当該費用が関係する単数または複数のサブ・ファンドに配分される。費用をいずれかの特定のサブ・ファンドに容易に帰属させることができない場合、管理会社は、費用のサブ・ファンド間配分の基準を決定する裁量権を有するものとする。このような場合、通常、費用は各サブ・ファンドの純資産価額の価値に比例的に各サブ・ファンドに配分される。

各サブ・ファンドにより支払われる費用（または各サブ・ファンドが比例分担する費用）には、監査人および会計士の報酬、弁護士報酬、販売代理店または現地代理店（かかる費用および報酬は通常の業務料金である。）もしくは当該サブ・ファンドの受益証券の販売会社に支払われるべき費用および報酬、財政当局または監督当局により課される料金または税金、あらゆる報告書、証明書、当該サブ・ファンドの受益証券の購入確認書および受益者への通知の作成、翻訳および配布にかかる費用、あらゆる他の法域において当該ファンドの許可または登録を得ることに関連して負担される料金および費用、管理、投資顧問会社、分配、管理事務、保管および譲渡・名義書換にかかる費用、受益者集会に關係する資料の作成および配布を含む受益者集会の費用、保険料、協会および会員権にかかる費用、当該サブ・ファンドの受益証券の発行、買戻しまたは交換にかかる事務費用を含むその他のあらゆる費用、信託証書およびファンドまたは当該サブ・ファンドの受益証券の募集に關係するその他のあらゆる文書（発行届出書、目論見書、説明覚書、年次報告書、半期報告書および臨時報告書を含む）をあらゆる言語で作成し、印刷し、かつ/または当該ファンドに対する管轄権を有するすべての当局（現地の証券業協会を含む）に提出するための費用およびこれらの文書を受益者に交付するための費用、当該ファンドの受益証券の販売に關係する費用（マーケティングおよび宣伝にかかる費用を除く）、該当法域の現地新聞に公告を掲載する費用、発生した非経常的かつ特別の項目、および各場合に該当する付加価値税を含むが、これらに限定されないものとする。

各サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドにかかる受益証券の当初募集の準備に際して負担され、5万ユーロ（または当該サブ・ファンドの基準通貨による相当額）を超えないと予想され、また、1年間または管理会社が決定するその他の期間にわたり償却される自己の設立費用を支払う。

管理会社は、その裁量において、ファンドまたはいずれかの個別のサブ・ファンドの設立および/または受益証券のマーケティング、分配および/または販売に起因する費用を直接分担することがで

き、随時、その裁量により、特定の支払期間にかかる自己に帰すべき報酬の一部またはすべてについて権利放棄することができる。

#### 販売手数料

サブ・ファンドは、マスター・ポートフォリオに対する投資に関わる仮/当初販売手数料を支払わず、管理会社がマスター・ポートフォリオに投資することにより受領する手数料を当該サブ・ファンドの資産に支払う。

#### クラス毎の手数料および費用

中央銀行への事前通知により、受託会社は、各サブ・ファンドで、異なる価格、手数料、他の費用形態、最低購入価格および分配形態を有する、異なる受益証券クラスを発行することができる。

#### マスター・ファンドへの投資にかかる報酬

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの取締役、常任代理人、その他代理人に支払われる報酬等の経常費用、投資顧問会社、販売会社、保管銀行、管理事務代行会社、投資主サービス代行会社、登録・名義書換事務代行会社、処理、計算および投資顧問会社に対してリスク尺度を報告するために任命された法人の報酬および費用等のその他適切な費用、政府または管轄権を有する規制機関に対する報告または提出の義務に関連し投資顧問会社がマスター・ファンドについて負担した報酬および費用、投資会社組織(投資会社協会(以下「ICI」という。))を含むがこれに限定されない。)のメンバーシップに関連し投資顧問会社が負担した費用、マスター・ファンドの評価サービス提供会社、マスター・ファンドの監査人や法律顧問に対する報酬および費用、ルクセンブルグ大公国とその他の国の政府機関または証券取引所へのファンドの登録と登録の維持に関わる手数料または費用、目論見書、説明覚書、定期報告書または有価証券届出書の印刷、作成、広告、配付の費用を含む報告・公告費、投資主への報告書の経費、あらゆる公租公課とそれに類する費用、その他一切の営業費、マスター・ファンドの投資に関して発生した手数料および売買委託手数料、マスター・ファンドの投資に関する源泉徴収税、印紙税またはその他の税、借入金の金利およびかかる借入れの条件の交渉、実行または変更に関して発生した銀行手数料、ならびにマスター・ファンドの投資に関連し仲介業者によって請求された一切の手数を負担する。マスター・ファンドは移動費用、宿泊費用、事務所費用等、担当マネージャーが担当マネージャーに任命されたことにより生ずる適切な費用を支払う義務がある。担当マネージャーにはマスター・ファンドに対するサービスに関する費用は支払われない。管理事務代行会社に支払われる保管業務、管理業務に関する費用は通常50ベシス・ポイントを上限とする。

疑義を避けるため、マスター・ポートフォリオが負担する報酬および費用は、各サブ・ファンドの年間報酬および費用の総額に関する上述の2.5%の制限の範囲内に含まれる。

2014年11月30日に終了した会計年度にGS新成長国通貨債券ファンドが支払ったその他の費用は以下のとおりである。

G S 新成長国通貨債券ファンド	262,589米ドル
------------------	------------



## (5)【課税上の取扱い】

## (A) 日本

平成27年5月29日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。))15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。))。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

平成27年5月29日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

## (B) アイルランド

### ファンドへの課税

ファンドは、自らがアイルランドの課税居住者となり、その他の法域の課税居住者とならないように、その業務を行うことを意図している。ファンドがアイルランドの課税居住者であるとの前提に基づき、ファンドはアイルランドの税務上、投資信託としての資格を有しており、従って、その収益または利益に対してアイルランドの租税は免除される。

後述の通り、受益証券がアイルランドの非居住者である受益者により保有される場合(およびその他ある一定の状況における場合)、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に対してアイルランドの所得税に関する報告を行う義務を負う。なお、「居住者」および「通常居住者」の用語の説明は、本項の末尾に記載する。

### 非アイルランド受益者への課税

受益者が、アイルランドの税務上アイルランドに居住(または通常居住)していない場合、ファンドは、受益者の非居住状態を確認する当初口座契約書に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しない。アイルランドの居住者(または通常居住者)ではない投資者のために受益証券を保有する仲介者が当該申告書を提出することができる。当該仲介者の知る限り当該投資者がアイルランドの居住者(または通常居住者)ではないということを条件とする。「仲介者」の用語の説明は本項の末尾に記載する。

ファンドがかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者(下記を参照のこと。)であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収する。受益者の申告が誤りであると合理的に示唆する情報を有している場合であっても、ファンドは、アイルランドの租税を徴収する。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しない。ただし、受益者が会社であり、アイルランドの支店を通じて受益証券を保有している場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではない。受益者がアイルランドの課税居住者になった場合、ファンドはそのことを通知されなければならない。

原則として、アイルランドの課税居住者でない受益者は、自己の受益証券に関して他のアイルランドの納税義務を有しない。しかし、受益者が自己の受益証券をアイルランドの支店または代理人を通じて保有している会社である場合、受益者は、当該受益証券に関して生じた収益および利益に関してアイルランド法人税を(自己査定に基づき)納税する義務を負う場合がある。

### 免税アイルランド受益者への課税

アイルランドの税務上、受益者がアイルランドの居住者(または通常居住者)であり、アイルランドの租税統合法(以下「租税統合法」という。)第739条D(6)に記載される分類に含まれる場合、ファンドは、受益者の免税状態を確認する当初口座契約書に定める申告書を受領後は、受益者の受益証券に関連していかなるアイルランドの租税も徴収しない。

租税統合法第739条D(6)に記載される分類は、以下の通り要約される。

1. (租税統合法第774条、784条、785条に定める)年金基金
2. (租税統合法第706条に定める)生命保険事業を営む会社
3. (租税統合法第739条Bに定める)投資信託
4. (租税統合法第739条Jに定める)投資リミテッド・パートナーシップ
5. (租税統合法第737条に定める)特別投資信託
6. (租税統合法第731条(5)(a)の適用を受ける)無認可のユニット・トラスト

7. (租税統合法第739条D(6)(f)(i)に定める) 慈善事業
8. (租税統合法第734条(1)に定める) 適格管理会社
9. (租税統合法第734条(1)に定める) 特定会社
10. (租税統合法第739条D(6)(h)に定める) 適格ファンドおよび貯蓄マネジャー
11. (租税統合法第739条D(6)(i)に定める) 個人退職貯蓄口座(PRSA)の管理事務会社
12. (1997年信用組合法第2条に定める) アイルランドの信用組合
13. 国家資産管理庁
14. 国家年金積立金委員会または同委員会の投資ビークル
15. (租税統合法第110条に定める) 適格会社
16. ファンドにアイルランドの租税の徴収または報告を義務づけることなく、ファンドの受益証券を保有することを(統合租税法に基づき、またはアイルランド内国歳入庁の特別優遇措置により)許可されているアイルランドの居住者

免税資格を申請するアイルランド居住受益者は、受益証券に関連してアイルランドの租税額を自己査定に基づき報告する義務を負う。

ファンドが、受益者についてかかる申告書を受領しなかった場合、ファンドは受益者が非免税アイルランド居住受益者(下記を参照のこと。)であるものとして、受益者の受益証券に関してアイルランドの租税を徴収する。受益者は、原則として、かかるアイルランドの租税の還付を受ける権利を有しない。ただし、受益者がアイルランドの法人税の対象となる会社である場合およびその他限られた状況における場合はこの限りではない。

#### その他のアイルランド受益者に対する課税

受益者がアイルランドの税務上、アイルランドの居住者(または通常居住者)であり、「免税」受益者(上記を参照のこと。)でない場合、ファンドは、分配、買戻し、譲渡および下記に記載の「8年目事由」に対するアイルランドの租税を徴収する。

## ファンドによる分配

ファンドが非免税アイルランド居住受益者に対して分配金を支払う場合、ファンドは、分配金からアイルランドの税金を徴収する。アイルランドの徴収される租税は以下の通りである。

1. 25%の適用を適切に申告している法人である受益者に対して分配金が支払われる場合、分配金の25%
2. その他の場合、分配金の41%

ファンドは、かかる税金をアイルランド内国歳入庁に支払う。

原則として、受益者は分配金に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはない。ただし、受益者が、分配金が取引の受取金である会社である場合、分配金総額は自己査定の目的上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができる。

## 受益証券の買戻しおよび譲渡

ファンドが非免税アイルランド居住受益者の保有する受益証券を買い戻す場合、ファンドは受益者に支払う買戻代金からアイルランドの租税を徴収する。

同様に、当該アイルランド居住受益者が受益証券に対する権利を（販売またはその他の方法により）譲渡した場合、ファンドはかかる譲渡に関してアイルランドの租税を報告する。徴収される、または報告を行うアイルランドの租税は、買い戻された、または譲渡された受益証券につき受益者に生じる利益（もしあれば）に従って計算され、以下に相当する。

1. 受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる利益の25%
2. その他の場合、かかる利益の41%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払う。受益証券の譲渡の場合、かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当しまたは解約することができる。これにより新たなアイルランドの租税が課される場合がある。

原則として、受益者は受益証券の買戻しまたは譲渡に関してさらにアイルランドの租税の義務を負うことはない。ただし、受益者が、買戻しまたは譲渡の支払が取引の受取金である会社である場合、受益証券取得にかかる費用を差し引いた総支払額（徴収されたアイルランドの租税を含む。）は自己査定の目的上課税所得の一部を構成し、受益者は徴収された租税を法人税納税義務と相殺することができる。また、受益証券がユーロ建てでない場合、受益者は（自己査定に基づき）、受益証券の譲渡により生じる為替収益についてアイルランドのキャピタル・ゲイン税を支払う義務を負うことがある。

## 「8年目」事由

非免税アイルランド居住受益者が、取得から8年以内に受益証券を処分しない場合、受益者はアイルランドの税務上、受益証券の取得から8年目の時点（およびその後8年毎に）で受益証券を処分したものとみなされる。かかるみなし処分において、ファンドは、かかる8年の期間中に生じた受益証券の価格の上昇（もしあれば）について報告する。かかる報告されるアイルランドの税金は以下に相当する。

1. 受益者が25%の適用を適切に申告している法人である場合、かかる価格の上昇の25%
2. その他の場合、かかる価格の上昇の41%

ファンドは、かかる租税をアイルランド内国歳入庁に支払う。かかるアイルランドの納税額をまかなうため、ファンドは、当該受益者が保有する他の受益証券を充当しまたは解約することができる。

ただし、非免税アイルランド居住者の保有する当該サブ・ファンドの受益証券が（価格ベースで）10%を下回る場合、ファンドは、かかるみなし処分によるアイルランドの租税を報告しないことを選択することができる。この場合、ファンドは、アイルランド内国歳入庁に、かかる10%の要件が満たされているかにつき毎年確認し、アイルランド内国歳入庁に非免税アイルランド居住受益者の詳細（その受益証券の価格およびアイルランドの税務参照番号を含む。）を提出し、ファンドがかかる免除の申請を選択したことを非免税アイルランド居住受益者に通知しなければならない。

ファンドにより免除が申請される場合、非免税アイルランド居住受益者は自己査定に基づき、8年後(およびその後8年毎に)ファンドが支払うべきアイルランドの租税をアイルランド内国歳入庁に支払わなければならない。

8年の期間中に上昇した受益証券の価値に関して支払われるアイルランドの租税は、かかる受益証券に関連して別途将来支払われるアイルランドの租税に関して比例的に相殺され、超過額については受益証券の最終処分の際に還付を受けることができる。

#### 受益証券の交換

受益者が、ファンドの他の受益証券またはファンドの他のファンドの受益証券を独立当事者間における取引条件により交換する場合であって、受益者に対する支払が伴わない場合、ファンドはかかる交換に関してアイルランドの租税を徴収しない。

#### 印紙税

受益証券の発行、譲渡または買戻しに対するアイルランドの印紙税(またはその他のアイルランドの譲渡税)の適用はない。受益者がファンドから資産の分配金を正貨で受け取る場合、アイルランドの印紙税が賦課されることがある。

#### 贈与税および相続税

アイルランドの資産取得税(税率30%)は、アイルランドに所在する資産に対して、あるいは、贈与または相続を行った者がアイルランドの居住者または通常居住者である、もしくは贈与または相続を受け取る者がアイルランドの居住者または通常居住者である場合、適用される。

受益証券がアイルランド籍のファンドにより発行されている場合、かかる受益証券は、アイルランドに所在する資産として取扱われる。ただし、受益証券の贈与または相続は下記の場合、アイルランドの贈与税および相続税が免除される。

- ( ) 受益証券がかかる贈与日または相続日、および「評価日」(アイルランドの資産取得税の目的上定義される。)において、贈与または相続財産に含まれている場合
- ( ) 処分日において、かかる贈与を行いまたは相続が行われた受益者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合
- ( ) 贈与日、または相続日において、受贈者または相続者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合

#### 貯蓄課税通達に基づく情報の報告

アイルランドは、利息支払の形式による貯蓄所得に対する課税に関するEU通達(通達2003/48/EC)をアイルランドにおいて国内法化した。一定の状況において、ファンド(またはアイルランドの支払代行会社)は、EU(アイルランドを除く)または一定のその他の領域に居住する個人である受益者に関連して、アイルランド内国歳入庁に情報を報告する義務を負う場合がある。報告義務はまた、法人、法人税制が課される者またはUCITSではない、これらの法域で設立された受益者についても発生する場合がある。アイルランド内国歳入庁に報告された情報は、当該受益者の居住(または設立)法域の当局に連絡される。ただし、(概して、)関連するファンドが、債権またはその他の特定資産に総資産の15%未満を(直接または間接的に)投資した場合、アイルランドにおいては報告義務は発生しない。

#### 用語の意味

##### 法人における「居住者」の意味

アイルランド内に管理および監督の中核組織を有する法人は、当社がどこで設立されたかに関係なく、アイルランドの課税居住者である。アイルランド内に管理および監督の中核組織を有さないが、アイルランド内で設立された法人は、以下の場合を除き、アイルランドの課税居住者である。

- (a) かかる法人(または関連会社)が、アイルランド内で取引を行っており、かつ、かかる法人が、EU加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結している国の居住者に最終的に

支配されているか、あるいは、かかる法人(または関連会社)が、EUまたは租税条約国の公認の証券取引所に上場している法人である場合

- (b) かかる法人が、アイルランドと他国間の二重課税防止条約に基づき、アイルランドの居住者ではないとみなされる場合

個人における「居住者」の意味

個人は、以下の場合、一暦年度について、アイルランドの課税居住者とみなされる。

- (a) 当該暦年度にアイルランドに183日以上滞在した場合  
(b) 当該暦年度にアイルランドに滞在した日数とその前年度にアイルランドに滞在した日数の合計が280日に達する場合。個人が、一暦年度に、アイルランドに30日以下しか滞在しなかった場合、かかる2年基準の適用上計算に入れない。

個人が自ら当該日のいずれかの時間に滞在している場合、かかる個人は当該日にアイルランドに滞在しているとみなされる。

個人における「通常居住者」の意味

「通常居住者」の用語(「居住者」とは異なる。)は、個人の通常の生活形態と関連しており、ある一定の継続性を伴う居住者を意味する。

3課税年度連続してアイルランド居住者である個人は、4年目の課税年度開始時から、通常居住者となる。

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなる。例えば、2007年にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2010年の課税年度終了時までには通常居住者のままである。

「仲介者」の意味

仲介者とは以下の者をいう。

- (a) 他の者に代わり、アイルランドにおける規制された投資信託から支払を受領する等の取引を遂行し、または、  
(b) 他の者に代わり投資信託の受益証券を保有する者。

#### 外国口座税務コンプライアンス法

通常外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)と呼ばれる米国の源泉徴収規定に従い、ファンドおよび各サブ・ファンドが様々な報告要件を遵守する場合を除いて、外国金融機関その他の外国組織に対して行われる2014年6月30日以降の米国源泉の一定または確定可能な年次または定期的な所得に関する特定の支払、2016年12月31日以降の米国源泉の利息または配当を発生させる可能性のある財産の売却その他の処分からの手取金総額に帰属する特定の支払、および2016年12月31日以降の外国金融機関による特定の支払(またはその一部)には、30%の源泉徴収税が賦課される。米国はアイルランド政府との間でアイルランド金融機関によるFATCAの実施に関する政府間協定(以下「アイルランドIGA」という。)を締結した。FATCAおよびアイルランドIGAに基づき、各サブ・ファンドは、この目的において「外国金融機関」として扱われる。外国金融機関としておよびFATCAを遵守するため、サブ・ファンドは、数ある要件の中でもとりわけ( )「特定米国人」(すなわち、免税事業体および他の特定の者以外の課税対象となる米国人)である受益者または特定の場合における特定米国人に保有されている受益者(以下「米国人所有外国事業体」という。)を判断するためにそのすべての受益者に関する情報を取得および検証する必要、ならびに( )アイルランド政府またはIRSに対し、FATCAを遵守していないその受益者、特定米国人および米国人所有外国事業体に関する情報を毎年報告する必要がある。すべてのサブ・ファンドについて30%の源泉徴収税が免除されるという保証はない。

各受益者は、サブ・ファンドに投資することにより、条約の規定、政府間協定の規定またはその他の直接もしくは間接的なサブ・ファンドによる規定に従って当該受益者が税務上の居住地として

いる法域の税務当局に対して当該受益者に関する情報が提供されることがあることを認識すべきである。

米国財務省通牒第230号に従い、ファンドは、潜在的受益者に対し、(A)上記の概要は、納税者が自らに賦課される米国連邦税法に基づく追徴金を回避する目的のために当該納税者により利用されることが企図されているわけでも、そのために記載されたわけでもないこと、および当該納税者はそのためにこれを利用することはできないこと、(B)上記の概要は、ファンドおよび受益証券の販売代理店による販売促進またはマーケティングに関連して記載されたこと、ならびに(C)各納税者は、独立した税務アドバイザーから自らの状況に基づいた助言を受けるべきであることをここに告知する。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】(資産別及び地域別の投資状況)

## GS新成長国通貨債券ファンド

(2015年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
(外国投資法人)ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(投資証券)	ルクセンブルク	147,390,029.15	100.44
小計		147,390,029.15	100.44
現金・その他の資産(負債控除後)		-649,105.07	-0.44
合計 (純資産総額)		146,740,924.08 (約17,634百万円)	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2015年3月末日現在)

	銘柄名	国名	業種	保有口数	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					金額	単価	金額	単価	
1.	ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ	ルクセンブルク	外国投資法人	26,749,551.47	221,610,617.74	8.28	147,390,029.15	5.51	100.44

## 【投資不動産物件】(2015年3月末日現在)

該当なし。

## 【その他投資資産の主要なもの】(2015年3月末日現在)

該当なし。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末および2014年4月から2015年3月における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	(GS新成長国通貨債券 ファンド) 純資産総額		(普通(米ドル建て)ク ラス受益証券) 1口当りの純資産価格		(ユーロ・クラス受益証 券) 1口当りの純資産価格		(日本円ク ラス受益証券) 1口当りの純 資産価格
	米ドル	千円	米ドル	円	ユーロ	円	円
第1会計年度末 (2008年11月末)	136,884,709	16,449,435	76.60	9,205	89.60	11,677	6,360
第2会計年度末 (2009年11月末)	299,574,041	35,999,813	101.24	12,166	99.99	13,031	6,889
第3会計年度末 (2010年11月末)	345,809,425	41,555,919	113.53	13,643	129.16	16,832	6,919
第4会計年度末 (2011年11月末)	314,079,981	37,742,991	113.96	13,695	125.27	16,325	5,872
第5会計年度末 (2012年11月末)	323,166,889	38,834,965	131.48	15,800	149.55	19,489	6,535
第6会計年度末 (2013年11月末)	292,865,819	35,193,685	121.03	14,544	131.44	17,129	6,873
第7会計年度末 (2014年11月末)	193,652,666	23,271,241	117.60	14,132	139.43	18,171	7,083
2014年4月末	240,007,279	28,841,675	122.02	14,663	130.11	16,956	6,710
5月末	243,754,760	29,292,010	125.20	15,045	135.65	17,678	6,756
6月末	244,824,331	29,420,540	126.21	15,167	136.28	17,760	6,781
7月末	237,191,374	28,503,287	125.28	15,055	138.42	18,039	6,732
8月末	229,403,002	27,567,359	125.19	15,044	140.51	18,311	6,796
9月末	211,291,023	25,390,842	118.33	14,220	138.48	18,047	6,684
10月末	208,075,218	25,004,399	118.98	14,298	140.38	18,294	6,868
11月末	193,652,666	23,271,241	117.60	14,132	139.43	18,171	7,083
12月末	168,909,127	20,297,810	110.66	13,298	134.47	17,524	6,703
2015年1月末	163,914,282	19,697,579	109.99	13,217	144.07	18,775	6,456
2月末	156,564,567	18,814,364	108.24	13,007	142.63	18,588	6,465
3月末	146,740,924	17,633,857	104.59	12,569	143.92	18,756	6,164

(注1) 上記会計年度末および半期末における純資産総額および1口当りの純資産価格は、端数処理方法の違い等により財務書類の数値とは異なる場合がある。

(注2) 上記ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券の2014年11月末における1口当りの純資産価格は、2014年11月の最終営業日である2014年11月28日付の数値であり、2014年11月30日付の財務書類の数値とは異なる。

## 【分配の推移】

普通(米ドル建て)クラス受益証券

該当なし。

ユーロ・クラス受益証券

該当なし。

## 日本円クラス受益証券

	分配(円)
第1会計年度 (2008年1月31日~2008年11月30日)	650
第2会計年度 (2008年12月1日~2009年11月30日)	660
第3会計年度 (2009年12月1日~2010年11月30日)	600
第4会計年度 (2010年12月1日~2011年11月30日)	600
第5会計年度 (2011年12月1日~2012年11月30日)	600
第6会計年度 (2012年12月1日~2013年11月30日)	600
第7会計年度 (2013年12月1日~2014年11月30日)	600
2014年3月	100
5月	100
7月	100
9月	100
11月	100
2015年1月	100
3月	100

## 【収益率の推移】

## 普通(米ドル建て)クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度(2008年1月31日~2008年11月30日)	- 23.40%
第2会計年度(2008年12月1日~2009年11月30日)	32.17%
第3会計年度(2009年12月1日~2010年11月30日)	12.14%
第4会計年度(2010年12月1日~2011年11月30日)	0.38%
第5会計年度(2011年12月1日~2012年11月30日)	15.37%
第6会計年度(2012年12月1日~2013年11月30日)	- 7.95%
第7会計年度(2013年12月1日~2014年11月30日)	- 2.83%

(注) 収益率は、以下の算式により算出されている。以下同じ。

$$\text{収益率}(\%) = (a - b) / b \times 100$$

a = 会計年度末の1口当りの純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当りの純資産価格(分配落の額)

ただし、第1会計年度については、当初発行価格

普通(米ドル建て)クラス受益証券 100米ドル

ユーロ・クラス受益証券 100ユーロ

日本円クラス受益証券 1万円

## ユーロ・クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度(2008年1月31日~2008年11月30日)	- 10.40%
第2会計年度(2008年12月1日~2009年11月30日)	11.60%
第3会計年度(2009年12月1日~2010年11月30日)	29.17%
第4会計年度(2010年12月1日~2011年11月30日)	- 3.01%
第5会計年度(2011年12月1日~2012年11月30日)	19.38%
第6会計年度(2012年12月1日~2013年11月30日)	- 12.11%
第7会計年度(2013年12月1日~2014年11月30日)	6.08%

## 日本円クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度(2008年1月31日～2008年11月30日)	-29.90%
第2会計年度(2008年12月1日～2009年11月30日)	18.69%
第3会計年度(2009年12月1日～2010年11月30日)	9.15%
第4会計年度(2010年12月1日～2011年11月30日)	-6.46%
第5会計年度(2011年12月1日～2012年11月30日)	21.51%
第6会計年度(2012年12月1日～2013年11月30日)	14.35%
第7会計年度(2013年12月1日～2014年11月30日)	11.79%

## (4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに会計年度末現在の受益証券の発行済口数は次のとおりである。

## 普通(米ドル建て)クラス受益証券

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	1,046,333 (1,046,333)	81,857 (81,857)	964,476 (964,476)
第2会計年度	305,854 (305,854)	307,291 (307,291)	963,039 (963,039)
第3会計年度	572,890 (572,890)	734,554 (734,554)	801,375 (801,375)
第4会計年度	85,215 (85,215)	296,509 (296,509)	590,081 (590,081)
第5会計年度	12,624 (12,624)	65,752 (65,752)	536,953 (536,953)
第6会計年度	333,895 (333,895)	231,052 (231,052)	639,796 (639,796)
第7会計年度	63,019 (63,019)	301,540 (301,540)	401,275 (401,275)

## ユーロ・クラス受益証券

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	228,202 (228,202)	59,905 (59,905)	168,297 (168,297)
第2会計年度	57,168 (57,168)	58,301 (58,301)	167,164 (167,164)
第3会計年度	215,151 (215,151)	174,796 (174,796)	207,519 (207,519)
第4会計年度	25,559 (25,559)	75,705 (75,705)	157,373 (157,373)
第5会計年度	1,376 (1,376)	19,352 (19,352)	139,397 (139,397)
第6会計年度	11,065 (11,065)	43,631 (43,631)	106,831 (106,831)
第7会計年度	6,708 (6,708)	36,807 (36,807)	76,732 (76,732)

## 日本円クラス受益証券

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	748,533 (748,533)	91,552 (91,552)	656,981 (656,981)
第2会計年度	132,385 (132,385)	132,282 (132,282)	657,084 (657,084)
第3会計年度	122,896 (122,896)	171,412 (171,412)	608,568 (608,568)
第4会計年度	43,145 (43,145)	143,565 (143,565)	508,148 (508,148)
第5会計年度	27,564 (27,564)	48,581 (48,581)	487,131 (487,131)
第6会計年度	266,702 (266,702)	141,630 (141,630)	612,203 (612,203)
第7会計年度	154,394 (154,394)	222,159 (222,159)	544,438 (544,438)

(注1) ( ) の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1会計年度の販売口数には当初募集の数が含まれる。

（参考情報）

## 投資有価証券の主要銘柄（2015年3月末日現在）

銘柄名	ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ
国名	ルクセンブルク
業種	外国投資法人
投資比率(%)	100.44

## 実質的な上位銘柄（2015年3月末日現在）

## ■債券

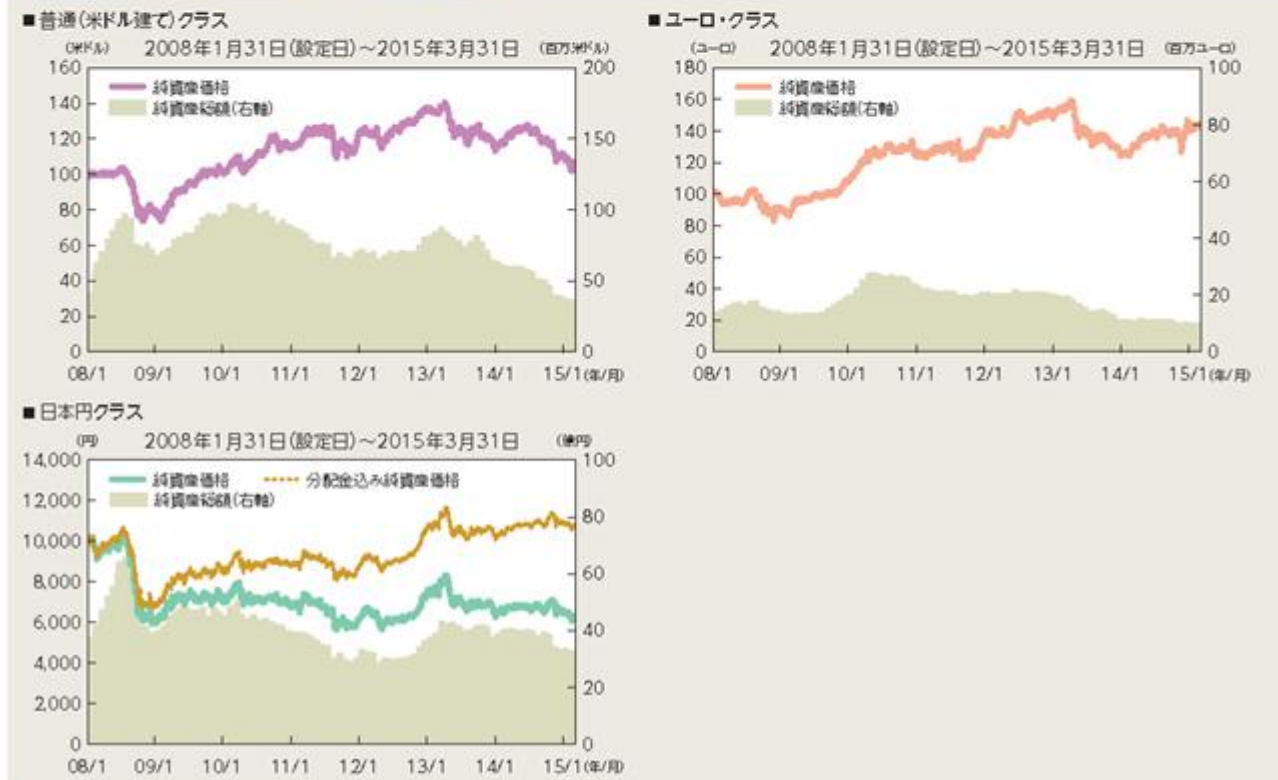
	銘柄名	償還日	比率
1	メキシコ国債	2018.06.14	6.72%
2	タイ国債	2021.12.17	4.62%
3	コロンビア国債	2022.05.04	3.28%
4	ポーランド国債	2022.09.23	2.96%
5	ポーランド国債	2025.07.25	2.30%
6	トルコ国債	2018.06.20	2.07%
7	アメリカ国債	2021.10.31	1.97%
8	ブラジル国債	2040.08.15	1.89%
9	ブラジル国債	2016.01.01	1.78%
10	ブラジル国債	2023.01.01	1.74%

## ■投資信託

	銘柄名	比率
1	GOLDMAN SACHS US LIQD RESERVES FD X ACC	0.70%

\*ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオへの投資を通じた実質的な組入上位11銘柄の比率です。

## 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



- 分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引前)とを合計した金額です。
- 純資産総額は月末ベースの数値に基づきます。

## 分配の推移（1口当たり、税引前）

## ■日本円クラス

分配日	2014/5/15	2014/7/15	2014/9/16	2014/11/17	2015/1/15	2015/3/16	直近1年累計	設定来累計
分配金 (円)	100	100	100	100	100	100	600	4,510

\*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 収益率の推移



- 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の税引前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

- 2008年は設定日(1月31日)から年末までの騰落率、2015年は1月から3月末までの騰落率を表示しています。

- 参考指標のインデックスが算出されている2006年から2007年までは参考指標の収益率を表示しています。参考指標はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。

## 運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### (イ) 海外における販売

##### 申込期間

各クラスについて、各取引日に各クラスの受益証券を購入するため、買付申込を行うことができる。受益証券は1口当りの純資産価格で発行される。

##### 最低投資額

G S 新成長国通貨債券ファンドの各クラスの受益証券の当初申込期間における最低投資額は、受益証券の基準通貨に応じてそれぞれ100米ドル、100ユーロまたは10,000円であった。

かかる最低額は、管理会社または総販売会社の裁量により、全般的にまたは特定の場合について、増減されるかまたは放棄されることがある。

##### 申込手続

申込みは、当該取引日の正午(ダブリン時間)までに、ファクシミリまたは当初口座契約書に記載のアドレス/ナンバー宛に電子的に受領されなければならない。このような申込は、記入済の当初口座契約書または(申込者が過去に当初口座契約書を記入している場合は)追加購入書式を総販売会社に送付することにより、または別途に指定される形で、行われなければならない。かかる時間以後に受領された申込みは、翌取引日に処理されるが、例外的な状況が生じる場合、管理会社の単独裁量により、評価基準時より前に申込が受領されることを条件として、かつ総販売会社の同意を得て、取引日の規定された時間以後に受領された申込が当該取引日に受理されることもある。

管理会社またはその代行会社は、申込の全部または一部を拒絶する権利を留保するが、拒絶された場合、申込金またはその残金は、関係する取引日後の合理的な期間内に、申込者の費用・危険負担で無利息で、申込者に返還される。受益証券の割当および発行の通知書は、関係取引日以後に、可能な限り速やかに送付される。通常、取引後48時間以内に取引確認書が発行される。

受益権の端数にあたる申込金は、申込者に返還されず、関係サブ・ファンドの資産の一部として保持される。所有権は、当該サブ・ファンドに関するファンドの登録簿への記載により証明され、ファックスによる所有権確認書が投資者に送付される。

受益者の登録詳細および支払指図書訂正は、原本または電子的指図書を受領後に有効となる。

##### 買付代金の払込

いったん提出された申込は、適用法規に従うことを条件として、申込者によっては取消不能であるものとし、申込者を拘束するものとする。支払は、当該サブ・ファンドの当該クラスの基準通貨で行われなければならない。基準通貨以外の通貨での受益証券の申込については、当該時点の為替レートで換算される。

G S 新成長国通貨債券ファンドについては、取引が行われた関連する取引日から起算して4営業日目が決裁期限となる。全額の支払が管理事務代行会社により当該日付迄に受領されない場合、管理会社またはその代行会社は、受益証券のあらゆる割当を取消し、または購入金の支払遅延または不払いにより管理会社が被ったあらゆる利息ならびにその他の料金および費用を投資家に請求する権利を有するものとし、管理会社はかかる費用を賄うために投資家の保有受益証券のすべてまたは一部を売却する権利を有するものとする。

##### マネー・ロンダリング

マネー・ロンダリングの防止を目的とする措置は、申込者の身元および購入金の源泉の子細な確認を要求する可能性がある。各申込の状況により、( ) 当該申込者が、公認の金融機関において当該申込者の名義で保有される口座から支払を行なった場合、または( ) 申込が公認された仲介者を通じて行われた場合、子細な確認は要求されない場合がある。このような例外は、上記の金融機関または仲介者がマネー・ロンダリング防止のための同等の規制を有するとアイルランドが認めた国の中に存在する場合にのみ適用される。

例として、個人は、公証人により適切に証明されたパスポートまたは身分証明書の写しを、公共サービスの請求書または銀行計算書のような当該個人の住所の証拠および生年月日とともに提出・呈

示することを要求される可能性がある。法人申込者の場合、設立の(または法人名変更の)証書、基本定款または通常定款(またはその同等物)の証明付の写し、すべての取締役の名前、職業、生年月日および住所および事務所所在地の提出・呈示が要求される可能性がある。管理事務代行会社の裁量により、購入金の源泉を証明するための別途の情報が要求される可能性がある。

管理会社またはその受任者は、管理会社またはその受任者が申込者の身元または購入金の源泉を確認するために必要と考える情報を要求する権利を有し、これにより生ずるあらゆる遅延に対して責任を負わないものとする。申込者が確認目的のために求められる情報を提出・呈示するのが遅れたまたは提出・呈示しなかった場合、管理会社またはその受任者は申込および購入金の受領を拒否することができる。

当初口座契約書に提供された情報またはファンドへの投資に関連して提供された情報は、管理会社により保有および処理されるものとする。管理会社は、受益証券に関する当初口座契約書、申込み、買戻しおよび転換ならびに配当の支払を処理する目的、ならびにファンドへの投資に関して提供されるサービス(法定報告義務を含む。)の管理・処理の目的で、当該情報を使用する。かかる情報は、管理事務代行会社およびその代行会社により管理会社を代理して処理されることがある。この情報は、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社および受託会社の各社と管理会社との間の契約に従ってファンドにサービスを提供する目的で当該各社にも開示されることがある。情報は、ファンドならびにそのサービス提供会社および代行会社の法律および規制要件を満たすため(マネーロンダリング防止およびテロリスト資金調達防止の目的を含む。)に必要なものとして処理および開示されることがあり、これは、中央銀行、外国の規制当局、国内および国外の税務当局および歳入当局ならびに監査人に対する開示を含む。

処理された情報には、特に、各受益者のファンドにおける氏名、名称、契約の詳細(郵便の宛先および電子メールアドレス等)、銀行取引の詳細、投資金額および持分が含まれる。

上記に関連して、当初口座契約書に提供された情報またはファンドへの投資に関連して提供された情報は、将来、データ保護法を有しないまたはEUデータ保護法と同等の保護を提供しないデータ保護法を有する欧州経済地域(以下「EEA」という。)以外の国々に対して処理のために転送される可能性がある。かかる情報が転送される国々の詳細は、管理会社から入手することができる。

また、当初口座契約書に提供された情報またはファンドへの投資に関連して提供された情報は、ファンドに関する販売情報のより効率的な処理、追跡および監視を行う目的で、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、米国に所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(以下「GSAM」という。)、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクならびに適宜適当な会社であり適切な水準の保護が提供されないEU以外の国に所在する特定のゴールドマン・サックス・グループ・インクの関係会社および子会社に対し転送され、これらに利用される可能性がある。

当初口座契約書に記入することおよび/またはファンドに投資することにより、受益者は、上記のような自らの情報の使用(EEA外へのかかる情報の転送を含む。)について明示的に同意することとなる。

当初口座契約書に記載された情報またはファンドへの投資に関連して提供された他の情報が他者に関係するものである場合、受益証券の申込者は、当該他者を代理して上記のような当該他者に関係するかかる情報の使用(EEA外へのかかる情報の転送を含む。)に同意する権限を当該他者から付与されていることを保証する。

個人は、いつでも、自らに関してファンドが保有する1988年から2003年間のデータ保護法(随時改正および再制定される。)の意味における「個人情報」の写しを要求し(これについて管理会社は少額の手数料を請求することがある。)、当該情報の不正確な部分については訂正を依頼する権利を有する。

#### (ロ) 日本における販売

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、(7) 申込期間」に記載される期間中の取引日に、同「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定の申し込

む旨を記載した申込書を提出する。原則として各取引日の午後3時までに受領された申込は、当該取引日に取扱われる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払は、基準通貨または円貨によるものとする(ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。詳細については、販売取扱会社に照会することができる。)。基準通貨と円貨との換算は当該申込のあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

発行価格の照会先は販売会社である。

受益証券の申込にあたっての販売手数料はG S新成長国通貨債券ファンドについては3.24%(税抜き3.0%)を上限とする。サブ・ファンドの異なるクラス受益証券間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近の各クラス受益証券の純資産価額の上限1.08%(税抜き1.0%)が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。スイッチング手数料は販売会社により異なる。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。各クラス受益証券の最低申込金額および申込単位は、販売取扱会社により異なる。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会することができる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

取引日とは、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルクおよび日本における銀行営業日ならびにニューヨーク証券取引所の営業日をいう。

ただし、( )12月24日、( )各サブ・ファンドまたはそのマスター・ファンドの純資産価格の決定が目論見書に記載された理由により中止されている場合および( )管理会社が受託会社の同意を得て随時これらと異なる決定をし、事前に受益者に知らせる場合はこの限りではない。

「マスター・ファンドの営業日」とは、管理会社から投資者に特に告知のない限り、(1)ニューヨーク、ロンドンおよびルクセンブルクの銀行が営業しており、(2)ルクセンブルクの証券取引所が営業しており、(3)マスター・ポートフォリオのポートフォリオ・マネジメント・チームが所在する国において休日ではなく、(4)マスター・ポートフォリオの投資先市場がマスター・ポートフォリオを効率的に運用するために十分な取引および流動性を許容する程度に営業しているとマスター・ファンドの取締役会が判断しており、(5)マスター・ポートフォリオが投資先ファンドに投資する場合、マスター・ポートフォリオの投資先市場がマスター・ポートフォリオを効率的に運用するために十分な取引および流動性を許容する程度に営業しているとマスター・ファンドの取締役会が判断する方法で、投資先ファンドの十分な数の受益証券の純資産価額が決定されうる場合、を指す。

## 2【買戻し手続等】

### (1) ファンド証券の買戻し

#### (イ) 海外における買戻し

受益者は、関係サブ・ファンドの取引日にその保有するサブ・ファンドの受益証券の全部または一部の買戻しを管理会社に請求することができる。買戻価格は、当該取引日に決定される当該サブ・ファンドの1口当たり純資産価格相当額である。

買戻価格の照会先は、販売会社である。

所定の書式を利用した買戻請求書は、買戻の実行が予定される取引日の正午(ダブリン時間)までに総販売会社へ、ファクシミリまたは当初口座契約書に記載のアドレス/ナンバー宛に電子的に、送付されなければならない。請求が取引日の正午(ダブリン時間)以後に受領される場合、管理会社は、翌取引日に繰り延べることができる。ただし、例外的な状況が生じる場合、総販売会社の合意を伴う管理会社の単独の裁量により、かつ当該請求が評価時点前に受領されることを条件として、前記時点後に受領された請求は当該取引日の分として受諾されうる。

買戻代金は、原則として、当該取引が行われた取引日後3営業日以内に、当該サブ・ファンドの受益証券の当該クラスの基準通貨で、受益者の費用負担で、所定の銀行口座への電信送金により支払われる。基準通貨以外の通貨での受益証券の買戻しについては、当該時点の為替レートで換算される。ファンドまたはその代理人により電信送金が行われた後、管理事務代行会社、総販売会社、日本における販売会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社のいずれも、送金プロセスにおける仲介機関または受益者の銀行の業務遂行について更なる責任を負うものではない。かかる業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は当該仲介機関または銀行と直接に処理しなければならない。

受益者は、管理会社から事前に書面で同意を得ることなく、自己の買戻請求を撤回することはできない。ただし、サブ・ファンドの資産の評価が一時的に停止されている場合に、停止期間の終了前に管理会社が書面による届け出を受領している場合にのみ、撤回が有効となる。請求が上記のように撤回されない場合、買戻しは、停止終了直後の取引日に実行される。

管理会社は、一取引日に買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の口数を、発行済の当該サブ・ファンドの純資産価額の10%に限定することができる。かかる場合、当該取引日に自己の受益証券の買戻しを希望するすべての関係受益者が当該受益証券について同様の比率の買戻しを受けるよう、上記の制限は按分して適用され、また買い戻されなかったが、比率が限定されなければ買い戻されていたであろう受益証券は、翌取引日の買戻しのため繰り越される。繰り越された買戻請求は、爾後の請求に優先して処理される。買戻請求が上記のように繰り越される場合、登録・名義書換事務代行会社は影響を受ける受益者にその旨を通知する。

(マネーロンダリング防止手続に関する文書を含め)記入済みの当初口座契約書を受益者から受領し、マネーロンダリング防止手続が完了するまで、受益者に対して買戻しの支払は行われない。

## 強制的買戻し

管理会社は、いずれの時点でも、信託証書の下で受益証券の購入または保有から排除されている受益者によって保有されている受益証券を買戻し、もしくはその譲渡を要求することができ、また当該受益証券の保有が当該サブ・ファンドまたは全体としての当該サブ・ファンドの受益者にとっての規制上、金銭上、法律上、課税上または重要な管理事務上の不利益となる場合、受益者によって保有されている受益証券を買戻し、もしくはその譲渡を要求することができる。かかるいずれの場合も、取引日において、当該受益証券が買戻しされる当該取引日の受益証券1口当たり純資産価格に等しい価格で行われる。

## 誤り、誤りの訂正方針および受益者への通知

管理会社は、受託会社と協議の上、訂正手続が必要かどうかまたはファンドもしくは受益者へ補償金を支払うべきかどうかを決定するため、投資目的、投資方針または投資制限の違反およびサブ・ファンドの純資産価額の計算または販売・買戻し手続の誤りについて検討する。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の販売および買戻し手続に影響を与える誤りの訂正を認めることができる。管理会社は、訂正作業が行われる時点が、ファンドまたは受益者への補償金の支払いが行われる時点で、制限または禁止する可能性のある誤りの解決法については、重大性を定めた方針に従う。また、適用法に従って、管理会社が承認した方針に従い、すべての誤りが、補償可能な誤りとなるとは限らない。よって、補償可能な誤りまたはその他の誤りが発生している期間に、受益証券を購入または買戻す受益者は、補償可能な誤りまたはその他の誤りについての決定に関して、補償されないことがある。

受益者は、いかなる誤り、またはその決定についても通知されないが、かかる誤りの訂正により、当該者が保有する受益証券口数か、かかる受益証券が発行された純資産価額、または当該受益者に支払われた買戻金に調整を行わなければならない場合はこの限りではない。

投資顧問会社の誤りおよび誤りの訂正方針に関する追加情報は、投資顧問会社様式ADV第2部Aに記載されている。投資顧問会社様式ADV第2部Aの写しはSECのウェブサイト([www.adviserinfo.sec.gov](http://www.adviserinfo.sec.gov))において入手することができる。投資顧問会社は、いつでも、その単独裁量において受益者に通知することなく誤りおよび誤りの訂正方針を修正または補足することができる。

## (ロ) 日本における買戻し

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社に対しファンド証券の買戻を請求することができる。販売取扱会社は、総販売会社を通じて管理会社に対し買戻しを請求ことができ、買戻し請求は、各サブ・ファンドの取引日に管理会社に取次がれる。

買戻価格は、当該取引日に決定される当該クラス受益証券の1口当りの純資産価格相当額である。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款に従い販売取扱会社を通じて、原則として買戻しの注文の成立を販売会社が確認した日(以下「国内約定日」という。)から起算して日本での4営業日目に(ただし、販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)、原則として各クラス受益証券の基準通貨で行われる。受託会社から販売会社への買戻代金の支払は、原則として買戻しを請求した取引日から起算して日本での4営業日目までに行われる。買戻しは1口を単位とする。ただし、販売会社は、これと異なる最低買戻単位を定めることがある。買戻手数料は請求されない。

## (2) ファンド証券の転換

## (イ) 海外における転換

受益者は、あるサブ・ファンド(「旧サブ・ファンド」)の自己の受益証券の一部または全部を他のサブ・ファンド(「新サブ・ファンド」)の受益証券へ転換請求することができる。所定様式の転換申込書が、総販売会社または日本における販売会社またはその他の場所へ送付されなければならない。特定の販売会社については、転換は、買戻しとこれに引続く買付けとして取扱われ、かかる売買の通常の決済事務に従って行われる。

転換申込書は、新サブ・ファンドと旧サブ・ファンドの両方の取引日である取引日の正午(ダブリン時間)までに、総販売会社または日本における販売会社またはその他の場所により受領されなければならない。異った基準通貨をもつサブ・ファンド間の転換の場合を除き、正午(ダブリン時間)までに受領された転換申込書は、通常、新サブ・ファンドのための当該取引日に処理される。異った基準通貨をもつサブ・ファンド間での転換において転換申込書が正午(ダブリン時間)までに受領された場合は、新ファンドについては翌取引日に取扱われる。取引日の正午(ダブリン時間)以後に受領された申込書は、翌取引日に受領されたものとして取り扱うことができる。ただし、例外的な状況が生じる場合、管理会社は総販売会社または日本における販売会社との合意による管理会社の裁量によりまた転換申込書が旧ファンドおよび新ファンドそれぞれの評価時点前に受領された場合には、時限後に受領されたものも当該取引日に受領されることがある。

転換される旧ファンドの受益権口数は、通常100口以上10口単位である。

ファンドへの当初投資として受益証券の転換を請求する場合、受益者は、転換される受益証券の純資産価格が当該サブ・ファンドの最低保有金額(もしあれば)に相当するかまたはこれを超えるようにしなければならない。

管理会社は、随時、5%までの受益証券の転換手数料を決定することができる。かかる手数料は、管理会社または管理会社が任命する代理人もしくは販売会社によって自らまたはこれらの絶対の使用または利益のために留保されることがあり、関連ファンドの資産を構成しないものとする。

## (ロ) 日本における転換

日本におけるサブ・ファンドのクラス受益証券の転換は、両クラス受益証券を取扱う販売会社において、保有するサブ・ファンドのクラス受益証券の買戻しおよび他のサブ・ファンドのクラス受益証券の新規買付として処理される。GS新成長国通貨債券ファンドについては、販売会社によっては各クラスの受益証券間で転換が可能である。

サブ・ファンドの異なるクラス受益証券間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近の各クラス受益証券の純資産価格の上限1.08%(税抜き1.0%)が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。スイッチング手数料は販売会社により異なる。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

## (3) ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止

管理会社は、受託会社の同意をもって、下記の全期間またはその一部期間について、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の決定ならびに受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

(a) ファンドの投資対象の相当な部分が表示または取引されている主要な証券取引所またはその他の市場が閉鎖されている期間、またはかかる取引所または市場での取引が制限もしくは中断されている期間。

(b) ファンドの資産の処分または評価が現実的に実行不可能になることに帰結すると考えられる緊急事態を構成する状況が存在する期間。

- (c) ファンドのいずれかの投資対象の価格もしくは価値、またはサブ・ファンドの資産に関するいずれかの証券取引所における現行価格もしくは価値の決定に通常使用される通信または計算の手段が機能停止していた期間。
- (d) ファンドが受益証券の買戻しにかかる支払を行うために資金を本国送金することができない期間、または投資対象の買戻しもしくは取得または受益証券の買戻しにより行われるべき支払に伴う資金送金が管理会社の見解において通常の為替レートで実行できない期間。
- (e) 当該ファンドが投資するマスター・ポートフォリオが自己の純資産価格の計算を中断していた期間または自己の投資証券の発行または償還を中断していた期間。

停止期間中には、受益証券は発行されず(当該サブ・ファンドによりまたはこれを代理して申込が既に受領され、容認されている場合を除く。)また買戻しまたは転換されない。かかる停止は、管理会社はその終了を宣言する時点で解消するが、いかなる場合も、当該停止の要因が解消しかつ停止が認められるような他の条件が存在していない最初の営業日とする。管理会社の判断により、当該停止期間が14日を上回る可能性が高い場合は、かかる停止の通知は、管理会社が決定する方法により公表される。かかる停止は、中央銀行に対し直ちに通知される。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

各サブ・ファンドの純資産価額は、当該サブ・ファンドの当該クラス受益証券の基準通貨で表示され、各サブ・ファンドの負債(管理会社が必要または適切とみなす引当金を含む)を差し引いた後のその資産を決定することにより各評価日の評価時点に管理会社によって決定される。実現可能な範囲で、当該クラスの投資収益、支払い利息、手数料およびその他の負債(管理報酬、運用実績報酬(存在する場合)およびその他の報酬を含む)が各日に発生する。各クラス受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券に帰属する当該サブ・ファンドの純資産価額を当該クラス受益証券の発行済み受益証券数で除して各評価日に算定される。

各サブ・ファンドの受益証券の実績はそれぞれ異なると予想され、各サブ・ファンド(または場合に応じて各クラス)はそれぞれの報酬または費用を(当該サブ・ファンド(またはクラス)に明確に帰属させることが可能な範囲で)負担する。その結果、各サブ・ファンドおよび単一のサブ・ファンドの異なるクラスの受益証券(場合に応じて)の1口当たり純資産価格は、相互に異なると予想される。

資産には以下が含まれるものとする。

- (a) あらゆる有価証券、手元資金、貸付資金または預金(その経過利息を含む)
- (b) あらゆる手形、一覧払い約束手形、約束手形および売掛債権
- (c) 利付き証券(相場価格に含まれる利息を除く)にかかるすべての経過利息
- (d) 管理会社が随時確定する前払い費用を含むあらゆる種類および性質のその他一切の資産

特別の場合または一般的に管理会社が別途に決定する場合以外、証券の時価が配当落ち、利落ちまたは他の支払い金落ちの相場であり、当該配当、利息または他の支払いがファンドに支払われるべきであって、受領されていない場合は、当該配当、利息または他の支払いの金額も資産の決定上計算に入れられる。

各サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定されるものとする。

- ( ) 現金およびその他の流動性資産は、額面価格および当該評価時点までの経過利息(もしあれば)で評価されるものとする。
- ( ) 集合投資スキームの受益証券または投資証券は、当該集合投資スキームの直近で入手可能な純資産価格で評価されるものとする。
- ( ) 関連ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産は、管理会社またはその代行会社はその状況において適切とみなす相場(公式・非公式を問わない。)をもって基準通貨に換算する。

各サブ・ファンドの純資産価額の算定においては、

- ( ) 資産の買付けまたは売却が合意済みであるが、当該買付けまたは売却が終了していない場合、当該資産は算入され、または売却資産は除外されるものとし、場合に応じ除外された総買付対価または算入された純売却対価については、当該買付けまたは売却が適切に終結されたものとみなすことを要する。
- ( ) 発行または割当が合意済みであるが評価時点にサブ・ファンドにより発行されていない各受益証券は、発行済みとみなされ、当該サブ・ファンドの資産には、当該受益証券につき受領される現金または他の資産が含まれるものとされる。
- ( ) 受益証券の消却による受益証券数の削減の通知が管理会社により受託会社に対し行われているが、当該消却が終了していない場合、当該サブ・ファンドの資産については、当該消却をもって受益者に支払われる金額分が減額される。
- ( ) サブ・ファンドにより回収可能な資本性の実際または推定の税額がサブ・ファンドの資産に加算される。
- ( ) 発生済みである受領されていない利息または配当またはその他の収益がサブ・ファンドの資産に加算される。
- ( ) 収益に対し課税された税金の払戻請求および二重課税免除請求にかかる総額(実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない)がサブ・ファンドの資産に加算される。



- ( ) サブ・ファンドの実現・未実現の収益の総額(実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない)がサブ・ファンドの資産に加算される。
- ( ) サブ・ファンドの実現・未実現の損失の総額(実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない)がサブ・ファンドの負債に加算される。

発行済み受益証券数の算定においては、

- (a) 発行または割当が合意済みであるが評価時点に当該サブ・ファンドにより発行されていない各受益証券は、発行済みとみなされる。
- (b) 受益証券の消却による受益証券数の削減の通知が管理会社により受託会社に対し行われているが、当該消却が評価時点以前に終了していない場合、消却される当該受益証券は発行済みとはみなされない。

管理会社は、受託会社の承認を得て、下記期間中、または下記期間の一部について、一時的にサブ・ファンドの1口当たり純資産価格の決定、および受益証券の発行、買戻しおよび交換を停止することができる。

- (i) 主要な金融商品取引所またはサブ・ファンドの投資対象のほとんどすべてが上場、または取扱われているその他の市場が閉鎖されているか、あるいは取引が制限または停止している場合、
- (ii) ファンドの資産の売却または評価が実行不能となるような緊急事態とみなされる状況が存在する場合、
- (iii) サブ・ファンドの投資対象の価格または価値、またはサブ・ファンドの資産に関わる証券取引所において時価を決定する際に通常用いられる通信または計算手段の機能が停止している場合、
- (iv) ファンドが受益証券の買戻しに際して支払いを行うための資金を本国へ送金することができない場合、または投資対象の売却または取得、あるいは受益証券の買戻しの際に生じる支払を含む資金の移動が、管理会社の意見によれば、通常の換算レートで実施できない場合、
- (v) 当該サブ・ファンドが投資しているマスター・ポートフォリオが、その純資産価額の計算を停止しているか、またはその投資証券の発行または買戻しを停止している場合、

停止期間中は、受益証券の発行(事前にサブ・ファンドにより、またはサブ・ファンドに代わり、受領され、かつ承認されていた申込を除く。)、買戻し、交換は行われぬ。かかる停止の通知は、管理会社が、かかる停止が終了したことを宣言した時点、かつ停止の原因となる状況が存在しなくなった最初の営業日で、停止が認められるその他の状況が存在しない場合に、終了する。管理会社の意見により、停止期間が14暦日を超える可能性がある場合には、かかる停止の通知が、管理会社が決定する方法で公表される。中央銀行に対しては、あらゆる停止について、直ちに通知される。

## (2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管される。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資家に販売されるファンド証券については、記名式の券面は交付されず、登録・名義書換事務代行会社で保管され、登録・名義書換事務代行会社が日本における販売会社を名義人とした確認書を日本における販売会社に交付する。ただし、日本の受益者が自己の名義でファンド証券を登録する場合は、この限りでない。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負わない。

## (3) 【信託期間】

信託証書または下記「(5) その他、(1) 解散」に定められる方法に従い解散されない限り、ファンドまたはサブ・ファンドは無期限で存続する。

## (4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年11月30日をもって終了する。

## (5) 【その他】

## (1) 解散

下記の状況において管理会社はファンドまたはサブ・ファンドを後述の規定に従い終了させることができる。

- ( ) 受益者または当該サブ・ファンドの受益者により受益証券の償還を承認する特別決議が可決され、これに関して4週間以上6週間以下の通知が与えられている場合
- ( ) 4週間以上6週間以下の通知が受益証券の保有者に与えられている場合(随時)(前述の一般性を侵害することなく、管理会社は、GS新成長国通貨債券ファンドの純資産価額が30億円を下回った場合、またはマスター・ファンドのゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオが終了した場合、GS新成長国通貨債券ファンドを終了させることができる。)
- ( ) ファンドが認可投資信託でなくなった場合、またはこの点に関する法律上の助言を取り入れて、ファンドが認可投資信託でなくなると管理会社が合理的に考える場合
- ( ) ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドを継続することを違法にし、または管理会社の合理的な見解において、非現実的もしくは不適切にする法律が可決された場合
- ( ) 管理会社が退任の希望を書面で表明した日付から3ヶ月以内に受託会社が後任管理者を任命できなかった場合
- ( ) 投資顧問会社が退任の希望を書面で表明した日付から3ヶ月以内に管理会社が後任投資顧問会社を任命できなかった場合

以下の事象が発生した場合、受託会社はファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドを書面通知により終了させることができる。

- (a) 1990年会社法(随時改正された形)に従い、管理会社が清算手続(受託会社が事前に書面同意した条件に基づく再建または合併のための自発的清算を除く)に入る場合、または受託会社のいずれかの資産に関して財産保全管理人が任命された場合、または管理会社に対して審判官が任命された場合
- (b) 受託会社の合理的な見解において管理会社がその任務を遂行する能力を有しない場合
- (c) ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドを継続することを違法にし、または受託会社の合理的な見解において、非現実的もしくは非賢明にする法律が可決された場合
- (d) 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日付から6ヶ月以内に受託会社が信託証書の規定に従い新受託者を任命できなかった場合

解散の場合、またはサブ・ファンドの全受益証券が買戻される場合、(債権者に対する弁済後の)分配可能な資産は、かかるサブ・ファンドの保有受益証券の価格に応じ、受益者へ分配される。他のサブ・ファンドのいずれにも関係しないサブ・ファンドの残余資産は、受益者への分配の直前の各サブ・ファンドの純資産価格に応じてサブ・ファンドの間で分配され、また受益者の保有するサブ・ファンド受益証券の価格に応じ、各サブ・ファンドの受益者の間で分配される。サブ・ファンド受益者の通常決議による承認をもって、サブ・ファンドは受益者に対し現物で分配を行うことができる。全受益証券が買戻され、サブ・ファンド資産のすべてまたは一部が他社に譲渡されることが予定される場合、サブ・ファンドは、受益者の特別決議による承認をもって、受益者間の分配のために、かかるサブ・ファンド資産を譲受人である会社の持分または同等の価値を有する権益と交換することができる。

## (2) 信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ファンドが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の市場のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。

### (3) 関係法人との契約の更改等に関する手続

#### 投資顧問契約

本契約は、管理会社と投資顧問会社との間で締結され、以下の規定により終了されるまで効力を有するものとする。本契約は、管理会社または投資顧問会社の90日以上前の書面による相手方当事者への通知により、違約金の支払いを要することなく、解約することができる。

本契約は、当事者の書面による合意により、アイルランド中央銀行の同意を条件として、何時にても変更することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

#### 管理事務代行契約

本契約の当事者は、相手方に対する書面による90日の通知をもって本契約を何時でも解除することができる。

本契約は、あらゆる事項に関し、アイルランド法に準拠し、解釈される。

#### 代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し書面により通知することにより終了する。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

#### 受益証券販売・買戻契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し書面による通知をなすことによりこれを解約することができる。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

#### 受益者サービス代行契約

受益者サービス代行契約は、いずれかの当事者が90日前に書面通知することによりこれを解除することができる。

本契約は、英国法に準拠し、解釈されるものとする。

#### 登録・名義書換事務代行契約

本契約は無期限に効力を有するものとする。

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し書面による通知をすることによりいつでも解約することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

#### 総販売契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対して書面による通知をすることによりいつでも解約することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

## 4【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に外国証券取引口座約款に基づきファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は販売取扱会社を通して受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次の通りである。

#### (1) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

#### (2) 買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができる。

#### (3) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に依りて残余財産の分配を請求する権利を有する。

#### (4) 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができる(米国外で開催される。)。受託会社または管理会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。別段の明確な規定がない限り、適式に招集され開催された受益者の集会において行われるすべての議事は特別決議によるものとする。

いずれの集会についても、14日以上前の通知が受益者に与えられなければならない。この通知には、集会の場所および日時ならびに提案される決議の条件を明記するものとする。集会が受託会社によって招集される場合を除き、通知の写しが郵便により受託会社に送付されなければならない。集会が管理会社によって招集される場合を除き、通知の写しが郵便により管理会社に送付されなければならない。偶発的な通知の非実行も、いずれの受益者による通知の非受領も、あらゆる集会における議事を無効にしないものとする。

定足数は、自らまたは委任状により出席する2名の受益者とする。ただし、( )トラストまたはいずれかのファンドの終了または( )管理会社の任命の終了の決議を審議し、適切と考えられた場合は可決するために動議が提出された集会の場合を除く。この場合、定足数は、当該時点で発行中の受益証券数の少なくとも50%を保有または代表し、自らまたは委任状により出席する2名の受益者とする。議事の開始時に必要な定足数の出席がない限り、いずれの集会においても議事は行われないものとする。

集会に指定された時点から30分以内に定足数の出席がない場合、当該集会は、議長により指定されるその後7日後以降の日時および議長により指定される場所に延期されるものとし、このような延期された集会においては、自らまたは委任状により出席する当該受益者を定足数とする。延期されたいずれの受益者の集会の通知も行わないものとする。

いずれの集会においても、(a)挙手の際、自らまたは委任状により出席する各受益者は一票を有するものとし、(b)票決の際、自らまたは委任状により出席する各受益者は、自己が受益者である一つの受益証券につき、一票を有するものとする。

(注) 受益者の管理会社または受託会社に対する上記(1)および(3)に関する請求権の時効期間は、一般的には、かかる請求権を生じさせる事由発生日から(1)の場合は2年間、(3)の場合は6年間である。ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されない。

### (2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

## (3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

である。

## (4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京地方裁判所

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるブライスウォーターハウスコーパス アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、下記の通貨で表示されている。  
GS新成長国通貨債券ファンド=米ドル
- d . 日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2015年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.17円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

## 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

## G S 新成長国通貨債券ファンド

## 財政状態計算書

2014年11月30日現在

	注記	2014年11月30日現在		2013年11月30日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>					
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	3(c), 6	193,929,534	23,304,512	293,358,433	35,252,883
投資顧問会社からの払戻	7	105,563	12,686	-	-
ファンド受益証券販売未収金		846	102	889,441	106,884
投資売却未収金		606,874	72,928	459,727	55,245
資産合計		<u>194,642,817</u>	<u>23,390,227</u>	<u>294,707,601</u>	<u>35,415,012</u>
<b>負債</b>					
当座借越	14	527	63	234	28
投資購入未払金		846	102	889,914	106,941
ファンド受益証券買戻未払金		606,559	72,890	458,961	55,153
未払管理会社報酬	7	-	-	5,000	601
未払投資顧問報酬	7	132,079	15,872	198,124	23,809
未払管理事務代行報酬および未払 受託報酬	7	3,208	386	3,208	386
未払販売会社報酬および未払代行 協会員報酬	7	137,633	16,539	206,154	24,774
未払名義書換事務代行報酬	7	15,743	1,892	12,024	1,445
未払監査報酬		21,462	2,579	29,228	3,512
未払受益者サービス代行会社報酬	7	822	99	822	99
未払取締役報酬	7	5,718	687	3,224	387
未払弁護士報酬		7,467	897	13,726	1,649
未払印刷費		25,212	3,030	5,054	607
その他の負債		32,875	3,951	16,109	1,936
負債合計(買戻可能参加受益証券 保有者に帰属する純資産を除く)		<u>990,151</u>	<u>118,986</u>	<u>1,841,782</u>	<u>221,327</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰 属する純資産	9,10	<u>193,652,666</u>	<u>23,271,241</u>	<u>292,865,819</u>	<u>35,193,685</u>

管理会社の取締役会を代表して、

(署名)

取締役

2015年3月24日

(署名)

取締役

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。



## (2)【損益計算書】

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
 G S 新成長国通貨債券ファンド  
 包括利益計算書  
 2014年11月30日終了年度

	注記	2014年11月30日終了年度		2013年11月30日終了年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>収益</b>					
受取配当金	3 (b)	34,469,317	4,142,178	45,055,755	5,414,350
実現投資純損失	8	(33,659,613)	(4,044,876)	(15,052,569)	(1,808,867)
未実現投資損失の純変動額	8	(2,860,347)	(343,728)	(54,599,217)	(6,561,188)
投資純損失		<u>(2,050,643)</u>	<u>(246,426)</u>	<u>(24,596,031)</u>	<u>(2,955,705)</u>
<b>費用</b>					
管理会社報酬	7	4,993	600	5,000	601
投資顧問会社報酬	7	1,903,708	228,769	2,697,455	324,153
管理事務代行報酬および受託報酬	7	36,000	4,326	36,000	4,326
販売会社報酬および代行協会員報酬	7	1,975,098	237,348	2,798,609	336,309
名義書換事務代行報酬	7	19,323	2,322	34,590	4,157
監査報酬		15,178	1,824	28,114	3,378
受益者サービス代行会社報酬	7	10,000	1,202	10,000	1,202
取締役報酬	7	6,031	725	6,192	744
弁護士報酬		250,612	30,116	48,000	5,768
印刷費		72,631	8,728	37,534	4,510
その他の費用		23,700	2,848	12,960	1,557
費用合計		<u>4,317,274</u>	<u>518,807</u>	<u>5,714,454</u>	<u>686,706</u>
投資顧問会社による払戻費用		(105,563)	(12,686)	-	-
運用費用合計		<u>4,211,711</u>	<u>506,121</u>	<u>5,714,454</u>	<u>686,706</u>
運用損失		<u>(6,262,354)</u>	<u>(752,547)</u>	<u>(30,310,485)</u>	<u>(3,642,411)</u>
<b>財務費用：</b>					
買戻可能参加受益証券保有者への 分配金	11	17,588,437	2,113,602	21,987,696	2,642,261
財務費用合計		<u>17,588,437</u>	<u>2,113,602</u>	<u>21,987,696</u>	<u>2,642,261</u>
運用による買戻可能参加受益証券 保有者に帰属する純資産の変動		<u>(23,850,791)</u>	<u>(2,866,150)</u>	<u>(52,298,181)</u>	<u>(6,284,672)</u>

利益および損失は継続運用からのみ発生する。本包括利益計算書に計上されているもの以外に、利益および損失はなかった。

管理会社の取締役会を代表して、

(署名)

取締役

2015年3月24日

(署名)

取締役

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
G S 新成長国通貨債券ファンド  
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書  
2014年11月30日終了年度

	注記	2014年11月30日終了年度		2013年11月30日終了年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		292,865,819	35,193,685	323,166,889	38,834,965
買戻可能参加受益証券発行受取額	9	44,059,079	5,294,580	181,518,211	21,813,043
買戻可能参加受益証券買戻支払額	9	(119,421,441)	(14,350,875)	(159,521,100)	(19,169,651)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		(23,850,791)	(2,866,150)	(52,298,181)	(6,284,672)
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		193,652,666	23,271,241	292,865,819	35,193,685

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
G S新成長国通貨債券ファンド  
財務書類に対する注記  
2014年11月30日終了年度

## 1. 組織

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。 )は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託である。アイルランド中央銀行は、2014年5月29日付で、2001年11月7日に非UCITS型ユニット・トラストとして認可されたファンドの認可取消し申請を認めた。同日付で、アイルランド中央銀行は、2011年欧州共同体の譲渡性のある有価証券への集合投資事業(以下「UCITS」という。 )規則(改正済)(以下「UCITS規則」という。 )に基づき、ファンドを認可した。

ファンドは、2014年11月30日現在、サブ・ファンドの1つであるG S新成長国通貨債券ファンド(以下「サブ・ファンド」という。 )および以下の受益証券クラスで構成されている。

サブ・ファンド	クラス	通貨	運用開始日
G S新成長国通貨債券ファンド	普通(米ドル建て)クラス受益証券	米ドル	2008年1月31日
G S新成長国通貨債券ファンド	ユーロ・クラス受益証券	ユーロ	2008年1月31日
G S新成長国通貨債券ファンド	日本円クラス受益証券	日本円	2008年1月31日
G S新成長国通貨債券ファンド	普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券	米ドル	2009年7月27日

サブ・ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき「変動資本を有する会社型投資信託」として設立された投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズのサブ・ファンドであるゴールドマン・サックス・グロス&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(以下「マスター・ポートフォリオ」という。 )に投資している。

## 2. 投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、収益確保と資本の増大から構成される高水準のトータル・リターンである。この目的を達成するために、サブ・ファンドの各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべてが、マスター・ポートフォリオのIXOクラス投資証券に投資される。

また、サブ・ファンドのごく一部が、流動性確保およびそのサブ・ファンドによる支払期限の到来した費用支払いのために、現金として保有されるかまたは流動性商品に投資されることがあるが、かかる投資はサブ・ファンドの純資産価額の10%を超えないものとする。

## 3. 重要な会計方針

### (a) 財務書類の作成基準

本財務書類は、ファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。金融資産および負債は、FRS第26号「金融商品：測定」で規定されるように、「損益を通じて公正価値」で保有されている。その他の金融資産および負債は取得原価で、買戻可能参加受益証券の場合は買戻価額で計上される。本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準およびUCITS規則に従って作成されている。

本財務書類の作成にあたり、管理会社の取締役会は、本監査済財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。管理会社の取締役会が公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定を行うことを要求された場合については、財政状態計算書の負債項目および注記4を参照のこと。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な価値を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、財務報告評議会により発行されたものである。

本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債の再評価による修正が加えられている。

本財務書類中の書式および一定の文言は、FRS第3号「財務実績の報告」を適用しているため、ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。 )は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの性質をより適正に反映していると考えている。

### (b) 投資取引および関連投資収益

ファンドは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は、加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり計上される。受取利息は市場割引および当初発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税(もしあれば)控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される。

#### (c) 有価証券に対する金融投資および評価

##### . 分類

損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類される、あるいは損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産または金融負債である。売買目的保有に分類された金融投資には、集合投資スキームがある。

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産には、未収金が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定されない金融負債には、未払金および買戻可能受益証券から生じる金融負債が含まれる。

##### . 認識および認識の中止

ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、あるいはファンドが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

##### . 公正価値測定の原則

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、FRS第26号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間の包括利益計算書において表示される。受取勘定に分類される金融資産は、減損(もしあれば)控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。

ファンドが発行した買戻可能参加受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産(以下「純資産」という。)の残存価額に対する投資家の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券の公正価値は、以下の方針に従って算定される。

#### ( 1) 集合投資スキームへの投資

集合投資スキーム等のオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従いファンドが提供する1口当たり純資産価格に基づいている。

#### ( 2) すべての有価証券

第三者の値付機関またはディーラーから時価が入手できない、ないしは取引値が著しく不正確であると判断される場合、当該投資の公正価値は評価技法を用いて算定される。評価技法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資有価証券の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

かかる有価証券は、管理会社の取締役が任命し、受託会社が承認する人物(以下「適格者」という。)が算定する実現可能性の高い価値で評価される。適用される法律に従い、投資顧問会社自身、独立の値付機関またはその他がこうした適格者となる可能性がある。2014年11月30日終了年度および2013年11月30日終了年度における適格者は、ゴールドマン・サックス・バリュエーション・オーバーサイト・グループ(以下「VOG」という。)であった。

投資は、一般的に公正妥当と認められた会計原則に従い評価されており、公正価値を算定するために一定の見積りおよび仮定の使用が要求される可能性がある。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

公正価値の算定に適格者が利用された有価証券については、注記4を参照のこと。

#### (d) 現金

現金は取得原価で評価され、公正価値に近似する。

## (e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クローリング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の除却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の実現投資純利益/(損失)または未実現投資利益/(損失)の純変動額に反映される。

## (f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

## (g) 買戻可能参加受益証券

ファンドが発行したすべての買戻可能参加受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるファンドの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供する。

F R S 第25号「金融商品：開示および表示」に準拠して、かかる投資は、買戻価額で財政状態計算書に金融負債として分類される。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

## 4. 適格者の評価

2014年11月30日および2013年11月30日現在、公正価値を算定するために適格者が利用された資産はなかった。

## 5. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法(改正済)第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ファンドは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランド税を課されない。

ファンドは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランド税を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、もしくは受益証券の現金化、買戻しまたは譲渡、受益証券の処分または解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

(a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、ファンドにその旨の関連宣言書を提出した者、および

(b) 一定のアイルランド税の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提供した者

以下は、課金事象に含まれない。

( ) アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定済決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引

( ) ファンドの受益者への支払が行われない通常取引での、受益者によるファンドの他の受益証券への交換

( ) ファンドの適格な統合または再構築によって生じる受益証券と他のファンドの交換、または

( ) 配偶者や前配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ファンドは、適切な宣言書がない場合は、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ファンドは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ファンドが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が本拠地を置く国々の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ファンドの純資産価額(以下「NAV」という。)に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はファンドまたはその受益者に還付されない可能性がある。

## 6. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

F R S 第29号「金融商品：開示」の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは以下のとおりである。

レベル1 - 同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における未調整の公表価格。

レベル2 - 直接的または間接的のいずれかに関わらず、活発でない市場における公表価格、または重要なインプット(類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限定されない)が観測可能な金融商品。公正価値測定の算定にあたり適格者の仮定が含まれることがある。

レベル3 - (公正価値測定の算定にあたり適格者の仮定も含めた)重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、公正価値で認識された金融資産および金融負債を、上記の3つのレベル別に示している。

公正価値で測定する金融資産				
G S 新成長国通貨債券ファンド				
2014年11月30日現在	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	193,929,534	-	-	193,929,534
合計	193,929,534	-	-	193,929,534

公正価値で測定する金融資産				
G S 新成長国通貨債券ファンド				
2013年11月30日現在	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	293,358,433	-	-	293,358,433
合計	293,358,433	-	-	293,358,433

2014年11月30日終了年度および2013年11月30日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間での重要な振替はなかった。

2014年11月30日終了年度および2013年11月30日終了年度において、ファンドはレベル3の投資を保有していなかったため、報告期間の期首から期末の間におけるレベル3に分類される金融投資の公正価値の変動に対する調整は表示されていない。

## 7. 重要な契約および関連会社

### 管理会社

ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)は、ファンドの管理会社として従事し、ファンドの管理および運用の責任を負う。管理会社は、この業務に対しサブ・ファンドごとに5,000米ドルの年間管理報酬を受領する資格を有する。

### 投資顧問会社

管理会社は、ファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「投資顧問会社」という。)をファンドの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、その業務に対して純資産価額の年率0.80%の報酬を受取る資格を有する。当年度において投資顧問会社が稼得した金額は1,903,708米ドル(2013年11月30日終了年度:2,697,455米ドル)であった。管理会社は、年間報酬および費用の合計額(マスター・ポートフォリオ・レベルの報酬および費用の影響を含む)をサブ・ファンドの純資産価額の年率2.5%または管理会社が同意するそれよりも低い金額に制限することに同意している。管理会社および投資顧問会社は、超過した費用を投資顧問会社が払戻すことに同意している。

2014年11月30日終了年度において、投資顧問会社がファンドに払戻した費用は105,563米ドルであった(2013年11月30日終了年度:ゼロ)。

マスター・ポートフォリオのIXOクラス投資証券の購入または売却に関する販売手数料はない。

### 管理会社の取締役の報酬

フランク・エニス氏およびユージーン・レーガン氏は独立取締役であり、投資顧問会社またはその関連会社に対する執行権はない。ファンドは、独立取締役それぞれに管理会社の取締役としての業務に対する年間報酬を支払う。マーク・ヒーニー氏、アラン・シュッチ氏、セオドア・ソティア氏およびキャサリン・ユニアック氏は、投資顧問会社の関連当事者であり、ファンドから報酬を受け取っていない。

#### 管理事務代行会社

管理会社は、管理事務代行契約に従い、ステート・ストリート・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッドにファンドの管理事務代行会社としての権限を委任している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含むファンド業務の管理事務に責任を負う。管理事務代行会社は、その業務に対して報酬をファンドの資産から毎月後払いで受領する。当年度において管理事務代行会社および受託会社が獲得した金額は、36,000米ドル(2013年11月30日終了年度:36,000米ドル)であった。

#### 受託会社

ステート・ストリート・カस्टディアル・サービス(アイルランド)リミテッド(以下「受託会社」という。)は、信託証書に従い、ファンドの受託会社として従事している。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとに保有されているファンドの全資産の保護預りを行う。受託会社は、その業務に対して報酬をファンドの資産から毎月後払いで受領する。当年度および2013年11月30日終了年度において受託会社が獲得した金額は、上述の管理事務代行会社が獲得した金額に含まれている。

#### 販売会社および代行協会員

管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「G S I」という。)を受益証券の販売会社に任命している。G S Iは、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に任命している。管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本における代行協会員に任命している。

サブ・ファンドは、日本における販売会社および代行協会員に対しサブ・ファンドの日々の純資産価額の年率0.83%を合わせて、両任務の報酬として四半期毎の後払いで支払う。当年度において販売会社および代行協会員が獲得した金額は、1,975,098米ドル(2013年11月30日終了年度:2,798,609米ドル)であった。

#### 名義書換事務代行会社

ファンドは、ファンドと名義書換事務代行会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、R B Cインベスター・サービス(アイルランド)リミテッドをファンドの登録・名義書換事務代行会社(以下「名義書換事務代行会社」という。)に任命している。名義書換事務代行会社がファンドに提供する日々の業務には、買付申込および買戻請求の受付および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録の保持が含まれる。名義書換事務代行会社には、ファンドの純資産から四半期毎の後払いで報酬が支払われる。当年度において名義書換事務代行会社が獲得した金額は、19,323米ドル(2013年11月30日終了年度:34,590米ドル)であった。

#### 受益者サービス代行会社

G S Iはまた、ヨーロッパ・シェアホルダー・サービス・グループを介して、ファンドから報酬を受領する。これはファンドの受益者に提供された投資家サービスに関するもので、ファンドの資産から四半期毎に後払いで支払われる。報酬はファンドの純資産価額の年率0.01%と年間10,000米ドルのいずれか低い方の額を超過することはないものとする。当年度においてG S Iが獲得した金額は、10,000米ドル(2013年11月30日終了年度:10,000米ドル)であった。

#### 適格者

2014年11月30日終了年度および2013年11月30日終了年度において、管理会社の取締役は、ゴールドマン・サックスV O Gを適格者として任命した。

#### 8. 実現および未実現投資純利益/(損失)

包括利益計算書に示された、金融資産および金融負債の売買による実現および未実現投資純利益/(損失)の内訳は以下のとおりである。

	2014年11月30日終了年度	2013年11月30日終了年度
	米ドル	米ドル



投資に係る実現純損失	( 33,659,613 )	( 15,052,569 )
実現投資純損失	( 33,659,613 )	( 15,052,569 )
投資に係る未実現損失の純変動額	( 2,860,347 )	( 54,599,217 )
未実現投資損失の純変動額	( 2,860,347 )	( 54,599,217 )

## 9. 資本

サブ・ファンドの最低当初申込額は、100米ドル、100ユーロまたは10,000円であり、管理会社による他の決定がない限り、これを下回ることはない。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。サブ・ファンドは必要に応じて買戻しを行うための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。

以下の表は、サブ・ファンドの受益証券の変動を要約したものである。

G S 新成長国通貨債券ファンド	2013年12月1日 現在の残高	申込口数	買戻口数	2014年11月30日 現在の残高
普通(米ドル建て)クラス受益証券	639,796	63,019	(301,540)	401,275
ユーロ・クラス受益証券	106,831	6,708	(36,807)	76,732
日本円クラス受益証券	612,203	154,394	(222,159)	544,438
普通(米ドル建て・毎月分配型) クラス受益証券	17,733,152	2,995,182	(7,442,933)	13,285,401
合計	19,091,982	3,219,303	(8,003,439)	14,307,846

G S 新成長国通貨債券ファンド	2012年12月1日 現在の残高	申込口数	買戻口数	2013年11月30日 現在の残高
普通(米ドル建て)クラス受益証券	536,953	333,895	(231,052)	639,796
ユーロ・クラス受益証券	139,397	11,065	(43,631)	106,831
日本円クラス受益証券	487,131	266,702	(141,630)	612,203
普通(米ドル建て・毎月分配型) クラス受益証券	17,830,469	11,046,407	(11,143,724)	17,733,152
合計	18,993,950	11,658,069	(11,560,037)	19,091,982

## 10. 純資産価額(NAV)

以下の表は、各受益証券の純資産価額および受益証券1口当り純資産価格を要約したものである。

	2014年11月30日現在		2013年11月30日現在	
	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格	純資産価額	受益証券1口当り 純資産価格
G S新成長国通貨債券ファンド				
普通(米ドル建て)クラス受益証券	47,189,265米ドル	117.5982米ドル	77,434,277米ドル	121.0296米ドル
ユーロ・クラス受益証券	10,713,962ユーロ	139.6292ユーロ	14,042,047ユーロ	131.4413ユーロ
日本円クラス受益証券	3,840,748,907円	7,054.5161円	4,207,502,358円	6,872.7247円
普通(米ドル建て・毎月分配型) クラス受益証券	100,633,861米ドル	7.5748米ドル	155,209,652米ドル	8.7525米ドル
	2012年11月30日現在			
G S新成長国通貨債券ファンド				
普通(米ドル建て)クラス受益証券	70,600,472米ドル	131.4835米ドル		
ユーロ・クラス受益証券	20,846,609ユーロ	149.5488ユーロ		
日本円クラス受益証券	3,183,181,205円	6,534.5459円		
普通(米ドル建て・毎月分配型) クラス受益証券	186,855,272米ドル	10.4796米ドル		

## 11. 配当金

ファンドは、日本円クラス受益証券および普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券を保有する受益者に対して、当該クラス受益証券に帰属する純利益、および/または実現および未実現損失を控除した実現利益から、当該期間についての配当金を宣言し、分配することができる。

2014年11月30日終了年度において、サブ・ファンドが宣言した配当金は以下のとおりである。

## 日本円クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	日本円
2014年1月15日	2014年1月21日	1口当たり100.00円の配当金	58,410,413
2014年3月17日	2014年3月20日	1口当たり100.00円の配当金	59,898,109
2014年5月15日	2014年5月20日	1口当たり100.00円の配当金	60,401,386
2014年7月15日	2014年7月18日	1口当たり100.00円の配当金	58,801,416
2014年9月16日	2014年9月19日	1口当たり100.00円の配当金	57,734,660
2014年11月17日	2014年11月20日	1口当たり100.00円の配当金	54,635,461

## 普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2013年12月16日	2013年12月19日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,370,146
2014年1月15日	2014年1月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,282,257
2014年2月18日	2014年2月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,214,974
2014年3月17日	2014年3月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,190,543
2014年4月15日	2014年4月22日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,151,782
2014年5月15日	2014年5月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,173,074
2014年6月16日	2014年6月19日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,178,369
2014年7月15日	2014年7月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,201,521
2014年8月18日	2014年8月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,152,028
2014年9月16日	2014年9月19日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,132,408
2014年10月15日	2014年10月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,115,460
2014年11月17日	2014年11月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,096,827

2013年11月30日終了年度において、サブ・ファンドが宣言した配当金は以下のとおりである。

#### 日本円クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	日本円
2013年1月15日	2013年1月18日	1口当たり100.00円の配当金	48,710,969
2013年3月15日	2013年3月21日	1口当たり100.00円の配当金	52,959,435
2013年5月15日	2013年5月21日	1口当たり100.00円の配当金	55,352,233
2013年7月16日	2013年7月19日	1口当たり100.00円の配当金	60,732,690
2013年9月17日	2013年9月20日	1口当たり100.00円の配当金	59,934,347
2013年11月15日	2013年11月20日	1口当たり100.00円の配当金	60,612,160

#### 普通（米ドル建て・毎月分配型）クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2012年12月17日	2012年12月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,421,826
2013年1月15日	2013年1月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,392,707
2013年2月15日	2013年2月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,488,405
2013年3月15日	2013年3月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,593,691
2013年4月15日	2013年4月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,627,597
2013年5月15日	2013年5月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,696,049
2013年6月17日	2013年6月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,679,529
2013年7月16日	2013年7月19日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,623,772
2013年8月16日	2013年8月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,571,917
2013年9月17日	2013年9月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,507,760
2013年10月15日	2013年10月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,471,996
2013年11月15日	2013年11月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,439,633

## 12. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産のすべてまたは実質的にすべてをマスター・ポートフォリオに投資している。

サブ・ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、金融投資ならびにサブ・ファンドおよびマスター・ポートフォリオが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスク（以下「投資リスク」という。）にさらされている。サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、期末日現在、集合投資スキームから構成されている。管理会社の取締役会は、サブ・ファンドの投資リスクを管理するために投資顧問会社を任命している。マスター・ポートフォリオを通じてサブ・ファンドがさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

マスター・ポートフォリオの資産配分は、マスター・ポートフォリオの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。マスター・ポートフォリオの投資目的の達成は、リスクを伴うものである。マスター・ポートフォリオの投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、マスター・ポートフォリオの投資顧問会社によってモニターされる。

サブ・ファンドおよびマスター・ポートフォリオの投資顧問会社が採用しているリスク管理方針の詳細は以下のとおりである。

### (a) 市場リスク

サブ・ファンドのマスター・ポートフォリオに対する投資の公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- ( ) 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- ( ) 金利リスクは、さまざまな利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率および信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- ( ) その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、商品の価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格の変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

マスター・ポートフォリオの市場リスク戦略はマスター・ポートフォリオの投資リスクとリターンの目標によって決定される。

マスター・ポートフォリオの投資顧問会社および副投資顧問会社は、リスク予算編成方針の適用によって市場リスクを管理する。投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、投資顧問会社が選択した市場リスクを独立してモニタリング、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度およびトラッキング・エラーのモニタリングを含む市場リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。IMD MRAは、年2回以上の頻度で取締役会に市場リスクについての報告を行う。

報告日現在のファンドの投資ポートフォリオの詳細については、投資有価証券明細表において開示されている。

#### ( ) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建て取引を締結することができる。したがってマスター・ポートフォリオは、外貨に対する機能通貨の為替レートが変動し、機能通貨以外の通貨建てのマスター・ポートフォリオの資産または負債の一部の価値がマイナスの影響を受けるリスクにさらされる可能性がある。

投資先のサブ・ファンドの機能通貨と異なる通貨建てのクラス受益証券に投資家が投資する場合、投資家の通貨リスクはサブ・ファンドの通貨リスクと異なる可能性がある。

下表は、通貨市場の変動に伴って生じることが予測されるマスター・ポートフォリオにおける損益を示した感応度分析である。この感応度分析は、他のすべての通貨を一定とした場合のある通貨のマスター・ポートフォリオの基準通貨に対する変動に基づくものである。貨幣性項目と非貨幣性項目の両方を含む「ポートフォリオ合計」に関しては、すべての通貨がマスター・ポートフォリオの基準通貨に対して同時に変動するという仮定に基づいている。

2014年11月30日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	基準通貨が15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
新トルコ・リラ	(2.0%)	2.0%
南アフリカ・ランド	(1.7%)	1.7%
メキシコ・ペソ	(1.6%)	1.6%
人民元(CNH)	1.5%	(1.5%)
ポーランド・ズロチ	(1.4%)	1.4%
マレーシア・リングgit	(1.4%)	1.4%
その他	(6.7%)	6.7%
ポートフォリオ合計	(13.3%)	13.3%

2013年11月30日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	基準通貨が15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
マレーシア・リングgit	(2.1%)	2.1%
メキシコ・ペソ	(2.0%)	2.0%
南アフリカ・ランド	(1.7%)	1.7%
ポーランド・ズロチ	(1.6%)	1.6%
タイ・バーツ	(1.2%)	1.2%
ロシア・ルーブル	(1.2%)	1.2%
その他の通貨	(5.6%)	5.6%
ポートフォリオ合計	(15.4%)	15.4%

上記の分析は、1年の間に合理的に生じる可能性のある通貨市場の変動に伴うマスター・ポートフォリオにおける損益を示したものである。これらは市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

## ( ) 金利リスク

サブ・ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポンおよび満期日とあわせてマスター・ポートフォリオの投資有価証券明細表に開示されている。

マスター・ポートフォリオは、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品およびゼロ金利商品に投資することができる。

下表は、マスター・ポートフォリオ内のさまざまな通貨に対する金利エクスポージャー、および金利の変動に伴う損益を示している。この感応度分析は、他のすべての金利を一定とした場合のある通貨に適用される金利の変動に基づくものである。「ポートフォリオ合計」に関しては、すべての金利が同時に同じベース・ポイント変動するという仮定に基づいている。75bpまたは100bpの平行移動とは、曲線に沿ったすべての金利が75bpまたは100bpの上昇または下落(すなわち、0.75%または1.0%の上昇または下落)によって変動することを意味する。

2014年11月30日現在、金利リスク		
通貨	平行移動した場合にNAVが受ける影響 <sup>1</sup>	
	上昇	下落
米ドル	0.7%	(0.7%)
南アフリカ・ランド	(0.6%)	0.6%
ブラジル・レアル	(0.6%)	0.6%
インドネシア・ルピア	(0.5%)	0.5%
メキシコ・ペソ	(0.5%)	0.5%
タイ・バーツ	(0.5%)	0.5%
その他	(1.9%)	1.9%
ポートフォリオ合計	(3.9%)	3.9%



2013年11月30日現在、金利リスク		
通貨	平行移動した場合にNAVが受ける影響 <sup>1</sup>	
	上昇	下落
ブラジル・リアル	(1.1%)	1.1%
メキシコ・ペソ	(1.0%)	1.0%
韓国ウォン	0.9%	(0.9%)
南アフリカ・ランド	(0.6%)	0.6%
コロンビア・ペソ	(0.5%)	0.5%
米ドル	0.4%	(0.4%)
その他	(1.5%)	1.5%
ポートフォリオ合計	(3.4%)	3.4%

<sup>1</sup> 金利の平行移動の上昇/下落は、先進国市場の金利については利回り曲線の75bp平行移動した場合の上昇/下落、および新興国市場の金利については100bp平行移動した場合の上昇/下落を示している。

上記の分析は、合理的に生じる可能性のある金利市場の変動に伴う損益を示したものであり、金利および信用曲線の双方について勾配の変動は考慮していない。また、これらのシナリオは、市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

#### ( ) その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券またはその発行体に固有の要因、あるいは市場で取引されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因により発生する。

マスター・ポートフォリオの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を包括利益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

ファンドの集合投資スキームへの投資は、その英文目録見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従いファンドが提供する1口当り純資産価格に基づいている。集合投資スキームの資産は、一般的に独立した第三者の管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると予測されるが、一部の証券または集合投資スキームのその他の資産は、容易に確認することができる市場価格がない状況があるかもしれない。そのような場合、関連する集合投資スキームの管理会社は、かかる証券または商品进行评估することが要求される可能性がある。

マスター・ポートフォリオは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてマスター・ポートフォリオの投資顧問会社によって管理される。

#### ( ) 感応度分析の限界

上表の感応度分析には、以下のいくつかの限界がある。

- ・ 当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性の水準が過去の傾向と異なる可能性があるという事実を考慮に入れることができない。
- ・ 当該分析は正確な数値というよりはむしろ、リスクについての相対的な見積りである。
- ・ 当該分析は仮説上の結果を表すもので、予測を意図したものではない。
- ・ 将来における市場の諸条件は、過去の経験と著しく異なる可能性がある。

## (b) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブ・ファンドが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはサブ・ファンドまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、サブ・ファンドの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

サブ・ファンドのマスター・ポートフォリオへの投資は、サブ・ファンドにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これにより受益者に対して、サブ・ファンドにより提供される買戻日より買戻しの頻度が低くなる可能性がある。

サブ・ファンドは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。かかる条件には、裁量によって、買戻時の分配金を現金または現物で支払うこと、あるいは買戻額をいかなる取引日においても純資産価額の10%に制限することが含まれる。買戻時の分配金が現物で支払われる場合、受益者は投資顧問会社に、資産を売却し、受領した現金を受益者に分配するよう要求することができる。

サブ・ファンドの英文目論見書は、受益証券を毎日発行し、口数を毎日買戻すことを規定している。サブ・ファンドはそのため受益者の買戻しに応じるための流動性リスクを負っている。

2014年11月30日現在におけるサブ・ファンドのマスター・ポートフォリオに対する投資は、マスター・ポートフォリオの純資産の7.88%を占めている（2013年11月30日現在：11.22%）。以下の表は、サブ・ファンドの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

## G S 新成長国通貨債券ファンド

2014年11月30日現在		2013年11月30日現在	
受益者 1 <sup>1</sup>	50.00%	受益者 1 <sup>1</sup>	51.00%
受益者 2 <sup>1</sup>	48.00%	受益者 2 <sup>1</sup>	47.00%
その他の受益者	2.00%	その他の受益者	2.00%
合計	100.00%	合計	100.00%

<sup>1</sup> 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2014年11月30日の受益者 1 は2013年11月30日の受益者 1 と同一ではない可能性がある。

2014年11月30日および2013年11月30日現在、すべての金融負債は期末から3ヶ月以内に支払期限の到来するものであった。

## (c) 信用リスク

信用リスクおよび相手方リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務の履行を行わないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

マスター・ポートフォリオの投資顧問会社は、相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連当事者は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の双方を評価する。承認された相手方の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

サブ・ファンド、すなわちサブ・ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、受託会社の破綻、管理、清算あるいは債権者からのその他の法的保護（以下「インソルベンシー（支払不能）」という。）に関連するさまざまなリスクを負っている。当該リスクには以下の損失が無制限に含まれる。

- ・ 受託会社が保管する資金のうち、受託会社側で顧客資金として取り扱われていないすべての資金の損失
- ・ 受託会社がファンドと同意している手続き（もしあれば）に従って顧客資金として取り扱うことができなかったすべての資金の損失
- ・ 受託会社側で適切な分離および識別がなされていないファンドが保有するいずれかの有価証券（以下「信託資産」という。）の一部またはすべて、あるいは受託会社により、もしくは受託会社において保管されている顧客資金の損失
- ・ 受託会社による不適切な口座管理に起因する、もしくは関連する信託資産の識別および譲渡の過程に起因する一部またはすべての資産、および/あるいは、インソルベンシーの管理費用に該当する控除を含む顧客資金の損失
- ・ 残高譲渡の受領および関連資産に対する支配権の回復における長期遅延に起因する損失

インソルベンシーは、サブ・ファンドの投資活動に対して深刻な中断を招く原因となりうる。状況次第では、これにより管理会社の取締役が受益証券1口当り純資産価格の計算および受益証券の取引を一時的に停止させる可能性がある。

2014年11月30日および2013年11月30日現在、信用リスクにさらされていたファンドの金融資産は、投資有価証券、現金およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下のとおりである。

	2014年11月30日現在	2013年11月30日現在
資産	米ドル	米ドル
投資有価証券 - 買建	193,929,534	293,358,433
投資顧問会社からの払戻	105,563	-
ファンド受益証券販売未収金	846	889,441
投資売却未収金	606,874	459,727
資産合計	194,642,817	294,707,601

下表は、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体を示している。

2014年11月30日終了年度		
名称	関係	純資産比率 (%)
ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ（ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A Vのサブ・ファンド）	集合投資スキームの相手方	100.14

2013年11月30日終了年度		
名称	関係	純資産比率 (%)
ゴールドマン・サックス・グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ（ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A Vのサブ・ファンド）	集合投資スキームの相手方	100.17

投資適格格付を下回る相手方または発行体はない。相手方または発行体は、それ自身が投資適格に格付けされているか、または格付けされていない場合には、関連会社のうちいずれかの企業がかかる格付けを有しており、投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザリー部門は、当該格付企業から相手方に対する強力な暗黙の支援があると考えている。

(d) 追加的リスク

( ) 集中リスク

ファンドは限られた数の投資または投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が制限されることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

( ) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2ページ（訳者注：原文のページ）に記載されているファンドのサービス提供会社は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

( ) 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資する一定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上される。しかし、一部の税金は不確定であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、支払利息および罰金が生じる可能性がある。また、会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対するファンドの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ファンドに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、NAVはファンドの申込時、買戻時または持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担すべき税金負債を反映しない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

13. 金融機関

2014年11月30日終了年度において、金融機関に保管されている現金はなかった（2013年11月30日終了年度：ゼロ）。

14. 当座借越

当座借越は以下の金融機関において発生している。

相手方	用途	2014年11月30日現在		2013年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	527	0.00%	234	0.00%
合計		527	0.00%	234	0.00%

a) 非制限 - 受託会社現金口座

#### 15. キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、FRS第1号(1996年改訂)「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

#### 16. ポートフォリオ変動計算書

マスター・ポートフォリオの変動は、期中において購入価額合計の1%を超えた有価証券の購入額総計、および売却価額合計の1%を超えた売却額総計を反映している。マスター・ポートフォリオの変動は、30ページ(訳者注:原文のページ)に記載されている。

#### 17. 為替レート

以下の為替レート(対米ドル)は、米ドル以外の通貨建ての投資有価証券、その他の資産および負債の換算に使用されたものである。

通貨	2014年11月30日現在の1米ドル	2013年11月30日現在の1米ドル
ユーロ	0.803310	0.734889
日本円	118.205000	102.275000

#### 18. ソフト・コミッション

ファンドは、2014年11月30日終了年度および2013年11月30日終了年度において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約の締結をしていない他、調査および/または取引に関するコミッションの支払いもなかった。

#### 19. 偶発債務

2014年11月30日および2013年11月30日現在、偶発債務はなかった。

#### 20. 英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2014年5月29日に発行された。

#### 21. 後発事象

2015年3月5日付で、アラン・シュッチが管理会社の取締役会を退任した。

#### 22. 補償

ファンドは、さまざまな補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドは過去において、当該契約に従った請求または損失はなかった。

#### 23. 監査済財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2015年3月24日に本監査済財務書類を承認した。

## (3)【投資有価証券明細表等】

## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

## GS新成長国通貨債券ファンド

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

保有高	銘柄	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)
	投資 - 買建		
	集合投資スキーム		
	米ドル		
29,927,397	ゴールドマン・サックス・グ ロース&エマージング・マー ケッツ・デット・ローカル・ ポートフォリオ		
	I X Oクラス投資証券 <sup>(a)(b)</sup>	193,929,534	100.14
	集合投資スキーム合計	193,929,534	100.14
	投資 - 買建合計	193,929,534	100.14

	2014年11月30日現在		2013年11月30日現在	
	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)
投資合計				
投資 - 買建	193,929,534	100.14	293,358,433	100.17
その他の資産および負債	(276,868)	(0.14)	(492,614)	(0.17)
買戻可能参加受益証券保有者 に帰属する純資産	193,652,666	100.00	292,865,819	100.00

資産合計の分析	純資産比率 (%)
集合投資スキーム	99.63
その他の流動資産	0.37
資産合計	100.00

(a) ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズの関係ファンド。

(b) サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックス・グロース&amp;エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオの投資顧問報酬の発生しない投資証券に投資された。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Statement of Financial Position  
As at 30 November 2014

	Notes	30 November 2014 US\$	30 November 2013 US\$
<b>Assets</b>			
Financial assets at fair value through profit or loss	3(c), 6	193,929,534	293,358,433
Reimbursement from Investment Advisor	7	105,563	-
Receivable for fund units sold		846	889,441
Receivable for investments sold		606,874	459,727
<b>Total Assets</b>		<b>194,642,817</b>	<b>294,707,601</b>
<b>Liabilities</b>			
Bank Overdraft	14	527	234
Payable for investments purchased		846	889,914
Payable for units redeemed		606,559	458,961
Management Company fees payable	7	-	5,000
Investment Advisor fees payable	7	132,079	198,124
Administration and Trustee fees payable	7	3,208	3,208
Distribution and Agent Member fees payable	7	137,633	206,154
Transfer Agent fees payable	7	15,743	12,024
Audit fees payable		21,462	29,228
Unit holder Services Agent fees payable	7	822	822
Directors' fees payable	7	5,718	3,224
Legal fees payable		7,467	13,726
Printing fees payable		25,212	5,054
Other liabilities		32,875	16,109
<b>Total Liabilities (Excluding Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units)</b>		<b>990,151</b>	<b>1,841,782</b>
<b>Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>	<b>9, 10</b>	<b>193,652,666</b>	<b>292,865,819</b>

On behalf of the Board of Directors of the Manager:

\_\_\_\_\_  
Director

\_\_\_\_\_  
Director

24 March 2015

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Statement of Comprehensive Income  
For the Year Ended 30 November 2014

	Notes	30 November 2014 US\$	30 November 2013 US\$
<b>Income</b>			
Dividend income	3(b)	34,469,317	45,055,755
Net realised investment loss	8	(33,659,613)	(15,052,569)
Net change in unrealised investment loss	8	(2,860,347)	(54,599,217)
Net Investment Loss		<u>(2,050,643)</u>	<u>(24,596,031)</u>
<b>Expenses</b>			
Management Company fees	7	4,993	5,000
Investment Advisor fees	7	1,903,708	2,697,455
Administration and Trustee fees	7	36,000	36,000
Distribution and Agent Member fees	7	1,975,098	2,798,609
Transfer Agent fees	7	19,323	34,590
Audit fee		15,178	28,114
Unitholder Services Agent fees	7	10,000	10,000
Directors' fees	7	6,031	6,192
Legal fees		250,612	48,000
Printing fees		72,631	37,534
Other expenses		23,700	12,960
Total Expenses		<u>4,317,274</u>	<u>5,714,454</u>
Reimbursement of expenses by the Investment Advisor	7	(105,563)	-
Total Operating Expenses		<u>4,211,711</u>	<u>5,714,454</u>
Operating Loss		<u>(6,262,354)</u>	<u>(30,310,485)</u>
<b>Finance Costs:</b>			
Distributions to holders of redeemable participating units	11	17,588,437	21,987,696
Total Finance Costs		<u>17,588,437</u>	<u>21,987,696</u>
Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations		<u>(23,850,791)</u>	<u>(52,298,181)</u>

Gains and Losses arose solely from continuing investing activities. There were no gains and losses other than those dealt with in the Statement of Comprehensive Income.

On behalf of the Board of Directors of the Manager:

\_\_\_\_\_  
Director

\_\_\_\_\_  
Director

24 March 2015

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.



Goldman Sachs Global Funds  
 Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
 Statement of Changes in Net Assets Attributable  
 to Holders of Redeemable Participating Units  
 For the Year Ended 30 November 2014

	Notes	30 November 2014 US\$	30 November 2013 US\$
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Start of Year		292,865,819	323,166,889
Proceeds from redeemable participating units issued	9	44,059,079	181,518,211
Payments for redeemable participating units redeemed	9	(119,421,441)	(159,521,100)
Change in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations		(23,850,791)	(52,298,181)
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Year End		193,652,666	292,865,819

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

## 1. Organisation

Goldman Sachs Global Funds (“the Trust”) is a unit trust established as an umbrella fund. Effective 29 May 2014, the Central Bank of Ireland granted an application to revoke the authorisation of the Trust as a non-UCITS Unit Trust authorised on 7 November 2001. Effective the same date, the Central Bank of Ireland authorised the Trust under the European Communities Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities (“UCITS”) Regulations 2011 (as amended) (“the UCITS Regulations”).

As at 30 November 2014, the Trust consisted of one sub-fund, Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder (“the Fund”), and the following Unit Classes:

Fund	Class	Currency	Launch Date
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder	Ordinary Unit Class	USD	31-Jan-2008
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder	Euro Unit Class	EUR	31-Jan-2008
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder	Yen Unit Class	JPY	31-Jan-2008
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder	Ordinary Unit Class Distribution	USD	27-Jul-2009

The Fund invests in Goldman Sachs Growth & Emerging Markets Debt Local Portfolio (the “Master Portfolio”), a sub-fund of Goldman Sachs funds, an investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a “Societe d' Investissement á Capital Variable”.

## 2. Investment Objectives

The investment objective of the Fund is a high level of total return consisting of income and capital appreciation. To achieve this objective, all, or substantially all, of the proceeds of each class of Units in the Fund will be invested in the Class “IX0” share class of the Master Portfolio.

In addition, a small portion of the Fund may be retained in cash or invested in liquid investments for liquidity purposes and for the purposes of paying any expenses due by the Fund, but such investments will not exceed 10% of the Net Asset Value of the Fund.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

3. Significant Accounting Policies

(a) Basis of Preparation of Financial Statements

The financial statements are presented in United States Dollars, the Trust's functional currency. Financial assets and liabilities are held at "fair value through profit or loss", as defined by FRS 26 "Financial Instruments: Measurement". Other financial assets and liabilities are stated at cost or redemption amount in the case of redeemable participating units. The financial statements have been prepared in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and in accordance with the UCITS Regulations.

The preparation of the financial statements requires the Board of Directors of the Manager to make certain estimates and assumptions that may affect the amounts reported in the audited financial statements and accompanying notes. Refer to the liabilities section of the Statement of Financial Position and Note 4 for instances where the Board of Directors of the Manager was required to make certain estimates and assumptions to determine fair value. Actual results may differ from those estimates. Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair value are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Financial Reporting Council.

The financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities held at fair value through profit or loss.

The format and certain wording of the financial statements has been adapted from those contained in FRS 3 "Reporting Financial Performance" so that, in the opinion of Goldman Sachs Management (Ireland) Limited ("the Manager"), they more appropriately reflect the nature of the Trust's business as an investment Trust.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

3. Significant Accounting Policies (continued)

(b) Investment Transactions and Related Investment Income

The Trust records its investment transactions on a trade date basis. Realised gains and losses are based on the Weighted Average cost method. Dividend income and dividend expense are recorded on the ex-dividend date and interest income and interest expense are accrued over the life of the investment. Interest income includes accretion of market discount, original issue discounts and amortisation of premiums and is recorded into income over the life of the underlying investment. Interest income and dividend income are recognised on a gross basis before withholding tax, if any.

Operating expenses are recognised on an accrual basis.

Transaction costs, when incurred, are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

(c) Financial Investment in Securities and Valuation

i. Classification

A financial asset or financial liability at fair value through profit or loss is a financial asset or liability that is classified as held-for-trading or designated at fair value through profit or loss. The following financial investments are classified as held-for-trading: collective investment schemes.

Financial assets that are not at fair value through profit or loss include accounts receivable.

Financial liabilities that are not at fair value through profit or loss include accounts payable and financial liabilities arising on redeemable units.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

3. Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Investment in Securities and Valuation (continued)

ii. Recognition and Derecognition

The Trust recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the investment. Purchases and sales of financial assets and financial liabilities are recognised using trade date accounting. From trade date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded in the Statement of Comprehensive Income.

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

iii. Fair Value Measurement Principles

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are valued in accordance with FRS 26. Financial assets and financial liabilities are initially recorded at their transaction price and then measured at fair value subsequent to initial recognition. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise. Financial assets classified as receivables are carried at cost less impairment losses, if any. Financial liabilities, other than those at fair value through profit or loss, are measured at cost.

Financial liabilities arising from redeemable participating units issued by the Trust are carried at the redemption amount representing the investors' right to a residual amount of the Trust's Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units ("Net Assets").

The fair value of all securities is determined according to the following policies:

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

3. Significant Accounting Policies (continued)

(c) Financial Investment in Securities and Valuation (continued)

iii. Fair Value Measurement Principles (continued)

(iii 1) Shares in Collective Investment Schemes

The fair value of investments in open-ended investment funds, comprising collective investment schemes, is based upon the net asset values per share as supplied by the funds, in accordance with the valuation policy of the applicable fund as outlined in its prospectus.

(iii 2) All Securities

If a quoted market price is not available from a third party pricing service or a dealer, or a quotation is believed to be materially inaccurate, the fair value of the investment is determined by using valuation techniques. Valuation techniques include the use of recent market transactions, reference to the current fair value of another investment that is substantially the same, discounted cash flow analyses or any other techniques that provides a reliable estimate of prices obtained in actual market transactions.

Such securities shall be valued at their probable realisation value as determined by a person appointed by the Directors of the Manager and approved by the Trustee (the "Competent Person"). Such a Competent Person may be the Investment Advisor itself, independent pricing agents or others, subject to applicable law. The Competent Person during the year ended 30 November 2014 and year ended 30 November 2013 was Goldman Sachs Valuation Oversight Group ("VOG").

The investments have been valued in accordance with generally accepted accounting principles that may require the use of certain estimates and assumptions to determine fair value. Although these estimates and assumptions are based on the best available information, actual results could be materially different from these estimates.

Refer to note 4 for the securities where the Competent Person was used to determine fair value.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

3. Significant Accounting Policies (continued)

(d) Cash

Cash is valued at cost, which approximates fair value.

(e) Foreign Currency Translation

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign currency exchange rate in effect at the date of the transaction. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US Dollars at the foreign currency closing exchange rate in effect at the year end date. Foreign currency exchange differences arising on translation and realised gains and losses on disposals or settlements of assets and liabilities are recognised in the Statement of Comprehensive Income. Foreign currency exchange gains or losses relating to investments at fair value through profit or loss, derivative financial investments, and all other foreign currency exchange gains or losses relating to monetary items, including cash and cash equivalents, are reflected in the net realised investment gain/(loss) or net change in unrealised investment gain/(loss) in the Statement of Comprehensive Income.

(f) Finance Costs

Distributions payable on the redeemable participating units are recognised in the Statement of Comprehensive Income as Finance Costs.

(g) Redeemable Participating Units

All redeemable participating units issued by the Trust provide the investors with the right to redeem for cash at the value proportionate to the investor's share in the Trust's Net Assets on the redemption date.

In accordance with FRS 25 "Financial Instruments: Disclosure and Presentation", such units have been classified as a financial liability at the value of the redemption amount in the Statement of Financial Position. The Trust is contractually obliged to redeem units in accordance with the Prospectus.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

4. Competent Person Valuation

As at 30 November 2014 and 30 November 2013, there were no assets where the Competent Person was used to determine fair value.

5. Taxation

Under current Irish law and practice, the Trust qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act 1997, as amended. On that basis Irish tax is not chargeable to the Trust on its income or capital gains.

The Trust will not be liable to Irish tax in respect of its income and gains, other than on the occurrence of a chargeable event. A chargeable event includes any distribution to unitholders or any encashment, redemption or transfer of units or appropriation or cancellation of units, or a deemed disposal of units every 8 years beginning from the date of the acquisition of those units, but does not occur in respect of:

- (a) unitholders who are neither Irish Resident nor Irish Ordinary Resident for tax purposes at the time of the chargeable event and who have provided the Trust with a relevant declaration to that effect; and
- (b) certain exempted Irish tax resident unitholders who have provided the Trust with the necessary signed statutory declarations.

A chargeable event does not include:

- (i) any transaction in relation to units held in a recognised clearing system as designated by order of the Revenue Commissioners of Ireland;
- (ii) an exchange by a unitholder, effected by way of an arm's length bargain where no payment is made to the unitholder of units in the Trust for other units in the Trust;
- (iii) an exchange of units arising on a qualified amalgamation or reconstruction of a fund with another fund, or;
- (iv) a transfer by a unitholder of the entitlement to a unit where the transfer is between spouses and former spouses, subject to certain conditions.



---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

5. Taxation (continued)

In the absence of an appropriate declaration, the Trust will be liable for Irish tax on the occurrence of a chargeable event and the Trust reserves its right to withhold such taxes from unitholders. Capital gains, dividends and interest received by the Trust may be subject to taxes, including withholding taxes in the countries in which the issuers of investments are located, which may be located in the in the Net Asset Value (“NAV”) of the Trust. Such taxes may not be recoverable by the Trust or its unitholders.

6. Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss

The three levels of the fair value hierarchy under the Amendment to FRS 29 'Financial Instruments: Disclosures' are described below:

Level 1 – Unadjusted quoted prices in active markets that are accessible at the measurement date for identical, unrestricted assets or liabilities;

Level 2 – Quoted prices in markets that are not active or financial instruments for which significant inputs are observable (including but not limited to quoted prices for similar securities, interest rates, foreign exchange rates, volatility and credit spreads), either directly or indirectly. This may include the Competent Persons' assumptions in determining fair value measurement;

Level 3 – Prices or valuations that require significant unobservable inputs (including the Competent Persons' assumptions in determining fair value measurement).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety shall be determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

6. Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss (continued)

The following tables show financial assets and financial liabilities recognised at fair value, analysed between the three levels described above:

Financial Assets measured at fair value				
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder				
30-Nov-2014				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Financial assets at fair value through profit or loss	US\$	US\$	US\$	US\$
Collective Investment Schemes	193,929,534	-	-	193,929,534
Total	193,929,534	-	-	193,929,534

Financial Assets measured at fair value				
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder				
30-Nov-2013				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Financial assets at fair value through profit or loss	US\$	US\$	US\$	US\$
Collective Investment Schemes	293,358,433	-	-	293,358,433
Total	293,358,433	-	-	293,358,433

During the year ended 30 November 2014 and the year ended 30 November 2013 there were no significant transfers between Level 1 and Level 2 of the fair value hierarchy for financial assets and financial liabilities which were recorded at fair value.

No reconciliation of movements in the fair value of financial investments categorised within Level 3 between the beginning and the end of the reporting period is presented as the Trust held no Level 3 investments during the year ended 30 November 2014 and the year ended 30 November 2013.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

## 7. Significant Agreements and Related Parties

### Manager

Goldman Sachs Management (Ireland) Limited (“the Manager”), a related party to the Trust, acts as Manager to the Trust and is responsible for the management and operation of the Trust. The Manager is entitled to receive an annual management charge of US\$5,000 per fund for these services.

### Investment Advisor

The Manager, on behalf of the Trust, has appointed Goldman Sachs Asset Management International (“the Investment Advisor”), a related party to the Trust, as the Investment Advisor of the Trust. The Investment Advisor has appointed Goldman Sachs Asset Management Co. Ltd as Sub-Investment Advisor to the Trust. The Investment Advisor is entitled to receive a fee of 0.80% per annum of the Net Asset Value for their services. The amount earned by the Investment Advisor during the year under review was US\$1,903,708 (year ended 30 November 2013: US\$2,697,455). The Manager has agreed to limit the total annual fees and expenses (including the impact of fees and expenses at the Master Portfolio level) to 2.5% per annum of the Net Asset Value of the Fund or to such lesser amount as the Manager may agree. The Manager and the Investment Advisor have agreed that the Investment Advisor will reimburse the excess expenses.

For the year ended 30 November 2014, expenses of US\$105,563 were reimbursed by the Investment Advisor to the Trust (year ended 30 November 2013: Nil).

There are no sales charges in respect of the purchase or sale of Class IX0 shares in the Master Portfolio.

### Directors' of the Manager Remuneration

Mr. Frank Ennis and Mr. Eugene Regan are independent Directors and have no executive function with the Investment Advisor or its related party companies. The Trust pays each independent Director an annual fee for their services as a Director of the Manager. Mr. Mark Heaney, Mr. Alan Shuch, Mr. Theodore Sotir and Ms. Katherine Uniacke are related parties to the Investment Advisor and receive no compensation from the Trust.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)

Administrator

The Manager has delegated its responsibilities as Administrator of the Trust to State Street Fund Services (Ireland) Limited in accordance with the Administration Agreement. The Administrator is responsible for the administration of the Trust's affairs including the calculation of the Net Asset Value and the preparation of the accounts. The Administrator receives a fee for its services payable monthly in arrears out of the assets of the Trust. The amount earned by the Administrator and Trustee was US\$36,000 for the year under review (year ended 30 November 2013: US\$36,000).

Trustee

State Street Custodial Services (Ireland) Limited ("the Trustee") acts as Trustee of the Trust pursuant to the Trust Deed. In accordance with and subject to the Trust Deed, the Trustee provides safe custody for all assets of the Trust which are held under the control of the Trustee in the Trustee's custodial network. The Trustee receives a fee for its services payable monthly in arrears out of the assets of the Trust. The amount earned by the Trustee for the year under review and the year ended 30 November 2013 is included in the amounts earned by the Administrator as above.

Distributor and Agent Member Company

The Manager has appointed Goldman Sachs International ("GSI"), a related party to the Trust, as distributor of the units. GSI has appointed Goldman Sachs Japan Co. Ltd., a related party to the Trust, as Distributor in Japan. The Manager has appointed Goldman Sachs Asset Management Co., Ltd., a related party to the Trust, to act as the agent member company in Japan.

The Fund will pay the Distributor and Agent Member Company in Japan a quarterly fee in arrears at an annual rate of 0.83% of the daily Net Asset Value of the Fund in aggregate, for fulfilling both roles. The amount earned by the Distributor and Agent Member Company was US\$1,975,098 for the year under review (year ended 30 November 2013: US\$2,798,609).

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

7. Significant Agreements and Related Parties (continued)

Transfer Agent

The Trust has appointed RBC Investor Services (Ireland) Limited (“the Transfer Agent”) as registrar and transfer agent for the Trust pursuant to the Registrar and Transfer Agent Agreement between the Trust and the Transfer Agent. The day-to-day services provided to the Trust by the Transfer Agent include receiving and processing subscription and redemption orders, allotting and issuing units and maintaining the unitholder register for the units. The Transfer Agent is paid a fee quarterly in arrears out of the net assets of the Trust. The amount earned by the Transfer Agent was US\$19,323 for the year under review (year ended 30 November 2013: US\$34,590).

Unitholder Services Agent

GSI, through its European Shareholder Services Group, also receives a fee from the Trust. This is in respect of investor services provided to the unitholders in the Trust and is payable quarterly in arrears out of the assets of the Trust. The fee will not exceed 0.01% of the Trust's Net Asset Value or US\$10,000 per annum whichever is lower. The amount earned by GSI was US\$10,000 for the year under review (year ended 30 November 2013: US\$10,000).

Competent Person

The Directors of the Manager have appointed Goldman Sachs VOG to act as the Competent Person during the year ended 30 November 2014 and year ended 30 November 2013.

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

8. Net Realised and Unrealised Investment Gain/(Loss)

The net realised and unrealised investment gain/(loss) from trading in financial assets and financial liabilities shown in the Statement of Comprehensive Income can be analysed as follows:

	30-Nov-2014	30-Nov-2013
	US\$	US\$
Net realised loss on investments	(33,659,613)	(15,052,569)
Net realised investment loss	(33,659,613)	(15,052,569)
Net change in unrealised loss on investments	(2,860,347)	(54,599,217)
Net change in unrealised investment loss	(2,860,347)	(54,599,217)

9. Unit Capital

The minimum initial subscription required in the case of the Fund shall not be less than US\$100, EUR100 or JPY10,000 unless otherwise determined by the Manager.

The relevant movements on Unit capital are shown on the Statements of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units. The Fund invests the proceeds from the issue of units in appropriate investments while maintaining sufficient liquidity to meet redemptions when necessary.

The following tables summarise the activity in the Fund's Units:

	Balance at 1-Dec-2013	Subscriptions	Redemptions	Balance at 30-Nov-2014
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder				
Ordinary Unit Class	639,796	63,019	(301,540)	401,275
EUR Unit Class	106,831	6,708	(36,807)	76,732
JPY Unit Class	612,203	154,394	(222,159)	544,438
Ordinary Unit Class Distribution	17,733,152	2,995,182	(7,442,933)	13,285,401
Total	19,091,982	3,219,303	(8,003,439)	14,307,846

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

## 9. Unit Capital (continued)

	Balance at 1-Dec-2012	Subscriptions	Redemptions	Balance at 30-Nov-2013
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder				
Ordinary Unit Class	536,953	333,895	(231,052)	639,796
EUR Unit Class	139,397	11,065	(43,631)	106,831
JPY Unit Class	487,131	266,702	(141,630)	612,203
Ordinary Unit Class Distribution	17,830,469	11,046,407	(11,143,724)	17,733,152
Total	18,993,950	11,658,069	(11,560,037)	19,091,982

## 10. Net Asset Value (NAV)

The following tables summarise the Net Asset Value and the NAV per unit of each Unit Class:

Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder	30-Nov-2014		30-Nov-2013	
	Net Asset Value US\$	NAV Per Unit US\$	Net Asset Value US\$	NAV Per Unit US\$
Ordinary Unit Class	USD 47,189,265	USD 117.5982	USD 77,434,277	USD 121.0296
EUR Unit Class	EUR 10,713,962	EUR 139.6292	EUR 14,042,047	EUR 131.4413
JPY Unit Class	JPY 3,840,748,907	JPY 7,054.5161	JPY 4,207,502,358	JPY 6,872.7247
Ordinary Unit Class Distribution	USD 100,633,861	USD 7.5748	USD 155,209,652	USD 8.7525

Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder	30-Nov-2012	
	Net Asset Value US\$	NAV Per Unit US\$
Ordinary Unit Class	USD 70,600,472	USD 131.4835
EUR Unit Class	EUR 20,846,609	EUR 149.5488
JPY Unit Class	JPY 3,183,181,205	JPY 6,534.5459
Ordinary Unit Class Distribution	USD 186,855,272	USD 10.4796

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

## 11. Dividends

The Trust may declare and distribute dividends to Unit holders holding the JPY Unit Class and the Ordinary Unit Class out of its net income and/or out of its realised profits less realised and unrealised losses attributable to that Unit Class for the relevant period. The JPY Unit Class may declare and distribute dividends every other month. The Ordinary Unit Class may declare and distribute dividends on a monthly basis.

The following dividends were declared by the Fund during the year ended 30 November 2014:

### JPY Unit Class

Ex-Date	Pay-Date	Description	JPY
15/01/2014	21/01/2014	Dividend of JPY100.00 per unit	58,410,413
17/03/2014	20/03/2014	Dividend of JPY100.00 per unit	59,898,109
15/05/2014	20/05/2014	Dividend of JPY100.00 per unit	60,401,386
15/07/2014	18/07/2014	Dividend of JPY100.00 per unit	58,801,416
16/09/2014	19/09/2014	Dividend of JPY100.00 per unit	57,734,660
17/11/2014	20/11/2014	Dividend of JPY100.00 per unit	54,635,461

### Ordinary Unit Class Distribution

Ex-Date	Pay-Date	Description	USD
16/12/2013	19/12/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,370,146
15/01/2014	21/01/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,282,257
18/02/2014	21/02/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,214,974
17/03/2014	20/03/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,190,543
15/04/2014	22/04/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,151,782
15/05/2014	20/05/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,173,074
16/06/2014	19/06/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,178,369
15/07/2014	18/07/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,201,521
18/08/2014	21/08/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,152,028
16/09/2014	19/09/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,132,408
15/10/2014	20/10/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,115,460
17/11/2014	20/11/2014	Dividend of USD 0.08 per unit	1,096,827



Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

11. Dividends (continued)

The following dividends were declared by the Fund during the year ended 30 November 2013:

JPY Unit Class

Ex-Date	Pay-Date	Description	JPY
15/01/2013	18/01/2013	Dividend of JPY100.00 per unit	48,710,969
15/03/2013	21/03/2013	Dividend of JPY100.00 per unit	52,959,435
15/05/2013	21/05/2013	Dividend of JPY100.00 per unit	55,352,233
16/07/2013	19/07/2013	Dividend of JPY100.00 per unit	60,732,690
17/09/2013	20/09/2013	Dividend of JPY100.00 per unit	59,934,347
15/11/2013	20/11/2013	Dividend of JPY100.00 per unit	60,612,160

Ordinary Unit Class Distribution

Ex-Date	Pay-Date	Description	USD
17/12/2012	20/12/2012	Dividend of USD 0.08 per unit	1,421,826
15/01/2013	18/01/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,392,707
15/02/2013	21/02/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,488,405
15/03/2013	21/03/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,593,691
15/04/2013	18/04/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,627,597
15/05/2013	21/05/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,696,049
17/06/2013	20/06/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,679,529
16/07/2013	19/07/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,623,772
16/08/2013	21/08/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,571,917
17/09/2013	20/09/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,507,760
15/10/2013	18/10/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,471,996
15/11/2013	20/11/2013	Dividend of USD 0.08 per unit	1,439,633

12. Financial Investments and Associated Risks

The Fund invests all, or substantially all, of its assets in the Master Portfolio, as outlined in Note 1.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

The Fund's investing activities expose it to various types of risks that are associated with the financial investments and markets in which it and the Master Portfolio invest (the "Investment Risks"). The Fund's investment portfolio is comprised of collective investment schemes at year end. The Board of the Manager has appointed the Investment Advisor to manage the investment risks of the Fund. The significant types of financial risks which the Fund is exposed to through the Master Portfolio are market risk, liquidity risk and credit risk. The prospectus provides details of these and other types of risk some of which are additional to that information provided in these financial statements.

Asset allocation of the Master Portfolio is determined by the Master Portfolio's Investment Advisor, who manages the allocation of assets to achieve the investment objectives as detailed in Note 2. Achievement of the Master Portfolio's investment objectives involves taking risks. The Master Portfolio's Investment Advisor exercises judgement based on analysis, research and risk management techniques when making investment decisions. Divergence from the benchmark and/or the target asset allocation and the composition of the portfolio is monitored by the Master Portfolio's Investment Advisor.

The risk management policies employed by the Fund's and Master Portfolio's Investment Advisor are detailed below:

(a) Market Risk

The potential for changes in the fair value of the Fund's investment in the Master Portfolio is referred to as market risk. Commonly used categories of market risk include currency risk, interest rate risk and other price risk.

- (i) Currency risks may result from exposures to changes in spot prices, forward prices and volatilities of currency rates.
- (ii) Interest rate risks may result from exposures to changes in the level, slope and curvature of the various yield curves, the volatility of interest rates, mortgage prepayment speeds and credit spreads.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(iii) Other price risks are the risk that the value of an investment will fluctuate as a result of changes in market prices other than those arising from currency risk or interest rate risk and may result from exposures to changes in the prices and volatilities of individual equities, equity baskets, equity indices and commodities.

The Master Portfolio's market risk strategy is driven by its investment risk and return objectives.

The Master Portfolio's Investment Advisor and Sub-Advisor manage market risk through the application of risk budgeting principles. The Investment Advisor determines an appropriate risk target, commonly referred to as Tracking Error, employing a risk budgeting framework.

A Market Risk Analysis Group at Goldman Sachs ("IMD MRA") is responsible for independently monitoring, analysing and reporting the market risks taken by the Investment Advisors. IMD MRA uses a number of risk metrics to monitor the market risks including monitoring sensitivities and Tracking Error. IMD MRA presents on the market risks to the Board no less frequently than semi-annually.

Details of the Trust's investment portfolio at the reporting date are disclosed in the Schedule of Investments.

(i) Currency Risk

The Master Portfolio, in which the Fund invests, may invest in financial investments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Master Portfolio may be exposed to risks that the exchange rate of its functional currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Master Portfolio's assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency.

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(i) Currency Risk (continued)

When an investor invests into a unit class which is in a different currency to the functional currency of the Fund in which it invests, the currency risk of the investor will be different to the currency risk of the Fund.

The following tables set forth a sensitivity analysis showing gains and losses in the Master Portfolio that would be associated with changes in the currency markets. This sensitivity analysis is based on a change in one currency versus the base currency of the Master Portfolio while holding all other currencies constant. For the Total Portfolio, monetary and non-monetary, the assumption is that all currencies move simultaneously against the base currency of the Master Portfolio.

Currency Risk as at 30-Nov-2014		
Base Currency is US\$		
Currency	Impact on NAV for 15% Base Currency	
	Appreciation	Depreciation
TRY	(2.0%)	2.0%
ZAR	(1.7%)	1.7%
MXN	(1.6%)	1.6%
CNH	1.5%	(1.5%)
PLN	(1.4%)	1.4%
MYR	(1.4%)	1.4%
Other	(6.7%)	6.7%
Total Portfolio	(13.3%)	13.3%

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(i) Currency Risk (continued)

Currency Risk as at 30-Nov-2013		
Base Currency is US\$		
Currency	Impact on NAV for 15% Base Currency	
	Appreciation	Depreciation
MYR	(2.1%)	2.1%
MXN	(2.0%)	2.0%
ZAR	(1.7%)	1.7%
PLN	(1.6%)	1.6%
THB	(1.2%)	1.2%
RUB	(1.2%)	1.2%
Other	(5.6%)	5.6%
Total Portfolio	(15.4%)	15.4%

The above analysis illustrates gains and losses in the Master Portfolio that are associated with changes in the currency market that are reasonably possible over a one year period. These do not include stress scenarios when market moves and changes in correlations and liquidity may result in larger overall gains or losses.

(ii) Interest Rate Risk

The Master Portfolio, in which the Fund invests, may invest in fixed income securities. Any change to the relevant interest rates for particular securities may result in the Investment Advisor being unable to secure similar returns on the expiry of the contracts or the sale of securities. In addition, changes to prevailing interest rates or changes in expectations of future rates may result in an increase or decrease in the value of the securities held. In general, if interest rates rise, the value of the fixed income securities will decline. A decline in interest rates will in general have the opposite effect. All fixed income securities and floating rate securities, together with their coupon and maturity date are disclosed in the Schedule of Investments of the Master Portfolio.

The Master Portfolio may invest in instruments in desired currencies at fixed, floating and zero rates of interest.

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(ii) Interest Rate Risk (continued)

The following tables set forth the interest rate exposures for various currencies in the Master Portfolio and gains and losses that are associated with changes in the interest rates. This sensitivity analysis is based on a change in the interest rates applicable to one currency while holding all other interest rates constant. For the Total Portfolio, the assumption is that all interest rates move simultaneously by the same number of basis points. A parallel shift of 75bps or 100bps means that all interest rates along a curve will change by either a 75bps to 100bps increase or decrease (i.e. a 0.75% or 1.0% increase or decrease).

Interest Rate Risk as at 30-Nov-2014		
Currency	Impact on NAV for parallel shift <sup>1</sup>	
	Higher	Lower
USD	0.7%	(0.7%)
ZAR	(0.6%)	0.6%
BRL	(0.6%)	0.6%
IDR	(0.5%)	0.5%
MXN	(0.5%)	0.5%
THB	(0.5%)	0.5%
Other	(1.9%)	1.9%
Total Portfolio	(3.9%)	3.9%

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(ii) Interest Rate Risk (continued)

Interest Rate Risk as at 30-Nov-2013		
Currency	Impact on NAV for parallel shift <sup>1</sup>	
	Higher	Lower
BRL	(1.1%)	1.1%
MXN	(1.0%)	1.0%
KRW	0.9%	(0.9%)
ZAR	(0.6%)	0.6%
COP	(0.5%)	0.5%
USD	0.4%	(0.4%)
Other	(1.5%)	1.5%
Total Portfolio	(3.4%)	3.4%

<sup>1</sup>Higher/Lower parallel shift for interest rates represent a higher/lower 75bps parallel shift in the yield curve for developed interest rates and a higher/lower 100bps shift for emerging markets interest rates.

The above analysis illustrates gains and losses that are associated with changes in the interest rate market that are reasonably possible and exclude changes in the slope of both interest and credit curves. These scenarios also do not include stress scenarios when market moves and changes in correlations and liquidity may result in larger overall gains or losses.

(iii) Other Price Risk

Other price risk is the risk that the value of a financial investment will fluctuate as a result of changes in market prices, other than those arising from currency risk or interest rate risk whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or any factor affecting financial investments traded in the market.

As the Master Portfolio's financial investments are carried at fair value with fair value changes recognised in the Statement of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(a) Market Risk (continued)

(iii) Other Price Risk (continued)

The Trust's investments in collective investment schemes are based upon the net asset values per share as supplied by the funds, in accordance with the valuation policy of the applicable fund as outlined in its prospectus. While it is expected that the assets of the collective investment schemes will generally be valued by an independent third party administrator or other service provider, there may be circumstances in which certain securities or other assets of a collective investment scheme may not have a readily ascertainable market price. In such circumstances, the manager of the relevant collective investment scheme may be required to value such securities or instruments.

The Master Portfolio has no significant exposure to other price risk.

Currency, interest rate and other price risks are managed by the Master Portfolio's Investment Advisor as part of the integrated market risk management processes described above.

(iv) Limitations of Sensitivity Analysis

Some of the limitations of the sensitivity analysis tables above include:

- the analysis is based on historical data and cannot take account of the fact that future market price movements, correlations between markets and levels of market liquidity may bear no relation to historical patterns;
- the analysis is a relative estimate of risk rather than a precise and accurate number;
- the analysis represents a hypothetical outcome and is not intended to be predictive; and
- future market conditions could vary significantly from those experienced in the past.



---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Fund will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset. Among other things liquidity could be impaired by an inability to access secured and /or unsecured sources of financing, an inability to sell assets or unforeseen outflows of cash or collateral. This situation may arise due to circumstances outside of the Fund's control, such as a general market disruption or an operational problem affecting the Fund or third parties. Also, the ability to sell assets may be impaired if other market participants are seeking to sell similar assets at the same time.

The Fund's investment in the Master Portfolio may impose greater restrictions on redemptions than those imposed by the Fund. This may include offering less frequent redemption dates than are offered by the Fund to its unitholders.

The Fund provides for the subscription and redemption of units and it is therefore exposed to the liquidity risk associated with unitholder redemptions in accordance with the terms in the Prospectus. These terms include the discretion to pay redemption distributions in cash or in kind or to limit redemptions to 10% of the Net Asset Value on any dealing day. Where redemption distributions are in kind the unitholder may request that the Investment Advisor sell the assets and distribute the cash proceeds to the unitholder.

The Fund's prospectus provides for the daily subscription of units and the daily redemption of shares. The Fund is therefore exposed to the liquidity risk of meeting unitholder redemptions.

As at 30 November 2014, the Fund's investment in the Master Portfolio is 7.88% of the Master Portfolio's net assets (as at 30 November 2013: 11.22%). The following tables set forth details of the Unitholders with holdings greater than 10% of the Fund's net assets.

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(b) Liquidity Risk (continued)

Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder

30-Nov-2014		30-Nov-2013	
Unitholder 1 <sup>1</sup>	50.00%	Unitholder 1 <sup>1</sup>	51.00%
Unitholder 2 <sup>1</sup>	48.00%	Unitholder 2 <sup>1</sup>	47.00%
Other Unitholders	2.00%	Other Unitholders	2.00%
Total	100.00%	Total	100.00%

<sup>1</sup>Unitholder is a Distributor.

Note: Unitholders are shown in order of holding at the specific period end so Unitholder 1 on 30 November 2014 may not be the same as Unitholder 1 on 30 November 2013.

As at 30 November 2014 and 30 November 2013, all financial liabilities were payable within three months of year end.

(c) Credit Risk

Credit and counterparty risks are the risk that one party to a financial investment will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation.

The Master Portfolio's Investment Advisor has adopted procedures to reduce credit risk related to its dealings with counterparties. Before transacting with any counterparty, the Investment Advisor or its related parties evaluate both credit-worthiness and reputation by conducting a credit analysis of the party, their business and reputation. The credit risk of approved counterparties is then monitored on an ongoing basis, including periodic reviews of financial statements and interim financial reports as needed.

The Fund, and the Master Portfolio in which it invests, are subject to a number of risks relating to the insolvency, administration, liquidation or other formal protection from creditors (“insolvency”) of the Trustee. These risks include without limitation:

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(c) Credit Risk (continued)

- i. The loss of all cash held with the Trustee which is not being treated as client money both at the level of the Trustee (“client money”).
- ii. The loss of all cash which the Trustee has failed to treat as client money in accordance with procedures (if any) agreed with the Trust.
- iii. The loss of some or all of any securities held on trust which have not been properly segregated and so identified both at the level of the Trustee (“trust assets”) or client money held by or with the Trustee.
- iv. The loss of some or all assets due to the incorrect operation of accounts by the Trustee or due to the process of identifying and transferring the relevant Trust Assets and/or client money including any deduction to meet the administrative costs of an insolvency.
- v. Losses caused by prolonged delays in receiving transfers of balances and regaining control over the relevant assets.

An insolvency could cause severe disruption to the Fund's investment activity. In some circumstances, this could cause the Directors of the Manager to temporarily suspend the calculation of the Net Asset Value and dealings in Units.

At 30 November 2014 and 30 November 2013, the following financial assets of the Trust were exposed to credit risk: investments, cash and other receivables. The carrying amounts of financial assets best reflect the maximum credit risk exposure at the reporting date.

The maximum exposure to credit risk as at the reporting date can be analysed as follows:

	30-Nov-2014	30-Nov-2013
Assets	US\$	US\$
Investments - Long	193,929,534	293,358,433
Reimbursement from Investment Advisor	105,563	-
Receivable for fund units sold	846	889,441
Receivable for investments sold	606,874	459,727
Total Assets	194,642,817	294,707,601

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(c) Credit Risk (continued)

The table below sets forth concentrations of counterparty or issuer credit risk greater than 5% of the Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units:

Year ended 30-Nov-2014			Year ended 30-Nov-2013		
Institution	Capacity	% of Net Assets	Institution	Capacity	% of Net Assets
Goldman Sachs Growth & Emerging Markets Debt Local Portfolio (a sub-fund of Goldman Sachs Funds SICAV)	Collective Investment Scheme	100.14%	Goldman Sachs Growth & Emerging Markets Debt Local Portfolio (a sub-fund of Goldman Sachs Funds SICAV)	Collective Investment Scheme	100.17%

No counterparties or issuers are rated below investment grade. Counterparties or issuers are either rated investment grade in their own right or if not rated then an entity in the corporate family tree has such a rating and the Credit Risk Management and Advisory department of the Investment Advisor believes there is strong implicit support from the rated entity to the counterparty.

(d) Additional Risks

(i) Concentration Risk

The Trust may invest in a limited number of investments and investment themes. A consequence of a limited number of investments is that performance may be more favourably or unfavourably affected by the performance of an individual investment.

(ii) Operational Risk

Operational risk is the potential for loss caused by a deficiency in information, communications, transaction processing and settlement, and accounting systems. The Trust's service providers as shown on page 2, maintain controls and procedures for the purpose of helping to manage operational risk. Reviews of the service levels of service providers are performed on a regular basis by the Investment Advisor. No assurance is given that these measures will be 100% effective.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

12. Financial Investments and Associated Risks (continued)

(d) Additional Risks (continued)

(iii) Legal, Tax and Regulatory Risks

Legal, tax and regulatory changes could occur during the duration of the Trust which may adversely affect the Trust.

With respect to tax, the Trust may be subject to taxation on capital gains, interest and dividends in certain jurisdictions where the Trust invests.

The interpretation and applicability of the tax law and regulations by tax authorities at times may not be clear or consistent. Tax obligations where probable and estimable are recorded as liabilities. However, some tax obligations are subject to uncertainty and may result in additional tax liabilities, interest and penalties based on future actions, interpretations or judgements of these authorities covering current and past tax positions. Accounting standards may also change, creating or removing an obligation for the Trust to accrue for a potential tax liability. Consequently, it is possible that certain potential tax obligations which currently are not probable may become so which may result in additional tax liabilities for a Trust in the future and these additional liabilities may be material. Because of the foregoing uncertainties, the NAV may not reflect the tax liabilities ultimately borne by the Trust, including at the time of any subscriptions, redemptions or exchanges of interests in the Trust, which could have an adverse impact on investors at that time.

Additional details of risks not disclosed in these Financial Statements can be found in the Prospectus.

13. Credit Institutions

There was no cash held at credit institutions for the year ended 30 November 2014 (year ended 30 November 2013: Nil).

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

14. Bank Overdraft

Bank overdrafts are held at the following institutions:

Counterparty	Use	30-Nov-2014		30-Nov-2013	
		US\$	% of Net Assets	US\$	% of Net Assets
State Street Bank and Trust Company	a)	527	0.00%	234	0.00%
Total		527	0.00%	234	0.00%

a) Unrestricted - Trustee Cash Account.

15. Cash Flow Statement

The Trust has elected to apply the exemption available to open-ended investment funds under FRS 1 (revised 1996) "Cash Flow Statements", not to prepare a cash flow statement.

16. Statement of Changes in the Portfolio

The Material Portfolio Changes reflect the aggregate purchases of a security exceeding one per cent of the total value of purchases for the period and aggregate disposals greater than one per cent of the total value of the sales. The Material Portfolio Changes are shown on page 30.

17. Exchange Rates

The following exchange rates (against the US\$) were used to convert the investments and other assets and liabilities denominated in currencies other than the US\$:

Currency	30-Nov-2014	30-Nov-2013
	US\$	US\$
Euro (EUR)	0.803310	0.734889
Japanese Yen (JPY)	118.205000	102.275000

18. Soft Commissions

The Trust did not enter into any third party soft commission arrangements, or pay commissions for research and/or execution for the years ended 30 November 2014 and 30 November 2013.

---

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2014

---

19. Contingent Liabilities

There were no contingent liabilities as at 30 November 2014 and 30 November 2013.

20. Prospectus

The latest prospectus of the Trust was issued on 29 May 2014.

21. Subsequent Events

Alan Shuch resigned from the Board of Directors of the Manager as of 5 March 2015.

22. Indemnifications

The Trust may enter into contracts that contain a variety of indemnifications. The Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

23. Approval of the Audited Financial Statements

The Board of Directors of the Manager approved the audited financial statements on 24 March 2015.

Goldman Sachs Global Funds  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Schedule of Investments  
As at 30 November 2014

Holdings	Investments – Long Description	Fair Value US\$	% of Net Assets
	Collective Investment Schemes		
	United States Dollar		
29,927,397	Goldman Sachs Growth & Emerging Markets Debt Local Portfolio - Class “IX0” Share Class <sup>(a) (b)</sup>	193,929,534	100.14
	Total Collective Investment Schemes	193,929,534	100.14
	Total Investments – Long	193,929,534	100.14

	30-Nov-2014		30-Nov-2013	
	Fair Value US\$	% of Net Assets	Fair Value US\$	% of Net Assets
Total Investments				
Investments - Long	193,929,534	100.14	293,358,433	100.17
Other Assets and Liabilities	(276,868)	(0.14)	(492,614)	(0.17)
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units	193,652,666	100.00	292,865,819	100.00

Analysis of Total Assets	% of Total Assets
Collective Investment Schemes	99.63
Other current assets	0.37
Total assets	100.00

(a) A related party to Goldman Sachs Global Funds.

(b) The Fund was invested in the non-Investment Advisory fee bearing share class of the Goldman Sachs Growth & Emerging Markets Debt Local Portfolio.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

[次へ](#)



(参考情報：以下はファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズの財務書類の抜粋である。)

## ゴールドマン・サックス・ファンズ

## 資産負債計算書

2014年11月30日現在

	債券ポートフォリオ	
	米ドル	千円
資産		
デリバティブを除く投資有価証券の時価評価額	2,437,176,126	292,875,455
先渡為替契約およびクラス投資証券固有の先渡為替契約に係る未実現利益	58,768,862	7,062,254
先物およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物に係る未実現利益	68,721	8,258
スワップ契約およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約に係る未実現利益	15,909,834	1,911,885
スワップ取引に係る前払金	196,578	23,623
買建オプションの時価	-	-
現金	29,415,038	3,534,805
ブローカーに対する債権	39,525,734	4,749,807
投資売却未収金	25,028,415	3,007,665
投資証券販売未収金	1,891,612	227,315
未収配当金	80,101	9,626
スワップ契約を除く未収利息	37,307,807	4,483,279
スワップ契約に係る未収利息	12,982,063	1,560,055
未収配当税還付金	-	-
未収利子税還付金	217,363	26,121
有価証券貸付未収金	-	-
投資顧問報酬放棄額	-	-
その他の資産	-	-
資産合計	2,658,568,254	319,480,147

## 債券ポートフォリオ

グロース&エマージング・マーケット・  
デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル 千円

	米ドル	千円
負債		
当座借越	356,953	42,895
ブローカーに対する債務	4,735,000	569,005
先渡為替契約およびクラス投資証券固有の先渡為替契約に係る未実現損失	61,579,872	7,400,053
先物およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物に係る未実現損失	676,374	81,280
スワップ契約およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約に係る未実現損失	37,628,731	4,521,845
スワップ取引に係る前受金	6,103,062	733,405
売建オプションの時価	-	-
カバード・フォワード・モーゲージ担保証券の時価	-	-
投資購入未払金	69,553,444	8,358,237
買戻契約未払金	4,825,000	579,820
投資証券買戻未払金	5,568,554	669,173
スワップ契約に係る未払利息	5,355,546	643,576
未払販売報酬	167	20
未払投資顧問報酬	1,495,631	179,730
未払成功報酬	-	-
未払管理事務代行報酬および未払保管報酬	136,607	16,416
未払販売報酬および未払サービシング報酬	19,829	2,383
未払名義書換事務代行報酬	41,069	4,935
未払年次税	46,303	5,564
未払キャピタル・ゲイン税	124,755	14,992
未払監査報酬	19,244	2,313
未払管理会社報酬	29,304	3,521
未払取締役報酬	7,004	842
未払弁護士報酬	131,018	15,744
未払保険料	42,285	5,081
未払印刷費	21,149	2,541
未払公告費	1,404	169
受取配当金及び受取利息に係る源泉徴収税未払額	-	-
その他の負債	61,059	7,337
負債合計	198,559,364	23,860,879
投資主持分	2,460,008,890	295,619,268
代替的な純資産価額の算出方法	-	-
投資主持分(代替的な純資産価額の算出方法を適用後)	2,460,008,890	295,619,268

## ゴールドマン・サックス・ファンズ

## 損益計算書

2014年11月30日終了年度

## 債券ポートフォリオ

グロース&エマージング・マーケット・  
デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル 千円

	米ドル	千円
収益		
受取配当金	164,643	19,785
スワップ契約を除く受取利息	135,886,882	16,329,527
スワップ契約に係る受取利息	10,628,299	1,277,203
買戻契約に係る受取利息	-	-
純(償却)/割引の償却	5,434,829	653,103
有価証券貸付	-	-
	152,114,653	18,279,618
費用		
当座借越に係る支払利息	-	-
スワップ契約に係る支払利息	-	-
投資顧問報酬	17,895,365	2,150,486
成功報酬	-	-
管理事務代行報酬および保管報酬	1,730,065	207,902
販売報酬およびサービシング報酬	261,568	31,433
名義書換事務代行報酬	91,334	10,976
年次税	384,479	46,203
監査報酬	27,079	3,254
投資主サービス報酬	231,190	27,782
管理会社報酬	121,846	14,642
取締役報酬	15,480	1,860
弁護士報酬	122,903	14,769
保険料	31,697	3,809
印刷費	38,505	4,627
公告費	11,244	1,351
その他の費用	427,523	51,375
	21,390,278	2,570,470
控除 - 投資顧問報酬放棄額	539	65
控除 - 投資顧問固定運用報酬放棄額	-	-
加算 - 固定運用報酬のクラス投資証券に係る投資顧問会社への追加報酬	108,649	13,056
費用合計	21,498,388	2,583,461
配当およびその他の投資収益に係る源泉徴収税	565,557	67,963
当期純収益/(費用)	130,050,708	15,628,194
投資有価証券に係る実現純利益/(損失)	72,754,764	8,742,940
先物取引およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物取引に係る実現純利益/(損失)	(27,609,867)	(3,317,878)
外貨、先渡為替契約およびクラス投資証券固有の先渡為替契約に係る実現純利益/(損失)	(217,894,217)	(26,184,348)
スワップ契約およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約に係る実現純利益/(損失)	(29,775,151)	(3,578,080)
オプション契約に係る実現純利益/(損失)	-	-
実現純利益/(損失)	(202,524,471)	(24,337,366)

## 債券ポートフォリオ

グロース&エマージング・マーケット・  
デット・ローカル・ポートフォリオ

	米ドル	千円
投資有価証券に係る未実現利益/(損失)の純変動額	2,558,626	307,470
カバード・フォワード・モーゲージ担保証券に係る未実現利益/(損失)の純変動額	-	-
先物取引およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券の先物取引に係る未実現利益/(損失)の純変動額	(208,286)	(25,030)
ノンデリバラブル債券先渡契約に係る未実現利益/(損失)の純変動額	(6,996)	(841)
外貨、先渡為替契約およびクラス投資証券固有の先渡為替契約に係る未実現利益/(損失)の純変動額	(4,512,349)	(542,249)
スワップ契約およびデュレーション・ヘッジクラス投資証券のスワップ契約に係る未実現利益/(損失)の純変動額	11,030,584	1,325,545
オプション契約に係る未実現利益/(損失)の純変動額	-	-
未実現利益/(損失)の純変動額	8,861,579	1,064,896
当期投資純利益/(損失)	(63,612,184)	(7,644,276)

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本損益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

## ゴールドマン・サックス・ファンズ

## 投資主持分変動計算書

2014年11月30日終了年度

## 債券ポートフォリオ

グロース&エマージング・マーケット・  
デット・ローカル・ポートフォリオ

	米ドル	千円
期首現在投資主持分	2,610,285,092	313,677,960
代替的な純資産価額の算出方法の戻入	-	-
分配金からの再投資	99,145,217	11,914,281
投資証券発行受取額	894,221,498	107,458,597
投資証券買戻支払額	(941,161,761)	(113,099,409)
当期投資純利益/(損失)	(63,612,184)	(7,644,276)
分配金	(138,868,972)	(16,687,884)
為替調整額	-	-
2014年11月30日現在投資主持分	2,460,008,890	295,619,268
代替的な純資産価額の算出方法	-	-
投資主持分(代替的な純資産価額の算出方法を適用後)	2,460,008,890	295,619,268

[次へ](#)

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	時価 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
公認の取引所への上場が認められている譲渡性のある有価証券						
社債-3.03%						
ブラジル						
14,250,000	Banco Santander Brasil S.A.	BRL	8.000%	18/03/2016	5,341,802	0.22
ケイマン諸島						
3,260,000	Alliance Global Group, Inc.	USD	6.500%	18/08/2017	3,528,885	0.14
11,840,000	Mestenio Ltd.	USD	8.500%	02/01/2020	12,513,933	0.51
					16,042,818	0.65
香港						
6,350,000	CITIC Ltd.	USD	6.800%	17/01/2023	7,484,715	0.30
カザフスタン						
4,550,000	KazMunayGas National Co. JSC	USD	9.125%	02/07/2018	5,300,750	0.22
メキシコ						
139,590,000	America Movil SAB de CV	MXN	6.000%	09/06/2019	10,319,352	0.42
南アフリカ						
10,000,000	Transnet SOC Ltd.	ZAR	9.250%	14/11/2017	957,174	0.04
35,000,000	Transnet SOC Ltd.	ZAR	10.500%	17/09/2020	3,419,714	0.14
21,000,000	Transnet SOC Ltd.	ZAR	10.800%	06/11/2023	2,111,434	0.09
8,000,000	Transnet SOC Ltd.	ZAR	9.500%	19/08/2025	734,048	0.03
241,000,000	Transnet SOC Ltd.	ZAR	10.000%	30/03/2029	22,267,792	0.90
					29,490,162	1.20
ベネズエラ						
910,000	Petroleos de Venezuela S.A.	USD	6.000%	16/05/2024	412,912	0.01
440,000	Petroleos de Venezuela S.A.	USD	5.500%	12/04/2037	191,290	0.01
					604,202	0.02
社債合計						
(取得原価 83,431,124米ドル)					74,583,801	3.03
政府発行債-62.94%						
アルゼンチン						
77,030,000	Argentine Republic Government International Bond(c)	USD	8.475%	15/12/2035	6,586,065	0.27
ブラジル						
31,605,000	Brazil Letras do Tesouro Nacional	BRL	11.576%	01/01/2015	12,125,258	0.49
9,999,000	Brazil Letras do Tesouro Nacional	BRL	12.010%	01/04/2015	3,731,517	0.15
103,295,000	Brazil Letras do Tesouro Nacional	BRL	12.515%	01/01/2016	35,262,445	1.43
5,393,200	Brazil Letras do Tesouro Nacional	BRL	12.150%	01/07/2017	15,564,653	0.63
22,267,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series B	BRL	6.000%	15/08/2016	22,150,410	0.90
16,799,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series B	BRL	6.000%	15/05/2017	16,583,809	0.68
48,342,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series B	BRL	6.000%	15/08/2040	49,378,893	2.01
11,557,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series B	BRL	6.000%	15/08/2050	11,834,380	0.48
20,286,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	BRL	10.000%	01/01/2018	7,817,812	0.32
66,613,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	BRL	10.000%	01/01/2019	25,418,619	1.03
125,197,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	BRL	10.000%	01/01/2023	46,031,122	1.87
32,300,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional-Series F	BRL	10.000%	01/01/2025	11,711,795	0.48
					257,610,713	10.47

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	時価 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
政府発行債 - (続き)						
チリ						
2,664,076,450	Bonos de la Tesoreria de la Republica	CLP	3.000%	01/01/2015	4,463,267	0.18
1,780,143,250	Bonos del Banco Central de Chile en UF	CLP	3.000%	01/03/2022	3,269,473	0.13
					7,732,740	0.31
コロンビア						
8,394,000,000	Colombia Government International Bond	COP	12.000%	22/10/2015	4,032,690	0.16
4,883,000,000	Colombia Government International Bond	COP	12.000%	22/10/2015	2,345,917	0.09
1,053,000,000	Colombia Government International Bond	COP	4.375%	21/03/2023	436,314	0.02
3,920,100,000	Colombian TES "B"	COP	11.250%	24/10/2018	2,138,357	0.09
2,572,200,000	Colombian TES "B"	COP	8.000%	28/10/2015	1,200,419	0.05
161,969,500,000	Colombian TES "B"	COP	7.000%	04/05/2022	76,415,255	3.11
9,041,900,000	Colombian TES "B"	COP	7.500%	26/08/2026	4,324,562	0.18
74,168,500,000	Colombian TES "B"	COP	6.000%	28/04/2028	31,134,593	1.26
					122,028,107	4.96
クロアチア						
17,230,000	Croatia Government International Bond	EUR	3.875%	30/05/2022	22,419,443	0.91
ホンジュラス						
2,200,000	Republic of Honduras	USD	8.750%	16/12/2020	2,508,000	0.10
ハンガリー						
471,100,000	Hungary Government Bond	HUF	6.750%	24/11/2017	2,155,644	0.09
295,860,000	Hungary Government Bond	HUF	4.000%	25/04/2018	1,257,524	0.05
932,640,000	Hungary Government Bond	HUF	5.500%	20/12/2018	4,190,747	0.17
5,316,350,000	Hungary Government Bond	HUF	6.500%	24/06/2019	25,039,297	1.02
7,009,270,000	Hungary Government Bond	HUF	3.500%	24/06/2020	29,257,393	1.19
2,635,410,000	Hungary Government Bond	HUF	7.500%	12/11/2020	13,276,223	0.54
3,024,490,000	Hungary Government Bond	HUF	7.000%	24/06/2022	15,241,430	0.62
989,260,000	Hungary Government Bond	HUF	6.000%	24/11/2023	4,802,282	0.20
4,124,190,000	Hungary Government Bond	HUF	5.500%	24/06/2025	19,551,953	0.79
2,351,010,000	Hungary Government Bond	HUF	6.750%	22/10/2028	12,420,414	0.50
					127,192,907	5.17
インドネシア						
11,000,000	Indonesia Treasury Bond	IDR	6.125%	15/05/2028	770	0.00
2,085,000,000	Indonesia Treasury Bond	IDR	9.000%	15/03/2029	186,393	0.01
2,190,000	Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III	USD	3.300%	21/11/2022	2,107,875	0.08
12,530,000	Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III	USD	4.350%	10/09/2024	12,714,817	0.52
					15,009,855	0.61
イスラエル						
83,200,000	Israel Treasury Bill - Makam	ILS	0.190%	06/05/2015	21,331,386	0.87
メキシコ						
14,800	Mexican Bonos	MXN	6.250%	16/06/2016	1,115	0.00
2,030,144,300	Mexican Bonos	MXN	4.750%	14/06/2018	148,075,979	6.02
14,109,200	Mexican Bonos	MXN	8.000%	11/06/2020	1,164,412	0.05
37,114,300	Mexican Bonos	MXN	6.500%	09/06/2022	2,840,225	0.12
33,132,100	Mexican Bonos	MXN	8.000%	07/12/2023	2,778,350	0.11
90,280,000	Mexican Bonos	MXN	10.000%	05/12/2024	8,627,257	0.35
49,591,000	Mexican Bonos	MXN	8.500%	31/05/2029	4,345,496	0.18

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	時価 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
政府発行債 - (続き)						
メキシコ - (続き)						
10,231,900	Mexican Bonos	MXN	7.750%	29/05/2031	838,778	0.03
410,700	Mexican Bonos	MXN	10.000%	20/11/2036	41,402	0.00
72,809,056	Mexican Udibonos	MXN	5.000%	16/06/2016	5,648,010	0.23
10,746,320	Mexican Udibonos	MXN	3.500%	14/12/2017	838,233	0.03
					175,199,257	7.12
フィリピン						
428,000,000	Philippine Government International Bond	PHP	3.900%	26/11/2022	9,388,264	0.38
ポーランド						
148,210,000	Poland Government Bond	PLN	3.250%	25/07/2019	46,663,079	1.89
212,450,000	Poland Government Bond	PLN	5.750%	23/09/2022	79,182,773	3.22
99,080,000	Poland Government Bond	PLN	3.250%	25/07/2025	31,941,031	1.30
					157,786,883	6.41
ルーマニア						
53,810,000	Romania Government Bond	RON	5.900%	26/07/2017	16,573,074	0.67
39,490,000	Romania Government Bond	RON	4.750%	24/06/2019	12,093,576	0.49
65,460,000	Romania Government Bond	RON	5.950%	11/06/2021	21,303,413	0.87
					49,970,063	2.03
ロシア						
1,165,000,000	Russian Federal Bond - Eurobond	RUB	7.850%	10/03/2018	21,894,123	0.89
872,480,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds	RUB	6.200%	31/01/2018	15,658,165	0.64
848,880,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds	RUB	7.500%	27/02/2019	15,468,413	0.63
404,130,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds	RUB	6.700%	15/05/2019	7,111,524	0.29
49,290,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds	RUB	7.600%	14/04/2021	869,366	0.03
691,950,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds	RUB	7.600%	20/07/2022	11,994,034	0.49
516,500,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds	RUB	7.000%	25/01/2023	8,560,123	0.35
837,090,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds	RUB	7.000%	16/08/2023	13,780,027	0.56
1,255,920,000	Russian Federal Bond - OFZ Bonds	RUB	7.050%	19/01/2028	19,478,043	0.79
					114,813,818	4.67
南アフリカ						
8,950,000	South Africa Government Bond	ZAR	8.000%	21/12/2018	849,369	0.04
164,380,000	South Africa Government Bond	ZAR	8.250%	31/03/2032	14,878,464	0.61
56,840,000	South Africa Government Bond	ZAR	8.500%	31/01/2037	5,224,450	0.21
85,370,000	South Africa Government Bond	ZAR	8.750%	31/01/2044	7,924,272	0.32
118,980,000	South Africa Government Bond	ZAR	8.750%	28/02/2048	11,128,577	0.45
					40,005,132	1.63
タイ						
70,850,000	Bank of Thailand	THB	2.950%	14/01/2016	2,181,453	0.09
566,400,000	Thailand Government Bond	THB	3.125%	11/12/2015	17,456,350	0.71
70,400,000	Thailand Government Bond	THB	4.125%	18/11/2016	2,228,292	0.09
811,500,000	Thailand Government Bond	THB	3.250%	16/06/2017	25,390,596	1.03
149,050,000	Thailand Government Bond	THB	3.875%	13/06/2019	4,835,940	0.20
697,480,734	Thailand Government Bond	THB	1.200%	14/07/2021	20,487,963	0.83
2,760,475,000	Thailand Government Bond	THB	3.650%	17/12/2021	89,378,438	3.63
893,780,000	Thailand Government Bond	THB	3.625%	16/06/2023	28,935,049	1.18
340,420,000	Thailand Government Bond	THB	3.580%	17/12/2027	10,795,850	0.44
22,140,055	Thailand Government Bond	THB	1.250%	12/03/2028	615,623	0.03



## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	時価 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
政府発行債 - (続き)						
タイ - (続き)						
86,900,000	Thailand Government Bond	THB	3.775%	25/06/2032	2,759,257	0.11
					205,064,811	8.34
トルコ						
107,460,000	Turkey Government Bond	TRY	9.000%	08/03/2017	49,983,197	2.03
106,830,000	Turkey Government Bond	TRY	8.300%	20/06/2018	49,278,189	2.00
11,710,000	Turkey Government Bond	TRY	8.800%	14/11/2018	5,490,677	0.22
83,490,000	Turkey Government Bond	TRY	10.400%	27/03/2019	41,526,885	1.69
78,230,000	Turkey Government Bond	TRY	8.500%	10/07/2019	36,521,845	1.49
9,360,000	Turkey Government Bond	TRY	9.500%	12/01/2022	4,618,066	0.19
1,170,000	Turkey Government Bond	TRY	7.100%	08/03/2023	503,751	0.02
47,440,000	Turkey Government Bond	TRY	9.000%	24/07/2024	23,166,850	0.94
					211,089,460	8.58
ベネズエラ						
880,000	Venezuela Government International Bond	USD	9.000%	07/05/2023	479,600	0.02
2,310,000	Venezuela Government International Bond	USD	8.250%	13/10/2024	1,201,200	0.05
1,520,000	Venezuela Government International Bond	USD	9.250%	07/05/2028	813,200	0.03
170,000	Venezuela Government International Bond	USD	7.000%	31/03/2038	83,300	0.01
					2,577,300	0.11
政府発行債合計 (取得原価 1,686,272,757米ドル)						
					1,548,314,204	62.94
ミューチュアル・ファンド-1.72%						
アイルランド						
42,193,316	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund (X Distribution Class) <sup>(d)(e)</sup>				42,193,316	1.72
ミューチュアル・ファンド合計 (取得原価 42,193,316米ドル)						
					42,193,316	1.72
公認の取引所への上場が認められている譲渡性のある有価証券合計 (取得原価 1,811,897,197米ドル)						
					1,665,091,321	67.69
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券						
社債-0.07%						
ベネズエラ						
4,190,000	Petroleos de Venezuela S.A.	USD	6.000%	15/11/2026	1,844,648	0.07
社債合計 (取得原価 1,955,448米ドル)						
					1,844,648	0.07
政府発行債-24.67%						
コロンビア						
11,276,000,000	Colombian TES-Citigroup Funding, Inc.	COP	11.000%	27/07/2020	6,382,681	0.26
4,360,000,000	Colombian TES-Citigroup Funding, Inc.	COP	11.000%	25/07/2024	2,465,103	0.10
27,653,000,000	Colombian TES-Citigroup Funding, Inc. 144A <sup>(f)</sup>	COP	11.250%	25/10/2018	15,084,309	0.61
26,914,000,000	Colombian TES-Citigroup Funding, Inc. 144A <sup>(f)</sup>	COP	11.250%	25/10/2018	14,681,196	0.60
					38,613,289	1.57

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	時価 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
政府発行債 - (続き)						
インドネシア						
232,000,000,000	Indonesia Treasury Bond-Barclays Bank Plc.	IDR	10.000%	17/07/2017	20,217,306	0.82
90,100,000,000	Indonesia Treasury Bond-Deutsche Bank AG 144A(f)	IDR	7.000%	17/05/2022	7,087,512	0.29
155,600,000,000	Indonesia Treasury Bond-Deutsche Bank AG 144A(f)	IDR	7.000%	17/05/2022	12,239,921	0.50
48,700,000,000	Indonesia Treasury Bond-Deutsche Bank AG 144A(f)	IDR	7.000%	17/05/2027	3,692,205	0.15
36,100,000,000	Indonesia Treasury Bond-Deutsche Bank AG 144A(f)	IDR	8.250%	17/06/2032	2,991,325	0.12
46,009,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank 144A(f)	IDR	9.000%	19/03/2029	4,113,063	0.17
242,000,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA	IDR	10.000%	17/07/2017	21,088,741	0.86
190,950,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA	IDR	10.000%	19/07/2017	16,640,063	0.68
72,460,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA	IDR	7.000%	18/05/2027	5,493,577	0.22
54,704,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA	IDR	10.500%	19/08/2030	5,433,868	0.22
112,200,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA	IDR	6.625%	17/05/2033	7,927,274	0.32
175,000,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A(f)	IDR	10.000%	18/07/2017	15,250,123	0.62
134,597,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A(f)	IDR	6.125%	17/05/2028	9,415,945	0.38
83,307,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A(f)	IDR	10.500%	19/08/2030	8,275,067	0.34
10,792,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A(f)	IDR	6.625%	17/05/2033	762,488	0.03
87,348,000,000	Indonesia Treasury Bond-JPMorgan Chase Bank NA 144A(f)	IDR	6.625%	17/05/2033	6,171,404	0.25
62,760,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank 144A(f)	IDR	8.375%	19/03/2024	5,391,991	0.22
34,994,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank 144A(f)	IDR	9.000%	19/03/2029	3,128,356	0.13
56,136,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank 144A(f)	IDR	9.000%	19/03/2029	5,018,386	0.20
21,146,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank 144A(f)	IDR	9.000%	19/03/2029	1,890,387	0.08
25,900,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank 144A(f)	IDR	9.000%	19/03/2029	2,315,380	0.09
128,256,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank 144A(f)	IDR	9.000%	19/03/2029	11,465,691	0.47
375,279,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank Ltd. 144A(f)	IDR	9.000%	19/03/2029	33,548,786	1.36
9,869,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank Ltd. 144A(f)	IDR	9.000%	19/03/2029	882,258	0.03
109,700,000,000	Indonesia Treasury Bond-Standard Chartered Bank Ltd. 144A(f)	IDR	9.000%	19/03/2029	9,806,842	0.40
					220,247,959	8.95
マレーシア						
79,580,000	Malaysia Government Bond	MYR	3.741%	27/02/2015	23,548,387	0.96
21,620,000	Malaysia Government Bond	MYR	3.197%	15/10/2015	6,377,756	0.26
15,610,000	Malaysia Government Bond	MYR	3.260%	01/03/2018	4,557,243	0.18
50,880,000	Malaysia Government Bond	MYR	3.654%	31/10/2019	14,979,252	0.61
16,620,000	Malaysia Government Bond	MYR	4.378%	29/11/2019	5,056,018	0.20
21,180,000	Malaysia Government Bond	MYR	3.889%	31/07/2020	6,308,603	0.26
14,260,000	Malaysia Government Bond	MYR	4.160%	15/07/2021	4,310,673	0.17
21,970,000	Malaysia Government Bond	MYR	4.048%	30/09/2021	6,596,326	0.27
6,760,000	Malaysia Government Bond	MYR	3.418%	15/08/2022	1,944,901	0.08
18,480,000	Malaysia Government Bond	MYR	3.480%	15/03/2023	5,321,639	0.22
85,630,000	Malaysia Government Bond	MYR	4.181%	15/07/2024	25,967,978	1.05

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	時価 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
政府発行債 - (続き)						
マレーシア - (続き)						
71,770,000	Malaysia Government Bond	MYR	4.498%	15/04/2030	22,078,425	0.90
					127,047,201	5.16
ナイジェリア						
1,370,660,000	Nigeria Treasury Bill	NGN	0.000%	07/05/2015	7,281,218	0.30
779,150,000	Nigeria Treasury Bill	NGN	0.000%	04/06/2015	4,077,190	0.16
1,678,090,000	Nigeria Treasury Bill	NGN	1.000%	03/09/2015	8,528,137	0.35
530,000,000	Nigeria Treasury Bond-Citigroup, Inc. 144A <sup>(f)</sup>	NGN	16.000%	03/07/2019	3,209,387	0.13
613,000,000	Nigeria Treasury Bond-Citigroup, Inc. 144A <sup>(f)</sup>	NGN	10.000%	27/07/2030	2,731,292	0.11
327,490,000	Nigeria Treasury Bond-HSBC Bank Plc. 144A <sup>(f)</sup>	NGN	7.000%	23/10/2019	1,405,978	0.06
					27,233,202	1.11
ペルー						
21,583,000	Peruvian Government International Bond	PEN	5.200%	12/09/2023	7,343,421	0.30
71,714,000	Peruvian Government International Bond	PEN	5.700%	12/08/2024	24,869,801	1.01
11,445,000	Peruvian Government International Bond	PEN	8.200%	12/08/2026	4,735,013	0.19
140,000	Peruvian Government International Bond	PEN	6.950%	12/08/2031	51,562	0.00
499,000	Peruvian Government International Bond	PEN	6.900%	12/08/2037	180,375	0.01
684,000	Peruvian Government International Bond	PEN	6.850%	12/02/2042	243,243	0.01
10,368,000	Peruvian Government International Bond 144A <sup>(f)</sup>	PEN	5.700%	12/08/2024	3,595,534	0.15
					41,018,949	1.67
米国						
36,500,000	United States Treasury Note/Bond	USD	1.750%	30/09/2019	36,879,271	1.50
57,300,000	United States Treasury Note/Bond	USD	1.500%	30/11/2019	57,156,750	2.32
38,200,000	United States Treasury Note/Bond	USD	2.000%	31/10/2021	38,349,209	1.56
9,200,000	United States Treasury Note/Bond	USD	3.000%	15/11/2044	9,315,718	0.38
					141,700,948	5.76
ザンビア						
18,710,000	Zambia Government Bond-Citigroup, Inc.	ZMW	0.000%	20/05/2015	2,762,216	0.11
12,420,000	Zambia Government Bond-Standard Chartered Bank 144A <sup>(f)</sup>	ZMW	11.000%	06/09/2017	1,618,044	0.07
40,900,000	Zambia Government Bond-Standard Chartered Bank 144A <sup>(f)</sup>	ZMW	11.000%	20/02/2019	4,759,762	0.19
18,800,000	Zambia Government Bond-Standard Chartered Bank 144A <sup>(f)</sup>	ZMW	13.000%	03/09/2024	1,894,748	0.08
					11,034,770	0.45
政府発行債合計 (取得原価 669,386,761米ドル)						
					606,896,318	24.67
地方債 - 1.26%						
プエルトリコ						
20,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.500%	01/07/2026	15,193	0.00
30,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.250%	01/07/2027	22,344	0.00
405,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.750%	01/07/2028	306,605	0.01
95,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.125%	01/07/2031	68,022	0.00
70,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.500%	01/07/2032	50,704	0.00
20,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.000%	01/07/2034	13,797	0.00
55,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	6.000%	01/07/2034	40,818	0.00
16,740,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	8.000%	01/07/2035	14,438,920	0.59

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	時価 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
地方債 - (続き)						
プエルトリコ - (続き)						
35,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.125%	01/07/2037	24,559	0.00
340,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.250%	01/07/2037	241,618	0.01
955,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.500%	01/07/2039	681,001	0.03
370,000	Commonwealth of Puerto Rico "A"	USD	5.000%	01/07/2041	256,710	0.01
60,000	Commonwealth of Puerto Rico "B"	USD	5.875%	01/07/2036	43,597	0.00
195,000	Commonwealth of Puerto Rico "B"	USD	5.750%	01/07/2038	141,890	0.01
150,000	Commonwealth of Puerto Rico "B"	USD	6.000%	01/07/2039	111,086	0.00
125,000	Commonwealth of Puerto Rico "C"	USD	6.000%	01/07/2039	92,571	0.00
155,000	Commonwealth of Puerto Rico "D"	USD	5.750%	01/07/2041	112,084	0.01
55,000	Commonwealth of Puerto Rico "E"	USD	5.625%	01/07/2032	40,259	0.00
185,000	Puerto Rico Commonwealth Aqueduct & Sewer Authority "A"	USD	5.000%	01/07/2033	128,605	0.01
390,000	Puerto Rico Commonwealth Aqueduct & Sewer Authority "A"	USD	5.750%	01/07/2037	280,800	0.01
275,000	Puerto Rico Commonwealth Aqueduct & Sewer Authority "A"	USD	6.000%	01/07/2038	198,687	0.01
930,000	Puerto Rico Commonwealth Aqueduct & Sewer Authority "A"	USD	6.000%	01/07/2044	669,600	0.03
105,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"	USD	5.250%	01/08/2027	84,048	0.00
1,565,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"	USD	5.500%	01/08/2028	1,271,234	0.05
165,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"	USD	6.125%	01/08/2029	138,298	0.01
2,065,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"(g)	USD	0.000%/6.750%	01/08/2032	1,550,175	0.06
550,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"(g)	USD	0.000%/6.250%	01/08/2033	313,203	0.01
100,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"	USD	8.826%	01/08/2035	17,005	0.00
1,065,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"	USD	5.500%	01/08/2037	799,921	0.03
895,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"	USD	5.375%	01/08/2039	661,897	0.03
2,470,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"	USD	5.500%	01/08/2042	1,835,704	0.08
410,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"	USD	5.000%	01/08/2043	282,679	0.01
190,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "A"	USD	5.250%	01/08/2043	136,456	0.01
1,330,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "B"	USD	5.750%	01/08/2037	1,030,404	0.04
180,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "B"	USD	6.375%	01/08/2039	151,047	0.01
3,015,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "B"	USD	6.000%	01/08/2042	2,355,137	0.10
25,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "B"	USD	6.500%	01/08/2044	20,456	0.00
270,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "C"	USD	9.295%	01/08/2037	37,117	0.00
220,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "C"	USD	8.417%	01/08/2038	27,709	0.00
190,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "C"	USD	6.000%	01/08/2039	149,338	0.01
60,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "C"	USD	5.250%	01/08/2040	47,560	0.00
2,450,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp. "C"	USD	5.250%	01/08/2041	1,791,464	0.07
					30,680,322	1.25
米国						
315,000	Puerto Rico Sales Tax Financing Corp.	USD	5.375%	01/08/2038	231,175	0.01
地方債合計 (取得原価 31,465,604米ドル)						
					30,911,497	1.26
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計 (取得原価 702,807,813米ドル)						
					639,652,463	26.00

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

保有	銘柄	通貨	クーポン・ レート(a)	満期日(b)	時価 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
その他の譲渡性のある有価証券						
社債-1.20%						
オーストラリア						
15,000,000	Toyota Finance Australia Ltd.	MXN	3.760%	20/07/2017	1,071,236	0.04
香港						
57,100,000	21Vianet Group, Inc.	CNH	6.875%	26/06/2017	8,935,057	0.36
71,000,000	China Unicom Hong Kong Ltd.	CNH	4.000%	16/04/2017	11,535,238	0.47
50,000,000	Maikun Investment Co., Ltd.	CNH	4.500%	06/06/2017	8,077,741	0.33
					28,548,036	1.16
社債合計 (取得原価 29,686,412米ドル)						
					29,619,272	1.20
政府発行債-4.18%						
チリ						
2,565,000,000	Chile Government International Bond	CLP	6.000%	01/01/2018	4,543,382	0.19
コスタリカ						
3,366,450,000	Costa Rica Government International Bond	CRC	11.130%	28/03/2018	6,691,172	0.27
298,250,000	Costa Rica Government International Bond	CRC	9.200%	27/03/2019	556,559	0.02
					7,247,731	0.29
ドミニカ共和国						
231,900,000	Dominican Republic International Bond	DOP	16.950%	04/02/2022	6,795,899	0.27
278,600,000	Dominican Republic International Bond	DOP	14.500%	10/02/2023	7,073,106	0.29
504,700,000	Dominican Republic International Bond	DOP	18.500%	04/02/2028	14,950,623	0.61
					28,819,628	1.17
マレーシア						
51,820,000	Bank Negara Malaysia Monetary Notes	MYR	0.000%	20/01/2015	15,252,538	0.62
119,300,000	Bank Negara Malaysia Monetary Notes	MYR	0.000%	04/08/2015	34,456,214	1.40
11,040,000	Malaysia Government Investment Issue	MYR	4.444%	22/05/2024	3,349,208	0.14
					53,057,960	2.16
タイ						
295,900,000	Bank of Thailand	THB	3.220%	01/03/2016	9,144,369	0.37
政府発行債合計 (取得原価 105,922,559米ドル)						
					102,813,070	4.18
その他の譲渡性のある有価証券合計 (取得原価 135,608,971米ドル)						
					132,432,342	5.38
デリバティブを除く投資有価証券の時価 (取得原価 2,650,313,981米ドル)						
					2,437,176,126	99.07

[次へ](#)

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

## 先物契約-(0.03%)

契約数	銘柄	契約時価 (米ドル)	未実現利益 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
	米ドル			
184	US Treasury Long Bond Futures 20/03/2015	買建 26,128,000	68,721	0.00
先物契約に係る未実現利益			68,721	0.00

契約数	銘柄	契約時価 (米ドル)	未実現損失 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
	ユーロ			
(82)	German Federal Republic Bonds 10YR 08/12/2014	売建 (15,626,952)	(156,392)	(0.01)
	米ドル			
(192)	US Treasury Bond Ultra Long 20/03/2015	売建 (30,690,000)	(265,239)	(0.01)
(381)	US Treasury Notes 10YR 20/03/2015	売建 (48,285,797)	(198,909)	(0.01)
(19)	US Treasury Notes 2YR 31/03/2015	売建 (4,161,891)	(734)	(0.00)
(196)	US Treasury Notes 5YR 31/03/2015	売建 (23,380,656)	(55,100)	(0.00)
		(106,518,344)	(519,982)	(0.02)
先物契約に係る未実現損失			(676,374)	(0.03)

## 先渡為替契約-(0.11%)

通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
PEN	13,143,600	USD	4,491,849	02/12/2014	13,241	0.00
USD	4,966,190	PEN	14,468,836	02/12/2014	6,863	0.00
USD	74,300,817	BRL	191,002,622	03/12/2014	246,756	0.01
USD	12,742,006	KRW	13,544,638,341	03/12/2014	519,392	0.02
PEN	23,125,000	USD	7,854,959	04/12/2014	69,332	0.00
USD	5,155,395	MYR	17,318,415	04/12/2014	37,928	0.00
USD	10,439,000	RUB	457,737,101	05/12/2014	1,168,920	0.05
USD	15,663,000	BRL	39,798,117	08/12/2014	254,654	0.01
USD	13,331,002	RUB	613,613,493	08/12/2014	917,103	0.04
USD	13,830,750	BRL	35,715,163	10/12/2014	11,008	0.00
USD	5,222,151	KRW	5,726,088,086	10/12/2014	61,870	0.00
USD	10,283,982	COP	21,490,951,650	11/12/2014	550,243	0.02
USD	8,899,569	MYR	29,860,905	12/12/2014	93,347	0.01
USD	5,146,000	BRL	13,178,031	15/12/2014	54,063	0.00
CNH	1,071,158,014	USD	173,652,857	17/12/2014	6,217	0.00
HUF	7,630,976,885	EUR	24,800,000	17/12/2014	109,271	0.01
PLN	126,293,497	EUR	29,939,000	17/12/2014	322,774	0.01
TRY	650,083,059	USD	287,996,948	17/12/2014	5,242,738	0.21
USD	89,798,065	AUD	101,467,823	17/12/2014	3,590,618	0.15
USD	567,909,842	EUR	444,860,770	17/12/2014	13,325,525	0.54
USD	101,075,276	HUF	24,846,627,386	17/12/2014	53,569	0.00
USD	32,064,729	ILS	110,904,045	17/12/2014	3,609,271	0.15
USD	160,788,822	JPY	17,727,006,803	17/12/2014	11,133,152	0.45
USD	168,425,050	MXN	2,261,114,490	17/12/2014	5,304,231	0.22
USD	150,013,352	PLN	502,379,296	17/12/2014	261,861	0.01

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

先渡為替契約 - (続き)

通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
USD	8,094,827	RON	28,490,466	17/12/2014	81,987	0.00
USD	101,083,259	SGD	128,025,465	17/12/2014	2,929,716	0.12
USD	188,974,382	ZAR	2,086,514,349	17/12/2014	164,712	0.01
USD	14,678,153	COP	31,701,542,462	18/12/2014	330,811	0.01
USD	8,153,000	MYR	27,444,955	22/12/2014	79,231	0.00
USD	11,396,834	PHP	513,028,470	13/01/2015	12,103	0.00
USD	10,602,595	BRL	27,248,669	16/01/2015	169,378	0.01
PEN	19,767,000	USD	6,731,483	23/01/2015	111	0.00
USD	9,498,114	CLP	5,624,783,000	23/01/2015	269,926	0.01
USD	15,655,692	COP	32,419,024,239	23/01/2015	1,033,986	0.04
USD	18,971,190	RUB	803,901,704	23/01/2015	2,962,100	0.12
USD	64,198,461	IDR	792,830,817,287	30/01/2015	47,043	0.00
USD	41,156,954	THB	1,342,925,346	30/01/2015	368,575	0.02
PLN	252,381,730	USD	74,869,616	18/03/2015	78,165	0.00
TRY	48,489,828	USD	21,274,429	18/03/2015	215,793	0.01
USD	167,239,367	CNH	1,038,364,592	18/03/2015	159,106	0.01
USD	48,873,832	SGD	63,558,520	18/03/2015	159,760	0.01
USD	23,765,096	ILS	82,919,644	06/05/2015	2,462,789	0.10
USD	3,689,883	COP	7,752,443,278	06/10/2015	279,623	0.01
先渡為替契約に係る未実現利益					58,768,862	2.39

通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
INR	1,396,354,068	USD	22,611,847	01/12/2014	(109,968)	(0.00)
KRW	13,544,638,341	USD	12,466,303	03/12/2014	(243,688)	(0.01)
IDR	63,853,314,000	USD	5,250,663	04/12/2014	(21,292)	(0.00)
MYR	22,574,311	USD	6,804,000	04/12/2014	(133,454)	(0.01)
USD	18,884,117	PEN	55,355,957	04/12/2014	(84,823)	(0.00)
COP	20,827,749,550	USD	10,079,000	05/12/2014	(639,434)	(0.03)
RUB	748,675,244	USD	16,494,000	05/12/2014	(1,331,848)	(0.05)
NGN	784,647,076	USD	4,645,631	08/12/2014	(276,301)	(0.01)
RUB	2,237,464,814	USD	48,468,491	08/12/2014	(3,202,761)	(0.13)
BRL	13,354,410	USD	5,189,000	10/12/2014	(21,601)	(0.00)
KRW	8,041,335,285	USD	7,335,322	10/12/2014	(88,570)	(0.00)
CLP	12,285,719,524	USD	20,689,104	11/12/2014	(450,986)	(0.02)
MYR	24,464,581	USD	7,290,347	12/12/2014	(75,544)	(0.00)
BRL	13,392,227	USD	5,176,000	15/12/2014	(1,299)	(0.00)
NGN	2,105,412,931	USD	12,650,441	16/12/2014	(1,015,422)	(0.04)
AUD	101,467,823	USD	89,440,855	17/12/2014	(3,233,407)	(0.13)
EUR	4,264,000	HUF	1,353,265,680	17/12/2014	(186,421)	(0.01)
EUR	58,903,000	PLN	248,594,626	17/12/2014	(670,965)	(0.03)
EUR	287,691,327	USD	365,342,879	17/12/2014	(6,693,367)	(0.27)
HUF	22,115,942,027	USD	91,080,818	17/12/2014	(1,161,563)	(0.05)
ILS	110,904,045	USD	30,724,986	17/12/2014	(2,269,529)	(0.09)
JPY	17,727,006,803	USD	158,639,972	17/12/2014	(8,984,302)	(0.37)
MXN	3,592,235,759	USD	267,972,986	17/12/2014	(8,822,712)	(0.36)
PLN	624,680,425	USD	192,683,670	17/12/2014	(6,476,106)	(0.26)
RON	65,089,767	USD	18,770,305	17/12/2014	(464,043)	(0.02)
SGD	128,025,465	USD	99,068,403	17/12/2014	(914,861)	(0.04)

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

## 先渡為替契約 - (続き)

通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
USD	4,433,000	BRL	11,606,392	17/12/2014	(49,126)	(0.00)
USD	274,891,608	CNH	1,697,769,295	17/12/2014	(355,404)	(0.01)
USD	278,161,683	TRY	626,542,774	17/12/2014	(4,459,443)	(0.18)
ZAR	2,718,948,964	USD	246,735,171	17/12/2014	(696,194)	(0.03)
USD	16,386,000	BRL	43,172,276	18/12/2014	(281,442)	(0.01)
MYR	54,954,858	USD	16,416,000	22/12/2014	(249,355)	(0.01)
CLP	6,209,499,246	USD	10,413,207	09/01/2015	(212,640)	(0.01)
INR	1,396,354,068	USD	22,420,586	12/01/2015	(108,229)	(0.00)
USD	5,356,232	PHP	241,458,952	12/01/2015	(2,229)	(0.00)
INR	1,112,129,996	USD	17,887,093	15/01/2015	(123,772)	(0.01)
BRL	44,007,182	USD	17,677,087	23/01/2015	(861,094)	(0.04)
CLP	1,547,344,876	USD	2,627,071	23/01/2015	(88,451)	(0.00)
COP	58,743,931,757	USD	28,371,144	23/01/2015	(1,876,316)	(0.08)
RUB	491,475,056	USD	10,339,422	23/01/2015	(552,070)	(0.02)
RUB	381,201,900	USD	8,278,000	26/01/2015	(694,199)	(0.03)
INR	1,020,774,787	USD	16,416,000	27/01/2015	(139,008)	(0.01)
IDR	480,299,403,442	USD	39,025,200	30/01/2015	(162,069)	(0.01)
KRW	9,768,232,000	USD	9,251,096	30/01/2015	(492,826)	(0.02)
MYR	182,046,419	USD	55,240,910	30/01/2015	(1,942,817)	(0.08)
PHP	66,670,847	USD	1,488,521	30/01/2015	(9,910)	(0.00)
EUR	6,633,500	USD	8,286,999	18/03/2015	(11,451)	(0.00)
HUF	8,033,228,040	USD	32,603,315	18/03/2015	(20,133)	(0.00)
MXN	182,150,316	USD	13,193,562	18/03/2015	(122,250)	(0.00)
USD	8,279,000	TRY	18,738,357	18/03/2015	(25,658)	(0.00)
ZAR	1,354,250,304	USD	121,157,919	18/03/2015	(469,519)	(0.02)

先渡為替契約に係る未実現損失 (61,579,872) (2.50)

## スワップ契約-(0.88%)

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
通貨スワップ						
24,603,350	Floating (USD 3 month LIBOR)	Fixed 11.480%	TRY	13/03/2016	546,158	0.02
14,370,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Fixed 11.070%	TRY	10/03/2016	172,217	0.01
107,590,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Fixed 12.040%	TRY	26/03/2015	1,242,522	0.05

通貨スワップに係る未実現利益 1,960,897 0.08

## 金利スワップ

120,900,000	Fixed 12.000%	Floating (BRL 1 month BCSWA)	BRL	04/01/2016	91,405	0.00
39,980,000	Fixed 9.040%	Floating (BRL 1 month BCSWA)	BRL	02/01/2017	852,734	0.04
63,310,000	Floating (BRL 1 month BZD10)	Fixed 12.580%	BRL	02/01/2017	229,767	0.01
61,160,000	Floating (BRL 1 month LIBOR)	Fixed 12.295%	BRL	02/01/2017	109,255	0.01
90,620,000	Floating (BRL 1 month BZD10)	Fixed 11.935%	BRL	02/01/2018	147,224	0.01
3,356,060,000	Floating (HUF 6 month LIBOR)	Fixed 2.180%	HUF	13/11/2016	42,644	0.00
1,623,190,000	Floating (HUF 6 month LIBOR)	Fixed 2.130%	HUF	14/11/2016	14,310	0.00
1,533,720,000	Floating (HUF 6 month LIBOR)	Fixed 2.140%	HUF	14/11/2016	14,711	0.00
6,048,180,000	Floating (HUF 1 month LIBOR)	Fixed 2.110%	HUF	21/11/2016	45,606	0.00
3,074,260,000	Floating (HUF 1 month LIBOR)	Fixed 2.050%	HUF	25/11/2016	8,195	0.00
3,764,690,000	Floating (HUF 1 month LIBOR)	Fixed 2.070%	HUF	26/11/2016	16,098	0.00



## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

スワップ契約 - (続き)

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
金利スワップ - (続き)						
4,066,930,000	Floating (HUF 1 month LIBOR)	Fixed 2.035%	HUF	27/11/2016	6,124	0.00
2,198,730,000	Floating (INR 1 month LIBOR)	Fixed 7.420%	INR	21/11/2016	64,283	0.00
644,480,000	Floating (INR 1 month LIBOR)	Fixed 7.400%	INR	24/11/2016	15,530	0.00
1,578,380,000	Floating (INR 1 month LIBOR)	Fixed 7.360%	INR	25/11/2016	19,890	0.00
13,642,800,000	Floating (KRW 3 month KSDA)	Fixed 2.850%	KRW	03/03/2017	228,168	0.01
30,940,620,000	Floating (KRW 3 month KSDA)	Fixed 2.875%	KRW	07/03/2017	534,434	0.02
55,944,560,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.245%	KRW	06/10/2017	294,010	0.01
80,605,550,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.238%	KRW	06/10/2017	410,969	0.02
33,126,080,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.247%	KRW	13/10/2017	177,534	0.01
33,635,440,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.245%	KRW	13/10/2017	178,148	0.01
5,766,070,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.250%	KRW	13/10/2017	31,265	0.00
9,637,640,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.240%	KRW	14/10/2017	49,997	0.00
8,839,610,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.245%	KRW	14/10/2017	46,973	0.00
8,839,600,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.250%	KRW	14/10/2017	48,088	0.00
21,698,300,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.252%	KRW	15/10/2017	119,309	0.01
25,078,520,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.173%	KRW	28/10/2017	92,310	0.00
8,577,550,000	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	Fixed 2.167%	KRW	28/10/2017	30,367	0.00
17,077,480,000	Floating (KRW 3 month LIBOR)	Fixed 2.172%	KRW	28/10/2017	62,641	0.00
9,530,720,000	Floating (KRW 3 month LIBOR)	Fixed 2.175%	KRW	29/10/2017	35,570	0.00
9,736,130,000	Floating (KRW 3 month LIBOR)	Fixed 2.075%	KRW	04/11/2017	11,392	0.00
14,013,880,000	Floating (KRW 3 month LIBOR)	Fixed 2.060%	KRW	04/11/2017	10,989	0.00
13,610,780,000	Floating (KRW 3 month LIBOR)	Fixed 2.033%	KRW	07/11/2017	1,480	0.00
23,667,810,000	Floating (KRW 3 month KSDA)	Fixed 3.620%	KRW	23/08/2023	2,180,134	0.09
18,184,210,000	Floating (KRW 3 month LIBOR)	Fixed 2.940%	KRW	11/07/2024	804,880	0.03
241,760,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 9.290%	MXN	22/04/2027	990,012	0.04
499,970,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 9.300%	MXN	22/04/2027	2,058,839	0.08
909,350,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 8.010%	MXN	29/06/2027	955,955	0.04
394,090,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 8.650%	MXN	30/07/2027	962,598	0.04
115,040,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 8.520%	MXN	03/09/2027	239,797	0.01
192,390,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 8.590%	MXN	03/09/2027	431,229	0.02
160,780,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 7.940%	MXN	22/09/2027	121,060	0.01
714,110,000	Floating (THB 6 month LIBOR)	Fixed 1.905%	THB	17/11/2016	41,808	0.00
694,390,000	Floating (THB 6 month LIBOR)	Fixed 1.870%	THB	19/11/2016	26,297	0.00
292,120,000	Floating (THB 1 month LIBOR)	Fixed 1.810%	THB	24/11/2016	1,848	0.00
396,160,000	Floating (THB 1 month LIBOR)	Fixed 1.820%	THB	28/11/2016	1,139	0.00
126,890,000	Floating (ZAR 3 month LIBOR)	Fixed 7.640%	ZAR	13/06/2019	405,501	0.02
55,570,000	Floating (ZAR 3 month JIBAR)	Fixed 7.280%	ZAR	05/09/2019	104,568	0.01
289,990,000	Floating (ZAR 3 month JIBAR)	Fixed 7.310%	ZAR	08/09/2019	575,507	0.02
金利スワップに係る未実現利益					13,942,592	0.57
クレジット・デフォルト・スワップ						
7,380,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	6,345	0.00
クレジット・デフォルト・スワップに係る未実現利益					6,345	0.00
スワップ契約に係る未実現利益合計					15,909,834	0.65

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

スワップ契約 - (続き)

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
金利スワップ						
22,250,000	Floating (BRL 1 month BCSWA)	Fixed 11.230%	BRL	04/01/2016	(76,037)	(0.00)
26,300,000	Floating (BRL 1 month BCSWA)	Fixed 8.265%	BRL	04/01/2016	(546,903)	(0.02)
27,090,000	Floating (BRL 1 month BCSWA)	Fixed 9.280%	BRL	04/01/2016	(365,344)	(0.01)
131,900,000	Floating (BRL 1 month BCSWA)	Fixed 9.980%	BRL	04/01/2016	(1,039,368)	(0.04)
113,870,000	Fixed 12.640%	Floating (BRL 1 month BCSWA)	BRL	04/01/2016	(664,243)	(0.03)
53,200,000	Floating (BRL 1 month BCSWA)	Fixed 11.500%	BRL	02/01/2017	(127,543)	(0.01)
33,090,000	Floating (BRL 1 month BCSWA)	Fixed 11.450%	BRL	02/01/2018	(70,523)	(0.00)
28,750,000	Floating (BRL 1 month BCSWA)	Fixed 11.150%	BRL	02/01/2018	(139,286)	(0.01)
27,880,000	Floating (BRL 1 month BCSWA)	Fixed 11.120%	BRL	02/01/2018	(142,611)	(0.01)
78,550,000	Floating (BRL 1 month BCSWA)	Fixed 11.500%	BRL	02/01/2018	(156,895)	(0.01)
33,110,000	Fixed 11.410%	Floating (BRL 1 month BZD10)	BRL	04/01/2021	(20,338)	(0.00)
6,842,500,000	Fixed 3.860%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	28/03/2016	(138,129)	(0.01)
5,545,000,000	Fixed 3.850%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	31/03/2016	(111,187)	(0.00)
7,548,640,000	Fixed 3.980%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	28/04/2017	(245,216)	(0.01)
3,663,500,000	Fixed 3.950%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	12/05/2017	(115,245)	(0.00)
13,147,260,000	Fixed 3.640%	Floating (CLP 6 month LIBOR)	CLP	28/07/2017	(249,189)	(0.01)
1,684,700,000	Fixed 4.640%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	12/03/2019	(117,754)	(0.00)
1,784,740,000	Fixed 4.650%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	13/03/2019	(125,914)	(0.01)
606,000,000	Fixed 4.660%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	13/03/2019	(43,155)	(0.00)
517,000,000	Fixed 4.540%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	26/03/2019	(32,617)	(0.00)
4,450,920,000	Fixed 4.420%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	09/04/2019	(244,029)	(0.01)
1,496,900,000	Fixed 4.430%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	10/04/2019	(83,055)	(0.00)
1,512,200,000	Fixed 4.350%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	15/04/2019	(75,599)	(0.00)
2,625,550,000	Fixed 4.000%	Floating (CLP 6 month LIBOR)	CLP	28/07/2019	(59,889)	(0.00)
5,510,060,000	Fixed 4.030%	Floating (CLP 6 month LIBOR)	CLP	31/07/2019	(136,968)	(0.01)
2,426,650,000	Fixed 5.360%	Floating (CLP 6 month CLICP)	CLP	07/06/2023	(282,490)	(0.01)
24,229,380,000	Fixed 5.110%	Floating (COP 3 month DTF)	COP	15/04/2019	(158,614)	(0.01)
10,055,690,000	Fixed 5.190%	Floating (COP 3 month COOVI)	COP	22/04/2019	(80,097)	(0.00)
7,711,310,000	Fixed 5.320%	Floating (COP 3 month LIBOR)	COP	17/06/2019	(78,085)	(0.00)
11,875,400,000	Fixed 5.350%	Floating (COP 3 month LIBOR)	COP	18/06/2019	(126,899)	(0.01)
5,326,640,000	Fixed 5.920%	Floating (COP 3 month MDTF)	COP	16/04/2024	(6,673)	(0.00)
61,166,000,000	Fixed 3.119%	Floating (KRW 3 month MKSDA)	KRW	10/08/2022	(1,691,885)	(0.07)
28,395,500,000	Fixed 3.210%	Floating (KRW 3 month MKSDA)	KRW	14/09/2022	(873,465)	(0.04)
32,240,419,999	Fixed 3.320%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	18/09/2022	(1,131,847)	(0.05)
32,240,419,999	Fixed 3.300%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	18/09/2022	(1,105,943)	(0.04)
32,195,000,000	Fixed 3.120%	Floating (KRW 3 month MKWDCD)	KRW	09/10/2022	(859,535)	(0.03)
7,153,000,000	Fixed 3.150%	Floating (KRW 3 month MKSDA)	KRW	21/11/2022	(194,556)	(0.01)
23,576,890,000	Fixed 3.225%	Floating (KRW 3 month MKSDA)	KRW	29/11/2022	(713,523)	(0.03)
29,396,590,000	Fixed 3.220%	Floating (KRW 3 month MKSDA)	KRW	29/11/2022	(877,902)	(0.04)
32,312,210,000	Fixed 3.275%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	05/12/2022	(1,039,386)	(0.04)
70,000,000,000	Fixed 3.380%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	08/01/2023	(2,496,920)	(0.10)
2,000,000,000	Fixed 3.070%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	09/01/2023	(102,451)	(0.00)
16,000,000,000	Fixed 3.315%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	05/02/2023	(522,724)	(0.02)
14,135,280,000	Fixed 2.710%	Floating (KRW 3 month KWDCD)	KRW	06/05/2023	(382,805)	(0.02)
11,203,580,000	Fixed 2.720%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	06/05/2023	(311,194)	(0.01)
60,000	Fixed 3.175%	Floating (KRW 3 month KWDCD)	KRW	19/06/2023	(4)	(0.00)
40,000	Fixed 3.405%	Floating (KRW 3 month KWDCD)	KRW	11/07/2023	(3)	(0.00)
14,168,870,000	Fixed 3.587%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	26/08/2023	(1,273,593)	(0.05)
4,000,000,000	Fixed 3.460%	Floating (KRW 3 month KWDCD)	KRW	02/09/2023	(323,236)	(0.01)
1,900,030,000	Fixed 3.470%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	23/12/2023	(157,637)	(0.01)

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

## スワップ契約 - (続き)

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
金利スワップ - (続き)						
3,981,000,000	Fixed 3.465%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	23/12/2023	(328,810)	(0.01)
8,364,520,000	Fixed 3.470%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	07/01/2024	(695,297)	(0.03)
4,206,700,000	Fixed 3.455%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	09/01/2024	(344,929)	(0.01)
5,741,140,000	Fixed 3.465%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	13/01/2024	(475,501)	(0.02)
2,579,970,000	Fixed 3.445%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	16/01/2024	(210,182)	(0.01)
2,870,475,000	Fixed 3.440%	Floating (KRW 3 month KSDA)	KRW	20/01/2024	(233,030)	(0.01)
13,381,010,000	Fixed 2.965%	Floating (KRW 3 month LIBOR)	KRW	03/07/2024	(617,296)	(0.03)
20,362,020,000	Fixed 3.138%	Floating (KRW 3 month KWDCDC)	KRW	23/09/2024	(370,843)	(0.01)
6,884,400,000	Fixed 3.000%	Floating (KRW 3 month MKWDCDC)	KRW	24/01/2028	(376,471)	(0.02)
216,170,000	Fixed 5.190%	Floating (MXN 1 month TIIE)	MXN	02/10/2017	(423,947)	(0.02)
210,490,000	Fixed 5.190%	Floating (MXN 1 month TIIE)	MXN	02/10/2017	(412,807)	(0.02)
160,500,000	Floating (MXN 1 month TIIE)	Fixed 5.720%	MXN	21/03/2028	(647,722)	(0.03)
614,450,000	Floating (THB 1 month LIBOR)	Fixed 1.800%	THB	25/11/2016	(1,450)	(0.00)
99,600,000	Fixed 2.250%	Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	17/12/2019	(1,573,441)	(0.06)
212,000,000	Fixed 2.500%	Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	17/12/2021	(4,441,559)	(0.18)
43,200,000	Fixed 3.000%	Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	17/12/2024	(1,229,969)	(0.05)
32,800,000	Fixed 3.250%	Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	17/12/2029	(927,918)	(0.04)
114,000,000	Floating (ZAR 3 month LIBOR)	Fixed 6.520%	ZAR	30/05/2018	(19,082)	(0.00)
150,510,000	Floating (ZAR 3 month LIBOR)	Fixed 6.530%	ZAR	31/05/2018	(20,935)	(0.00)
153,000,000	Floating (ZAR 3 month LIBOR)	Fixed 6.500%	ZAR	31/05/2018	(34,267)	(0.00)
120,800,000	Floating (ZAR 3 month JIBAR)	Fixed 6.580%	ZAR	01/11/2019	(98,304)	(0.00)
377,700,000	Floating (ZAR 3 month JIBAR)	Fixed 6.590%	ZAR	02/11/2019	(295,197)	(0.01)
88,100,000	Floating (ZAR 3 month JIBAR)	Fixed 6.480%	ZAR	06/11/2019	(106,017)	(0.00)
170,230,000	Floating (ZAR 3 month JIBAR)	Fixed 6.250%	ZAR	15/01/2020	(383,910)	(0.02)
101,000,000	Floating (ZAR 3 month JIBAR)	Fixed 6.290%	ZAR	16/01/2020	(212,152)	(0.01)
125,000,000	Floating (ZAR 3 month JIBAR)	Fixed 6.565%	ZAR	30/01/2020	(130,928)	(0.01)
135,780,000	Floating (ZAR 3 month JIBAR)	Fixed 6.620%	ZAR	30/05/2020	(143,458)	(0.01)
439,600,000	Floating (ZAR 3 month JIBAR)	Fixed 6.775%	ZAR	02/11/2020	(319,179)	(0.01)

金利スワップに係る未実現損失	(34,993,105)	(1.42)
----------------	--------------	--------

## クレジット・デフォルト・スワップ

5,230,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(65,161)	(0.01)
1,060,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(12,428)	(0.00)
1,970,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(22,293)	(0.00)
480,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(5,233)	(0.00)
3,130,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(41,146)	(0.00)
4,260,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(52,518)	(0.01)
1,960,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(22,961)	(0.00)
3,080,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(35,904)	(0.00)
2,100,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(24,601)	(0.00)
1,400,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(15,540)	(0.00)
620,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(5,607)	(0.00)

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

## スワップ契約 - (続き)

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
クレジット・デフォルト・スワップ - (続き)						
2,870,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(28,318)	(0.00)
880,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(10,304)	(0.00)
2,550,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(23,570)	(0.00)
1,300,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(11,485)	(0.00)
5,010,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(40,195)	(0.00)
4,340,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(34,819)	(0.00)
4,340,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(32,991)	(0.00)
4,340,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/03/2019	(29,366)	(0.00)
1,950,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(6,523)	(0.00)
3,600,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(4,801)	(0.00)
13,470,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(176,624)	(0.01)
970,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(10,618)	(0.00)
3,890,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(40,430)	(0.00)
1,420,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(13,043)	(0.00)
2,600,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(20,076)	(0.00)
4,340,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(30,658)	(0.00)
4,700,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(39,376)	(0.00)
290,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(2,362)	(0.00)
2,260,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(16,718)	(0.00)
870,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(6,681)	(0.00)
410,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(3,077)	(0.00)
3,080,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(22,598)	(0.00)
6,260,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(44,195)	(0.01)
660,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(4,660)	(0.00)
1,560,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(10,674)	(0.00)
3,260,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(23,358)	(0.00)
1,340,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(9,755)	(0.00)
2,270,000	Fixed 1.000%	Floating (People's Republic of China)	USD	20/06/2019	(9,695)	(0.00)
クレジット・デフォルト・スワップに係る未実現損失					(1,010,362)	(0.04)

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ  
投資有価証券明細表  
2014年11月30日現在

## スワップ契約 - (続き)

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持 分比率 (%)
通貨スワップ						
58,060,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Fixed 11.575%	TRY	31/03/2015	(5,404)	(0.00)
50,901,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Floating (ZAR 3 month JIBAR + 0.30%)	ZAR	23/05/2019	(275,172)	(0.01)
65,110,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Floating (ZAR 3 month JIBAR + 0.385%)	ZAR	12/05/2024	(383,339)	(0.01)
31,630,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Floating (ZAR 3 month JIBAR + 0.38%)	ZAR	13/05/2024	(175,470)	(0.01)
65,331,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Floating (ZAR 3 month JIBAR + 0.385%)	ZAR	13/05/2024	(360,429)	(0.01)
56,670,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Floating (ZAR 3 month LIBOR)	ZAR	15/07/2024	(134,880)	(0.01)
45,640,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Floating (ZAR 3 month JIBAR+ 0.38%)	ZAR	17/07/2024	(137,530)	(0.01)
58,611,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Floating (ZAR 3 month JIBAR+ 0.41%)	ZAR	12/08/2024	(153,040)	(0.01)
通貨スワップに係る未実現損失					(1,625,264)	(0.07)
スワップ契約に係る未実現損失合計					(37,628,731)	(1.53)
投資有価証券の時価 (取得原価 2,650,313,981米ドル)					2,412,038,566	98.05
その他の資産および負債					47,970,324	1.95
投資主持分					2,460,008,890	100.00

## ゴールドマン・サックス・ファンズ - グロース&amp;エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

## 投資有価証券明細表

2014年11月30日現在

投資有価証券合計	時価 (米ドル)	投資主持分比率 (%)
デリバティブを除く投資有価証券合計(取得原価 2,650,313,981米ドル)	2,437,176,126	99.07
先物契約に係る未実現利益	68,721	0.00
先物契約に係る未実現損失	(676,374)	(0.03)
先渡為替契約に係る未実現利益	58,768,862	2.39
先渡為替契約に係る未実現損失	(61,579,872)	(2.50)
スワップ契約に係る未実現利益	15,909,834	0.65
スワップ契約に係る未実現損失	(37,628,731)	(1.53)
その他の資産および負債	47,970,324	1.95
投資主持分	2,460,008,890	100.00

社債、政府発行債および地方債について開示されているレートは、2014年11月30日現在の実効レートである。

先物取引業者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーであった。

先渡為替契約の取引相手方は、バンク・オブ・アメリカNA、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BNPパリバ・エス・エー、シティバンクNAロンドン、クレディ・スイス・インターナショナル、ドイチェ・バンク・アーゲー・ロンドン、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、HSBCバンク・ピーエルシー、JPモルガン・チェース・バンクNAロンドン、メリルリンチ・インターナショナル、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー、スタンダードチャータード・バンク、ステート・ストリート・バンク・ロンドン、UBSアーゲー・ロンドンおよびウエストパック・バンキング・コーポレーションであった。

スワップ契約の取引相手方は、バンク・オブ・アメリカNA、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル、シティバンクNA、クレディ・スイス・インターナショナル、ドイチェ・バンク・アーゲー・フランクフルト、ドイチェ・バンク・アーゲー・ロンドン、HSBCバンク・ピーエルシー、JPモルガン・チェース・バンクNA、JPモルガン・チェース・バンクNAロンドン、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニーおよびモルガン・スタンレー・カンパニー・インターナショナルであった。

2014年11月30日現在、最大の個別取引相手のエクスポージャーは純資産価額の0.26%である。

- (a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、変動利付証券については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表している。
- (b) 満期日は、有価証券に記載された日、変動利付証券については次の金利再設定日、事前払戻日のある有価証券についてはかかる日のいずれかを表している。
- (c) 変動クーポン・レートは、2014年11月30日現在の気配値である。
- (d) ゴールドマン・サックス・ファンズの関係ファンド。
- (e) 当該ファンドの2014年11月30日現在の利回りは0.194%である。
- (f) 144A：当該有価証券は、1933年米国証券法のルール144Aに記載されるとおり、適格機関投資家向けの私募として発行され、譲渡可能である。
- (g) 当該有価証券は、初回の表示レートで発行され、将来の期日に2回目のレートへと上昇する。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## G S 新成長国通貨債券ファンド

(2015年3月末日現在)

	米ドル ( および を除く )	千円 ( および を除く )
・資産総額	147,711,634.67	17,750,507
・負債総額	970,710.59	116,650
・純資産総額( - )	146,740,924.08	17,633,857
・発行済口数	普通(米ドル建て)クラス受益証券 ユーロ・クラス受益証券 日本円クラス受益証券	353,633口 70,812口 537,421口
・1口当たり純資産価格	普通(米ドル建て)クラス受益証券 ユーロ・クラス受益証券 日本円クラス受益証券	104.59米ドル(12,569円) 143.92ユーロ(18,756円) 6,164円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) ファンド受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、

タウンSEND・ストリート 43、ジョージズ・クエイ・ハウス

日本の受益者については、ファンド受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

### (ロ) 受益者集会

信託証書の規定に従い受益者集会が開催されることがある。

受託会社または管理会社は受益者集会を招集することができる。受託会社は、発行済ファンド受益証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。

受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。受益者集会においては、信託証書の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議される。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド受益証券の取得も制限することができる。



## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 株主資本の額

授權資本金は100万米ドル(約12,017万円)である。2015年3月末日現在、払込済株主資本は、50万米ドル(約6,009万円)である。

##### (2) 会社の機構

取締役会は、管理方針、管理会社の経営および事業を行う方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は総会において決定しない限り特別な資格を要しない。取締役は年次株主総会において株主の決議によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時に取締役会に自己の代わりに代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

## (3) 役員および従業員の状況

(2015年3月末日現在)

氏名	管理会社役職	所属・役職名
セオドア T. ソティア (Theodore T. Sotir)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクター およびパートナー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの国際業務のチーフ・アドミニストラティブ・オフィサー、グローバル・イニシアティブの責任者、オフショア・ファンド業務のチェアマンおよびディストリビューションの最高業務責任者
フランク・エニス (Frank Ennis)	取締役	ゴールドマン・サックスに雇用されていない。独立コンサルタントおよび社外取締役
マーク・ヒーニー (Mark Heaney)	取締役	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのエグゼクティブ・ディレクター、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのインターナショナル・ファンズ・グループの責任者
ユージーン・レーガン (Eugene Regan)	取締役	ゴールドマン・サックスに雇用されていない。社外取締役
キャサリン・ユニアック (Katherine Uniacke)	取締役	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのアドバイザー・ディレクター

(注) 管理会社の会社秘書役はマツアック・トラスト・リミテッドである。その他に管理会社の従業員はいない。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。

管理会社は、ポートフォリオ資産の投資顧問業務をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託している。

過失、故意による懈怠または詐欺行為が存在しない場合、管理会社は、受益者、受託会社、投資顧問会社または管理会社もしくはファンドの受任者に対して、信託証書上の義務の適切な遂行から生じる損失に責任を負わない。特に管理会社は、投資顧問会社の助言に基づいて善意で行った行為に対して責任を負わない。ファンドは、管理会社（およびその取締役、役員および従業員）に対して、管理会社が義務の遂行にあたり、管理会社（およびその取締役、役員および従業員）が蒙ったすべての責任、損害、コスト、請求および費用を補償することに同意している。ただし、信託証書上の義務遂行にあたり管理会社に過失、故意による懈怠または詐欺行為がある場合は除く。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。）。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の管理業務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社はまた、その投資運用業務を委託することができ、かかる委託を行っている。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を代行協会会員として、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを総販売会社として、RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッドを登録・名義書換事務代行会社として、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドを管理事務代行会社として任命している。

2015年3月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っている。

なお、すべてのファンドは、アイルランド籍の投資信託である。また、純資産額は、別段の記載がない限り、2015年3月末日現在の数値である。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
アイルランド	MMF	1	535,870,407米ドル
アイルランド	その他	4	1,080,456,829米ドル
		2	23,297,187,219円

### 3【管理会社の経理状況】

a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書きの規定を適用して、アイルランドにおける法令に準拠して管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)

上記原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパースアイルランド(PricewaterhouseCoopers, Ireland)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。

b. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2015年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.17円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

## （１）【貸借対照表】

ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド  
損益計算書  
2014年12月31日終了年度

	注	2014年12月31日終了年度		2013年12月31日終了年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
売上	3	41,265	4,959	93,886	11,282
営業費用		(56,822)	(6,828)	(50,047)	(6,014)
営業（損失）／利益	4	(15,557)	(1,869)	43,839	5,268
受取利息および類似収益	5	28	3	455	55
税引前経常（損失）／利益		(15,529)	(1,866)	44,294	5,323
経常（損失）／利益にかかる税額	8	(361)	(43)	(7,208)	(866)
当期税引後経常（損失）／利益	12	(15,890)	(1,910)	37,086	4,457

当社の経営成績は、当年度および前年度のいずれも継続事業によるものである。

上記の会計年度における税引前および税引後の経常（損失）／利益とそれらの取得原価相当額の間には差異はない。

当社は、当年度または前年度において上記に開示されているもの以外に利益および損失を認識していない。したがって、別個の総認識利得損失計算書は作成されない。

本財務書類は、2015年4月21日に取締役会によって承認された。

マーク・ヒーニー	セオドア・ソティア
取締役	取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

## ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

## 貸借対照表

2014年12月31日現在

	注	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産					
現金預金		1,245,819	149,710	1,171,185	140,741
債権	9	135,011	16,224	281,093	33,779
		1,380,830	165,934	1,452,278	174,520
債務：1年以内に期限が到来する金額	10	(382,396)	(45,953)	(437,954)	(52,629)
純資産		998,434	119,982	1,014,324	121,891
資本金および準備金					
払込資本金	11	500,000	60,085	500,000	60,085
留保利益	12	498,434	59,897	514,324	61,806
株主持分合計	12	998,434	119,982	1,014,324	121,891

本財務書類は、2015年4月21日に取締役会によって承認された。

マーク・ヒーニー

セオドア・ソティア

取締役

取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

## ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

財務書類に対する注記 - 2014年12月31日

## 1. 会計方針

当社が採用している重要な会計方針は以下のとおりである。

## a. 作成基準

本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1963年から2013年の会社法を構成するアイルランド法に従って作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会により公表され、財務報告評議会により発行されたものである。

## b. 取得原価主義

本財務書類は、取得原価主義で作成されている。

## c. 表示通貨

本財務書類は、当社の表示・機能通貨である米ドルで表示されている。

## d. 外貨

外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建の取引は、取引が生じた日の実勢為替レートで換算されている。外貨取引ならびに外貨建の未収金および未払金の決済から生じる損益は、損益計算書に認識されている。

## e. 収益認識

管理報酬は、発生主義で認識され、ファンドの平均純資産価額に対する比率で計算され、また関連サービスが提供される期間にわたって認識される。

## f. 税金

税金費用は、当期利益に基づくものであり、当期税額および繰延税金を考慮に入れている。

## g. 繰延税金

繰延税金は、貸借対照日現在において将来の税金を多く支払う義務をもたらす、または将来の税金を少なく支払う権利をもたらす取引または事象が発生している場合に、貸借対照日現在において発生しているが取崩しがなされていない、すべての一時差異を示している。一時差異とは、税務上計算された利益と上述の財務書類上の利益との間における一時差異であり、財務書類では一部の利益および支出項目が税務上とは異なる年度で処理されるために生じる。繰延税金は、貸借対照日において制定されている、または実質的に制定されている税率および税法に基づいて、一時差異の取崩が予想される年度に適用されると見込まれる税率で割引前基準により測定される。

## h. 配当金

最終配当金は、株主が承認する期間に認識される。中間配当金は、当該配当金が支払われる期間に認識される。配当金は、株主持分から直接分配される。

## 2. 報告および開示の免除

## a. FRS(1996年改訂)「キャッシュ・フロー計算書」

当社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの90%超の子会社であり、当グループの連結財務書類には当社が含まれ、また当該連結財務書類が公に入手可能であることから、FRS第1号「キャッシュ・フロー計算書」(1996年改訂)で要求されるキャッシュ・フロー計算書の作成を免除されている。

## b. FRS第8号「関連当事者の開示」

グループ内の他の企業との取引は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの連結財務書類が公に入手可能であることからFRS第8号「関連当事者の開示」の下で開示が免除されているため、開示されていない。すべての関連当事者取引は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの100%子会社間で行われている。報告期間中または報告期間後に当社が取締役に対して供与した貸付金はなかった。開示が要求される他の関連当事者取引はなかった。

## 3. 売上

売上は、集合投資スキームに提供したファンドの運用業務に関して得た報酬である。

## 4. 税引前経常(損失)/利益

	2014年12月31日 終了年度 米ドル	2013年12月31日 終了年度 米ドル
税引前経常(損失)/利益は、以下の費用計上後で表示されている：		
監査報酬 - 監査業務	13,173	13,802
為替差損	7,006	849
弁護士報酬	21,531	21,901
監査報酬(VATを除く)：		
- 個別財務書類の監査	13,173	13,802
- その他の保証業務	-	-
- 税務アドバイザー業務	-	-
- その他の非監査業務	-	-
監査報酬合計	13,173	13,802

## 5. 受取利息および類似収益

	2014年12月31日 終了年度 米ドル	2013年12月31日 終了年度 米ドル
銀行利息	28	35
グループ会社向け貸付金に係る受取利息	-	420
	28	455



## 6. 取締役報酬

	2014年12月31日 終了年度 米ドル	2013年12月31日 終了年度 米ドル
報酬総額：		
取締役報酬	2,503	2,155
年金	25	18
	<u>2,528</u>	<u>2,173</u>

当年度および前年度の取締役報酬は、グループ会社が負担している。

## 7. 人件費

当社は従業員を雇用していない(2013年：なし)。当社の業務に携わる者は、すべてグループ会社によって雇用されている。

## 8. 経常(損失)/利益にかかる税額

(a) 当期税金費用の内訳：

税金費用の内訳：	2014年12月31日 終了年度 米ドル	2013年12月31日 終了年度 米ドル
当期税額：		
法人税率12.5%	-	6,792
前期に関する調整	361	4,228
当期税額合計(以下注記(b)参照)	<u>361</u>	<u>11,020</u>
繰延税金(注記9参照)：		
その他の一時差異	-	(3,812)
経常利益に係る税額	<u>361</u>	<u>7,208</u>

## (b) 当期税金(控除)/費用に影響を与えた要素:

アイルランド法人税の標準税率は税引前利益の12.5%であり、アイルランドの税務当局に対して支払われる。上述の当期税額合計と税引前経常(損失)/利益にアイルランド法人税率を適用して算出された金額との差異は、以下のとおりである。

	2014年12月31日 終了年度 米ドル	2013年12月31日 終了年度 米ドル
税引前経常(損失)/利益	(15,529)	44,294
経常(損失)/利益にアイルランド法人税の標準税率(12.5%)を乗じた額	(1,941)	5,537
課税対象利益にかかる高税率の影響	-	1,054
繰越欠損金	1,941	-
為替差額	-	201
前期に関する調整	361	4,228
当期税金(控除)/費用	361	11,020

繰延税金は、一時差異が回収可能であると見込まれる範囲で認識される。繰越欠損金に関する1,941米ドルの潜在的な繰延税金資産は、その将来的な回収可能性への不確実性によって本財務書類においては認識されていない。

## 9. 債権

	2014年12月31日現在 米ドル	2013年12月31日現在 米ドル
顧客に対する債権	2,699	46,432
グループ会社に対する債権	3,151	3,591
未収法人税還付	6,291	-
その他の資産	122,870	231,070
	135,011	281,093

上記のすべての債権は、1年以内に支払期限が到来する債権とみなされている。

## 10. 債務: 1年以内に期限が到来する金額

	2014年12月31日現在 米ドル	2013年12月31日現在 米ドル
未払金および繰延収益	40,445	47,730
グループ会社に対する債務	53,720	1,311
その他の債務	288,231	387,769
未払法人税	-	1,144
	382,396	437,954

## 11. 株式資本金

	2014年12月31日現在		2013年12月31日現在	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
<u>授權済</u>				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<u>割当済、請求済および全額払込済</u>				
1株当たり1米ドルの普通株式	500,000	500,000	500,000	500,000

## 12. 株主持分の変動および準備金の変動の調整

	払込資本金 米ドル	損益勘定 米ドル	合計 米ドル
2013年1月1日現在	500,000	477,238	977,238
留保利益	-	37,086	37,086
2013年12月31日現在	500,000	514,324	1,014,324
留保損失	-	(15,890)	(15,890)
2014年12月31日現在	500,000	498,434	998,434

## 13. 契約債務および偶発債務

2014年12月31日または2013年12月31日現在において当社に契約債務および偶発債務はなかった。

## 14. 取締役の株式持分

2014年12月31日現在で在職しているゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッドの取締役が、期首及び期末現在で保有しているザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの株式資本金は以下の通りである。

		2014年12月31日 現在	2013年12月31日 現在
フランク・エニス	議決権付普通株式	-	-
マーク・ヒーニー	議決権付普通株式	453株	412株
ユージーン・レーガン	議決権付普通株式	-	-
アラン・シュッチ	議決権付普通株式	3,249株	2,622株
セオドア・ソティア	議決権付普通株式	2,896株	14,755株
キャサリン・ユニアック	議決権付普通株式	10,650株	9,861株

2014年12月31日におけるゴールドマン・サックス・グループ・インク株式の終値は193.83米ドル(2013年12月31日:177.26米ドル)であった。

セオドア・ソティアは、当期期首現在、ゴールドマン・サックス・グループ・インクのストック・オプション5,669株を所有していた。期中において、付与、失効または解除されたストック・オプションはなかった。

#### 15. 最終および直接の親会社

当社の最終および直接の親会社は、アメリカ合衆国内における法人企業であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクであり、アメリカ合衆国、10282 - 2198ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200番地に所在する。ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの連結財務書類の写しは、親会社の登記上の事務所または[www.goldmansachs.com/shareholders/](http://www.goldmansachs.com/shareholders/)にて入手することができる。

#### 16. 金融リスク管理

当社は、当社の金融資産および負債を通じて金融リスクにさらされている。当社の事業や当社の貸借対照表上の資産および負債の性質により、取締役は、当社に関わる金融リスクの中で最も重要な要素は信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクであると考えている。当社は、グローバル・グループの一員として、グローバルのリスク方針および手続きを順守している。

#### 17. 後発事象

年度末および本財務書類の承認日以降、期中に発生した重要な事象はない。

#### 18. 財務書類の承認

本財務書類は、2015年4月21日に取締役会によって承認された。

## (2) 【損益計算書】

損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した損益計算書を参照のこと。

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

for the year ended 31 December 2014


		Year Ended 31 December 2014	Year Ended 31 December 2013
	Note	US\$	US\$
Turnover	3	41,265	93,886
Operating expenses		(56,822)	(50,047)
<b>OPERATING (LOSS) / PROFIT</b>	4	(15,557)	43,839
Interest receivable and similar income	5	28	455
<b>(LOSS) / PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION</b>		(15,529)	44,294
Tax on (loss) / profit on ordinary activities	8	(361)	(7,208)
<b>(LOSS) / PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES AFTER TAXATION AND FOR THE FINANCIAL YEAR</b>	12	(15,890)	37,086

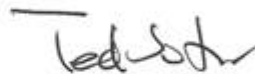
The results of the company are derived from continuing operations in both the current and prior years.

There is no difference between the (loss) / profit on ordinary activities before and after taxation and the (loss) / profit for the financial year as stated above and their historical cost equivalents.

The company has no recognised gains and losses during the current or prior years other than those disclosed above, and therefore, no separate statement of total recognised gains and losses has been presented.

The financial statements were approved by the Board of Directors on 21 April 2015.

  
Mark Heaney  
Director

  
Theodore Sotir  
Director

The notes on pages 9 to 15 form an integral part of these financial statements.  
Company number: 436519

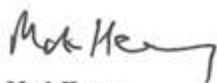
## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

BALANCE SHEET

as at 31 December 2014

	Note	31 December 2014 US\$	31 December 2013 US\$
<b>CURRENT ASSETS</b>			
Cash at bank		1,245,819	1,171,185
Debtors	9	135,011	281,093
		<u>1,380,830</u>	<u>1,452,278</u>
<b>CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR</b>	10	<u>(382,396)</u>	<u>(437,954)</u>
<b>NET ASSETS</b>		<u>998,434</u>	<u>1,014,324</u>
<b>CAPITAL AND RESERVES</b>			
Called up share capital	11	500,000	500,000
Retained profit	12	498,434	514,324
<b>TOTAL SHAREHOLDERS' FUNDS</b>	12	<u>998,434</u>	<u>1,014,324</u>

The financial statements were approved by the Board of Directors on 21 April 2015.



Mark Heaney  
Director



Theodore Sotir  
Director

The notes on pages 9 to 15 form an integral part of these financial statements.  
Company number: 436519

**GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED****NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014****1. ACCOUNTING POLICIES**

The significant accounting policies adopted by the company are as follows:

**a. Basis of preparation**

The financial statements have been prepared in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and Irish Statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2013. Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair view are those promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Financial Reporting Council.

**b. Historical cost convention**

The financial statements are prepared under the historical cost convention.

**c. Presentation currency**

The financial statements are presented in U.S. dollars, denoted by the symbol US\$, which is the company's presentation and functional currency.

**d. Foreign currencies**

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at the rates of exchange ruling at the balance sheet date. Transactions in currencies other than U.S. dollars are converted at the rates of exchange prevailing at the dates the transactions occurred. Gains and losses arising from foreign currency transactions and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currency are recognised in the profit and loss account.

**e. Revenue recognition**

Management fees are recognised on an accruals basis and are calculated as a percentage of a fund's average net asset value and are recognised over the period that the related services is provided.

**f. Taxation**

The charge for taxation is based on the profit for the period and takes into account current and deferred taxation.

**g. Deferred taxation**

Deferred tax is provided on all timing differences that have originated but not reversed at the balance sheet date where transactions or events that result in an obligation to pay more tax in the future or a right to pay less tax in the future have occurred at the balance sheet date. Timing differences are temporary differences between profits as computed for tax purposes and profits as stated in the financial statements which arise because certain items of income and expenditure in the financial statements are dealt with in different years for tax purposes. Deferred tax is measured on an undiscounted basis at the tax rates that are expected to apply in the years in which the timing differences are expected to reverse, based on tax rates and laws that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date.

**h. Dividends**

Final equity dividends are recognised in the period that they are approved by the shareholders. Interim equity dividends are recognised in the period that they are paid. Dividends are distributed directly from equity.



## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014

## 2. REPORTING AND DISCLOSURE EXEMPTIONS

## a. FRS (Revised 1996) 'Cash Flow Statements'

The company is a greater than 90% subsidiary of Group Inc. whose consolidated financial statements include the company and are publicly available and is, therefore, exempt from preparing a cash flow statement as required by FRS1 (Revised 1996) 'Cash Flow Statements'.

## b. FRS8 'Related Party Disclosure'

Transactions with other companies within the group are not disclosed as the company has taken advantage of the exemption available under FRS 8 'Related Party Disclosures' on the basis that the consolidated financial statements of The Goldman Sachs Group, Inc. are publicly available. All related party transactions are conducted with wholly owned subsidiaries of The Goldman Sachs Group, Inc. There were no loans made to directors during, or subsequent to, the reporting period by the company. There were no other related party transactions requiring disclosure.

## 3. TURNOVER

Turnover represents fees earned for the provision of fund management services to collective investment schemes.

## 4. (LOSS) / PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION

	Year Ended 31 December 2014	Year Ended 31 December 2013
	US\$	US\$
<b>(Loss) / profit on ordinary activities before taxation is stated after charging:</b>		
Auditors' remuneration- audit services	13,173	13,802
Foreign exchange losses	7,006	849
Legal fees	21,531	21,901
<b>Auditors' remuneration (ex VAT):</b>		
- the audit of individual accounts	13,173	13,802
- other assurance services	-	-
- tax advisory services	-	-
- other non-audit services	-	-
Total auditors' remuneration	<u>13,173</u>	<u>13,802</u>

## 5. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

	Year Ended 31 December 2014	Year Ended 31 December 2013
	US\$	US\$
Bank interest	28	35
Interest on loans to group undertakings	-	420
	<u>28</u>	<u>455</u>

**GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED****NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014****6. DIRECTORS' EMOLUMENTS**

	Year Ended 31 December 2014	Year Ended 31 December 2013
	US\$	US\$
<b>Aggregate emoluments:</b>		
For services as director	2,503	2,155
Pension	25	18
	<b>2,528</b>	<b>2,173</b>

The directors' emoluments are borne by group undertakings in the current and prior years.

**7. STAFF COSTS**

The company has no employees (2013: nil). All persons involved in the company's operations are employed by group undertakings.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014

## 8. TAX ON (LOSS) / PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES

## (a) Analysis of charge for the year:

	Year Ended 31 December 2014	Year Ended 31 December 2013
	US\$	US\$
The charge for the taxation comprises:		
<b>Current tax:</b>		
Corporation tax at 12.5%	-	6,792
Adjustments in respect of previous periods	361	4,228
<b>Total current tax (see note (b) below)</b>	<b>361</b>	<b>11,020</b>
<b>Deferred tax (see note 9):</b>		
Other timing differences	-	(3,812)
<b>Tax charge on profit on ordinary activities</b>	<b>361</b>	<b>7,208</b>

## (b) Factors affecting the tax (credit) / charge for the current year:

The standard rate of Irish corporation tax is 12.5% of profit before tax payable to the Irish Revenue Commissioners. The difference between the total current tax shown above and the amount calculated by applying the Irish corporation tax rate to the (loss) / profit on ordinary activities before tax is as follows:

	Year Ended 31 December 2014	Year Ended 31 December 2013
	US\$	US\$
(Loss) / profit on ordinary activities before tax	(15,529)	44,294
(Loss) / profit on ordinary activities multiplied by standard rate in Ireland (12.5%)	(1,941)	5,537
Effect of higher tax rate on chargeable gains	-	1,054
Losses carried forward	1,941	-
Exchange differences	-	201
Adjustments in respect of previous periods	361	4,228
<b>Current tax (credit) / charge for the year</b>	<b>361</b>	<b>11,020</b>

Deferred tax is recognised to the extent that timing differences are expected to be recoverable. A potential deferred tax asset of \$1,941 in respect of losses carried forward has not been recognised in the financial statements due to uncertainty over its future recoverability.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014

## 9. DEBTORS

	31 December 2014	31 December 2013
	US\$	US\$
Amounts due from customers	2,699	46,432
Amounts due from group undertakings	3,151	3,591
Corporation tax receivable	6,291	-
Other assets	122,870	231,070
	<u>135,011</u>	<u>281,093</u>

All assets included in the above table are considered due within one year.

## 10. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	31 December 2014	31 December 2013
	US\$	US\$
Accruals and deferred income	40,445	47,730
Amounts due to group undertakings	53,720	1,311
Other liabilities	288,231	387,769
Corporation tax payable	-	1,144
	<u>382,396</u>	<u>437,954</u>

## 11. SHARE CAPITAL

	31 December 2014		31 December 2013	
	No.	US\$	No.	US\$
<u>Authorised</u>				
Ordinary Shares of US\$1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<u>Allotted, called up and fully paid</u>				
Ordinary shares of US\$1 each	500,000	500,000	500,000	500,000

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014

## 12. RECONCILIATION OF MOVEMENTS IN SHAREHOLDERS' FUNDS AND MOVEMENT ON RESERVES

	Called up share capital	Profit and loss account	Total
	US\$	US\$	US\$
At 1 January 2013	500,000	477,238	977,238
Retained profit for the period	-	37,086	37,086
At 31 December 2013	500,000	514,324	1,014,324
Retained loss for the period	-	(15,890)	(15,890)
At 31 December 2014	500,000	498,434	998,434

## 13. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

The company had no financial commitments or contingencies at the year ended 31 December 2014 and 31 December 2013.

## 14. DIRECTORS' SHARE INTERESTS

The number of shares held beneficially by directors of Goldman Sachs Management (Ireland) Limited, in office at 31 December 2014, in the share capital of The Goldman Sachs Group, Inc. at the start and at the end of the period was as follows:

		At 31 December 2014	At 31 December 2013
Frank Ennis	Voting Common Stock	-	-
Mark Heaney	Voting Common Stock	453	412
Eugene Regan	Voting Common Stock	-	-
Alan Shuch	Voting Common Stock	3,249	2,622
Theodore Sotir	Voting Common Stock	2,896	14,755
Katherine Uniacke	Voting Common Stock	10,650	9,861

Shares of Goldman Sachs Group, Inc. closed at US\$193.83 on 31 December 2014 (31 December 2013: US\$177.26).

Theodore Sotir held 5,669 share options of Goldman Sachs Group Inc. at the beginning of the year. No options were granted, lapsed or released during the year.

## 15. ULTIMATE AND IMMEDIATE PARENT UNDERTAKINGS

The company's ultimate and immediate parent undertaking is The Goldman Sachs Group, Inc. of 200 West Street, New York, NY 10282-2198, United States of America, a company incorporated in the United States of America. Copies of its consolidated financial statements are available at the registered office of the parent company or at [www.goldmansachs.com/shareholders/](http://www.goldmansachs.com/shareholders/).

## 16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The company is exposed to financial risk through its financial assets and liabilities. Due to the nature of the company's business and the assets and liabilities contained within the company's balance sheet, the most important components of financial risk the directors consider relevant to the entity are credit risk, operational risk and liquidity risk. The company, as part of a global group, adheres to global risk policies and procedures.

**GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED**

---

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2014****17. SUBSEQUENT EVENTS**

No significant events have occurred in the period subsequent to the year end date and the date of approving the financial statements.

**18. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS**

The financial statements were approved by the Board of Directors on 21 April 2015.

#### 4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、管理会社またはファンドの受益者以外の者の利益をはかる目的で行う取引等、ファンドの受益者の利益保護に反する取引またはファンド財産の適切な運用を害する取引を行ってはならない。「利害衝突」の項目は、管理会社の業務上生じ得る利害衝突を規定する。かかる活動は、トラストの受益者の利益保護に反することがない限り、禁止されない。

#### 5【その他】

##### (1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

管理会社の取締役の選任についてはアイルランド中央銀行の承認が必要である。

##### (2) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

##### (3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、( )アイルランド高等法院の命令により、または( )株主総会の特別決議によって解散される。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル  
(Goldman Sachs Asset Management International) (「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2014年12月末日現在、175万5,714米ドル(約2億1,098万円)

(ロ) 事業の内容

ファンドの投資顧問会社は、英国EC4A 2BBロンドン市フリート・ストリート 133、ピーターボロー・コートに所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業である。投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む広範囲の顧客にサービスを提供している。ゴールドマン・サックス・グループは、1869年(明治2年)に創立された世界の主要な投資銀行の一つである。ゴールドマン・サックスの資産運用グループは、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供している。2014年12月末日現在、投資顧問会社およびその関連企業は約1兆1,780億米ドル(約141兆5,603億円)を超える資金の投資顧問、管理者または販売会社として事業を行っている。

(2) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(「代行協会員」および「副投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2014年12月末日現在、4億9,000万円

(ロ) 事業の内容

副投資顧問会社は、1996年2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得している。また、2002年1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けている。2007年9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録された。2015年4月末日現在の副投資顧問会社の国内投信運用資産総額は、1兆4,904億円である。

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド  
(State Street Custodial Services (Ireland) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額(発行済株式資本)

2015年3月末日現在、200,000英ポンド(約3,561万円)

(注) 英ポンドの円貨換算は、平成27年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=178.07円)による。

(ロ) 事業の内容

受託会社は株式により限定される非公開会社であり、1991年5月22日にアイルランド法に基づき設立された。受託会社は有限責任会社であり、最終的には、ステート・ストリート・コーポレーションの完全保有子会社である。



## (4) RBCインベスター・サービス・アイルランド・リミテッド

(RBC Investor Services Ireland Limited) (「登録・名義書換事務代行会社」)

## (イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、1,200万ユーロ(約15億6,384万円)

## (ロ) 事業の内容

登録・名義書換事務代行会社は、アイルランドにおいて1997年1月31日に設立された。同社は、RBCインベスター・サービス・バンク・エス・エイの完全子会社であり、アイルランド内外の投資信託に対し会計、純資産価格計算、名義書換事務、株主登録等の事務サービスを提供している。

## (5) ステート・ストリート・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッド

(State Street Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

## (イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、350,000英ポンド(約6,232万円)

## (ロ) 事業の内容

管理事務代行会社は1992年3月23日にアイルランドにおいて設立された有限会社である。管理事務代行会社は、最終的には、ステート・ストリート・コーポレーションの保有会社である。管理事務代行会社の主たる事業は、各種投資スキームについての運用・管理サービスや他の投資手段を提供することである。

## (6) ゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International) (「総販売会社」および「受益者サービス代行会社」)

## (イ) 資本金の額

2013年12月末日現在、9億7,000万米ドル(約1,142億円)

## (ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「G S I」)は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S Iは、1999年に設立されたデラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

## (7) ゴールドマン・サックス証券株式会社(「日本における販売会社」)

## (イ) 資本金の額

2014年3月末日現在、83,616百万円

## (ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

## (8) シティバンク銀行株式会社(「日本における販売会社」)

## (イ) 資本金の額

2015年3月末日現在、123,100百万円

## (ロ) 事業の内容

銀行業務を中心に金融サービスを提供している。

## 2【関係業務の概要】

### (1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

ファンドに関する投資運用業務を行う。

管理会社と投資顧問会社との投資顧問契約の条項に従い、投資顧問会社は、管理会社の取締役の監督および支配の下で、ファンド資産の日々の投資運用業務および統計業務その他の関連業務をファンドに提供する。投資顧問会社は、ファンドに代わり行為し、代理人、ブローカーおよびディーラーを選任しそれらを通して取引を行い、取締役が随時要求する報告書を取締役に提供する。

### (2) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社に対する投資助言業務および日本における代行協会員業務を行う。

### (3) ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド

ファンドの受託業務を行う。

受託会社は、特に、ファンドを代表する受益証券の発行および償還が信託証書に従い遂行されることを確保する義務を負う。受託会社は、管理会社の指示がUCITS規則または信託証書と相反しない限り、管理会社の指示を遂行する。さらに、受託会社は、各会計年度における管理会社の行動を調査し、これに関する報告を受益者に対して行う義務を負う。

### (4) RBCインベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

ファンドの名義書換代行業務および受益者名簿記帳業務を行う。

登録・名義書換事務代行会社は、ファンドの受益者名簿の維持、買付申込および買戻指示の受領および処理、受益証券の割当および発行等の日常業務をファンドに提供する。

### (5) ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド

ファンドの管理事務代行業務を行う。

管理会社は、管理事務代行会社を、管理会社と管理事務代行会社との間の管理契約(「管理事務契約」)に基づき、ファンドへ管理事務サービスを提供するように任命している。管理事務代行会社がファンドに日々提供する管理事務サービスには、ファンドの帳簿および記録の管理およびファンドの年次報告書および半期報告書の作成支援が含まれる。管理事務代行会社の責務には、各サブ・ファンドおよび各クラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価額の日々の計算を含むファンド計算サービスの提供も含まれる。

### (6) ゴールドマン・サックス・インターナショナル

受益証券の総販売業務および受益者サービス代行業務を行う。

### (7) ゴールドマン・サックス証券株式会社

受益証券の販売業務としての業務を行う。

### (8) シティバンク銀行株式会社

受益証券の販売業務を行う。

(取扱店舗については、シティバンク銀行株式会社に問い合わせることができる。)

## 3【資本関係】

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社(代行協会員を兼ねる。)および総販売会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### アイルランド共和国における投資信託制度の概要

##### 1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づく通達(以下「ユニット・トラスト法」という。)により代替された。

1989年ヨーロッパ共同体(UCITS)規則(以下「1989年規則」という。)および1989年金融法(同法は、1989年規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。)の施行後、EC規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定および変動資本を有する会社型ファンドの設立が認められている。

##### 2. アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日(EC規則の初版の施行日である。)までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法(ユニット・トラスト法により代替された。)に定められていた。2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(改正済)(以下「EC規則」という。)は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達2009/65/EC、2010年7月1日付通達2010/43/EUおよび2010年7月1日付通達2010/44/EU(以下「UCITSに関する指令」という。)を履行する。1989年規則および1990年ユニット・トラスト法により、アイルランドの投資信託制度は変更され、投資信託に関連したアイルランド会社法の規定の一部も改正された。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)も2013年7月21日に施行され、2013年7月16日にアイルランドにおいて2013年ヨーロッパ連合(オルタナティブ投資ファンド運用者)規則(以下「AIFM規則」という。)により現地法人化された。AIFM規則は、投資家のために定義された投資方針に従って投資元本を投資する目的で多くの投資家から投資元本を調達する、アイルランドにおいて設立されるUCITS以外の投資信託(その投資コンパートメントを含む。)(以下「AIF」という。)に適用される。

(1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、EC規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

(a) 契約型投資信託、一般契約型投資信託、固定資本を有する会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託としての構造を持つEC規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)

(b) 以下として設立されるAIF

- 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト(以下「AIFの契約型投資信託」という。)
- 2005年アイルランド投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「2005年法」という。)の下に設立される一般契約型投資信託(以下「AIFの一般契約型投資信託」という。)
- 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託、および
- 1990年会社法パートにより認可される会社型投資信託

(2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合のいずれか一つの加盟国(以下「EU加盟国」という。)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITSに関する指令に基づく通知手続を遵守し、かつ同国での販売に関する現地の規則に従うことを条件として、その株式

または受益証券を自由に販売することができる。認可されたオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)を有するAIFは、AIFMDの要件に従い、他のEU加盟国において機関投資家に対してその株式または受益証券を自由に販売することができる。

(3) EC規則は、ある一定の例外はあるが、UCITSを以下のように定義している。

(a) 公衆から調達した投資元本を( )譲渡性のある証券、( )EC規則に規定されるその他の流動性金融資産に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および

(b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻しまたは償還される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しまたは償還に相当すると見做される。

(B) EC規則は、上記の定義に該当するが、EC規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。

(a) クローズド・エンド型のファンド

(b) ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド

(c) 信託証書、設立証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド

(C) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

(1) 契約型投資信託(Unit Trusts)

(2) 一般契約型投資信託(Common Contractual Funds)

(3) 有限責任組合理型投資信託(Investment Limited Partnership)

(4) 会社型投資信託(Investment Companies)

(a) 変動資本を有する会社型投資信託

(b) 固定資本を有する会社型投資信託

UCITSは契約型投資信託、一般契約型投資信託または会社型投資信託として設定しうる。

AIFの契約型投資信託は、1990年ユニット・トラスト法に従った契約型投資信託(Unit Trust)として、または2005年法および同法に基づきアイルランド中央銀行(Central Bank of Ireland)(以下「中央銀行」という。)が発行したAIFルールブック(以下「AIFルールブック」という。)に従った一般契約型投資信託として設定しうる。

AIFの会社型投資信託は1990年会社法パート およびAIFルールブックに基づいてアイルランドで設定される。

(D) (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。

(2) UCITSおよびAIFの認可された契約型投資信託は、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

(3) UCITSおよびAIFの認可された一般契約型投資信託は、租税上パススルーされるためアイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税が免除される。

(4) 認可されたUCITSおよびAIFの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

### 3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) 契約型投資信託(以下「ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託」という。)

このタイプの投資信託の構造は、共有資産(以下「ファンド」という。)、管理会社および受託会社の3要素に基づいている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。本項における信託証書の記載は、一般契約型投資信託の設立証書にも同様に適用される。

## (2) 発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に一定の規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託の場合にはEC規則の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託に関しては、EC規則に基づいている。信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

## (3) UCITS型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託に関する諸規則

EC規則により、一定の要件および中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って執行すること。
- (b) UCITS型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1ヶ月に二度は計算されること。
- (c) 中央銀行のUCITSに関する通達およびこれに対応する申請書には、目論見書、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)および重要契約に関する一定の開示要件が規定されること。

## (4) 投資制限

契約型投資信託に適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とNON-UCITSに適用される制限に区別される。

( ) UCITSの投資制限は、EC規則に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

### 1 認可された投資対象

UCITSの投資対象は以下に限定される。

- 1.1 UCITSに関する通達に規定される、EU加盟国もしくはEU非加盟国の証券取引所に正式に上場されているか、またはEU加盟国もしくはEU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- 1.2 発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場(上記)への正式上場が1年以内に認められる予定の証券
- 1.3 UCITSに関する通達で定義されている証券で、規制された市場で取引されるもの以外の短期金融市場証券
- 1.4 UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- 1.5 中央銀行の指針書2/03に規定されるNON-UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- 1.6 UCITSに関する通達に規定される金融機関における預金
- 1.7 UCITSに関する通達に規定される金融派生商品

### 2 投資制限

- 2.1 UCITSは、第1項に記載されたもの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。
- 2.2 UCITSは、発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場(1.1項に記載)への正式上場が1年以内に認められる予定の証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。本制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するUCITSによる投資については適用されない。
- ( ) 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。
- ( ) 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がUCITSによって評価される価格でまたはおおよそその価格でUCITSにより7日以内に換金されることができるところ。
- 2.3 UCITSは、同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、純資産総額の40%未満とする。
- 2.4 (2.3項の)10%制限は、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律により債券所持人を保護するための特別公的監督に服する金融機関が発行する債券については25%まで引き上げられる。UCITSがその純資産の5%を超えて同一発行体の当該債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの純資産総額の80%を超えてはならない。本条項の利用を意図しない限り、本制限を含める必要はなく、また本制限が中央銀行の事前の承認を要するという事実に言及しなければならない。
- 2.5 (2.3項の)10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国もしくはその地方公共団体またはEU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。
- 2.6 2.4項および2.5項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、2.3項に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。
- 2.7 UCITSは、純資産の20%を超えて同一金融機関における預金に投資することはできない。
- 同一金融機関(EEA(欧州経済地域)で認可されている金融機関、1998年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)によって認可されている金融機関またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関を除く。)において付随的流動資産として保管される預金は、純資産の10%を超えてはならない。
- かかる制限は、受託会社/保管銀行における預金については20%まで引き上げられることがある。
- 2.8 店頭市場派生商品の取引相手方に対するUCITSのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。
- かかる制限は、EEAで認可されている金融機関、1998年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)によって認可されている金融機関またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関については10%まで引き上げられる
- 2.9 上記の2.3項、2.7項および2.8項に関わらず、同一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券への投資、または同一機関により行われた預金および/または同一機関により実行された店頭派生商品取引から発生する取引相手方に関するリスク・エクスポージャーの二種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。

- 2.10 上記の2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。
- 2.11 グループ会社は、2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。
- 2.12 UCITSは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の100%まで投資することができる。
- 個々の発行体は、信託証書、設立証書または定款および目論見書に記載されなければならない。また以下のリストから引用されることがある。
- OECD加盟国政府(関係銘柄は投資適格であること)、ブラジル政府(銘柄は投資適格であること)、インド政府(銘柄は投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン組合(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、ストレート-AファンディングLLC、輸出入銀行
- UCITSは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない。かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。
- 3 投資信託(以下「CIS」という。)への投資
- 3.1 UCITSは、CISが( )EC規則に該当する場合および( )純資産の10%を超えて他のオープン・エンド型CISに投資することを禁止されている場合に、オープン・エンド型CISに投資することができる。
- 3.2 UCITSは、純資産の20%を超えて同一CISに投資することはできない。投資先CISがアンブレラ型投資信託である場合、当該アンブレラ型投資信託の各サブ・ファンドは、本制限において個別CISとみなすことができる。UCITSの投資先のCISの資産は、UCITSの投資制限の遵守にあたって考慮する必要はない。
- 3.3 NON-UCITSへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。
- 3.4 UCITSが、UCITSの管理会社によるかまたはUCITSの管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のCISの受益証券に投資する場合、当該管理会社または他の会社は、当該他のCISの受益証券に対するUCITS投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。
- 3.5 UCITSの管理会社/投資運用会社/投資顧問会社が他のUCITSの受益証券への投資により手数料(割戻し手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料はUCITSの資産に払い込まなければならない。
- 4 指数連動UCITS
- 4.1 UCITSは、UCITSに関する通達に規定された基準を満たしかつ中央銀行により承認されている指数に追随することをその投資方針としている場合、同一機関が発行した株券および/または債務証券に純資産の20%を限度に投資することができる。
- 4.2 4.1項の制限は、異常な市況により正当であると認められる場合には35%まで引き上げられ、同一発行体に適用されることがある。
- 5 一般条項
- 5.1 投資会社、またはその運用するCISのすべてについて行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

- 5.2 UCITSは、以下を超えて取得することはできない。
- ( ) 同一発行体の無議決権株式の10%
  - ( ) 同一発行体の債務証券の10%
  - ( ) 同一CISの受益証券の25%
  - ( ) 同一発行体の短期金融市場証券の10%
- (注) 上記( )、( )および( )の制限は、取得時において債務証券の総額または短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- 5.3 5.1項および5.2項は以下については適用されないものとする。
- ( ) EU加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
  - ( ) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
  - ( ) 一または複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
  - ( ) あるEU非加盟国の法律に基づき当該保有がUCITSが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登録上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にUCITSが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、EU非加盟国の会社とその投資方針において2.3項乃至2.11項、3.2項、3.3項、5.1項、5.2項、5.4項、5.5項および5.6項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の5.5項および5.6項に従うものとする。
  - ( ) 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中に一または複数の投資会社が保有する株式
- 5.4 UCITSは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。
- 5.5 中央銀行は、最近認可されたUCITSに対しその認可日から6ヶ月間2.3項乃至2.12項、3.2項、3.3項、4.1項および4.2項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるUCITSはリスク分散原則を遵守するものとする。
- 5.6 UCITSが支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、UCITSは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。
- 5.7 投資会社または管理会社またはユニット・トラストを代理する受託会社または一般契約型投資信託の管理会社のいずれも、以下について担保を付さずに販売することはできない。
- 譲渡性のある証券
  - 短期金融市場証券
  - CISの受益証券、または
  - 金融派生商品
- 5.8 UCITSは付随的に流動資産を保有することができる。
- 5.9 UCITSは、その事業の目的上必要な不動産および動産を取得することができる。
- 5.10 UCITSは、貴金属またはこれを表象する証券を取得してはならない。
- 6 金融派生商品(以下「FDI」という。)
- 6.1 UCITSはFDIに投資することができる。ただし、
- ( ) 関連する指標となる項目または指数は、譲渡性のある証券、短期金融市場証券、CIS、預金、金融指標(UCITSに関する通達および指針書2/07に規定された基準を満たすもの)、金利、為替レートまたは通貨の一または複数で構成される。



- ( ) F D I に投資することにより、U C I T S が当該投資を行わない限り想定されないリスク(U C I T S が直接的なエクスポージャーを有すことのできない商品/発行体/通貨へのエクスポージャー等)に曝されることがない。
- ( ) F D I に投資することにより、U C I T S がその投資目的から逸脱することがない。
- 6.2 F D I は、E U 加盟国またはE U 非加盟国において制限され、定期的に運営され、認可されかつ一般に公開されている市場で取引されなければならない。信託証書、設立証書または通常定款には、U C I T S が投資を行う市場を記載しなければならない。各証券取引所および市場に関する規制は、中央銀行によりケース・バイ・ケースで定められる。
- 6.3 U C I T S は店頭市場(O T C)で取引されるF D I に投資することができる。ただし、
- ( ) 取引相手方は、E E A で認可されている金融機関、1998年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(E E A 加盟国以外)によって認可されている金融機関もしくはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関であるか、またはE E A 加盟国において金融商品市場通達に従い認可されている投資法人であるか、または米国証券取引委員会による総合監督下機関としての規制の対象機関であるものとする。
- ( ) 取引相手方が金融機関でない場合、取引相手方は、A 2 格もしくは同等の最低信用格付を有するか、またはA 2 格もしくは同等の信用格付が暗示されるとU C I T S がみなしているものとする。これに代わり、取引相手方による不履行により蒙った損失についてU C I T S がA 2 格もしくは同等の信用格付を有しかつ維持する機関により補償される場合、無格付の取引相手方も容認されることになる。
- ( ) 取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、U C I T S に関する通達で規定された制限を超過しない。
- ( ) U C I T S は、取引相手方が合理的な範囲で正確にかつ信頼できる方法で取引を評価し、U C I T S の請求に応じていつでも公正価額にて取引を終了することを確信しなければならない。
- ( ) U C I T S は、O T C デリバティブに信用性があることを確認する適切なシステムを有する。U C I T S は、取引相手方による評価または、U C I T S もしくは独立した価格決定業者により算定された評価等の代替評価のいずれかをを用いてO T C デリバティブを評価することを選択することができるが、U C I T S またはその他の当事者が、評価を遂行するための適切な人材および技術手段を有することを条件とする。U C I T S は、O T C デリバティブを毎日評価しなければならない。
- U C I T S が、代替評価を用いてO T C デリバティブを評価する場合、中央銀行は、U C I T S が国際的な最善の慣行に従い、I O S C O およびA I M A 等の機関により定められたO T C 商品の評価に関する原則を遵守すると予想している。代替評価は、マネジャー、取締役もしくはゼネラル・パートナーにより任命され、当該目的のため受託会社により承認された適格者により提供される評価、または当該評価額が受託会社により承認されている場合のその他の手段による評価である。また代替評価は、毎月、取引相手方による評価と照合しなければならない。重大な相違が発生した場合、かかる相違は、迅速に調査および説明されなければならない。
- U C I T S が、取引相手方による評価を用いてO T C デリバティブを評価する場合、評価は、当該目的のため受託会社により承認されかつ取引相手方から独立している者により承認または検証されなければならない。独立した検証は、U C I T S について少なくとも毎週実行されなければならない。
- 6.4 F D I の裏付資産(U C I T S に関する通達で定義された譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたF D I を含む。)に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、U C I T S に関する通達で規定された投資制限を超過してはならない。(本項は指数型F D I については適用されないが、裏

付指数はUCITSに関する通達で規定された基準を満たすものであることを条件とする。) )

- 6.5 UCITSは、レバレッジされる指数連動UCITSを除き、コミットメント・アプローチ、バリュー・アット・リスク・アプローチまたは適切なその他の高度なリスク測定手法を用いて、そのグローバル・エクスポージャーを計算する。コミットメント・アプローチを用いるUCITSは、そのグローバル・エクスポージャーがその純資産総額を超えないことを確保しなければならない。バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)・アプローチを用いるUCITSは、グローバル・エクスポージャーを計算するにあたり、相対的VaRアプローチまたは絶対的VaRアプローチを用いることができる。相対的VaRアプローチを用いる場合、UCITSのVaRは、関連する参照ポートフォリオのVaRの二倍以下であってはならない。絶対的VaRアプローチを用いる場合、UCITSのVaRは、その純資産価額の20%を超えてはならない。
- 6.6 UCITSのため将来の約定額を生じるFDI取引は以下のようにカバーされることを要する。
- 裏付資産の現物引渡しを要するFDIの場合、資産は常にUCITSが保管しなければならない。
  - 自動的にまたはUCITSの裁量により現金決済が行われるFDIの場合、UCITSは常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければならない。
- 6.7 OTCデリバティブの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、かかる相手方がUCITSに担保を提供し、担保が常に下記の基準を満たす場合、軽減されることがある。
- ( ) 流動性：現金を除き、受領する担保は流動性が高く、先行販売価格に近い価格で速やかに売却されるよう、規制された市場または価格設定に対して透明性を有する多面的取引システムにおいて取引されなければならない。
  - ( ) 評価：受領する担保は、少なくとも日次ベースで評価され、大幅な価格変動を示す資産は、十分に保守的な超過担保が提供されない限り、担保として受諾すべきではない。
  - ( ) 発行体の信用度：受領する担保は、信用度が高くななければならない。
  - ( ) 相関関係：受領する担保は、取引相手方から独立しており、取引相手方の実績と高い相関関係がないと予想される機関により発行されなければならない。
  - ( ) 分散性(資産の集中)：担保は、国、市場および発行体に関し、十分に分散されていなければならない。
  - ( ) 直ちに利用できること：受領する担保は、いつでも、取引相手方を考慮することなく、または取引相手方からの承認を得ることなく、UCITSによって完全に実行されるものでなければならない。
- 6.8 信用デリバティブの取引が認められるのは、かかる商品が、( )上記6.1項( )に記載された資産の信用リスクを当該資産に関するその他のリスクと切り放して移すことができる場合、( )結果的に、EC規則に規定されない資産の引渡しまたは移転(現金の形態を含む。)を生じない場合、( )上記6.3項に規定されたOTCデリバティブに関する基準に従う場合、および( )その資産が信用デリバティブの裏付証券として使用される企業の非公開情報を信用デリバティブの取引相手方が入手する可能性から発生するUCITSと取引相手方の間の情報のひずみに関するリスクについて、かかる商品のリスクが、UCITSのリスク管理プロセスおよびその内部管理構造により十分にヘッジされる場合である。UCITSは、FDIの取引相手方がUCITSの関係当事者または信用リスク発行者である場合、最大限の注意をもってリスクの査定を行わなければならない。
- 6.9 UCITSは、FDIのポジションに付随するリスクの監視、判定および管理を行うためのリスク管理プロセスを採用しなければならない。UCITSは中央銀行に対し、FDIへ

の投資計画およびリスク評価方法の詳細を提供しなければならない。中央銀行に対する当初届出には、以下の事項に関する情報を含むことが要求される。

- 譲渡性のある証券および短期金融市場証券に内包されたデリバティブを含む認可された F D I の種類、
- 対象リスクの詳細、
- 該当する量的制限およびかかる制限の監視・執行方法、
- リスク予想方法。

当初届出書に関する重要な変更は、事前に中央銀行に通知されなければならない。中央銀行は通知された変更につき異議を唱えることがあり、中央銀行が異議を唱えた変更および/または関連投資を行うことはできない。

6.10 U C I T S は中央銀行に対し、その F D I ポジションにかかる年次報告書を提出しなければならない。かかる報告書は、上記6.8項に記載される様々な項目に関する情報を記載した上、U C I T S の年次報告書とともに提出されなければならない。U C I T S は、中央銀行の要求により、いつでもかかる報告書を提出しなければならない。

( ) A I F として設立されるファンドの投資制限は、中央銀行の A I F ルールブックにおいて定められるとおりである。

A I F に適用される特定の投資制限は、A I F ルールブックに規定されており、当該 A I F が個人投資家向けの A I F であるか適格投資家向けの A I F であるかを参照して、また、A I F の設立に関連する投資先の資産の種類を参照して決定されている。

#### (5) 管理会社

( ) E C 規則ならびに中央銀行の U C I T S に関する通達により、U C I T S の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。

(b) 125,000ユーロに相当する最低財源を有すること(以下「財源要件」という。)。運用投資信託の純資産価額が250,000,000ユーロを上回る場合、管理会社は純資産価額が250,000,000ユーロを上回った金額の0.02%に相当する追加資金(以下「追加額」という。)を提供しなければならない。( )金融機関または保険会社により同額の保証を得る場合および( )中央銀行が保証書を承認する場合、管理会社はかかる追加金額の50%までの額を支払う必要はない。管理会社が保有すべき財源要件と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超える必要はない。

(c) 受託会社を兼任しないこと。

(d) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。

( ) ユニット・トラスト法の下で設立された A I F の契約型投資信託または2005年法の下で設立された A I F の一般契約型投資信託の管理会社は、A I F ルールブックに基づく以下の要件を満たすことを要する。

(a) アイルランド法または他の E U 加盟国の法律に基づき設立された法人であること。

(b) 最低125,000ユーロまたは最新の年次決算書における支出総額の四分の一のいずれか多い方の額に相当する最低財源を常に有すること。

(c) A I F の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。

(d) 管理会社の取締役は、A I F の受託会社の取締役を兼任しないこと。

(e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。

( ) 各 A I F は、A I F M 規則の要件に従って A I F M を任命しなければならない。A I F M は外部の機関であってもよく、または、A I F は A I F M (要するに自己運用の A I F ) としての認可を申請することもできる。

#### (6) 受託会社

( ) 信託証書または設立証書に定められる受託会社は、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。

受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。

- (a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がE C規則、ユニット・トラスト法、または2005年法および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って遂行されるようにすること。
- (b) 受益証券の価格がE C規則(UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合)および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従い計算されるようにすること。
- (c) 管理会社の指示をE C規則もしくはユニット・トラスト法または2005年法または信託証書もしくは設立証書(いずれか適用あるもの)に抵触しない限り実行すること。
- (d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
- (e) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の収益がE C規則(UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合)および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って充当されるようにすること。
- (f) 各年次計算期間における契約型投資信託または一般契約型投資信託(いずれか適用あるもの)の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、( )信託証書または設立証書およびE C規則またはユニット・トラスト法または2005年法(いずれか適用あるもの)により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ( )その他については信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)の条項およびE C規則またはユニット・トラスト法または2005年法(いずれか適用あるもの)を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託または一般契約型投資信託(いずれか適用あるもの)を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。
- (g) E C規則、中央銀行により課された条件またはユニット・トラスト、一般契約型投資信託または投資会社に関する目論見書の条項に対する重大な違反について中央銀行へ速やかに通知すること。
- (h) 組入証券の効率的な運用の目的でNON-UCITSの契約型投資信託またはNON-UCITSの一般契約型投資信託によって締結された契約の要項を遵守すること。
- ( ) UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。
- (a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること。
- (b) ( ) アイルランドで認可された金融機関であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上であること、または、
- ( ) アイルランドで認可されている金融機関のアイルランドで設置された支店であり、払込資本金が中央銀行の認可要件に明記される限度額以上であること、または、
- ( ) アイルランドで設立された会社であり、かつ、
- (aa) 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込資本金を有していること)。
- (bb) 中央銀行によって、かかる金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込資本金を有していること)。
- (cc) E C規則に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であると中央銀行によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は機関または親会社によって保証され、かかる機関または親会社は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込資本金を有していること)。
- ( ) 受託会社はE C規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。

受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できないその義務の不履行または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。上記の受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を副保管会社に委託したことによって影響を受けない。

- ( ) A I Fの受託会社の要件は以下のとおりである。
- (a) アイルランド法または他のE U加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b) ( ) 通達2006 / 48 / E Cに従って認可されている金融機関であること。
- ( ) 通達2006 / 49 / E C第20条(1)に基づく自己資本比率要件(オペレーショナル・リスクに関する資本要件を含む。)に服し、通達2004 / 39 / E Cに従って認可され、通達2004 / 39 / E Cの別紙 のB(1)に従って顧客の勘定において金融商品の保管および管理の付随的サービスを提供する投資会社であること。かかる投資会社は、いかなる場合においても、通達2006 / 49 / E C第9条に言及される当初資本金額以上の自己資金を有するものとする。
- ( ) アイルランドで設立された会社で、
- (aa) 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込資本金を有していること)。
- (bb) 中央銀行によって、かかる金融機関と同等であると見做されるE U非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、預託機関の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込済資本金を有していること)。
- (cc) (b) ( ) または( ) に基づき預託機関によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であると中央銀行によって見做されるE U加盟国またはE U非加盟国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、預託機関の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社は中央銀行の認可要件に明記される限度額以上の払込資本金を有していること)。
- ( ) 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法で当局に対応しなければならない。

#### (7) 関係法人

##### (a) 投資顧問会社

契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は他の会社と頻繁に投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証券または設立証書(いずれか適用あるもの)中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

##### (b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

##### (B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任組合型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託は中央銀行の認可および監督に服し、中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

## (C) 会社型の投資信託

( ) 会社型の投資信託は、これまでEC規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはAIFの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は、通常、株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。AIFは、一定の状況において無議決権付株式を発行することができる。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するAIFの会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限(授權資本)が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

固定資本を有する会社型投資信託の最低当初授權資本として38,092.14ユーロまたはその外貨相当額が、1983年会社法(改正済)により、要求されている。

管理会社またはファンド管理事務代行会社のサービスを利用しないUCITS型の会社型投資信託は、以下の事項を満たさなければならない。

- 300,000ユーロに相当する最低払込済資本を有すること。これは、事後に株主の資金と置換可能な当初払込済資本として行うことができる。
- その業務を有効に遂行し、UCITSに関する通達の規定を遵守するために十分な管理リソースを有していることにつき、継続的に中央銀行の要求を満たす。
- 中央銀行が要求する検討を行うため、中央銀行と会議を行う。これに関し、かかる会議の目的において、会社型投資信託は中央銀行が特定する資料(業務方法および会社の監査役が発行したマネジメント・レターを含む。)を提供することを要求される。

## ( ) 変動資本を有する会社型投資信託(VCC)

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、公開有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、(UCITSとの関係で)EC規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたはAIFのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

EC規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更は中央銀行に届け出て、その承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払い込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。

- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(UCITSについては1ヶ月に最低2回とする。)。中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払い込まなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIFのVCCに同様に適用される。ただし、中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてAIFのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる適格投資家向けのAIFとして設立されている場合については、この限りではない。

( ) 固定資本を有する会社型投資信託(FCC)

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、AIFのVCCに適用されない。

( ) 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)( )および( )記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

( ) 関係法人

(a) 受託会社/保管銀行

UCITSである会社型投資信託資産の保管は、EC規則により、受託会社/保管銀行に委託されなければならない。ただし、同規則により、以下のいずれかの場合は、中央銀行の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

( ) 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。

( ) 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記( )または( )の場合に該当する会社型投資信託は、(aa)株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、(bb)株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ(cc)株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度中央銀行に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければいけない。

上記3.(A)(6)(a)から(g)に記載の契約型投資信託の受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a)契約型投資信託または一般契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)ユニット・トラスト法または2005年法の記載は、1990年会社法のパート (改正済)またはEC

規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d)信託証書または設立証書の記載は、定款の記載として解釈される。

ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管銀行には適用されない。

A I Fの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社に関する要件は、A I F M規則およびA I Fルールブックの要件に従うA I Fの会社型投資信託の預託機関にも同様に適用される。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

#### 4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

##### (A) 設立関係法令

( ) アイルランド会社法が、U C I T SまたはA I Fにおける管理会社、およびV C CまたはF C Cの形態の会社型の投資信託に対し適用される。以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

( ) 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

F C Cの形態で設立された公開有限責任会社の発行済資本金の最低額は38,092.14ユーロである。ただし、管理会社が上記3(C)( )に規定されるとおり任命されていない場合は、U C I T S型会社型投資信託に関する要件を参照。

( ) 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(a) 引受株主の身元

(b) 会社の形態および名称

(c) 会社の目的

(d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、U C I T SではないV C Cの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

(e) 申込時の払込額

(f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類の記事

(g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

(h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名

(i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容

(j) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記事

(k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の詳細および権限

(l) 存続期間(適用ある場合)

(m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積

(n) アンブレラ・ファンドとして設立され、かつ2005年法に基づくアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドとの間で債務を分離することができる会社型投資信託の場合、各サブ・ファンドの資産は該当サブ・ファンドにのみ帰属するものであり、他のサブ・ファンドの債務またはこれに対する請求の弁済に直接または間接的に用いないものとし、また、かかる目的での資産利用は不可能とすることに関する規定。

( ) E C規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設定に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

( ) アイルランドにおけるU C I T Sの認可



- (a) アイルランド内のUCITSは中央銀行から認可を受けることを要する。EC規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- (b) 中央銀行の権限と義務は、EC規則に定められ、同規則によりUCITSの監督権が中央銀行に付与されている。
- (c) EC規則による目論見書等の要件
- EC規則は、ファンドに、目論見書、主要投資家情報文書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。EC規則は上記書類に関する要件を以下のように定めている。
- ( ) UCITSは目論見書、主要投資家情報文書、これらの変更、年次報告書および半期報告書を中央銀行に提出しなければならない。
  - ( ) 目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書ならびに主要投資家情報文書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。
  - ( ) 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。
  - ( ) 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
  - ( ) その該当期間の終了から、(aa)年次報告書は4ヶ月以内に、(bb)監査済または未監査の半期報告書は2ヶ月以内に公表されなければならない。
- (d) EC規則によるその他の要件
- ( ) 公募または売出しの申請
  - ( ) EC規則は、アイルランドで設定されたUCITSはアイルランドで活動を行うためには中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。
  - ( ) 信託証書、設立証書または定款の事前承認
  - ( ) EC規則は、UCITSは、中央銀行が信託証書、設立証書または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。
  - ( ) 他のEU加盟国における株式または受益証券の自由な販売
  - ( ) アイルランドのUCITSは、他のEU加盟国における販売に関する現地の規則を遵守することを条件として、当該国においてその株式または受益証券を自由に販売するために、UCITSに関する指令に基づく通知手続を利用することができる。
  - ( ) 目論見書の記載内容
  - ( ) 管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての確かな情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともEC規則に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。
  - ( ) 財務状況の報告および監査
  - ( ) EC規則は、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授けられた一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人は中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についての中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。
  - ( ) 財務報告書の提出
  - ( ) EC規則は、中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報および中央銀行がその法的機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。
  - ( ) EC規則は、中央銀行がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。
  - ( ) 罰則規定

EC規則に基づく違反につき有罪判決を受けた者は、(a) 即決判決としてA級の罰金刑もしくは6ヶ月以下の禁固刑もしくはその両方、または(b) 起訴状に基づく有罪判決として500,000ユーロ以下の罰金刑もしくは3年以下の禁固刑もしくはその両方に処される。

( ) アイルランドにおけるAIFの認可

2014年7月22日以降、アイルランドにおいて設立される各AIFは、AIFM規則およびAIFルールブックを遵守することを要求されるものとする。

## 5 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、設立証書または定款およびアイルランド会社法に規定されている。

契約型投資信託または一般契約型投資信託の清算の場合、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

## 6. 税制

### (A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。かかるアイルランドの投資信託は、受益証券または株式の発行、譲渡、買戻し、償還もしくは消却または申込の際に印紙税、文書税、譲渡税または登録税を課されない。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

(上記に規定する)投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合(またはアイルランド税法に基づく「免税投資家」の資格を有する場合)およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター(以下「IFSC」という。)に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者(特定の例外は除く)に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、「IFSC」ファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または(個人およびトラストの場合)アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地/住所地の国において適用される法制に従った課税が行われる。

アイルランドにおける課税は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

投資信託がアイルランドに居住する非免税の受益者に対して分配金を支払う場合、当該投資信託は分配金からアイルランドの税金を控除する。控除されるアイルランドの税金の金額は、(a)25%の税率の適用を受けるために適切な申告を行っている会社である受益者に対して分配金が支払われる場合は分配金の25%、(b)その他のすべての場合においては分配金の41%となる。投資信託は、このように控除した税金をアイルランド歳入庁に支払う。

### (B) 法人税

すべての法人は、その関連ある課税対象取引利益につき12.5%のアイルランド法人税率の特典を受ける。

## 第4【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがある。

次の事項を記載することがある。

- ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載  
管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。

図案を採用することがある。

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

- ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載

- ・「ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当り純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

(4) ファンド受益証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1. 表面

- a. ファンドの名称
- b. ユニットの名称および表章される口数
- c. ファンドの設立の日
- d. 存続期間
- e. 発行の日
- f. 取締役の署名

2. 裏面

- g. 譲渡人の署名欄
- h. 譲受人の声明欄(アイルランド人および米国人でないこと)
- i. 譲受人の署名欄
- j. 譲渡の日

(訳文)

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

独立監査人の監査報告書

2014年11月30日終了年度

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズの買戻可能参加受益証券保有者各位

私どもは、ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるGS新成長国通貨債券ファンドの2014年11月30日終了年度の財務書類、すなわち財政状態計算書、包括利益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書および投資有価証券明細表、ならびに関連する注記を監査した。

本財務書類の作成において適用される財務報告の枠組みは、アイルランド法およびアイルランドの財務報告評議会によって発行され、勅許会計士協会によって公表された会計基準(アイルランドで一般に公正妥当と認められている会計慣行)である。

管理会社および監査人それぞれの責任範囲

管理会社の責任についての報告書の3および4ページ(訳者注:原文のページ)で詳述されており、管理会社は、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任がある。私どもの責任は、アイルランド法および国際監査基準(英国およびアイルランド)に従い、本財務書類を監査し、意見を表明することである。当該基準は、私どもが監査実務審議会による監査人の倫理的基準に準拠することを要求している。

監査意見を含む本報告書は、サブ・ファンドの受益証券保有者のためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。私どもは、この監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、他のいかなる目的に対しても、もしくは本報告書を示されるまたはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

財務書類の監査の範囲

監査は、財務書類に不正あるいは誤謬による重大な虚偽の表示がないことの合理的な保証を十分に得るために、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の入手を含んでいる。監査は、会計方針がサブ・ファンドの状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうか、管理会社が行った重要な会計上の見積りの合理性、財務書類の全体的な表示の評価も含んでいる。さらに、私どもは、本監査済財務書類との重大な不一致を識別し、また監査の実施過程で私どもが得た知識に基づき、著しく不正確であるか当該知識との重大な不一致があることが明らかな情報を識別する目的で、年次報告書におけるすべての財務および財務以外の情報を通読する。私どもは、私どもが明らかな重大な虚偽の表示または不一致に気付いた場合、私どもの報告書に対する影響について考慮する。

財務書類に対する意見

私どもは、本財務書類は、アイルランドで一般に公正妥当と認められている会計慣行に従って、2014年11月30日現在のサブ・ファンドの財政状態および同日をもって終了する会計年度の運用成績の真実かつ公正な概観を与えており、また2011年欧州共同体の譲渡性のある有価証券への集合投資事業規則(改正済)の要件に従って適正に作成されているものと認める。

## その他の事項に対する意見

私どもは、私どもが監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。

私どもは、管理会社が会計帳簿を適正に維持していることを認める。

サブ・ファンドの財務書類は、会計帳簿と一致している。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

アイルランド

2015年3月24日

[次へ](#)

---

Goldman Sachs Global Funds  
Independent Auditors' Report  
For the Year Ended 30 November 2014

---

To the Redeemable Participating Unit holders of Goldman Sachs Global Funds

We have audited the financial statements of Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder, a Fund of Goldman Sachs Global Funds for the year ended 30 November 2014 which comprise the Statement of Financial Position, the Statement of Comprehensive Income, the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units, the Schedule of Investments and the related notes.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

Respective responsibilities of the manager and auditors

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on pages 3 and 4, the Manager is responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the unit holders of the Fund and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Fund's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the Manager; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

## Opinion on financial statements

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland of the state of the Fund's affairs as at 30 November 2014 and of its results for the year then ended;
- and have been properly prepared in accordance with the requirements of the European Communities (Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities Regulations, 2011 (as amended)).

## Opinions on other matters

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion proper books of account have been kept by the Manager.
- The financial statements of the Fund are in agreement with the books of account.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Ireland

24 March 2015

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)



## (訳文)

## 独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド株主各位

私どもは、ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッドの2014年12月31日終了年度の財務書類、すなわち損益計算書、貸借対照表、会計方針ならびに関連する注記を監査した。本財務書類の作成において適用される財務報告の枠組みは、アイルランド法およびアイルランドの財務報告評議会によって発行され、勅許会計士協会によって公表された会計基準(アイルランドで一般に公正妥当と認められている会計慣行)である。

## 取締役および監査人それぞれの責任範囲

取締役の責任についての報告書の3ページ(訳者注:原文のページ)で詳述されているとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任がある。私どもの責任は、アイルランド法および国際監査基準(英国およびアイルランド)に従い、本財務書類を監査し、意見を表明することである。当該基準は、私どもに監査実務審議会の監査人の倫理的基準に準拠することを要求している。

監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての当社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。私どもは、監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、他のいかなる目的に対しても、もしくは本報告書を示されるまたはこれ入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

## 財務書類の監査の範囲

監査は、財務書類に不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を十分に得るために、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の入手を含んでいる。監査は、会計方針が当社の状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうか、取締役が行った重要な会計上の見積りの合理性、財務書類の全体的な表示の評価も含んでいる。また、私どもは、財務書類におけるすべての財務および財務以外の情報を読み、本監査済財務書類との重大な不一致を識別する。私どもは、私どもが明らかな重大な虚偽の表示または不一致に気付いた場合、私どもの報告書に対する影響について考慮する。

## 財務書類に対する意見

私どもは、本財務書類は、2014年12月31日現在の当社の財政状態および同日をもって終了した事業年度の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2013年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

## 1963年から2013年の会社法により報告することが要求されている事項

私どもは、私どもが監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。

私どもは、当社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。

本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2014年12月31日現在において、1983年改正会社法40項(1)により当社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと認める。

## 例外を報告することが要求されている事項

私どもは、法律で特定されている取締役の報酬および取締役の取引の開示が行われていないと認める場合、報告することが要求されており、1963年から2013年の会社法の条項について報告することはない。

[署名]

ロナン・ドイル

プライスウォーターハウスクーパースを代表して、  
勅許会計士および法定監査事務所ダブリン  
2015年4月21日

[次へ](#)

## INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

We have audited the financial statements of Goldman Sachs Management (Ireland) Limited for the year ended 31 December 2014 which comprise of the Profit and Loss, the Balance Sheet, the accounting policies and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

## Respective responsibilities of directors and auditors

As explained more fully in the Directors' Responsibilities Statement set out on page 3, the directors are responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

## Scope of the audit of the financial statements

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the financial statements to identify material inconsistencies with the audited financial statements. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

## Opinion on financial statements

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 December 2014 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts 1963 to 2013.

## INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED -

continued

## Matters on which we are required to report by the Companies Acts 1963 to 2013

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion proper books of account have been kept by the company.
- The financial statements are in agreement with the books of account.
- In our opinion the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements.
- The net assets of the company, as stated in the Balance Sheet, are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2014 a financial situation which under Section 40(1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

## Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the provisions in the Companies Acts 1963 to 2013 which require us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by law are not made.

Ronan Doyle

for and on behalf of PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Statutory Audit Firm Dublin

21 April 2015

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。